

保育科学研究

第2卷（2011年度）

社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

発刊にあたって

日本保育協会保育科学研究所の平成23年度の研究成果をまとめた「保育科学研究」第2巻を発刊いたします。このたびの研究は、昨年度と同様に研究所運営委員会において協議し、承認された6件を掲載しています。内容は、継続研究3件と、新規研究3件からなっておりますが、この研究要旨については研究所が年3回発行している「研究所だより」第8号で紹介しております。

また、平成24年度の研究については、運営委員会において6件の研究テーマが承認され、研究が開始されています。この研究要旨については「研究所だより」で紹介する予定です。

平成22年度の研究成果については、昨年（平成23年）第1回学術集会を開催し、発表とシンポジウム等を行いました。また、「研究所だより」第9号に概要を掲載しました。なお、これらの研究所の発行物は日本保育協会のホームページ「保育科学研究所」からご覧いただけます。

さらに、研究所の新たな動きとして平成23年12月19日に開催された研究所運営委員会において研究所の「研究会員」を設けることが決まりました。これは、平成24年度から研究所細則の一部改正により、これまでの研究員（非常勤）とは別に「研究会員」を募り、より広い立場からの研究者の参加を促すことになったものです。

これまでの日本保育協会会員以外の、大学、行政、児童福祉施設の関係者等で個人に限定し、研究所の運営委員会の承認を得て研究活動に参加いただく機会を広げることとなりました。もちろん、日本保育協会会員の皆様は従来どおり日本保育協会が主催するすべての事業に参加が可能です。

今後とも保育科学研究所は、日本の乳幼児保育の向上を願い、保育実践・研究の各分野でご活躍の皆様の参加を得て、保育科学研究充実のために尽くしたいと思います。よろしくご支援賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

日本保育協会保育科学研究所長

巷野 悟郎

目 次

発刊にあたって（巷野悟郎）

研究論文

災害時の保育園の危機対応に関する研究（石井博子）	1
保育所長の保育所運営に係る意識に関する研究（石川昭義）	33
人材確保・育成に関する保育士養成校と 保育所の連携に関する研究（三浦修子）	66
乳幼児期の『保育所保育の必要性』に関する研究（坂崎隆浩）	74
障害乳幼児と家族への支援に活かす ムーブメント教育の実践分析に関する研究（飯村敦子）	116
保育所給食業務に関する研究（岡林一枝）	125

（資 料）

日本保育協会保育科学研究所細則	160
日本保育協会保育科学研究所運営委員会	162

災害時の保育園の危機対応に関する研究

研究代表者	石井 博子 (なみのり第二保育園副園長)
共同研究者	小川 恵美 (あすなる保育園副園長)
	宮林 佳子 (さくらぎ保育園副園長)
	田中 哲郎 (長野県長野保健福祉事務所所長)

研究の概要

地震などによる災害に対して、保育園は園児の安全を守るためにどのような対策を立て、災害発生後にどのような対応を行っていく必要があるかを明らかにすることを目的に、東日本大震災を経験した会員園を対象に調査を実施し、検討を行った。

対象と方法は、災害救助法適用市町村所在の日本保育協会会員園473施設及び、帰宅困難者の多かった東京都所在の会員園741施設を対象とし、調査期間は平成23年10月に郵送による調査を実施した。

その結果、回答施設数は青森県24園、岩手県48園、福島県49園、茨城県131園、栃木県18園、千葉県3園、東京都392園であった。震災による園児数の減少があった施設は16.7%で、減少数は、0～9名が90園、10～19名が10園、20～29名が2園、40名～49名が2園、110名以上が1園であった。震災発生時、74.6%の園では施設長が在園していたが、出張中の園が24.2%あり不在時での対応がされていた。園児が避難待機をした場所は、園敷地内が83.2%、園敷地外が15.8%で、敷地外に避難した園は、事前に避難場所と決めていた場所に71.4%の園が避難していた。

被害状況は、35.2%で園舎に被害があり、壁などに亀裂が20.0%の園でみられた。破損物や転倒・落下物があった園は34.9%、園庭に被害があった園は12.2%で、亀裂が53園、液状化が13園であった。津波による被害を受けた園は18園で、津波が近くまで来た園が8園、一部襲われた園4園、倒壊した園が2園などであった。震災による負傷者は6園で発生していた。

ライフラインの被害状況は、停電があった園は49.9%で、常時停電が64.7%、計画停電は33.2%であった。停電した期間は、常時停電は5日以下が85.7%で、40日以上が1園あった。計画停電では、71.1%が10日以下で、90日以上が1園あった。断水した園は26.3%で、期間は5日以下が36.6%、5～9日が29.1%、10～15日が10.3%で、60日以上が1園あった。ガスが停止した園は9.3%で、停止期間は、10日以下が54.8%、60日以上が1園であった。

保護者への連絡では、問題なく行えたかでは5段階評価では2.50で、73.8%の園が苦勞をしていた。連絡した方法は、固定電話が55.6%、携帯電話48.6%で、少数意見としてテレビやローカルラジオに依頼、地域のFM伝言板、市の緊急放送などであった。今回の震災を経験して今後災害発生時に使用したい連絡方法は、固定電話や携帯電話の使用が減り、パソコンや携帯からのメールが増加した。

お迎え困難児の対応が発生し、震災当日70.1%の園が保育時間を延長し、そのうち最終のお迎えは3月14日の14時だった。保護者がお迎えに来るまでの食料備蓄状況は、5段階評価で4.04であった。幼児食は5段階評価での備蓄度が3.72であり、離乳食は4.06、ミルクは3.88、アレルギー食は3.41、飲料水は3.67であった。照明や暖房器具類の備えは5段階評価で3.57であった。備蓄不足品があったと感じた園は44.8%で、備蓄基準があった園は20.2%で、今後の備蓄対策の必要性を69.8%の園が感じていた。

保育の再開は、翌日3月12日からが68.4%で、10月11日からの再開が1園あった。園再開を他所で実施した園が2.3%で、姉妹園や系列園、行政が準備した建物、国民宿舎、閉園した幼稚園、近隣小学校、民家・お寺の会館・仮園舎などであった。保育時間を変更した園は全体の12.9%あった。職員の勤務で、震災当時の困難が69.6%の園で発生し、ガソリン不足と公共交通機関の麻痺であった。現在は2.7%と減少し、放射能問題、悪条件の通勤路、車の二重ローンなどである。震災当事、保育活動の困難は36.1%の園であり、放射能・余震・停電の影響により保育活動が制限されたことであった。現在は16.7%で、放射能の影響で戶外活動が制限されていることである。給食提供では60.8%の園で問題があり、主な内容は食材確保であった。現在では18.5%で、食材の放射能汚染に対する対応であった。

今回の震災で日頃の避難訓練が生かしているかでは、5段階評価で4.27であった。避難用具の充足は5段階評価で3.25。施設外の避難場所への訓練を実施していた園は56.1%で、園外保育中の避難方法を考えていた園は52.0%であった。

震災後、避難場所・避難ルート・避難方法を再検討した園は、火災発生時では72.9%、地震発生時では83.3%、水害発生時では45.7%、であった。緊急地震速報の設置は29.5%の園でされており、その内56.1%の園が震災前より設置していた。未設置園は65.9%で、設置予定がある園は19.4%であった。

災害を完全に防ぐことは不可能であるが、さまざまな対策を組み合わせ備えなければならない。わが国は自然的条件から地震、津波、台風、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火などによる災害が発生しやすいが、今回は震災時の危機対応を中心に検討した。大災害が発生するとその後の72時間が極めて重要になるが、災害規模が大きくなればなるほど現場に近い地域に情報は届かない。この間、施設長は重要な判断を下す必要に迫られる。地震での被害の大小は地盤によることが多く、まず、園のある場所の地形・地盤を広い目でみる必要がある。洪水が想定される場所では、備蓄品は1階には置かず、園外の避難地域にも備蓄しておく必要があり、地域と協力して防災対策を考えていく必要がある。食事を1回抜くことは出来てもトイレを抜くことは出来ず、備蓄の三大要素は水、食料、トイレである。ライフラインが断絶し保護者の帰宅困難者が多数出ることを考えると、園児の安全確保とその情報を保護者へどう伝えていくか日頃より考えておくことが大事である。今回の震災で子ども達を安全に避難させたのは、職員の経験に基づくものが大きく、避難場所、ルート、方法など、その時の状況に合わせて臨機応変に対応することも大切であると感じた。全職員でのノウハウの共有・訓練が必要である。

キーワード：東日本大震災、帰宅困難、保護者への連絡、備蓄対策、避難訓練

はじめに

東日本大震災にて被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

保育園では、今回の大震災が発生した14時46分は昼寝の時間帯であったので、園児を起こし身支度させ避難されたと思われる。津波が襲った地域の園では、機転をきかせた避難誘導などで、保育士の子どもを守るという意識の高さやにより、すべての保育園が園児を無事に保護者に引き渡すことができている。日頃の訓練の想定をはるかに超える災害であったと思われるが、保育園職員に災害に立ち向かう対応能力に敬意を表したい。

過去最大規模の地震被害となった東日本大震災は、私たちの自然災害に対する危機意識を大きく変化させた。被害を想定する想像力が足りなかったことを痛感させ、災害対策の「想定」を見直さざるを得ない出来事となった。

震源から遠く離れた首都圏では交通網が完全に麻痺し、公共の交通機関が運転を休止したため、主要駅には数十万人に及ぶ群集の滞留が発生し、徒歩で帰宅できない帰宅困難者であふれていた。千葉県や埼玉県などの内陸部でも地盤の液状化が発生し、家屋の損壊、ガスや水道など地下のインフラに被害が及んだ。

実際に災害が発生しないとどういった被害を受けるか予想を立て難いが、起こってから臨機応変に対応するといっても、果たして冷静に最善の対応が出来るだろうか。防災の基本は、「自助」と言われているが、災害の規模が大きければ大きいほど「共助」「公助」の手助けが開始されるまで時間を要するので、自助力を高めておく必要がある。

災害時に保育園が安全を確保しながら自助力で保育を継続することは極めて重要な課題であり、東日本大震災

では多くの保育園が開所時間内に大震災を経験したことから、今後はより現実的な災害対策に取り組んでいくと思われる。

そこで本研究では、東日本大震災を経験された災害救助法適用の市町村所在の会員園や帰宅困難者の対応に苦慮された東京の会員園などを対象に、被害状況・保護者への連絡状況・お迎え困難児対策・保育状況・避難訓練や今後の対策などの内容によりアンケートを行うことで、保育園は園児の安全を守るために事前にどのような対策を立て、災害発生後にはどのような対応を行っていく必要があるかを明らかにし、保育園における防災計画を見直すときの参考となるものとした。

対象と方法

東日本大震災を経験された災害救助法適用市町村所在の日本保育協会会員園473施設及び、帰宅困難者の多かった東京都（島部を除く）所在の会員園741施設を対象とした。

対象支部と施設数は、青森県39園、岩手県73園、福島県69園、茨城県257園、栃木県25園、千葉県10園、東京都741園の計1,214園とした。

調査期間は平成23年10月1日から21日までとし、郵送による質問紙調査を実施した。

結果

I. フェイスシート

1) 回答施設数

回答施設数は、青森県24園、岩手県48園、福島県49園、茨城県131園、栃木県18園、千葉県3園、東京都区部167園、市部225園の計665園で、回収率は54.8%であった。

2) 定員数

園の定員は、60名以下が56園（全体の8.4%）、60～99名が290園（43.6%）、100～119名が123園（18.5%）、120名以上が183園（27.5%）、不明が13園（2.0%）であった（表1）。

3) 震災時の在籍数

平成23年3月11日の震災時の在籍数は、60名以下が61園（9.2%）、60～99名が220園（33.1%）、100～119名が164園（24.7%）、120名以上が179園（26.9%）、不明が41園（6.2%）であった（表2）。

4) 現在の在籍数

平成23年9月1日の在籍数は、60名以下が72園（10.8%）、60～99名が217園（32.6%）、100～119名が161園（24.2%）、120名以上が193園（29.0%）、不明が22園（3.3%）であった（表3）。

5) 震災による園児の減少

平成23年4月1日以降、震災による園児数の減少があった施設は111園（16.7%）、減少がない施設544園（81.8%）、不明10園（1.5%）であった。減少があった園は、青森県2園、岩手県11園、福島県25園、茨城県17園、栃木県3園、東京都区部32園、東京都市部の21園であった（表4）。

園児の減少数は、0～9名が90園、10～19名が10園、20～29名が2園、40名～49名が2園、110名以上が1園であった（表5）。

6) 開閉所時間

施設の開所時間は、6：30～6：59の間が7園（1.1%）、7：00～7：29が550園（82.7%）、7：30～7：59が99園（14.8%）、8：00以降が3園（0.5%）、不明が6園（0.9%）であった（表6）。

施設の閉所時間は、17：00～18：30の間が69園（10.4%）、18：31～19：00が328園（49.3%）、19：01～20：00が193園（29.0%）、20：01以降が65園（9.8%）で、不明が10園（1.5%）であった（表7）。

7) 実施保育事業

実施している保育事業は、零歳児保育が592園（89.0%）、延長保育が627園（94.3%）、一時保育が334園（50.2%）、休日保育が51園（7.7%）、病児・病後児保育が65園（9.8%）、不明が10園（1.5%）であった（表8）。

8) 震災発生時の施設長の所在

震災発生時の施設長の所在は、在園していたが496園（74.6%）、出張中が161園（24.2%）、不明が8園（1.2%）であった（表9）。

出張理由は、園長会や研修会に出席、卒園式後の謝恩会、入園説明会、遠足の引率などであった。

9) 震災発生時の園児以外の利用児

震災発生時、在園児以外の子どもがいた園は167園（25.1%）、在園児のみは487園（73.2%）、不明が11園（1.7%）であった（表10）。

在園児以外の子どもがいた167園の内訳は、一時保育

利用児が134園、地域子育て拠点事業利用児が17園、園児見学児が7園、その他が26園などであった（表11）。

その他では、入園児説明会の参加児が多く、学童保育利用児、病後児保育児などであった。

10) 園児の避難待機場所

震災発生後、園児が避難待機をした場所は、園敷地内が553園（83.2%）、園敷地外に避難が105園（15.8%）、不明が10園（1.5%）であった。

園敷地外に避難した園は、東京都市部では10.2%、東京都区部は13.2%、茨城県16.8%、青森県17.7%で、福島県24.5%、岩手県33.3%、栃木県33.3%であった（表12）。

園敷地外の主な避難場所は、小・中・高等学校、老人施設、高台、堤防、隣接の空き地や広場、駐車場、公園、グラウンド、畑、消防署、コミュニティーセンターなどであった。園外保育に出ていた保育園は、近くの商業施設や警察署に避難していた。

園敷地外に避難した105園は、事前に避難場所と決めていた場所に避難した園が75園（71.4%）、決めていなかった場所に避難が20園（19.0%）などであった。福島県と茨城県の園は、他県に比べ事前に避難場所と決めていなかった場所への避難を行っていた（表13）。

11) 園舎（建物）の被害

園舎（建物）の被害は、被害ありが234園（35.2%）、被害無しが428園（64.4%）、不明が3園（0.5%）であった。

園舎の被害が多かった県は、茨城県87園（66.4%）、福島県31園（63.3%）、千葉の2園（66.7%）などであった（表14）。

被害は、壁などに亀裂が133園（20.0%）で、その他が71園（10.7%）であった。壁などの亀裂は東京都区部の園で多く、壁の亀裂以外の被害は岩手県、青森県の園で多くあった（表15）。

その他は、全壊、大規模半壊、建物一部沈下、地盤沈下で傾く、津波により流失、ヘドロ侵入、乳児室及びほふく室の浸水、津波により浄化槽破損、床下浸水、水道管破裂、地盤沈下、液状化により土台に亀裂が入り園舎が傾く、駐車場の液状化、浄化槽が陥没、ボイラー室の循環パイプの破損、床が反り防火扉が閉まらない、鉄扉の鍵が曲がり非常口の戸が開かない、床に1～3mmくらいの隙間、サッシ戸の変形、雨樋の破損、排水管の破損、ガスの室内配管に緩み、沐浴室の雨漏り、天井壁の落下、破裂壁の落下、屋根瓦、浄化槽内ポンプ破損、流入枠落下、水道管亀裂、ホールの柱に亀裂、壁紙に亀裂、プールに亀裂、門の周辺コンクリートに亀裂、避難階段に亀裂、ブロック塀に亀裂、サッシガラス戸に亀裂、天窓に亀裂などであった。

12) 破損物や転倒・落下物

壊れた物や転倒・落下した物があった園は232園（34.9%）、なかった園は423園（63.6%）、不明が10園（1.5%）

であった。

被害が多かった県は、茨城県では71%、岩手県68.8%、千葉県66.7%、福島県の57.1%などであった（表16）。

具体的には、絵本、紙芝居、紙芝居ケース、玩具、ぬいぐるみ、押入れの中の物が出てしまう、園児用テーブル、ロッカー、下駄箱、タンス、地球儀、壁掛け時計、楽器、 Hammondオルガン、ピアノ、花瓶、観葉植物、植木鉢、金魚の水槽、水槽の水、ホール舞台の上のスピーカー、取り付けの扇風機、扇風機の羽根、エアコン、エアコンカバー、エアコンダクト口、天井ボード、天井の断熱交換機、空調機カバー、加湿器、空気清浄機、冷暖房室外機、ボイラーの配管、浄化槽の配管、非常口パネル、トイレの壁面タイル、窓ガラス、額に入った絵画、照明器具、トイレトペーパーの落下、厨房のガス、給湯器、食器類、食器消毒保管庫、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、食品サンプル台、空調フード、放送設備、テレビ、ビデオデッキ、8ミリビデオカセット、金庫、コピー機、PC、プリンター、キャビネット、本棚、書類、薬品戸棚、コーヒーメーカー、ホワイトボード、シュレッター、ストーブ、ガラスコップ、タイムレコーダー、仏様、台座、屋根瓦、門扉、隣接住宅からの落下物などであった。

13) 園庭の被害

園庭に被害があった園は、81園（12.2%）で、被害がなかった園は569園（85.6%）、不明が15園（1.5%）であった。

被害が多かった県は、岩手県の35.4%、青森県25.0%、福島県22.4%、茨城県の22.1%などであった（表17）。

被害があった園81園は、亀裂が53園、液状化が13園、その他が21園で、地盤沈下、固定遊具に亀裂やズレ、ヘドロ・ガレキの堆積、水道管破裂、コンクリートやアスファルト部分の隆起、崩壊した擁壁・瓦・ブロック塀・レンガ・タイルの散乱などであり、液状化は茨城県の園が他県より多く発生していた（表18）。

14) 津波の被害

津波による被害を受けた園は18園（2.7%）であった（表19）。

その内訳は、津波が近くまで来た園は、岩手県が4園、福島県が2園、青森県1園、茨城県1園の計8園。一部襲われた園は岩手県が3園、青森県が1園の計4園。倒壊した園は青森県1園、岩手県1園の計2園などであった（表20）。

15) 震災による負傷状況

震災によって負傷者がでた園は6園（0.9%）であった（表21）。

園児が1名負傷した園は3園、6名負傷した園は1園（表22）。

職員が1人負傷した園は2園、3名負傷が1園であった（表23）。

園児はガラスの破片で足裏裂傷する怪我で、職員は足骨折、打撲、擦過傷などであった。

16) ライフラインの被害状況

①電気

停電があった園は292園（43.9%）、なかった園は367園（55.2%）、不明が6園（0.9%）であった。

青森県と岩手県では全園で停電があり、栃木県では88.9%、茨城県79.4%、東京都市部35.6%、福島県の30.6%、千葉県1園（33.3%）などであった（表24）。

停電があった292園では、震災による停電が189園（64.7%）で、計画停電は97園（33.2%）であった（表25）。

青森県と岩手県ではほとんどの園で震災による停電があり、東京都市部では停電があった園は計画停電であった。栃木県の園では震災による停電と計画停電とが半数ずつであった。

停電した期間は、震災による停電の189園では5日以下が162園（85.7%）、5～9日が19園（10.1%）、10～14日が2園（1.1%）、15～19日が1園（0.5%）、25～29日が1園（0.5%）、30～35日が2園（1.1%）、40日以上が1園（0.5%）などであった（表26）。

計画停電をした97園では、10日以下が69園（71.1%）、10～19日が13園（13.4%）、20～29日が1園（1.0%）、30～39日が3園（3.1%）、90日以上が1園（1.0%）などであった（表27）。

停電で困ったことは、固定電話および携帯電話が不通で保護者との連絡が取れなかった。パソコンやテレビ等の情報収集の機能が失われたこと。パソコンから災害情報の確認やメールができなかった。園内放送ができなかった。防災無線、携帯の中継のアンテナの非常用電源がなくなり、連絡手段がなくなった。オール電化施設で機能しなかった。懐中電灯やランタンだけでは子ども達の不安を和らげるだけの灯りにはならなかった。延長保育時の暖房や照明、園児が寒がり怖がった。ガソリン不足、灯油不足が重なり、寒いのに暖房・床暖房・ストーブ・エアコンが使用できなかった。手洗いの水が井戸水で、ポンプが作動せずに使用できなかった。地下水の地域は、ポンプの水揚げができなかった。水道がタンク式だったため停電のときは水道が止まってしまう。トイレが使用できなかった。電子鍵がかけられない。パソコンでの業務ができず、日誌等の入力ができなかった。ミルクが作れなかった。食材確保で、生鮮食料は入手困難だった。冷凍冷蔵庫の食材が使用できなくなった。冷凍冷蔵庫、電気調理器具、食器洗浄機、食器消毒保管庫などの使用ができなかった。給食を時間どおりに作れず、昼食時間をずらした。計画停電の準備をその都度行った。計画停電が実施されるか、直前にならないとわからない。準備をしたくても、電池や懐中電灯が売り切れだった。電車不通のため、職員の確認（勤務体制の変更）。園再開に向けての復旧作業がはかどらない。園舎の清掃に電気器具が使用できないなどであった。

②水道

断水があった園は175園 (26.3%)、なかった園は482園 (73.4%)、不明が8園 (1.2%) であった。

断水が多かった県は、茨城県の81.7%、岩手県58.3%、福島県の55.1%などであった (表28)。

断水した期間は、5日以下が64園 (36.6%)、5～9日が51園 (29.1%)、10～15日が18園 (10.3%)、15～19日が6園 (3.4%)、20～25日が6園 (3.4%)、30～34日間が8園 (4.5%)、35-39日が福島県の1園 (0.6%)、60日以上が岩手県の1園であった (表29)。

断水で困ったことは、トイレの排水と飲料水が多く、手洗い・うがい・調理や調乳・沐浴・掃除・洗濯などであった。井戸水へ切り替えたが、水質検査に時間がかかった。給水タンクを設置してもらった。電気も止まると水も来なくなる地域なので困った。通水再開後も「にぎり」が消えず、給食再開に支障をきたした。放射能汚染による飲料水の確保と情報の錯綜などであった。

③ガス

ガスが停止した園は62園 (9.3%)、停止はなかった園は587園 (88.3%)、不明が16園 (2.4%) であった。

停止が多かった県は、岩手県の25.0%、茨城県の15.3%などであった (表30)。

停止した期間は、10日以下が34園、10～19日が3園、20～29日が2園、60日以上が岩手県の1園であった (表31)。

ガスが停止して困ったことは、ガスメーターの復旧方法がわからなかった。安全確認が取れるまでは使用をやめた。自動停止で解除したが、ガスの配管を亀裂やヒビがないかを水をかけながら確認したので時間がかかった。業者依頼が立て込んでいて、安全確認や修理に時間がかかった。プロパンガスなので、次いつ入荷するかわからないと言われたので使えなかった。給食が提供できなかった。安全制御装置が作動したため使用を控えた。電車が止まり帰宅難民となった保護者を待つ子ども達に夕食を提供するのに支障が出た。電気対応のスチームコンベクションを使用し、白飯を炊いておにぎりを作り、非常食味噌汁を合わせて提供した。余震が起る度にガスの元栓が止まり、食事が作れなかったので、炊飯器でご飯を炊いておにぎりに対応した。床暖房がつかず寒かったなどであった。

II. 保護者への連絡

1) 地震発生時の保護者への連絡

地震発生時、保護者への連絡がスムーズに行えたかでは、すぐに行えたが56園 (8.4%)、行えたが79園 (11.9%)、どちらともいえないが130園 (19.5%)、苦労したが189園 (28.4%)、大変苦労したが151園 (22.7%)、不明が61園 (9.2%) であった。

すぐに行えたを5とし、大変苦労したを1とした場合

の5段階評価の平均値は2.50であった (表32)。

2) 保護者連絡の困難の有無

保護者への連絡で困ったことや苦労したことがあった園は491園 (73.8%) で、なかった園は127園 (19.1%) で、不明は47園 (7.1%) であった (表33)。

苦労したことは、多くの園で固定電話や携帯電話の不通、混線して繋がりにくいことであった。

停電になると電話もパソコンも使用不可。停電によりデスクトップPCからメールが送信できなかった。一斉配信メールの着信に時間差があった。メール連絡網を利用したが、メールが届いたか確認が十分に取れなかった。SECOM安否確認メールが機能しなかった。災害用伝言ダイヤルは東京を被災地外とされたため利用できなかった。園児たちの安否通知や避難場所の伝達ができなかった。お迎えの時間が何時になるか個別の連絡が取りづらかった。代理人のお迎えに情報が保護者と違い、携帯が繋がらないため情報整理するのに苦労した。園バス利用児の対応で、運行経路や到着時間の変更など保護者への連絡手段がなく、長時間待たせてしまった。一時保育児の保護者への連絡が大変だった。連絡手段は徒歩、避難所をすべて徒歩か自転車で回り確認。園の保育再開の連絡などであった。

3) 震災発生時の連絡方法

震災発生時に保護者へ連絡した方法は、固定電話が370園 (55.6%)、携帯電話323園 (48.6%)、公衆電話9園 (1.4%)、パソコンからのメール118園 (17.7%)、携帯からのメール89園 (13.4%)、ホームページへの記載37園 (5.6%)、その他100園 (15%)、不明57園 (8.6%) であった (表34)。

その他では、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板 (iモードなど)、災害優先電話、IP電話、無電源の電話機、メール一斉発信システム、メール連絡網、セCOMの安否確認サービス、パスメール、ツイッター、ブログ、栃木テレビにファックスで依頼しテレビ放映、ローカルラジオに依頼、地域のFM伝言板、市の緊急放送、無線、各家庭を回る、園の玄関に貼紙で掲示、スーパー・集会場・各公共施設に連絡を掲示、ポスターや口コミ、避難所への伝言や書置き、園から連絡をせずお迎えを待つ、保護者からの連絡を待つのみなどであった。

4) 災害発生時に使用したい連絡方法

災害発生時に今後使用したいと思う保護者への連絡方法は、固定電話が209園 (31.4%)、携帯電話200園 (30.1%)、公衆電話16園 (2.4%)、パソコンからのメール345園 (51.9%)、携帯からのメール277園 (41.7%)、ホームページへの記載187園 (28.1%)、その他88園 (13.2%)、不明54園 (8.1%) であった (表35)。

その他では、メールも繋がらないことがわかったので、園児を無事避難させて保護者のお迎えを連絡なしで待つことにした。NTT災害用伝言ダイヤル、災害伝言板、災害時優先電話、IP電話、メール一斉配信システム、J

—POST（インターネット掲示板）、QRコード、SNS、Web171、スカイプ、ツイッター、フェイスブック、ブログ、ボイスボックス、まちCOMI、ローカルラジオによる園情報、市の緊急放送、市のホームページ、各公共施設への貼紙などであった。

Ⅲ. お迎え困難児対応

1) 保育時間の延長

震災当日、閉園時間を過ぎてもお迎えに間に合わない園児の保育を行った園は466園（70.1%）で、通常の保育時間内で終了できた園は175園（26.3%）、不明が24園（3.6%）であった。

時間延長した園は、東京都区部96.4%、市部72%、茨城県58.0%、福島県51.0%、栃木県50.0%、青森県45.8%、岩手県42.8%、千葉県33.3%であった（表36）。

閉園時間後も保育を行った466園の園児数は、10名以下が251園（53.9%）、10～19名が68園（14.6%）、20～29名が26園（5.6%）、30～39名が10園（2.1%）、40～49名が2園（0.4%）、60名以上が2園（0.4%）などであった。

時間延長した466園のうち、東京都区部では10名以上の割合が他県に比べて多く、他県より多くの人数の園児の保育が実施されていた。

最終のお迎え時間は19時が36園（7.7%）、20時が68園（14.6%）、21時が69園（14.8%）、22時が48園（10.3%）、23時が58園（12.4%）、0時が29園（6.2%）、1時が20園（4.3%）、2時が20園（4.3%）、3時が14園（3.0%）、4時が10園（2.1%）、5時が6園（1.3%）、6時が3園（0.5%）、7時が15園（3.2%）、それ以降は58園（12.4%）で、最終は3月14日の14時のお迎えであった。東京都区部と市部の園では夜通し園児の引渡しが行われていた（表38）。

2) 備蓄食料

保護者がお迎えに来るまでの食べ物の備蓄は、非常に十分あったを5とし、十分にあったを4、どちらともいえないを3、不足したを2、大いに不足したを1とした場合、5段階評価の平均値は4.04であった（表39）。

幼児食は、5段階評価の平均値では3.72であり、離乳食は3.58、ミルクは3.88、アレルギー食は3.41、飲料水は3.67であった。（表40・41・42・43・44）

3) 照明や暖房器具

保護者がお迎えに来るまで、明かりや暖をとるための備品類の備えは、非常に十分あった111園（16.7%）、十分にあった280園（42.1%）、どちらともいえない132園（19.8%）、不足した94園（14.1%）、大いに不足した21園（3.2%）、不明が28園（4.2%）であった。

非常に十分あったを5とし、大いに不足したを1とした場合の5段階評価の平均値は3.57であった。青森県が2.54、岩手県が2.58と不足を感じた園が他県より高かつ

た（表45）。

4) トイレ対策

汚水・下水が流せなくなることを想定して、衛生面に配慮したトイレ対策を講じている園は、232園（34.9%）、いない園400園（60.2%）、不明33園（5%）であった。

トイレ対策は、災害が大きかった県では20%前後であったが、東京都区部の42.5%、市部46.7%では対策を行っている園が多かった（表46）。

対策をしている園では、ポータブルトイレ、簡易トイレ（組み立て式）、非常対策用トイレ、マンホール対応型トイレ、仮設トイレ、エコトイレ、ポケットトイレ、トイレシート、ペットシート、尿パット、汚物処理セット、テントなどを購入し備蓄していた。水は、プールや雨水タンク・ポリタンクに水を溜めておく、期限切れの水が取ってある。水が出るうちに園内全てのバケツ・ベビーバスなどに水を汲んでおいた。井戸水、川から水を運んで使用、ペットボトルに水を入れておき流すなどであった。

5) 備蓄品

お迎えが来るまでの備蓄品は、非常に十分だったが130園（19.5%）、十分だったが318園（47.8%）、どちらともいえないが130園（19.5%）、少し不足したが36園（5.4%）、大いに不足したが15園（2.3%）、不明が36園（5.4%）であった。

非常に十分あったを5とし、大いに不足したを1とした場合の5段階評価の平均値は3.81であった（表47）。

6) 備蓄の不足品

備蓄品で不足品があったと感じた園は298園（44.8%）で、不足品がなかった園は286園（43.0%）で、不明が81園（12.2%）であった。

不足を多く感じた県は、岩手県の62.5%、福島県の53.1%であった（表48）。

不足品と感じたものは、水、離乳食の非常食、粉ミルク、スティックミルク、アレルギー児食、アレルギー用ミルク、おやつ、乾菓子、おかゆ、ご飯類の非常食、温かい飲み物、鍋、紙皿、ラップ、保温ボード、ガソリン、灯油、発電機、ろうそく、薪、ガスコンロ、カセットコンロ、ガスボンベ、バッテリー、照明器具、懐中電灯、乾電池、LEDライト、ランタン、ガスストーブ、石油ストーブ、反射式ストーブ、テレビ、ラジオ、サーチライト、無線機、簡易トイレ、トイレ流し用の水、ティッシュペーパー、トイレトーパー、テント、ビニールシート、毛布（大人用・子ども用）、大人用布団、オムツ、おんぶ紐、防災頭巾、簡易カイロ、手袋、マスク、タオル、洋服、下着、防寒用靴下、生理用品、消毒液、アルミブランケット、防寒グッズ、ヒートシート、薬品、担架、物質的なものではないが地域との関係・精神的なものが沢山もてるように努力したい。避難先で過ごし、園の備蓄品は運び出せなかったなどであった。

7) 備蓄基準

備蓄品の備蓄基準があった園は134園 (20.2%) で、なかった園は495園 (74.4%)、不明は36園 (5.4%) であった。

備蓄の基準があった園は、東京都区部31.1%、市部28.4%で、茨城県3.8%、青森県4.2%、岩手県6.2%、福島県16.3%と被害が大きかった県の方が基準があった園は少なかった (表49)。

備蓄基準があった園の備蓄基準の指示は、法人や園独自のものが多く、どこの基準を参考にしたかは不明。3日分の飲料水と食料、市発行の防災マップを参考、都の防災計画を参考、公立園と同じ、市や区より示されている、消防署、阪神大震災からのチェックリストなどであった。

8) 備蓄基準の必要性

備蓄品の基準は必要と思うかでは、大いに必要が74園 (11.1%)、必要は325園 (48.9%)、どちらともいえないが165園 (24.8%)、あまり必要でないが33園 (5.0%)、必要なしが32園 (4.8%)、不明が36園 (5.4%) であった。

大いに必要を5とし、必要なしを1とした場合の5段階評価の平均値は3.60で、岩手県の園が基準の必要性を一番感じていた (表50)。

9) 今後の備蓄対策

今後の備蓄対策で必要と感じた事や物がある園は464園 (69.8%) で、ない園が119園 (17.9%) で、不明が82園 (12.3%) であり、福島県の園が備蓄品の必要性を一番感じていた (表51)。

必要と感じた事や物は、すぐに全ての保護者が来たので今回は困らなかったが、水や食料、ミルク類は数日分くらいあった方が良い。東京は今回大丈夫だったが、東京に直下型の地震が来ていたら全て不足する。乳児の離乳食に対する水やミルク用の水が特に必要。粉ミルク、米など保存のきく食材を常時一定量確保しながらの発注を行う。乾パンしかなく、時間が長引いた場合はお米が必要と感じた。備蓄食品は50食用は使いづらく、小分けのものが使いやすかった。子ども達が食べやすいものが必要。そのまま食べられる長期保存菓子や食品。離乳食用レトルト食品、幼児食用レトルト食品、缶詰のパン、使い捨て食器、乾麺やカップ麺などのすぐ食べられるもの。いろいろなもの (食品) より、全員分のすぐ食べられるおかゆ等がある。お腹にたまるアルファ米、ふりかけ、のり。アレルギー児食の備蓄。水を使用せずに食べられるものを多めにする。備蓄品には湯で対応するものが多いので、お湯を沸かす方法。電気、ガスが止まった時のミルク用お湯を沸かすカセットコンロ。カセットコンロでは十分ではないので、火を使って大量に調理できるような方法。最低3日分の食料、しかし今回のように流されてしまう場合があり、避難先に備蓄しておくことも必要。流失、全壊すると、備蓄品あったとして

も運べない、子ども達を避難させるだけで精一杯だった。ここが問題である。津波対策に1階のみでなく各階毎に食料品、衣料品の備蓄を分散し用意した。建物が壊れても備蓄品が取れるような所にまとめて置く。リヤカー、自転車。保管場所を明記し、とりやすいところに置くなど設備の見直しが必要。備蓄倉庫内に保存できる量が限られているので、もう入れることができないので、建ぺい率にこだわらず支障が出なければ倉庫などを置く基準を少し緩めて欲しい。備蓄品は地域自治会と相互協力を図り分散管理が必要 (園内に備蓄スペースが取れないことと自治会との連携強化のため) 備蓄品基準リスト。備品類の使用マニュアル。備蓄品目の行政との連携。テレビ等の報道で、体を包んだりして暖かいアルミ防寒 (防水) シート。ダンボール。雨をしのぐテント、下に敷くシート、雨合羽類、いつ起こるか分からないので、季節に対応できるもの。寒さに困らないよう、毛布やタオル、カイロ、石油ストーブ、対流型ストーブなどの暖をとる備品。職員用の寝具。トイレが使用不可の場合、紙オムツ、お尻拭きのストック、簡易トイレ。トイレトペーパーの備蓄。ノンアルコールのウエットティッシュ。地震が着たら直ぐに容器に水の確保が必要。ヘルメットや防災頭巾。幼児がホールで昼寝をしているので、ホール用の防災頭巾も必要。防災ヘルメット、戸外避難用の備品整備。担架。懐中電灯しかなかったので、広範囲に照らせるカンテラ・ランタン等購入予定。消防団や役場の方が今回は情報をくれたが、情報を得るためのラジオ。手動式ラジオ、トランシーバー、メール送信用の携帯電話、ポータブルテレビ、ワンセグテレビ、無線機、衛星電話。電力一本に頼らないこと、GHP (ガスヒートポンプ) の併用や石油による床暖房。自家発電機、ガソリン、手動発電機 (照明具)、サーチライト、ライター、コンロ、やかん、ガスボンベ、大型バッテリー。電池類の不足はいつまでも続いた為、多めに備蓄する必要を感じたなどであった。

IV. 保育

1) 保育再開日

休園せず保育を行った園は455園 (68.4%) で、13日から再開した園は3園、14日が65園、15日が19園、16日が24園、17~20日が18園、21~26日が38園、28~31日が13園、4月1日~30日が8園、5月1日が1園、6月1日が1園、10月11日からが1園であった。

被害が大きかった岩手県では休園せずに12日から保育を行った園は25%、福島県は38.8%の園で行われていた (表52)。

2) 保育再開場所

保育の再開は震災前と変わらない場所で実施が636園 (95.6%) で、他の場所で実施が15園 (2.3%)、不明が14園 (2.1%) で、岩手県の5園、茨城県の5園、栃木

県の1園は場所を変更しての再開だった（表53）。

他の場所で再開した園は、建物の被害が少なかった姉妹園や系列園、行政が準備した建物、国民宿舎、閉園した幼稚園、隣の小学校、民家・お寺の会館・仮園舎などであった。

3) 保育時間

保育時間は変更せず実施した園は565園（85%）、変更した園は86園（12.9%）、不明が14園（2.1%）で、被災した県の中でも岩手県は時間を変更しなくてはならない園が多かった（表54）。

変更した園は、0～4日間が16園、5～9日間が13園、10～14日間が7園、15～19日間が2園、20～24日間が3園、30日間以上が3園などであった（表55）。

4) 職員の勤務

職員が勤務するにあたり、震災当時困ったことがあった園は463園（69.6%）で、なかった園が184園（27.7%）、不明が18園（2.7%）であった（表56）。

震災から半年経過した時点では、困ったことがある園は18園（2.7%）で、ない園が614園（92.3%）、不明が18園（2.7%）であった。岩手県の6園、福島県の3園が現在も困難を抱えている（表57）。

職員勤務で困った主な内容は、震災当時が多かったのが、ガソリン不足と公共交通機関の麻痺であった。

ガソリン不足で、車通勤の職員が通勤困難となり、同じ地域の職員が乗り合わせて出勤。ガソリンが不足し、並んで給油してもらった。ガソリンがないため、園でタクシーを1週間チャーターし出勤してもらった。通勤が車からバスになった。道路が通れず出勤できなかつたり、時間がかかった。停電のため、信号機が動かず危険で、通勤・帰宅にかなりの時間を要した。計画停電で信号、外灯が消え危険であった。家が流されて避難生活、乗用車が流されたので送迎つき。家が被災してしまい、勤務できる状況ではない職員が多数いた。原発問題で避難し、出勤できない職員がいた。早番のシフトは職場に近い職員に変更した。遠路の調理員をホテルに宿泊させ、翌朝の仕事に備えた。震災当日公共の乗り物がストップ状態で帰宅が困難だった。園に泊まってもらった。研修先から電車が止まり帰れなくなった。計画停電による電車の運休で、職員の確保が非常に難しかった。2～3日停電のため電車が動かず、出勤が大変だった。本数限定のため、時間が大幅にかかたり、満員で電車に乗れず通勤が困難だった。電車の時間が定まらず、1時間以上かけて徒歩通勤をした。交通手段が断たれた時ローテーションが組めなく、近くの職員に負担をかけた。子育て中の職員を帰宅させてあげたい、しかし在園する子どもの安全も考えなくてはならない、子どものいる職員への配慮。他園に預けていたり、小学生を持つ子育て中の保育士をいつ帰すか。職員の子どもの園が避難地域のため預けられず出勤できなかつた。電車が止まり園に泊まる時の寝具。宿泊した職員や1時間以上かけて自転車で通勤して

もった。被災地の職員は3月中自宅待機に。道路が復旧するまで短時間勤務。連絡のつけようがなく、トイレ使用不可、食料・飲料がない状況だった。避難した職員がいたため、地元に残っていた保育士で保育を行ったなどであった。

震災から半年経過した時点では、家が流され仮設から出勤、心も体も休まらない。橋が落ち迂回しなくてはならないため、通勤距離が遠くなった。車の二重ローンを抱える職員が多い。地盤沈下のため、道路に海水、土砂崩れのため片側通行。道路が狭いので、土地勘のない人は間違いやすい。夜道が暗い。放射能問題、道路の整備などであった。

5) 保育活動

震災当事、保育活動で制限されたことや困ったことがあった園は396園（36.1%）で、なかった園は240園（36.1%）、不明が29園（4.4%）であった（表58）。

震災から半年経過した時点では、保育活動で制限されたことや困ったことがある園は111園（16.7%）で、ない園は521園（78.3%）、不明が33園（5.0%）で、福島県の30園（61.2%）、岩手県の11園（22.9%）が震災から半年経過した時点でも困難を抱えて保育を行っている（表59）。

保育活動で困った主な内容は、放射能・余震・停電の影響により保育活動が制限されたことであった。

緊急避難準備区域になり、保育園は休園となった。ライフラインが復旧するまで園児を預かることができなかつた。家庭保育をお願いできない家庭は近くの保育園にお願いし、合同保育をした。下水道の使用ができないため、排泄物の処理に困った。仮設トイレが低年齢児には大変使いづらく、個数も2台と少ないので、職員がトイレにかかりつきりて腰を痛めてしまうほどだった。水が使用できなくなり、毎日運ぶのが大変だった。仮設のため狭く、十分に遊ばせるスペースが限られる。石油ストーブを借用して暖をとったが、狭い部屋で倒れないよう配慮したため、子ども達の遊びが制限された。周りの瓦礫や悪臭で園庭に出られなかつた。災害放送がまったく聞こえなかつた。市の対応が全くなく、防災無線も入らず情報がなかつた。復旧が遅れて外遊びができない。窓も開けられず換気もできないので、喉や鼻を悪くする児童が多くいた。外へも出られず、窓を開けられず、夏期は困難だった。雨の後や風の強い日は外遊びを制限。風のある日は方向により窓を閉めて外遊びをやめた。プール遊び、砂遊び、泥遊びの中止。原発の放射能汚染を考慮して園外保育をおこなわなかつた。戸外での行動を1日あたりおおむね1時間程度とした。洗濯物を室内に干した。停電や断水で数日間保育を再開できなかつた。余震が続いたので笑えなかつた。絵本や紙芝居、遊戯遊びは震災当日20時からようやく平常心が戻ってきてから行えた。地震速報が何度もなるので、子どもも職員も不安になりがちであった。延長保育や休日保育はしばらく行

わなかった。戸外で余震があったときのリスクを考え、しばらくの間散歩は控えた。散歩先の制限をし、すぐに迎えに行ける距離とした。地震時に対応できる部屋で昼寝をした。昼寝の際にはパジャマに着替えなかった。何度となく強い余震があり、恐怖感で集中した活動ができなかった。駐車場からクラスの所まで地割れをしているので通行できず、職員玄関より出入りをした。次の日が卒園式だったが、防災頭巾やヘルメットを椅子の下において行った。卒園式の日程・内容変更。遠足の中止。行事の変更。物が落下するような場所では保育できなかった。1階で集団保育を行った。外に出やすいクラスを使用し合同保育を行った。停電の為暖房機不足により、家庭保育が可能な場合は家庭で保育をしてもらった。計画停電で夕方停電になり電灯を集めて保育した。薄暗い中での保育となった。換気扇やエアコンが使えなかったなどであった。

震災から半年過ぎた時点でも、保育活動の制限や困ったことがある園は、放射能の影響で外遊びが制限されている園であった。

0.2マイクロシーベルトの園庭なので、まだ保育室だけの保育。園庭の表土を改良したが、遊具の線量が下がらないので、未だ外遊びができない。園児の足腰が弱くなっている。散歩もできず歩く力が弱まっている。外遊びなし、放射能が怖い為。完全に園庭が復旧していない。強風、雨上がりで地面が濡れている時の散歩や戸外遊びの場所や時間の制限。表土削りや土の入れ替えが終了したにも関わらず、屋外遊びが制限されている。プール遊びの期間、泥遊びの中止など。戸外での裸足の制限。砂に触れないように遊ぶ。土手への散歩、砂場使用は控えている。乳児は雨の日の翌日は戸外遊びをできない。園庭にできた水溜り、落ち葉に注意している。毎朝都のホームページを見て判断し、放射能の多い日は外遊びを控えている。自家菜園の野菜は給食で使用できない。食材の産地表示を市が義務付けにしたこと、いつまで行うのか。水道水を沸かしたお茶も駄目な家庭があり、水筒に家庭からお茶を入れて持参している園児がいる。不明確な原発情報により保護者の不安、混乱がある。大規模半壊となった園舎は使用不可な場所がある。エアコンの利用制限。持ち物などの依頼で、どこまで震災前と同じように対応すればよいのか。2階から1階の保育室に変更している。近くの公園に出るのに、性能の良い無線などで連絡方法を確立することが必要。半径500m以内に活動を制限している。散歩場所は遠出は控えている。遠足場所の選定。室内は素足の生活であったが、震災後は常に靴を履くようにしているなどであった。

6) 給食提供

給食提供で、震災当時困ったことがあった園は404園(60.8%)で、なかった園が235園(35.3%)、不明26園(3.9%)であった(表60)。

震災から半年経過した時点では、給食提供で困ってい

る園は123園(18.5%)で、いない園が511園(76.8%)、不明が31園(4.7%)で、福島県の26園(53.1%)、茨城県の21園(16.0%)が問題を抱えながら給食を提供している(表61)。

給食提供で困った主な内容は、食材の確保であった。

1日も休みにしないで開設したので、食材がない、お米がない、おかずは作れない、当然おやつ準備もできない。取引業者が被災したため、配達困難で、職員が食材確保にスーパーを歩いて回った。給食食材取引先が流されて食材が手に入らなかった。業者の方もガソリン不足で、栄養士が出向いて材料確保した。園にあった在庫の食料と、少しずつ買出しに行つて給食を提供した。お米、水、牛乳、卵、パン、ヨーグルト、もやし、野菜などが入らず献立変更した。買占めや流通の障害の関係で不足した。三陸方面から入荷するわかめ、練り製品、さんま、粉ミルク、納豆、ハム、ウインナー。魚の値段が上がり、入荷しない魚もあった。乾物や缶詰を多く使った。アレルギー児食が大変だった。水の確保が難しく、無洗米を用意した。断水のため水が使用できず、町から給水タンクで水をもらった。飲料水の確保ができないため、弁当持参とした。金町浄水場の水に放射線ヨウ素検出との連絡あり、ペットボトルの水で対応。食材の原産地を調べて保護者に表示、安全性の手引きを配布したりなどで内部被曝の件の対応が大変だった。放射能の影響で、ほうれん草や葉物野菜の自粛。セシウムが検出された情報が流れると、その産地のものは避けるようにしているため、食材が手に入らなかった。保護者からの原発関係の心配の質問に対応するために忙殺した。ライフライン停止により給食を提供できなかった。生ゴミの回収が不能になったため、給食の提供ができなくなった。ユニセフ等により物質、食材が届けられたが、給食器材の破損のため、給食が提供できなかった。給食室へ津波によるヘドロの浸水、消毒、消毒後衛生状態を確認するまで簡易なものを提供した。地震で食器消毒器が破損、何日か弁当持参とした。給食設備の復旧に時間がかかった。給油設備が壊れたためお湯が出ず、食器を洗うことができなかった。オール電化のため停電に苦労。ガス・電気が使えず、弁当持参してもらった。ガスは通っていたが停電による冷蔵庫等が使用不能となり衛生面も不安だった。計画停電が予定されていた時は給食担当職員は全員早朝出勤し、給食の準備をした。計画停電では、日別に対応を決めなくてはならず、変更するのに職員出勤の工夫が必要だった。計画停電のため、調理器具、照明が使用できなかった。午前中3時間以上の停電になり、給食調理が非常に困った。火を使うことを控えたため、非常食を提供した。揚げ物を中止などであった。

震災から半年経過した時点で困っていることは、食材の放射能汚染に対する対応であった。

産地により使用制限せざるを得ない食材がある。食材の産地の確認、食材が使えず代替品を入手するなど困難

が生じている。地産地消ができなくなった。牛乳、飲料水への不安。食材の物価が高い、手に入らないものがある。放射能の心配から産地確認など今までにない作業の増加。食材について放射能汚染を心配する保護者に対して、市場に出ているものは安全ですとしか答えられない。野菜等は納入の際に必ず産地を記載してもらおう。パソコン等でも納入された産地の安全面の確認をする。園外活動で行っている野菜の栽培で収穫したものを食するために、自主的に食品検査機関に依頼したが、一品15,000円もかかった。東北関東圏の食材を制限する家庭があり、給食の献立より配膳量の調整を依頼された。過剰に気にする保護者がある。地場産の食材を懸念する保護者があり、全て県外産の食材で給食を作っているため、食材費の値上がりをどうして行くか悩んでいる。放射能の関係から、野菜の産地制限、牛肉不使用など。白飯を家庭より持参してもらっているが、被災した家庭にまでお願いしてよかったのか悩むところもあるなどであった。

V. 避難訓練

1) 避難訓練

今回の震災で日頃の避難訓練が活かされたかでは、非常に生かされた園が273園（41.1%）、生かされた園が307園（46.2%）、どちらともいえない園が61園（9.2%）、あまり生かしてない園が14園（2.1%）、全く生かされなかった園が2園（0.3%）、不明9園（1.4%）、であった。

非常に生かされたを5とし、全くいかせなかったを1とした場合の5段階評価の平均値は4.27であった（表62）。

避難訓練が生かされた園では、まずは机の下に、その後園庭中央に、その後園バスを利用し高台の公園へ避難できた。地震の時は一旦部屋の中央に集まり、揺れが収まってから指定場所に避難、という一連の行動がスムーズに行えた。「おかしも」が徹底され、泣く子もいなく落ちついた対応であった。なまずと称し、地震の度訓練をしていたので、すぐに職員の指示を聞く姿勢が子ども達に出来ていた。地震速報が鳴ったことで職員はゆとりを持って避難体制がとれ、いつもの訓練と受け止め泣く子もいなかった。2日前にニュージーランドの地震を想定し訓練を行ったばかりで、毎月の訓練に合わせ今起きている事象にあった訓練を行ったことが今回の大震災に生かされた。抜き打ち訓練をしているので、職員の判断、連携が適切だった。近くの会計事務所の方々が応援に来てくれた。

午睡中すぐに子どもを目覚めさせ、うずくまらせてから上から布団で覆い、すぐに外に飛び出さず情報確認した。戸や窓を開ける、ヒーター・ガス・電灯を消し毛布をかぶり机の下にもぐる事ができた。子ども達が素早く防災頭巾をかぶり職員の元に集合できた。すぐに情報を把握するため、事務所にテレビを移し活用した。引き渡しカードを利用した。保護者や代理の方への引き渡し

がスムーズにできた。職員は周囲で火災が発生していないか交代制で屋上から見守る等の動きがとれた。市内ほぼ全園の園長が園長会で不在の中、避難できたなどであった。

避難訓練が生かされなかった園で不足していたことは、日頃の訓練では避難場所に避難するまでが訓練の範囲だったので、その部分は完璧だったが、避難後、迎えを待つまでというのは全く想定していなかったため、どうすべきか迷う部分が多かった。避難時の子どものお迎え方法、訓練とは全く違うやり方になってしまった。子どもは足がすくんで逃げることができない。泣いて怖がっている子どもへの精神的なケア。午睡から起きた時だったので、あまり想定していなかった。地震が大きすぎた。地震なのに少しして外に避難を主任が誘導してしまった。トップの決断力。とっさの判断ができなかった。地震が今以上強くなるのかどうか様子を見るべきか、外へ避難すべきか迷ってしまった。いざとなったとき、区などから指示が来るものと思っていたのが間違いだった。最後まで園長の判断に委ねられるのがわかった時、もっと出来る事が考えられるようになっておかないといけないと知った。園舎を建てたばかりで、施設設備にふなれであった。避難訓練の回数が少ない、今は月1回行っているが、今後は月3～4回必要ではないか。地震速報がスピーカーが抜けており、鳴らなかった。余震が続いた時の対応、避難先は遠いので、近い場所を検討するべきだった。災害用伝言ダイヤルを利用するのを忘れていた。分担しての施設の点検は難しいなどであった。

2) 避難用具

避難用具は非常に十分だった園は42園（6.3%）で、十分だった園は182園（27.4%）、どちらともいえない園は303園（45.6%）、少し不足した園は94園（14.1%）、大いに不足した園は7園（1.1%）、不明は37園（5.6%）であった。

非常に十分だったを5とし、大いに不足したを1とした場合の5段階評価の平均値は3.25であった（表63）。

十分だった避難用具は、2階からの避難用すべり台、2階への避難は津波対策に良かった。子ども用と大人用の防災頭巾やヘルメット。各クラスに避難袋や名簿を用意。おんぶ紐、避難車、避難靴、防寒着、毛布、簡易テントやブルーシート、メガホン、ワイヤレスマイクなどを日頃から十分に備えていた。

不足した避難用具は、3歳未満児を少人数の職員で遠くへ避難することを考えると避難車が少ない。乳児は避難車よりおんぶしたほうが良かったが、おんぶ紐が不足。急を要したので0～2歳児の避難には帯が必要と感じた。園外に避難となった時、寒さに対する対策が全くなかった。寒さに対する対策で、カイロや温かい飲み物、毛布、電気不要の暖房機、発電機。午睡から目覚めた時間帯で、子どもが薄着であり、防寒になるもの。靴を履かずに飛び出したので取りに行った。避難靴を園庭倉庫

に置くべきだった。暗いところを通って避難する場合の照明が不足した。懐中電灯、電池。第2避難所へ移動するにあたり、非常持出用手押し車、折りたたみリヤカー（ノーパンクタイヤ）。地域の避難所へ移動となった場合の子ども用のヘルメット。乳児用の防災頭巾。停電になった際の灯り。懐中電灯だけでは十分ではなく、LEDのランタンが必要。ラジオ。揺れが長引き屋外に避難していたが、トイレは園舎内の使用せざるを得なかったのが不安であった。小雨が降ったため、急遽ブルーシートを用意したなど雨天時の避難するテントなどであった。

3) 施設外の避難場所への避難訓練

施設外の避難場所（広域避難地など）への避難訓練を実施していた園は373園（56.1%）で、行っていなかった園は276園（41.5%）、不明が16園（2.4%）であった。茨城県の70.2%の園では施設外への避難訓練を行っていなかった園が多かった（表64）。

4) 園外保育中の避難方法

お散歩などの園外保育中に、地震があった場合の避難方法を考えていた園は346園（52.0%）で、考えていなかった園は284園（42.7%）、不明が35園（5.3%）であった。

避難を考えていた園は、東京都区部の64.1%、市部の56.9%と、災害が大きかった県より東京都所在の園の方が園外保育中の避難方法を検討していた（表65）。

5) 震災後の避難の検討

震災後、避難場所・避難ルート・避難方法を再検討した園は、火災発生時で検討した園が485園（72.9%）、検討していない園が148園（22.3%）。地震発生時で検討した園が554園（83.3%）、検討していない園が83園（12.5%）。水害発生時で検討した園が304園（45.7%）、検討していない園が301園（45.3%）であった（表66、67、68）。

6) 緊急地震速報の設置状況

緊急地震速報が設置されている園は196園（29.5%）で、設置なしが438園（65.9%）、不明が31園（4.7%）であった（表69）。

設置されている196園では、震災前より設置が110園（56.1%）、震災後設置が60園（30.6%）、不明が26園（13.3%）であった（表70）。

設置されていない438園では、設置の予定がある園が85園（19.4%）、設置の予定のない園が276園（63.0%）、不明が77園（17.6%）であった（表71）。

7) 危険な場所や物

①園舎内

免震構造のため長い間揺れ続ける傾向があり、棚の上やロッカーの上に置いた備品類が危険と思い、撤去を心掛けた。高層ビル住宅の中にある保育園なので、揺れによる落下物が一番気になった。防火シャッターが強い揺れで作動し閉じた為、避難ルートを変更した。防犯の関係で2箇所の出入り口を電子錠と鍵で閉めているが、緊

急時迅速に園外に慌てず避難できるか不安。エレベーター。2～3階の保育室は直ぐに避難できないのではないのか。2階からの階段での避難が難しい。2階は1階より揺れる。吹抜けホールにある大きな扇風機、ホールの照明、蛍光灯が落下した場合が心配。震度6以上なら壁や天井のひび割れがあるかもしれない。園舎が古いので天井が落ちないか不安。非常灯など天井に取り付けられているもの、換気扇の蓋も意外と落下しやすいことがわかった。エアコンのカバーも取れやすい。グランドピアノの足皿が床に固定してあったが揺れのため、足皿からピアノが飛び出しそうになった。職員の更衣室のロッカーがかなり動いていた。事務所のコピー機は1mほど移動していた。保育室内は安全配慮がされているが、事務所書庫が転倒したり前に動いた。事務所の書類棚の観音開きにはストッパーは必要。扉の付いていない棚、引き戸が揺れて開いてしまい、中のものが出てしまう。キャスターの付いた入れ物は動いてしまう。掛け時計、大きな絵画の額など壁に掛けてある物。高いところの設置したテレビ、パソコン、ドア付近、ガラス付近、トイレのタイル、観葉植物、仏像、重ねた椅子、園児用テーブルの積み重ね。棚の上にはさみや重いセロテープ、凶鑑などが置いてあるクラスがあり危険。小動物の飼育ケース、水槽、CDデッキ、花瓶。固定はされているが、ロッカーやおもちゃ棚がかなり揺れたので、少し怖かった。お湯入りポットの落下。給食準備中であれば火元となる調理室設備。給食作成中のコンロの上の鍋、フライヤー、鍋の油が波打っていたので危険などであった。

②園舎外

震災時、園舎外のどのような場所・物が危険と思われたかでは、高さのある遊具で子どもが遊んでいたことを想像すると怖さを感じる。子どもへの指示の工夫。園庭のポール（旗棒）が揺れるたびに倒れたらどうしようという不安があった。2階からの非常用すべり台が急斜面のため確実に機能するか、非常階段が使用できるか心配。玄関が狭い、外への出口がゆがんで鍵が開くかどうか心配。高架水槽の落下の可能性あり。ボイラー室の倒壊。園庭のマンホールが地震で浮き上がった。冠水して見えない側溝などが危険。園庭などの段差、地割れ、液状化。園庭の老木の転倒の不安。電柱、外灯、ブロック塀、フェンス、石垣、石門、固定遊具のなどの倒壊。園舎のモルタル部分、ガラス窓やサッシ、壁、看板の落下。園舎に付いている壁面取り付けの園マークの落下。園舎や隣接する家や建物から落下する屋根瓦が危ない。古いアパートが両サイドにあるので、崩れてきたら園舎敷地内に入ってきてしまう可能性がある。園舎に隣接している墓地の墓石の落下や、工務店が高く積み上げている木材の落下。高圧電線が園庭の上を通っているの、地震イコール外へ避難するという考えは良くないと判断した。高層建築の1階にある保育園はどのように考えたらよいか。園庭には園舎の上にある高層住宅からの落下物が心

配。園庭がなく広い避難地までの通路にも危険がある。園舎内外・地域も同様また広域避難場所が川に面している、津波となった場合一番危険性のあるところだと思った。近隣の地形から土砂崩れ、冠水の心配がある。傾斜に沿った木々が倒れないか不安。近隣と密接になっており、地震から火災が発生した時の避難などであった。

③園周辺地域

園周辺地域で危ないと思った場所やものは、道路の地割れ、橋の崩壊、土砂崩れ、液状化などが至る所で起こる。地すべりの危険性がある地域に入っている。100m西側に河川あり、津波により逆流して氾濫するのでは。河口近くに位置しているため、津波発生時の避難場所までの距離があり、避難方法に不安。海が近いので、津波の際避難する車で園周辺は交通渋滞が発生する。園周辺は海拔5mと平坦なため、どこへ避難するか。園の前の公園が土留めとなっているので、今後地震で崩れないか心配。川のすぐ側にあるため、土手が崩れた際の危険性。大きな川とダムがあるため、氾濫や決壊。高い建物が学校しかなく、近くに川があるので避難時には満員になるのではないか。避難場所へは雑木林を抜けるので、木が倒れていたりすると逆に危ないのではないかと思うところもあり、避難移動の安全を確認してからの誘導。樹木が通りに面して林立、バスなども通る大きな通りで、逆に一大事となった時通行不可となる危険あり。交差点近くに保育園があり、停電で信号機が作動しなくなった場合、車が混雑して園児がスムーズに避難できなくなるのではないか。また、周辺が真っ暗になる。踏み切りの遮断機の故障。帰宅難民の方々が幹線道路の歩道を埋めていて、何かあったらこの道を急ぐのは厳しいと感じた。区指定の広域避難場所は交通量が激しいので、園外避難は不安。広域避難場所までの道路が狭い。近隣の超高層マンションで広域避難場所に指定されていたところの塀の一部が崩れていた。高層建物の崩壊。園周辺には家やアパートなどがあり、それらが倒壊したとき道幅も狭いので通れなくなるのではないかと心配。電線がとともひどく揺れたので、切れたりした場合怖いと感じた。ブロック塀や石塀が軒並み崩れていたのも、園の外に出るのは逆に危険のように思う。住宅街に園があるので、近隣から火災が発生したら何処に逃げて良いのか判断に困る。ブロック塀、自動販売機など転倒するものが道が狭い散歩コースにある。橋を渡るなど水辺の散歩や歩道橋にも注意。看板やタイルなどの落下。新幹線の高架橋の壁の落下、高速道路、幹線道路の車。農業用水決壊や水道管破裂で水があふれる。近くの鉄塔の倒壊。近隣に化学工場、ガス会社、ガソリンスタンドなどがあり危険である。

考察

災害を完全に防ぐことは不可能であるが、さまざまな対策を組み合わせ備えなければならない。わが国は自然

条件から地震、津波、台風、豪雨、豪雪、洪水、火山噴火などによる災害が発生しやすいが、今回は震災時の危機対応を中心に検討した。

大災害が発生すると、その後の72時間が極めて重要になるといわれている。情報収集に努めながら保育を継続すると思われるが、災害規模が大きくなればなるほど発生場所に近い地域に情報は入ってこない。近隣の園にも役所にも連絡が付かない状況の中、園長は次々に重要な判断を下す必要に迫られる。園長が不在の場合には、副園長や主任保育士が判断をしなくてはならず、朝や夕方の保育時間に発生した場合は、保育士が判断しなくてはならない状況もある。災害はいつ発生するか予想できないものであり、一人ひとりの危機管理対応能力の向上が必要となる。

地震での被害の大小は地盤によることが多く、まず、園のある場所の地形・地盤を広い目でみる必要がある。

しかし、今回の東日本大震災は過去の津波災害とまったく異なった災害であり、広域大津波だけにとどまらず、火災、爆発、原発事故、液状化、ガソリン・モノ不足、帰宅困難者、風評被害など、多種多様な災害がドミノ倒しのように、また同時多発的に引き起こされた「広域複合災害」であった。ハザードマップでは浸水区域外とされていた地域が津波に飲み込まれ、安全とされていた避難場所や津波避難ビルに避難した人でさえ犠牲になっている。想定外の事変が起こったときこそ、臨機応変な行動が取れるよう日頃から意識することが大切である。

阪神・淡路大震災は活断層が横ズレして起こった「直下型地震」で、建物の倒壊が凄まじかった。

阪神・淡路大震災直後に改定されたマニュアルは「都市直下型地震」が基準となっており、インフラ復旧も、阪神・淡路大震災時における応急復旧時間が基準とされている。阪神・淡路大震災では、電気は約1週間、電話は2週間、水道は3週間、ガスは1ヶ月復旧するまでの期間を要した。

東日本大震災は「海溝型」といわれる地震で、プレート同士がぶつかり、跳ね返って起きた地震である。海溝型地震の被害は広範囲にわたり、津波を誘発する傾向にある。東日本大震災では津波による建物の破壊がほとんどで、地震による建物の倒壊は少なかった。

大規模災害後は往々にして、記憶に刻まれた直近の災害を基準にしがちであるが、災害のパターンは一つの事例であって、それがすべての災害の対策における共通法則とはならない。一つの災害を下敷きにした対策では、他の災害にあてはまらない場合もある。過去の多くの災害プラス直近の災害を冷静に検証し、多角的・複眼的な視点での対策が実践的な対策となると思われる。

地震の揺れを感じたらどんな行動をとるかという質問に、多くの人が「火を消す」「ドアを開ける」「机の下に身を隠す」などと答えるそうであるが、実際の地震発生時には、人は揺れを感じた瞬間に照明器具など動くもの

を見上げ「どうせたいしたことはないだろう」とそのままじっとしている人が多く、「大揺れになったら逃げよう」と、大揺れになるのを待ってから行動をとるそうである。

震源地が少しでも離れていれば、大揺れが来る前に小さな揺れが来ることが多い。この小さな揺れを感じたり、緊急地震速報を聞いた時に、直ちに行動を起こすことが重要と言われている。つまり、地震の揺れや緊急地震速報を聞いたら、直ちに「安全ゾーン」へ移動する避難行動を開始することである。この安全ゾーンというのは、転倒落下物やガラス飛散が少なく、閉じ込められない場所のことである。保育室であれば、ロッカーやピアノの側を離れ、天井から落下する物がないスペースで、揺れがおさまるのを待つ体制である。屋外にいたら、できるだけ建物から離れ、広場や駐車場など落下物の少ない場所に移動することである。常にこの場所の「安全ゾーン」は何処であるかを考え保育にあたる必要がある。

災害発生時、園舎または園敷地内の「安全ゾーン」に留まれる避難の程度であることが望ましいが、園敷地内が危険な場合は近隣の避難場所まで避難しなくてはならない。

園から最短経路を把握していても、災害時には浸水や倒壊などで通れないこともある。また、火災に巻き込まれやすいところもあり、いくつかの経路を確認し、訓練しておく必要がある。今回の震災を経験され、多くの園で今まで実施していた避難訓練の想定の高さを感じたと思われる。

避難計画の作成では地域のハザードマップを確認しながら、避難経路、避難場所の検討が必要であるが、ハザードマップは過去の災害に基づいて作成されているため、東日本大震災のように過去最大級の災害が発生した場合には予想を大きく上回ることもある。ハザードマップは国土交通省の「ハザードマップポータルサイト」で公表されているので、園周辺地域のハザードマップが確認できる。また、政府の中央防災会議では、防災対策の検討のため震度分布の推計などを行い「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」を公表しているため、園が設置されている地域の地盤のゆれやすさも知ることができる。地震調査研究推進本部では、将来日本で発生する恐れのある地震による強い揺れを予想し、予測結果を地図として表した「全国地震動予測地図」を公表しているが、東北地方太平洋沖地震を受け改良検討中である。

園から避難する際に点検しなければならないのが、電気とガス、そして戸締りである。

阪神・淡路大震災では、建物が壊れていなく、火を使っていなかったのに火災が発生し、全焼した家屋が多数あり、出火原因がガスと電気だった。電気はブレーカーを落とすのが基本だが、部屋の中でガスが匂うようであれば窓を開けて換気を行うこと。ブレーカーを落とした時にスパークすることがあり、ガスに引火して爆発する

危険がある。都市ガスの場合は、メーター近くにある元栓、プロパンガスならガスボンベの元栓を閉める。通常は地震を感知するとマイコンメーターが働き、ガスの供給は遮断されるが、大地震だけに何が災いになるかわからない。水道は直ぐには止まらないので、できれば水が出ているうちに汲み置きをしておく。

古い木造住宅の密集地帯は大規模な火災が発生すると予測されている。そうした地域にいる場合は、まずそこからの脱出を考えることが最優先である。一時避難所の中にはかなり小さな公園もあり、周りを火に囲まれたら逃げ場を失う危険性もあるので、できるだけ大きな避難所を選ぶ方が良いといわれている。ただし、広域避難所が必ずしも安全とは言い切れず、ラジオなどで火災や津波情報を常時把握しておく必要がある。東日本大震災でも、地震で持ちこたえた家屋にいたところ、余震で裏山が崩れたという災難に見舞われたケースがある。大きな地震に遭遇した場合は、避難所でしばらく様子を見ることも必要である。

地震後の犯罪も多いので、窓をしっかりと閉めて、玄関の鍵を掛けて防犯に備えるのも忘れない。園を離れてから、近隣で火災が発生することも考えられ、窓が開いていればそこから火が侵入してしまうことにもなりかねない。

園外へ避難する場合は、避難路の状況、子ども達の精神状態が訓練とは異なる。家屋が崩壊し傾いていたり、道路のアスファルトに亀裂が走っていたり、地下の水が泥と一緒にあふれ出していたり、電信柱が倒れていたり、ブロック塀が崩れていたり、自動販売機が倒れていたり、停電で信号機が消えていたり、車の渋滞、避難する人が道にあふれ出していたりと、悪条件のなかで園児を誘導しなくてはならない。非常持ち出し袋も持ちながら、子どもを負い、避難車を押し、泣きながら歩く子ども達を励ましながら手を引き、早く歩けない大勢の子ども達を安全に避難させなければならない。

今回の震災時には近隣の事業所の方などが園児の避難を手伝ってくださったとの回答があり、地域と協力し助け合うことの大切さを強く感じた。特に私立保育園の園長や職員は、地域と共にある保育園という考えのもと、地域のための奉仕活動を積極的に引き受け、地域交流をし、近隣の方々との関係を持つ機会も多い。日頃から保育園の状況を知ってもらい、園外へ避難するような災害発生時には協力を依頼できる関係を築くことも必要であると思われた。

避難状況の連絡では、地震が起きたら電話や携帯はつながらず、基地局が被災すれば回線は使えなくなる。今回の震災では電話による連絡が困難だったため、今後保護者への連絡はメールの利用を多くの園で考えていた。しかし、メールも着信に時間差があるなど万全とは言いがたく、情報化社会の情報の空白は人々を不安にさせる。災害の際の連絡体制は複数の手段を検討しておく

必要がある。

東日本大震災で改めて問われたのは、非常用品の備蓄量が適切であったかではないであろうか。非常用トイレは備蓄されていたがトイレトーパーがなかったとか、小型発電機はあったが燃料がなかった、ラジオや懐中電灯はあったが予備の乾電池がなかったなど、各所で防災の死角があらわとなった。

従来「水・食料の備蓄は3日分」といわれ、どれくらい必要かイメージが付かず、形式的にしか準備していなかった園も多かったと思うが、今回の震災を経験し、水・食料などを本格的に備蓄する必要性を感じている園が多い。

また、被災の大きさは備蓄品の不足に反映し、避難するだけが精一杯で、食料や飲料水を避難場所まで持って避難できなかった園では不足を強く感じていた。食料や飲料水も持って避難し、避難が長時間になるのであれば避難先にも食料の備蓄が必要である。備蓄品の保管場所が職員の誰にでもわかるように周知していなかった為持ち出せなかった園もあり、備蓄品の保管場所や使用方法の周知徹底も必要である。浸水が想定される場所では、備蓄品は1階には置かず2階に置いたり、園外の避難場所にも備蓄しておく必要がある場合には、地域と協力して災害対策を考えていく必要がある。

東京都では大規模災害時の帰宅困難者対策として、民間企業に3日分の非常食や飲料水、毛布などの備蓄を求める条例を制定する予定である。交通機関がストップした際は、社員を無理に帰宅させず、社内に留まれるようにすることがねらいであるが、大規模災害時は帰宅に1週間かかる者も出ると予想される。

今後起こる大規模災害では、保護者がお迎えにくるまでの時間が今回の災害よりかかることが予想される。今回、2時46分に震災が起き、どれくらいの時間で保護者はお迎えに来れるのか、訓練ではない引渡しの経験をした。各園どのくらいの園児の夕食を準備する必要があったか、備蓄食で何が使用しやすかったかなど把握できたと思われる。しかし、毎年新入園児があり、保護者の勤務状況も変わる。午前10時に大震災が起こったなら、余震でガスが使用できず全園児の昼食は非常食を提供せざるを得ないかもしれない。交通機関が麻痺しお迎えに来れない園児が多ければ、職員も帰宅できず、職員分の非常食も数に入れる必要がある。備蓄品の保管スペースも限られ、何処まで必要か判断に迷うところである。企業では、従来の備蓄は社員数に対して30%の3日分だった備蓄を、80%の7日分に増やしたところもある。保管するスペースがあり最悪に備えるならば、園児や職員の数 $\times 0.7 \times 7$ 日分（1日は3食、飲料水は1日2ℓ）が非常用備蓄品の目安といわれている。しかし、保管スペースも限られている園も多いことより、保護者の業務特性、通勤距離、帰宅困難度や地域特性を多角的に判断し、自園にあった備蓄量の積算が必要である。

食事を1回抜くことはできてもトイレを抜くことはできず、備蓄の三大要素は水、食料、トイレと言われている。水道が止まったときの水洗トイレほど悲惨なものはなく、田園地帯や山林なら穴を掘って用を足せばよいが、都会ではそうはいかない。阪神・淡路大震災では、至る所でトイレに便があふれ、トイレに行くのを我慢した老人や女性、子どもが体調を崩した。避難先には子ども用のトイレも少なく、園庭避難した場合も簡易トイレがなければ、余震が続く中で園舎に入らなければならない。また、保護者への引渡し時間が長時間に及んだ場合、オムツや紙パンツの備蓄も必要となり、避難先にも持参が必要となる。

今回の大震災は寒い時期にあり、停電も発生した為、防寒対策の必要性を感じたが、雨や雪などの悪天候時の避難も検討していかなければならないと思われた。

懐中電灯やランタンだけでは子ども達の不安を和らげるだけの灯りにはならなかったとの回答や、停電の中、暗いところを通って避難するのは懐中電灯だけでは十分でなかった、寒さに困らないようにサバイバルブランケット（アルミ防寒シート）や毛布、カイロ、暖かい飲み物が必要、カセットコンロでは大量に調理が出来ないなどの意見をみると、園外や停電時の避難では暖をとる備品の備蓄を考えておかななくてはならない。しかし、ストーブ類、発電機類を備蓄しても、燃料の保管をどうするかが今後の課題である。

雨天時では、屋外に避難待機するのでは、雨がよけられるテントが必要であり、傘をさして避難所まで歩けるだろうか、レインコートが必要なのではないかと思われた。

電気、水道、ガス、通信のように線や配管でつながっているライフラインは、災害が発生すると途切れてしまう。自治体が定める広域避難所などの防災拠点には、自家発電設備、LPガス、飲料水備蓄タンクなどが設置されているところもあるが、各園の規模でライフラインを自立的に設置するのは困難なことである。ライフラインが整わない中でも、保育を再開した園が数多くあり、困難な中で保育する姿は、地域の人たちの心の安定に多大に寄与していたと思われる。また保育園も、地域、保護者、周りの人達の「共助」に支えられ助けられた。東日本大震災における災害の特異性の一つに地方自治体中枢の被災があり、自治体職員も犠牲になっているため、行政からの「公助」にあたっては時間がかかったと思われる。災害時、保護者に園児を無事に引き渡すまで保育園は「自助」で園児の安全を守らなければならない。

保育園は子どもの安全を守るため、東日本大震災の経験をもとに自園の防災計画を見直し、今防災力を高めていく必要がある。今回の調査研究が少しでも役に立てれば幸いである。

結語

震災後半年を経過してからアンケート調査を実施させていただいた。被災された地域の園には数多くの調査依頼があったと思われる。保育の継続だけでも苦悩されることが沢山ある中、アンケート記入という雑務をしていただき、多くの園から返答をいただけたことに深く感謝申し上げます。

時間に余裕があれば、クロス集計などを行い、より詳細な分析もできるのではと思ったが、余震がいまだに続く中、回答していただいた園に少しでも早く結果をお知らせし、各園の災害対策に少しでも役立てていただければと思った。

お忙しい中、記入欄には沢山のご意見をいただき、被災地の保育園の方々の頑張りと、命を守る使命感に触れ、貴重なご意見を1件ずつ読んでいただくことが災害対策を考えるにあたり一番の参考になるものと思われる。

調査にご協力いただきました園の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

参考文献

- 山村武彦：防災・危機管理の再点検。金融財政事情研究会、2012。
 山村武彦：大地震これなら生き残れる。朝日新聞社、2005。
 中郵章・幸田雅治：危機発生後の72時間。第一法規、2006。
 中郵章・幸田雅治：危機発生！そのとき地域はどう動く。第一法規(株)、2006。
 鍵屋一：地域防災力強化宣言。ぎょうせい、2006。
 溝上恵・久保範明：巨大地震リアルシュミレーション。2011。
 土岐憲三他：12歳からの被災者学阪神・淡路大震災に学ぶ78の知恵。NHK出版、2011。
 ニッポン放送自信取材班編：大地震発生！生き残るための77に教え。ニッポン放送、2011。
 日本経済新聞社：震災対策ポケットマニュアル。日本経済新聞、2011。
 土木学会：地震なんかに負けない幼稚園・保育園・家庭防災ハンドブック。学習研究社、2006。

表1 定員

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
20~39名	25	3.8	-	-	4	8.3	2	4.1	4	3.1	-	-	-	-	8	4.8	7	3.1
40~59名	31	4.7	3	12.5	5	10.4	3	6.1	2	1.5	3	16.7	-	-	9	5.4	6	2.7
60~79名	145	21.8	15	62.5	15	31.3	8	16.3	43	32.8	1	5.6	1	33.3	29	17.4	33	14.7
80~99名	145	21.8	5	20.8	13	27.1	17	34.7	32	24.4	6	33.3	1	33.3	38	22.8	33	14.7
100~119名	123	18.5	-	-	3	6.3	2	4.1	5	3.8	3	16.7	1	33.3	36	21.6	73	32.4
120~139名	100	15.0	1	4.2	8	16.7	9	18.4	24	18.3	3	16.7	-	-	21	12.6	34	15.1
140~159名	33	5.0	-	-	-	-	6	12.2	7	5.3	1	5.6	-	-	8	4.8	11	4.9
160~179名	19	2.9	-	-	-	-	1	2.0	2	1.5	-	-	-	-	5	3.0	11	4.9
180~199名	10	1.5	-	-	-	-	-	-	3	2.3	-	-	-	-	4	2.4	3	1.3
200~219名	9	1.4	-	-	-	-	-	-	3	2.3	1	5.6	-	-	1	0.6	4	1.8
220~239名	3	0.5	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	2	0.9
240~259名	5	0.8	-	-	-	-	-	-	2	1.5	-	-	-	-	1	0.6	2	0.9
260~279名	1	0.2	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
280~299名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300~319名	2	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	1	0.4
320~339名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
340名以上	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4
不明	13	2.0	-	-	-	-	1	2.0	2	1.5	-	-	-	-	6	3.6	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表2 震災時

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
0~19名	3	0.5	-	-	1	2.1	-	-	1	0.8	-	-	-	-	1	0.6	-	-
20~39名	23	3.5	1	4.2	3	6.3	2	4.1	2	1.5	-	-	-	-	8	4.8	7	3.1
40~59名	35	5.3	4	16.7	3	6.3	3	6.1	3	2.3	1	5.6	-	-	10	6.0	11	4.9
60~79名	126	18.9	7	29.2	14	29.2	4	8.2	35	26.7	4	22.2	1	33.3	33	19.8	28	12.4
80~99名	94	14.1	4	16.7	4	8.3	6	12.2	18	13.7	-	-	-	-	28	16.8	34	15.1
100~119名	164	24.7	3	12.5	13	27.1	14	28.6	24	18.3	4	22.2	2	66.7	35	21.0	69	30.7
120~139名	83	12.5	1	4.2	4	8.3	4	8.2	15	11.5	4	22.2	-	-	24	14.4	31	13.8
140~159名	39	5.9	1	4.2	5	10.4	5	10.2	9	6.9	1	5.6	-	-	8	4.8	10	4.4
160~179名	27	4.1	-	-	-	-	4	8.2	8	6.1	1	5.6	-	-	4	2.4	10	4.4
180~199名	14	2.1	-	-	-	-	2	4.1	3	2.3	1	5.6	-	-	3	1.8	5	2.2
200~219名	7	1.1	-	-	-	-	-	-	2	1.5	-	-	-	-	1	0.6	4	1.8
220~239名	3	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1.3
240~259名	3	0.5	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	1	0.6	1	0.4
260~279名	1	0.2	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
280~299名	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4
300~319名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
320名以上	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	-	-
不明	41	6.2	3	12.5	1	2.1	5	10.2	9	6.9	2	11.1	-	-	10	6.0	11	4.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表3 9月1日の在籍数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
0～19名	4	0.6	1	4.2	2	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.4
20～39名	25	3.8	1	4.2	3	6.3	2	4.1	4	3.1	-	-	-	-	9	5.4	6	2.7
40～59名	43	6.5	4	16.7	6	12.5	4	8.2	4	3.1	2	11.1	-	-	13	7.8	10	4.4
60～79名	118	17.7	10	41.7	13	27.1	6	12.2	31	23.7	3	16.7	1	33.3	27	16.2	27	12.0
80～99名	99	14.9	-	-	2	4.2	10	20.4	19	14.5	1	5.6	-	-	37	22.2	30	13.3
100～119名	161	24.2	4	16.7	12	25.0	9	18.4	27	20.6	5	27.8	1	33.3	41	24.6	62	27.6
120～139名	92	13.8	-	-	6	12.5	7	14.3	12	9.2	3	16.7	1	33.3	20	12.0	43	19.1
140～159名	37	5.6	1	4.2	2	4.2	4	8.2	9	6.9	1	5.6	-	-	7	4.2	13	5.8
160～179名	34	5.1	-	-	1	2.1	4	8.2	11	8.4	-	-	-	-	5	3.0	13	5.8
180～199名	12	1.8	-	-	-	-	-	-	3	2.3	1	5.6	-	-	4	2.4	4	1.8
200～219名	7	1.1	-	-	-	-	-	-	2	1.5	1	5.6	-	-	1	0.6	3	1.3
220～239名	4	0.6	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	3	1.3
240～259名	4	0.6	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	1	0.6	2	0.9
260～279名	1	0.2	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-
280～299名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
300名以上	2	0.3	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	-	-	1	0.4
不明	22	3.3	3	12.5	1	2.1	3	6.1	5	3.8	1	5.6	-	-	2	1.2	7	3.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表4 震災による園児の減少

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
ある	111	16.7	2	8.3	11	22.9	25	51.0	17	13.0	3	16.7	-	-	32	19.2	21	9.3
ない	544	81.8	22	91.7	37	77.1	23	46.9	114	87.0	14	77.8	3	100.0	131	78.4	200	88.9
不明	10	1.5	-	-	-	-	1	2.0	-	-	1	5.6	-	-	4	2.4	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表5 園児の減少数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%										
0～9名	90	81.1	2	100.0	5	45.5	15	60.0	15	93.8	3	100.0	-	-	29	100.0	20	95.2
10～19名	10	9.0	-	-	2	18.2	6	24.0	1	6.3	-	-	-	-	-	-	1	4.8
20～29名	2	1.8	-	-	1	9.1	1	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30～39名	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～49名	2	1.8	-	-	2	18.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50～109名	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
110名以上	1	0.9	-	-	-	-	1	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	6	5.4	-	-	1	9.1	2	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	111	100.0	2	100.0	11	100.0	25	100.0	16	100.0	3	100	0	0	29	100	21	100.0

表6 開所時館

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
6：30～6：59	7	1.1	-	-	-	-	2	4.1	4	3	2.3	-	-	-	-	-	2	0.9
7：00～7：29	550	82.7	24	100.0	42	87.5	46	93.9	101	77.1	17	94.4	3	100.0	130	77.8	187	83.1
7：30～7：59	99	14.9	-	-	6	12.5	1	2.0	25	19.1	-	-	-	-	34	20.4	33	14.7
8：00～	3	0.5	-	-	-	-	-	-	1	0.8	1	5.6	-	-	1	0.6	-	-
不明	6	0.9	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	2	1.2	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表7 閉所時館

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
17：00～18：30	69	10.4	-	-	8	16.7	2	4.1	14	10.7	-	-	-	-	14	8.4	31	13.8
18：31～19：00	328	49.3	19	79.2	37	77.1	42	85.7	75	57.3	13	72.2	3	100.0	13	7.8	126	56.0
19：01～20：00	193	29.0	5	20.8	3	6.3	5	10.2	38	29.0	4	22.2	-	-	81	48.5	57	25.3
20：01～	65	9.8	-	-	-	-	-	-	1	0.8	1	5.6	-	-	56	33.5	7	3.1
不明	10	1.5	-	-	-	-	-	-	3	2.3	-	-	-	-	3	1.8	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表8 実施保育事業

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
零歳児保育	592	89.0	22	91.7	47	97.9	45	91.8	121	92.4	17	94.4	2	66.7	132	79.0	206	91.6
延長保育	627	94.3	24	100.0	44	91.7	49	100.0	125	95.4	18	100.0	3	100.0	153	91.6	211	93.8
一時保育	334	50.2	13	54.2	26	54.2	28	57.1	106	80.9	10	55.6	2	66.7	54	32.3	95	42.2
休日保育	51	7.7	5	20.8	5	10.4	1	2.0	23	17.6	1	5.6	1	33.3	7	4.2	8	3.6
病児・病後児保育	65	9.8	2	8.3	10	20.8	5	10.2	26	19.8	-	-	-	-	9	5.4	13	5.8
不明	10	1.5	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	6	3.6	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表9 震災発生時の施設長の所在

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
在園	496	74.6	18	75.0	38	79.2	37	75.5	92	70.2	15	83.3	2	66.7	129	77.2	165	73.3
外出中	161	24.2	6	25.0	10	20.8	12	24.5	38	29.0	3	16.7	1	33.3	36	21.6	55	24.4
不明	8	1.2	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	2	1.2	5	2.2
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表10 震災発生時の園児以外の利用児

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
いた	167	25.1	5	20.8	15	31.3	11	22.4	47	35.9	2	11.1	1	33.3	36	21.6	50	22.2
いない	487	73.2	18	75.0	32	66.7	37	75.5	83	63.4	16	88.9	2	66.7	128	76.6	171	76.0
不明	11	1.7	1	4.2	1	2.1	1	2.0	1	0.8	-	-	-	-	3	1.8	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表11 利用児の内訳

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
一時保育利用児	134	72.8	5	100.0	9	56.3	7	53.8	40	81.6	1	50.0	1	100.0	29	72.5	42	72.4
地域子育て拠点事業利用児	17	9.2	-	-	2	12.5	2	15.4	2	4.1	1	50.0	-	-	5	12.5	5	8.6
見学児	7	3.8	-	-	2	12.5	-	-	1	2.0	-	-	-	-	1	2.5	3	5.2
その他	26	14.1	-	-	3	18.8	4	30.8	6	12.2	-	-	-	-	5	12.5	8	13.8
合計	184	100.0	5	100.0	16	100.0	13	100.0	49	100.0	2	100.0	1	100.0	40	100.0	58	100.0

表12 園児の避難待機場所

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
園敷地内	553	83.2	20	83.3	32	66.7	37	75.5	109	83.2	12	66.7	3	100.0	141	84.4	199	88.4
園敷地外	105	15.8	4	16.7	16	33.3	12	24.5	22	16.8	6	33.3	-	-	22	13.2	23	10.2
不明	10	1.5	-	-	1	2.1	-	-	1	0.8	-	-	-	-	4	2.4	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表13 園敷地外での避難場所

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%										
決めていた場所	75	71.4	3	75.0	14	87.5	6	50.0	13	59.1	4	66.7	-	-	17	77.3	18	78.3
決めていなかった場所	20	19.0	-	-	2	12.5	4	33.3	7	31.8	1	16.7	-	-	3	13.6	3	13.0
不明	10	9.5	1	25.0	-	-	2	16.7	2	9.1	1	16.7	-	-	2	9.1	2	8.7
合計	105	100.0	4	100.0	16	100.0	12	100.0	22	100.0	6	100.0	0	0.0	22	100.0	23	100.0

表14 園舎（建物）被害の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
被害あり	234	35.2	4	16.7	27	56.3	31	63.3	87	66.4	10	55.6	2	66.7	47	28.1	26	11.6
被害なし	428	64.4	20	83.3	21	43.8	18	36.7	44	33.6	8	44.4	1	33.3	119	71.3	197	87.6
不明	3	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	2	0.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表15 園舎（建物）の被害状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
壁などに亀裂	133	56.8	1	25.0	8	29.6	17	54.8	52	59.8	5	50.0	2	100.0	33	70.2	15	57.7
その他	71	30.3	2	50.0	15	55.6	9	29.0	24	27.6	4	40.0	-	-	9	19.1	8	30.8
不明	30	12.8	1	25.0	4	14.8	5	16.1	11	12.6	1	10.0	-	-	5	10.6	3	11.5
合計	234	100.0	4	100.0	27	100.0	31	100.0	87	100.0	10	100.0	2	100.0	47	100.0	26	100.0

表16 破損物や転倒・落下物の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
あり	232	34.9	7	29.2	33	68.8	28	57.1	93	71.0	8	44.4	2	66.7	38	22.8	23	10.2
なし	423	63.6	17	70.8	14	29.2	21	42.9	35	26.7	10	55.6	1	33.3	126	75.4	199	88.4
不明	10	1.5	-	-	1	2.1	-	-	3	2.3	-	-	-	-	3	1.8	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表17 園庭被害の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
被害あり	81	12.2	6	25.0	17	35.4	11	22.4	29	22.1	2	11.1	-	-	13	7.8	3	1.3
被害なし	569	85.6	18	75.0	31	64.6	37	75.5	100	76.3	16	88.9	3	100.0	146	87.4	218	96.9
不明	15	2.3	-	-	-	-	1	2.0	2	1.5	-	-	-	-	8	4.8	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表18 園庭の被害状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
亀裂	53	60.9	2	33.3	13	76.5	5	45.5	20	48.8	1	50.0	-	-	9	69.2	3	100.0
液状化	13	14.9	1	16.7	-	-	2	18.2	10	24.4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	21	24.1	3	50.0	3	17.6	1	9.1	11	26.8	1	50.0	-	-	2	15.4	-	-
不明	-	-	-	-	1	5.9	3	27.3	-	-	-	-	-	-	2	15.4	-	-
合計	87	100.0	6	100.0	17	100.0	11	100.0	41	100.0	2	100.0	0	0	13	100.0	3	100.0

表19 津波被害の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
あり	18	2.7	3	12.5	11	22.9	2	4.1	2	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
なし	643	96.7	21	87.5	36	75.0	47	95.9	129	98.5	18	100.0	3	100.0	167	100.0	222	98.7
不明	4	0.6	-	-	1	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表20 津波の被害状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
近くまで来た	8	44.4	1	33.3	4	36.4	2	100.0	1	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
一部震われた	4	22.2	1	33.3	3	27.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倒壊した	2	11.1	1	33.3	1	9.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	4	22.2	-	-	3	27.3	-	-	1	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18	100.0	3	100.0	11	100.0	2	100	2	100	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0

表21 震災による負傷者の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
いる	6	0.9	-	-	1	2.1	1	2.0	3	2.3	1	5.6	-	-	-	-	-	-
いない	656	98.6	24	100.0	46	95.8	48	98.0	128	97.7	17	94.4	3	100.0	166	99.4	224	99.6
不明	3	0.5	-	-	1	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6	1	0.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表22 園児の負傷数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
0~1名	3	75.0	-	-	-	-	1	100.0	2	66.7	-	-	-	-	-	-	-	-
2~3名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4~5名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6名以上	1	25.0	-	-	-	-	-	-	1	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4	100.0	0	0.0	0	100.0	1	100	3	100.0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0

表23 職員の負傷数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
1名	2	66.7	-	-	1	100.0	1	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3以上	1	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	-	-	-	-	-	-
合計	3	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0	1	100.0	0	0	0	0.0	0	0

表24 停電の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
停電あり	292	43.9	24	100.0	48	100.0	15	30.6	104	79.4	16	88.9	1	33.3	4	2.4	80	35.6
停電なし	367	55.2	-	-	-	-	33	67.3	27	20.6	2	11.1	2	66.7	160	95.8	143	63.6
不明	6	0.9	-	-	-	-	1	2.0	-	-	-	-	-	-	3	1.8	2	0.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表25 常時停電と計画停電

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
常時停電	189	63.2	22	91.7	44	91.7	11	73.3	94	90.4	11	47.8	1	100.0	1	25.0	5	6.3
計画停電	97	32.4	1	4.2	-	-	3	20.0	8	7.7	12	52.2	-	-	2	50.0	71	88.8
不明	13	4.3	1	4.2	4	8.3	1	6.7	2	1.9	-	-	-	-	1	25.0	4	5.0
合計	299	100.0	24	100.0	48	100.0	15	100.0	104	100.0	23	100.0	1	100.0	4	100.0	80	100.0

表26 常時停電期間

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
～4日	162	85.7	21	95.5	27	61.4	10	90.9	87	92.6	11	100.0	1	100.0	1	100.0	4	80.0
5～9日	19	10.1	1	4.5	10	22.7	1	9.1	7	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14日	2	1.1	-	-	2	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19日	1	0.5	-	-	1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25～29日	1	0.5	-	-	1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30～34日	2	1.1	-	-	2	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35～39日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40日以上	1	0.5	-	-	1	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	1	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0
合計	189	100.0	22	100.0	44	100.0	11	100.0	94	100.0	11	100.0	1	100.0	1	100.0	5	100.0

表27 計画停電期間

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
～9日	69	71.1	1	100.0	-	-	3	100.0	8	100.0	8	66.7	-	-	1	50.0	48	67.6
10～19日	13	13.4	-	-	-	-	-	-	-	-	2	16.7	-	-	-	-	11	15.5
20～29日	1	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.4
30～39日	3	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4.2
40～89日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
90日以上	1	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8.3	-	-	-	-	-	-
不明	10	10.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8.3	-	-	1	50.0	8	11.3
合計	97	100.0	1	100.0	0	0	3	100.0	8	100.0	12	100.0	0	0	2	100.0	71	100.0

表28 断水の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
断水あり	175	26.3	1	4.2	28	58.3	27	55.1	107	81.7	3	16.7	-	-	2	1.2	7	3.1
断水なし	482	72.5	23	95.8	20	41.7	22	44.9	22	16.8	15	83.3	3	100.0	162	97.0	215	95.6
不明	8	1.2	-	-	-	-	-	-	2	1.5	-	-	-	-	3	1.8	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表29 断水期間

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%										
～4日	64	41.3	1	100.0	5	17.9	6	22.2	45	42.1	3	100.0	-	-	-	-	4	57.1
5～9日	51	32.9	-	-	10	35.7	9	33.3	31	29.0	-	-	-	-	-	-	1	14.3
10～14日	18	11.6	-	-	3	10.7	4	14.8	11	10.3	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19日	6	3.9	-	-	-	-	4	14.8	2	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24日	6	3.9	-	-	-	-	1	3.7	5	4.7	-	-	-	-	-	-	-	-
25～29日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30～34日	8	5.2	-	-	4	14.3	-	-	4	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-
35～39日	1	0.6	-	-	-	-	1	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～59日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60日以上	1	0.6	-	-	1	3.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	-	5	17.9	2	7.4	9	8.4	-	-	-	-	2	100.0	2	28.6
合計	155	100.0	1	100.0	28	100.0	27	100.0	107	100.0	3	100.0	0	0	2	100.0	7	100.0

表30 ガス停止の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
停止あり	62	9.3	1	4.2	12	25.0	3	6.1	20	15.3	-	-	1	33.3	20	12.0	5	2.2
停止なし	587	88.3	23	95.8	36	75.0	46	93.9	101	77.1	18	100.0	2	66.7	144	86.2	217	96.4
不明	16	2.4	-	-	-	-	-	-	10	7.6	-	-	-	-	3	1.8	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表31 ガス停止期間

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
～9日	34	54.8	-	-	3	25.0	2	66.7	16	80.0	-	-	1	100.0	10	50.0	2	40.0
10～19日	3	4.8	-	-	2	16.7	1	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29日	2	3.2	1	100.0	1	8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30.～59日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60日以上	1	1.6	-	-	1	8.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	22	35.5	-	-	5	41.7	-	-	4	20.0	-	-	-	-	10	50.0	3	60.0
合計	62	100.0	1	100	12	100.0	3	100.0	20	100.0	0	0	1	100.0	20	100.0	5	100.0

表32 地震発生時の保護者への連絡

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
すぐに行えた	56	8.4	1	4.2	6	12.5	6	12.2	12	9.2	1	5.6	-	-	10	6.0	20	8.9
行えた	79	11.9	2	8.3	4	8.3	3	6.1	16	12.2	2	11.1	-	-	13	7.8	39	17.3
どちらともいえない	130	19.5	4	16.7	5	10.4	5	10.2	18	13.7	2	11.1	-	-	46	27.5	50	22.2
苦労した	189	28.4	4	16.7	9	18.8	14	28.6	36	27.5	7	38.9	-	-	55	32.9	64	28.4
大変苦労した	151	22.7	11	45.8	16	33.3	16	32.7	40	30.5	6	33.3	1	33.3	25	15.0	36	16.0
不明	61	9.2	2	8.3	8	16.7	5	10.2	10	7.6	-	-	2	66.7	18	10.8	16	7.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	2.50		2.00		2.38		2.30		2.38		2.17		1.00		2.52		2.73	

表33 保護者連絡の困難の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
あり	491	73.8	17	70.8	36	75.0	38	77.6	97	74.0	17	94.4	1	33.3	128	76.6	157	69.8
なし	127	19.1	7	29.2	8	16.7	9	18.4	25	19.1	1	5.6	2	66.7	24	14.4	51	22.7
不明	47	7.1	-	-	4	8.3	2	4.1	9	6.9	-	-	-	-	15	9.0	17	7.6
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表34 震災発生時の連絡方法

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
固定電話	370	55.6	8	33.3	6	12.5	30	61.2	54	41.2	8	44.4	2	66.7	120	71.9	142	63.1
携帯電話	323	48.6	11	45.8	22	45.8	32	65.3	81	61.8	11	61.1	3	100.0	71	42.5	92	40.9
パソコンからのメール	118	17.7	1	4.2	-	-	5	10.2	17	13.0	-	-	1	33.3	35	21.0	59	26.2
携帯からのメール	89	13.4	3	12.5	7	14.6	9	18.4	25	19.1	4	22.2	1	33.3	20	12.0	20	8.9
ホームページへの掲載	37	5.6	-	-	1	2.1	2	4.1	3	2.3	-	-	1	33.3	9	5.4	21	9.3
公衆電話	9	1.4	-	-	-	-	2	4.1	5	3.8	-	-	-	-	-	-	2	0.9
その他	100	15.0	9	37.5	21	43.8	7	14.3	22	16.8	4	22.2	1	33.3	18	10.8	18	8.0
不明	57	8.6	2	8.3	7	14.6	5	10.2	10	7.6	1	5.6	-	-	12	7.2	20	8.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表35 今後の連絡方法

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
パソコンからのメール	345	51.9	5	20.8	11	22.9	30	61.2	61	46.6	5	27.8	1	33.3	98	58.7	134	59.6
携帯からのメール	277	41.7	12	50.0	24	50.0	17	34.7	71	54.2	12	66.7	2	66.7	61	36.5	78	34.7
固定電話	209	31.4	10	41.7	12	25.0	12	24.5	26	19.8	5	27.8	2	66.7	60	35.9	82	36.4
携帯電話	200	30.1	13	54.2	23	47.9	13	26.5	41	31.3	10	55.6	2	66.7	39	23.4	59	26.2
ホームページへの掲載	187	28.1	1	4.2	6	12.5	12	24.5	19	14.5	6	33.3	1	33.3	65	38.9	77	34.2
公衆電話	16	2.4	-	-	-	-	3	6.1	3	2.3	-	-	-	-	5	3.0	5	2.2
その他	88	13.2	4	16.7	11	22.9	5	10.2	12	9.2	2	11.1	1	33.3	29	17.4	24	10.7
不明	54	8.1	2	8.3	2	4.2	2	4.1	20	15.3	1	5.6	-	-	15	9.0	12	5.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表36 震災当日の開所時間の延長

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
行った	466	70.1	11	45.8	21	43.8	25	51.0	76	58.0	9	50.0	1	33.3	161	96.4	162	72.0
行わなかった	175	26.3	13	54.2	25	52.1	23	46.9	50	38.2	8	44.4	2	66.7	2	1.2	52	23.1
不明	24	3.6	-	-	2	4.2	1	2.0	5	3.8	1	5.6	-	-	4	2.4	11	4.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表37 閉園時間後も保育した園児数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
～9名	251	53.9	9	81.8	12	57.1	17	68.0	51	67.1	7	77.8	1	100.0	61	37.9	93	57.4
10～19名	68	14.6	-	-	2	9.5	2	8.0	7	9.2	-	-	-	-	29	18.0	28	17.3
20～29名	26	5.6	-	-	2	9.5	1	4.0	2	2.6	-	-	-	-	17	10.6	4	2.5
30～39名	10	2.1	-	-	1	4.8	1	4.0	2	2.6	-	-	-	-	3	1.9	3	1.9
40～49名	2	0.4	-	-	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6
50～59名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60～69名	1	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6
70名以上	1	0.2	-	-	-	-	1	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	107	23.0	2	18.2	3	14.3	3	12.0	14	18.4	2	22.2	-	-	51	31.7	32	19.8
合計	466	100.0	11	100.0	21	100.0	25	100.0	76	100.0	9	100.0	1	100.0	161	100.0	162	100.0

表38 保護者への引渡し時間

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%										
19時	36	7.7	2	18.2	3	14.3	4	16.0	12	15.8	1	11.1	-	-	4	2.5	10	6.2
20時	68	14.6	4	36.4	1	4.8	10	40.0	20	26.3	4	44.4	-	-	9	5.6	20	12.3
21時	69	14.8	3	27.3	1	4.8	4	16.0	19	25.0	2	22.2	-	-	16	9.9	24	14.8
22時	48	10.3	1	9.1	-	-	2	8.0	5	6.6	1	11.1	-	-	22	13.7	17	10.5
23時	58	12.4	1	9.1	-	-	1	4.0	4	5.3	-	-	-	-	33	20.5	19	11.7
0時	29	6.2	-	-	-	-	-	-	3	3.9	-	-	-	-	14	8.7	12	7.4
1時	20	4.3	-	-	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	5	3.1	14	8.6	
2時	20	4.3	-	-	-	-	-	-	2	2.6	-	-	-	12	7.5	6	3.7	
3時	14	3.0	-	-	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	7	4.3	6	3.7	
4時	10	2.1	-	-	1	4.8	-	-	-	-	-	-	-	2	1.2	7	4.3	
5時	6	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1.9	3	1.9	
6時	3	0.6	-	-	-	-	-	-	1	1.3	-	-	-	2	1.2	-	-	
7時	15	3.2	-	-	-	-	-	-	2	2.6	-	-	-	6	3.7	7	4.3	
その他	58	12.4	-	-	13	61.9	4	16.0	5	6.6	1	11.1	-	-	19	11.8	15	9.3
不明	12	2.6	-	-	-	-	-	-	3	3.9	-	-	1	1	7	4.3	2	1.2
合計	466	100.0	11	100.0	21	100.0	25	100.0	76	100.0	9	100.0	1	0.0	161	100.0	162	100.0

表39 食料の備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	120	18.0	6	25.0	1	2.1	5	10.2	12	9.2	4	22.2	1	33.3	32	19.2	59	26.2
十分あった	259	38.9	6	25.0	16	33.3	20	40.8	48	36.6	6	33.3	2	66.7	75	44.9	86	38.2
どちらともいえない	71	10.7	1	4.2	4	8.3	10	20.4	21	16.0	3	16.7	-	-	16	9.6	16	7.1
不足した	12	1.8	1	4.2	-	-	1	2.0	7	5.3	-	-	-	-	3	1.8	-	-
大いに不足した	2	0.3	-	-	-	-	-	-	2	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	202	30.4	10	41.7	27	56.3	13	26.5	41	31.3	5	27.8	-	-	42	25.1	64	28.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	4.04		4.21		3.86		3.81		3.68		4.08		4.33		4.08		4.27	

表40 幼児食の備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	80	12.0	3	12.5	-	-	-	-	14	10.7	3	16.7	-	-	27	16.2	33	14.7
十分あった	128	19.2	8	33.3	10	20.8	10	20.4	27	20.6	3	16.7	1	33.3	27	16.2	42	18.7
どちらともいえない	52	7.8	1	4.2	8	16.7	6	12.2	11	8.4	2	11.1	-	-	10	6.0	14	6.2
不足した	20	3.0	1	4.2	5	10.4	-	-	9	6.9	-	-	-	-	3	1.8	2	0.9
大いに不足した	24	3.6	-	-	4	8.3	2	4.1	3	2.3	-	-	-	-	6	3.6	9	4.0
不明	361	54.3	11	45.8	21	43.8	31	63.3	67	51.1	10	55.6	2	66.7	94	56.3	125	55.6
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.72		4.00		2.89		3.33		3.63		4.13		4.00		3.90		3.88	

表41 離乳食の備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	57	8.6	4	16.7	-	-	-	-	11	8.4	2	11.1	-	-	17	10.2	23	10.2
十分あった	93	14.0	6	25.0	8	16.7	7	14.3	17	13.0	3	16.7	1	33.3	15	9.0	36	16.0
どちらともいえない	66	9.9	1	4.2	9	18.8	8	16.3	16	12.2	1	5.6	-	-	15	9.0	16	7.1
不足した	20	3.0	1	4.2	3	6.3	1	2.0	7	5.3	1	5.6	-	-	1	0.6	6	2.7
大いに不足した	19	2.9	-	-	3	6.3	2	4.1	2	1.5	-	-	-	-	3	1.8	9	4.0
不明	410	61.7	12	50.0	25	52.1	31	63.3	78	59.5	11	61.1	2	66.7	116	69.5	135	60.0
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.58		4.08		2.96		3.11		3.53		3.86		4.00		3.82		3.64	

表42 ミルクの備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	77	11.6	5	20.8	1	2.1	4	8.2	10	7.6	3	16.7	-	-	26	15.6	28	12.4
十分あった	124	18.6	6	25.0	12	25.0	8	16.3	30	22.9	4	22.2	1	33.3	21	12.6	42	18.7
どちらともいえない	35	5.3	-	-	8	16.7	4	8.2	11	8.4	1	5.6	-	-	3	1.8	8	3.6
不足した	11	1.7	1	4.2	-	-	1	2.0	5	3.8	-	-	-	-	1	0.6	3	1.3
大いに不足した	17	2.6	-	-	4	8.3	1	2.0	1	0.8	-	-	-	-	3	1.8	8	3.6
不明	401	60.3	12	50.0	23	47.9	31	63.3	74	56.5	10	55.6	2	66.7	113	67.7	136	60.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.88		4.25		3.24		3.72		3.75		4.25		4.00		4.22		3.89	

表43 アレルギー児食の備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	52	7.8	3	12.5	-	-	-	-	11	8.4	2	11.1	-	-	20	12.0	16	7.1
十分あった	64	9.6	2	8.3	5	10.4	3	6.1	9	6.9	2	11.1	1	33.3	14	8.4	28	12.4
どちらともいえない	106	15.9	4	16.7	11	22.9	11	22.4	23	17.6	2	11.1	-	-	21	12.6	34	15.1
不足した	18	2.7	2	8.3	3	6.3	-	-	6	4.6	-	-	-	-	3	1.8	4	1.8
大いに不足した	21	3.2	-	-	2	4.2	2	4.1	3	2.3	-	-	-	-	5	3.0	9	4.0
不明	404	60.8	13	54.2	27	56.3	33	67.3	79	60.3	12	66.7	2	66.7	104	62.3	134	59.6
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.41		3.55		2.90		2.94		3.37		4.00		4.00		3.65		3.42	

表44 飲料水の備蓄状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	89	13.4	8	33.3	1	2.1	2	4.1	11	8.4	4	22.2	-	-	32	19.2	31	13.8
十分あった	113	17.0	4	16.7	12	25.0	3	6.1	20	15.3	2	11.1	1	33.3	27	16.2	44	19.6
どちらともいえない	45	6.8	-	-	5	10.4	6	12.2	17	13.0	1	5.6	-	-	6	3.6	10	4.4
不足した	27	4.1	1	4.2	6	12.5	3	6.1	11	8.4	1	5.6	-	-	3	1.8	2	0.9
大いに不足した	30	4.5	-	-	3	6.3	4	8.2	7	5.3	-	-	-	-	6	3.6	10	4.4
不明	361	54.3	11	45.8	21	43.8	31	63.3	65	49.6	10	55.6	2	66.7	93	55.7	128	56.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.67		4.46		3.07		2.78		3.26		4.13		4.00		4.03		3.87	

表45 照明や暖房器具の状況

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	111	16.7	1	4.2	-	-	5	10.2	2	1.5	1	5.6	2	66.7	49	29.3	51	22.7
十分あった	280	42.1	4	16.7	9	18.8	26	53.1	42	32.1	8	44.4	-	-	75	44.9	116	51.6
どちらともいえない	132	19.8	5	20.8	11	22.9	14	28.6	30	22.9	2	11.1	1	33.3	30	18.0	39	17.3
不足した	94	14.1	11	45.8	19	39.6	3	6.1	42	32.1	6	33.3	-	-	5	3.0	8	3.6
大いに不足した	21	3.2	3	12.5	4	8.3	-	-	10	7.6	1	5.6	-	-	1	0.6	2	0.9
不明	28	4.2	-	-	5	10.4	1	2.0	6	4.6	-	-	-	-	7	4.2	9	4.0
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.57		2.54		2.58		3.69		2.87		3.11		4.33		4.04		3.95	

表46 トイレ対策の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
いる	232	34.9	5	20.8	10	20.8	12	24.5	25	19.1	4	22.2	-	-	71	42.5	105	46.7
いない	400	60.2	19	79.2	34	70.8	34	69.4	95	72.5	14	77.8	3	100.0	91	54.5	110	48.9
不明	33	5.0	-	-	4	8.3	3	6.1	11	8.4	-	-	-	-	5	3.0	10	4.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表47 園児引渡しまでの備蓄品

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分あった	130	19.5	3	12.5	2	4.2	5	10.2	7	5.3	4	22.2	1	33.3	48	28.7	60	26.7
十分あった	318	47.8	12	50.0	18	37.5	24	49.0	50	38.2	6	33.3	-	-	87	52.1	121	53.8
どちらともいえない	130	19.5	4	16.7	15	31.3	14	28.6	42	32.1	6	33.3	2	66.7	23	13.8	24	10.7
不足した	36	5.4	3	12.5	3	6.3	2	4.1	18	13.7	2	11.1	-	-	3	1.8	5	2.2
大いに不足した	15	2.3	1	4.2	6	12.5	1	2.0	4	3.1	-	-	-	-	-	-	3	1.3
不明	36	5.4	1	4.2	4	8.3	3	6.1	10	7.6	-	-	-	-	6	3.6	12	5.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.81		3.57		3.16		3.65		3.31		3.67		3.67		4.12		4.08	

表48 備蓄不足の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
不足品あり	298	44.8	10	41.7	30	62.5	26	53.1	62	47.3	8	44.4	2	66.7	70	41.9	90	40.0
不足品なし	286	43.0	12	50.0	10	20.8	18	36.7	46	35.1	9	50.0	1	33.3	78	46.7	112	49.8
不明	81	12.2	2	8.3	8	16.7	5	10.2	23	17.6	1	5.6	-	-	19	11.4	23	10.2
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表49 備蓄基準の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
あり	134	20.2	1	4.2	3	6.3	8	16.3	5	3.8	-	-	1	33.3	52	31.1	64	28.4
なし	495	74.4	23	95.8	41	85.4	40	81.6	119	90.8	18	100.0	2	66.7	104	62.3	148	65.8
不明	36	5.4	-	-	4	8.3	1	2.0	7	5.3	-	-	-	-	11	6.6	13	5.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表50 備蓄基準の必要性

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
大いに必要	74	11.1	1	4.2	9	18.8	3	6.1	7	5.3	2	11.1	-	-	18	10.8	34	15.1
必要	325	48.9	10	41.7	22	45.8	30	61.2	65	49.6	9	50.0	1	33.3	80	47.9	108	48.0
どちらともいえない	165	24.8	10	41.7	11	22.9	7	14.3	32	24.4	2	11.1	2	66.7	42	25.1	59	26.2
あまり必要でない	33	5.0	-	-	2	4.2	6	12.2	7	5.3	1	5.6	-	-	10	6.0	7	3.1
必要なし	32	4.8	3	12.5	1	2.1	1	2.0	7	5.3	3	16.7	-	-	7	4.2	10	4.4
不明	36	5.4	-	-	3	6.3	2	4.1	13	9.9	1	5.6	-	-	10	6.0	7	3.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.60		3.25		3.80		3.60		3.49		3.35		3.33		3.59		3.68	

表51 今後の備蓄対策

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
必要あり	464	69.8	14	58.3	33	68.8	41	83.7	92	70.2	13	72.2	2	66.7	120	71.9	149	66.2
必要なし	119	17.9	9	37.5	5	10.4	5	10.2	18	13.7	5	27.8	1	33.3	21	12.6	55	24.4
不明	82	12.3	1	4.2	10	20.8	3	6.1	21	16.0	-	-	-	-	26	15.6	21	9.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表52 保育再開日

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
3月12日から	455	68.4	19	79.2	12	25.0	19	38.8	33	25.2	9	50.0	-	-	147	88.0	216	96.0
その他	198	29.8	5	20.8	36	75.0	30	61.2	95	72.5	9	50.0	3	100.0	15	9.0	5	2.2
再開していない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	12	1.8	-	-	-	-	-	-	3	2.3	-	-	-	-	5	3.0	4	1.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表53 保育の再開場所

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
変更しないで	636	95.6	24	100.0	43	89.6	49	100.0	124	94.7	17	94.4	3	100.0	158	94.6	218	96.9
他の場所で	15	2.3	-	-	5	10.4	-	-	5	3.8	1	5.6	-	-	2	1.2	2	0.9
不明	14	2.1	-	-	-	-	-	-	2	1.5	-	-	-	-	7	4.2	5	2.2
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表54 保育時間の変更

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
変更せず	565	85.0	23	95.8	23	47.9	37	75.5	98	74.8	14	77.8	3	100.0	161	96.4	206	91.6
変更した	86	12.9	1	4.2	25	52.1	12	24.5	29	22.1	4	22.2	-	-	1	0.6	14	6.2
不明	14	2.1	-	-	-	-	-	-	4	3.1	-	-	-	-	5	3.0	5	2.2
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表55 保育時間の変更日数

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%
～4日間	16	36.4	-	-	4	16.0	1	8.3	7	24.1	1	25.0	-	-	1	100.0	2	14.3
5～9日間	13	29.5	-	-	3	12.0	2	16.7	7	24.1	1	25.0	-	-	-	-	-	-
10～14日間	7	15.9	-	-	3	12.0	1	8.3	2	6.9	-	-	-	-	-	-	1	7.1
15～19日間	2	4.5	-	-	2	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24日間	3	6.8	-	-	-	-	1	8.3	1	3.4	-	-	-	-	-	-	1	7.1
25～29日間	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30日間以上	3	6.8	-	-	1	4.0	2	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	1	100.0	12	48.0	5	41.7	12	41.4	2	50.0	-	-	-	-	10	71.4
合計	44	100.0	1	100	25	100.0	12	100.0	29	100.0	4	100.0	0	0	1	100	14	100.0

表56 職員勤務（震災当時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	463	69.6	19	79.2	45	93.8	41	83.7	103	78.6	8	44.4	2	66.7	113	67.7	132	58.7
困ったことなし	184	27.7	5	20.8	3	6.3	8	16.3	24	18.3	10	55.6	1	33.3	47	28.1	86	38.2
不明	18	2.7	-	-	-	-	-	-	4	3.1	-	-	-	-	7	4.2	7	3.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表57 職員勤務（震災半年後）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	18	2.7	-	-	6	12.5	3	6.1	4	3.1	-	-	-	-	3	1.8	2	0.9
困ったことなし	614	92.3	24	100.0	40	83.3	40	81.6	120	91.6	18	100.0	3	100.0	153	91.6	216	96.0
不明	33	5.0	-	-	2	4.2	6	12.2	7	5.3	-	-	-	-	11	6.6	7	3.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表58 保育活動（震災当時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	396	59.5	16	66.7	38	79.2	36	73.5	83	63.4	9	50.0	3	100.0	97	58.1	114	50.7
困ったことなし	240	36.1	8	33.3	9	18.8	10	20.4	40	30.5	9	50.0	-	-	61	36.5	103	45.8
不明	29	4.4	-	-	1	2.1	3	6.1	8	6.1	-	-	-	-	9	5.4	8	3.6
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表59 保育活動（震災半年後）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	111	16.7	-	-	11	22.9	30	61.2	23	17.6	-	-	1	33.3	30	18.0	16	7.1
困ったことなし	521	78.3	24	100.0	35	72.9	17	34.7	99	75.6	18	100.0	2	66.7	127	76.0	199	88.4
不明	33	5.0	-	-	2	4.2	2	4.1	9	6.9	-	-	-	-	10	6.0	10	4.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表60 給食提供（震災当時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	404	60.8	16	66.7	43	89.6	39	79.6	101	77.1	7	38.9	1	33.3	78	46.7	119	52.9
困ったことなし	235	35.3	8	33.3	4	8.3	7	14.3	25	19.1	11	61.1	2	66.7	82	49.1	96	42.7
不明	26	3.9	-	-	1	2.1	3	6.1	5	3.8	-	-	-	-	7	4.2	10	4.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表61 給食提供（震災半年後）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
困ったことあり	123	18.5	-	-	4	8.3	26	53.1	21	16.0	-	-	1	33.3	49	29.3	22	9.8
困ったことなし	511	76.8	23	95.8	42	87.5	22	44.9	104	79.4	17	94.4	2	66.7	109	65.3	192	85.3
不明	31	4.7	1	4.2	2	4.2	1	2.0	6	4.6	1	5.6	-	-	9	5.4	11	4.9
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表62 避難訓練

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に生かされた	273	41.1	9	37.5	18	37.5	18	36.7	43	32.8	4	22.2	3	100.0	70	41.9	108	48.0
生かされた	307	46.2	13	54.2	20	41.7	27	55.1	65	49.6	13	72.2	-	-	76	45.5	93	41.3
どちらともいえない	61	9.2	1	4.2	11	22.9	4	8.2	17	13.0	-	-	-	-	10	6.0	18	8.0
あまり生かせなかった	14	2.1	1	4.2	-	-	-	-	4	3.1	1	5.6	-	-	5	3.0	3	1.3
まったく生かせなかった	2	0.3	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	1	0.6	-	-
不明	9	1.4	-	-	-	-	-	-	1	0.8	-	-	-	-	5	3.0	3	1.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	4.27		4.25		4.14		4.29		4.12		4.11		5.00		4.29		4.38	

表63 避難用具

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
非常に十分だった	42	6.3	-	-	2	4.2	5	10.2	7	5.3	2	11.1	-	-	9	5.4	17	7.6
十分だった	182	27.4	7	29.2	11	22.9	5	10.2	23	17.6	4	22.2	-	-	58	34.7	74	32.9
どちらともいえない	303	45.6	13	54.2	24	50.0	22	44.9	69	52.7	6	33.3	3	100.0	75	44.9	91	40.4
少し不足した	94	14.1	4	16.7	8	16.7	15	30.6	20	15.3	5	27.8	-	-	13	7.8	29	12.9
大いに不足した	7	1.1	-	-	1	2.1	-	-	3	2.3	-	-	-	-	2	1.2	1	0.4
不明	37	5.6	-	-	2	4.2	2	4.1	9	6.9	1	5.6	-	-	10	6.0	13	5.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0
5段階評価	3.25		3.13		3.11		3.00		3.09		3.18		3.00		3.38		3.36	

表64 施設外の避難場所への避難訓練

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
行っていた	373	56.1	10	41.7	28	58.3	30	61.2	38	29.0	9	50.0	2	66.7	113	67.7	143	63.6
行っていなかった	276	41.5	14	58.3	19	39.6	19	38.8	92	70.2	8	44.4	1	33.3	48	28.7	75	33.3
不明	16	2.4	-	-	1	2.1	-	-	1	0.8	1	5.6	-	-	6	3.6	7	3.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表65 園外保育中の避難方法

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
考えていた	346	52.0	11	45.8	25	52.1	23	46.9	46	35.1	5	27.8	1	33.3	107	64.1	128	56.9
考えていなかった	284	42.7	13	54.2	21	43.8	25	51.0	81	61.8	13	72.2	2	66.7	47	28.1	82	36.4
不明	35	5.3	-	-	2	4.2	1	2.0	4	3.1	-	-	-	-	13	7.8	15	6.7
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表66 震災後の避難の検討（火災時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
検討した	485	72.9	17	70.8	37	77.1	33	67.3	102	77.9	14	77.8	2	66.7	121	72.5	159	70.7
検討しない	148	22.3	7	29.2	11	22.9	14	28.6	24	18.3	3	16.7	1	33.3	34	20.4	54	24.0
不明	32	4.8	-	-	-	-	2	4.1	5	3.8	1	5.6	-	-	12	7.2	12	5.3
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表67 震災後の避難の検討（地震時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
検討した	554	83.3	21	87.5	45	93.8	39	79.6	110	84.0	15	83.3	2	66.7	137	82.0	185	82.2
検討しない	83	12.5	3	12.5	3	6.3	9	18.4	16	12.2	2	11.1	1	33.3	19	11.4	30	13.3
不明	28	4.2	-	-	-	-	1	2.0	5	3.8	1	5.6	-	-	11	6.6	10	4.4
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表68 震災後の避難の検討（水害時）

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
検討した	304	45.7	13	54.2	30	62.5	20	40.8	65	49.6	9	50.0	1	33.3	87	52.1	79	35.1
検討しない	301	45.3	10	41.7	16	33.3	23	46.9	57	43.5	8	44.4	2	66.7	64	38.3	121	53.8
不明	60	9.0	1	4.2	2	4.2	6	12.2	9	6.9	1	5.6	-	-	16	9.6	25	11.1
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表69 緊急地震速報の設置の有無

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
設置あり	196	29.5	9	37.5	14	29.2	7	14.3	24	18.3	4	22.2	3	100.0	68	40.7	67	29.8
設置なし	438	65.9	15	62.5	33	68.8	40	81.6	100	76.3	13	72.2	-	-	92	55.1	145	64.4
不明	31	4.7	-	-	1	2.1	2	4.1	7	5.3	1	5.6	-	-	7	4.2	13	5.8
合計	665	100.0	24	100.0	48	100.0	49	100.0	131	100.0	18	100.0	3	100.0	167	100.0	225	100.0

表70 緊急地震速報の設置時期

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%												
震災前より設置	110	56.1	6	66.7	8	57.1	2	28.6	14	58.3	2	50.0	2	66.7	40	58.8	36	53.7
震災後設置	60	30.6	2	22.2	3	21.4	4	57.1	9	37.5	-	-	-	-	19	27.9	23	34.3
不明	26	13.3	1	11.1	3	21.4	1	14.3	1	4.2	2	50.0	1	33.3	9	13.2	8	11.9
合計	196	100.0	9	100.0	14	100.0	7	100.0	24	100.0	4	100.0	3	100.0	68	100.0	67	100.0

表71 緊急地震速報の設置予定

	全体		青森県		岩手県		福島県		茨城県		栃木県		千葉県		東京都区部		東京都市部	
	園数	%	園数	%	園数	%	園数	%										
予定あり	85	19.4	6	40.0	7	21.2	7	17.5	13	13.0	2	15.4	-	-	19	20.7	31	21.4
予定なし	276	63.0	8	53.3	22	66.7	22	55.0	74	74.0	7	53.8	-	-	51	55.4	92	63.4
不明	77	17.6	1	6.7	4	12.1	11	27.5	13	13.0	4	30.8	-	-	22	23.9	22	15.2
合計	438	100.0	15	100.0	33	100.0	40	100.0	100	100.0	13	100.0	0	0.0	92	100.0	145	100.0

所在地	ご意見	
青森県	登園は何も大変なことはなかった。金曜日午後の停電も日曜日夕方には電気がついたので保育には支障がなかった。土曜日の登園児はとても少なく保育には影響しなかった。近くのレストランから営業できないのでと言って食品の無料提供があり食料について困ることはなかった。	
	当園は津波の被害にありましたが、園児、職員とも怪我もなく無事に避難できました。しかし反省も残りました。直ぐにマニュアルを作り直し、職員で共通理解に努めています。	
	当園は高台にあるため、津波等の被害はありませんでした。ただ停電があったため、保護者への、からの連絡は大変苦労しました。地震の時間が午睡中だったため、園児等のケガはありませんでした。地震発生以降は車のガソリン不足や食料も予定以外のもので給食を作ったりお弁当持参等で何とかできました。	
	位置的に大丈夫とのことであつたが自主的に避難体制をとった。“もしも”“万一”ということを常に頭において体制をとって行きたいと改めて思った。	
	通信手段が途絶えたため不安でした。水は止まらずガスはプロパンのため使用できましたが、浄化槽が動かないため悪臭がしてきたこと。電気が点かないため、夕方以降の保育の不安がありました（車で暖をとって過ごしました）。全員怪我なくお返しした時はほっとしました。	
	このたびの大地震において、PTSD対策を盛り込むことを気づかされた。	
	園舎改築時鉄筋コンクリート壁式構造なので地震で倒壊することはないと設計士に言われているので信じている。	
岩手県	放射能に関して人体被害、職員、食物等の安全はどうか大変心配しています。	
	当保育園は津波浸水想定外の場所にあつたが、近くを流れている川へ津波が逆流し、あと数十センチで決壊するところだったという情報を当日の夕方知り、それから施設外へ避難したということがあり、被害がなかったのが不幸中の幸いでした。今回の震災で様々なことを考え直し、危機管理について検討を重ねています。震災直後は停電、断水、食料、ガソリン不足ととても生活面での不便を感じ節約を心がけていましたが、時間の経過とともに意識が薄らいでいるのが現実です。	
	お迎えに来なかった子ども達と山間の民家に5日間お世話になりました。発電機、地下水、薪、ストーブ、大型マメタンコタツ、食料も十分で助かりました。ガソリン不足で家に帰ることもできませんでした。	
	岩手の内陸部の保育園で、今回は大変恵まれた状況にあつたが、これ以上の地震等が来ないとは言えず、それらの対応策を講ずる必要を感じている。	
	内陸の保育園なので、津波の恐怖はありませんが、揺れの恐怖は今でも忘れません。津波により多くの命を失ったことは悲しいことですが、その命が今後の私たちの安全を考えさせてくれたと思っています。防災について職員、父兄、大人が幼い命をしっかり守れるような策を考えていこうと思っています。	
	岩手県沖、宮城県沖という地震はいつか来るといながら実際に備えていないことが沢山あり、もし沿岸のようであつたらと思うと身震いしてしまいます。是非、危機感を持つことを感じました	
	震災直後、備品を持たずに避難したため避難所で不便した。備品がある場所を職員に周知する必要があると思った。	
	ロッカーや靴箱など大きめものは全てL字型の金具で大工さんに留めてもらっていた。カゴやテレビなど耐震用マットを敷いていたおかげで落下物は少なく、音を立てなかったため子どもたち、職員が落ち着いて行動できたと思われる。	
	今回保護者がお迎えに来た子どもが津波の被害犠牲になりました。お渡ししないで園にいたらと思い残念でなりません。緊急時の行動、保護者の方も含め一緒に考えなければと思い緊急時のお迎えについては控えて頂き、避難所へ移動していることをすでに話して周知して頂きました。	
	仮施設での保育を行っているため、質問事項にあわない回答もあつたかと思います。	
	今回は備蓄品を必要としなかった。	
	福島県	(会津) 当地方は津波はなく、地震被害は軽微であつたが、その後放射能が心配された。当日はみぞれ混じりの雪が降っており、園庭でブルーシートの屋根を作った。寒さ対策の必要性を感じた。
		今回私たちの所は震災と共に放射能の問題が関わってきます。今現在も毎日線量を計り、積算量を計り、子ども達の食の安全、表土除去、施設の除染など園長自ら行動しています。外に出るのにも30分と決め室内外の線量を計り、室内に戻ってから計ります。また外に出るときは長ズボンで室内に入る際交換するなどいろいろ工夫し取り組んでいます。早く安心できる日が来ることを祈っています。
いわき市は3/11、4/11、4/12の3回地震あり。3回とも震度6で大変でした。合わせて放射能にて戸外生活、食料に大変でした。三団体補助金も私のところは園舎外の沈下により給排水がだめになり、多額の修繕費で大変です。建物の被害には多額の補助あり。外はないのが不都合です。給排水、舗装し直しと大変でした。いわき市は3回の地震、放射能と園庭の土の入れ替えと本年は赤字決算です。		
地震よりも放射能の数値に脅えています。子どもが外で遊べないなんて子どもではありません。いくら健康に害はない数値ですと言われても信用できません。せめて0.15マイクロシーベルトになったら戸外で遊ぶようにしようと決めています。		

	<p>今回の震災で避難訓練の想定の甘さを感じた。大きな災害の経験がないので…。福島県は大きな災害に直面することはないという安易な気持ちがあったように思う。「子どもの命を守る」ことが我々の使命であることを強く感じた。安全面について園舎内外の点検もする。福島県の南に位置する町なので放射線量は低い、戸外活動が制限され、安全と保護者の安心を得るまでの不便なストレスが大きい生活から、表土の入れ替えを実施することによって理解を得て、現在はやっと戸外で遊ぶ子どもたちの歓声が聞こえ、安堵しているところだ。</p> <p>喜多方市内なので揺れによる恐怖はありましたが、目に見える被害はありませんでした。備蓄品については予想したことはありませんでした。米とおやつのせんべい類は受け払い簿をつけています。常時米は多くて10kgです。その他の食品は必要となった時に購入しています。備蓄品は施設の予算で購入してよいのですか。</p> <p>今回の震災で建物の構造に自信を持った。土台もしっかりしており、園舎内、外とも被害は水道管1ヵ所のみ。</p> <p>福島は東日本大震災といいますが震災の被害と原発事故による被害と両方あるのです。単に大震災で片付けてもらいたくないのです。一番苦しんでいるのは黙っている子どもたちなのです。どうやって心のケアをしてやるのか日本の問題として国民全員で取り組んでもらいたいものです。（すみません、余計なことを書きました。思いやりは言葉ではなく行動ですよ）</p> <p>放射能の問題が一番心配（子ども達の健康がどうなのか？）。赤ちゃんや小さい子（未満児）の入所の数が減少して経営が苦しい。収入減がかなり心配。ごみの焼却場が近いので、瓦礫焼却されると健康問題や園のイメージダウンにつながるのではないかと心配される。</p> <p>今回の地震では、耐震工事を数年前にしていたこともあり園舎への被害もなく園児も早い段階で保護者に引き渡すことができ、とても幸運だったと思う。地震の訓練はもちろんしていたが、今回のように大きすぎる地震ではマニュアル通りにいかないことも多かった。しかし保護者への連絡にしても全く通じないが、待っているとすぐに迎えに来たので困ることはなかった。津波の心配も土砂崩れの心配もないので助かった。</p> <p>地震に備えるノウハウを構築することが非常に重要であり、避難後、安全に降園し、翌日以降どうするかまでの最悪の状況での保育をどうするか、全職員でのノウハウの共有・訓練が必要である。また、原子力災害を想定した訓練も実施し、子どもと保護者、職員の安全管理・避難を訓練する必要がある。福島県はいまだに原子力災害中であり、復興に至っていない。毎日放射線との戦いである。</p> <p>防災危機管理のマニュアルが有りましたら参考にしたいと思う。初めての経験なので園児は勿論保護者への対応園舎内外の整備など安全、安心への対応に苦労しています。</p> <p>東京電力原発で水素爆発あり（3月12日）。10月11日まで休園となった。30圏外で保育となり少人数を預かる臨時保育園開園。本日10月11日再開となる。</p> <p>今回の震災では近所の方々にもお助けいただき、誰一人怪我をすることなく避難することができました。日頃から近所の方々との関係を持ち「ここに保育園がある」という認識を持ってもらうことの大切さを改めて感じました。</p> <p>原子力発電所事故で大変困っております。</p> <p>今だかつてない未経験の事態に対処すべきことが多かった。特に放射線の恐怖はあらゆる面で行動を制限され、幼い子の命を守るべく現在も日々努力している。震災時全国の多くの方々からのご援助、自衛隊の皆様活躍に心から御礼と感謝を申し上げます。園児、保護者、職員の絆が深まり現在一体となって歩いております。</p>
茨城県	<p>震災後3日目に市の福祉課から民間保育園の園長の召集があり、2日後に保育再開と聞いたまでは良かったのですが、給食提供と聞いたときは正直考えてしまいました。市の方からの具体策がなかったので少しがっかりしました。</p> <p>当園は海・川に近くそして平地で避難すべく高台や高い建物がなく、津波に対しては対処の方法がない。</p> <p>地震、津波、放射能・・・私たちにはどうしようもない天災や事故だが、あっという間に私共に降りかかる災であることを実体験し、怖ろしさを感じた</p> <p>私たちがやらなければならないことが沢山あることは分かったが、何をどうすることが万全なのかが分からない。机上で紙面での整備ではなく、本当に役立つ術をご指導いただけたらと思う。</p> <p>今回の大震災により（津波への不安から）子どもを退所させる保護者が相次いでいます。私どもの園は県北の高萩市にありますが被害の大きかった北茨城市に隣接しているため、津波への恐怖心のある保護者が見受けられます。心のケアが大切になっていると実感しています。</p> <p>現在の園舎は改築して8年目になります（旧園舎だったら震災に耐えられなかったらと思う）耐震性があり、窓ガラスもペアガラスでいくらか耐えられる物になっていると実感できました。総敷地も1200坪から2400坪に広がりましたので園内が安全地帯になりました。樹木を50本ほど木陰用に植えられていますので震災時に倒木しないよう点検を怠らないようにしています。大切な命を育む施設として「安全」「清潔」には努力しています。</p> <p>放射線の問題が解決されず、どこまで安全なのかが分からず日1日不安な状況です。</p>

	<p>先の見通しがあれば園庭で待っていなくてもよかったように思った。ベランダでは落下物もなく待っていられたように思う。一番困ることは原発。いつも原子力の方は情報が遅く、正しい情報がないので一番困る。</p> <p>昨今、緊急事態時のマニュアル化が叫ばれているが、マニュアル通りにいかないのが非常事態です。想定外の事変が起こったときこそ、臨機応変な行動がとれるよう日頃から意識することが重要と考えます。</p> <p>午睡中だったためパジャマでした。第2避難場所の園庭に出たとき、雪まじりの雨が降り寒くて長時間いられず室内に戻った。布団を頭からかぶり身を守れたことは良かったが、不安になった子ども達の着替えが思うようにできなかった。電話が使用できず保護者との連絡が全く取れず、夕方からは車の中で迎えを待った。1歳児が親子で避難所生活をしたため、トラウマとなり集団の中が困難になった。毎月の避難訓練は職員も子供もその成果がみられ、とっさの行動がとれた。そんな中で例年通り地震体験車の訓練は行いますか？という町（消防署）の声掛けは信じられませんでした。</p> <p>お迎えのところですが、3月11日皆さん17時までは1名の園児以外はお迎えに来てくれ最後の園児も18時には迎えにきてくれました。職員は遠いから16時より帰ってもらいました。地域的なこともあります、やはりライフラインが復旧しない時は休園した方がよいと思います</p> <p>津波時にマニュアルどおりに行動した小児が多く亡くなり本能で逃げ出した子どもは助かっている（某小学校）。何と解釈すればよいのか…。</p> <p>日々の避難訓練の成果がみられ、泣く子もなく保育士も冷静に対応でき避難することができた。連絡が取れない状況の中、保護者はわが子の安全を確認するまではいてもたってもいられなかったであろうと、お迎えにいらした時の表情を今も忘れられません。その親の思いをしっかりと受け止め、保育にあたりたいと思っています。</p> <p>人命を守ることが最優先であること。建物の修復は可能であるが命は戻らないということ。</p> <p>あらゆる想定外のことも頭に置き、対応策を考えています。情報をしっかりキャッチし判断ミスのない様心がけたいです。日頃の避難訓練の成果が出ました。今後につなげたいです。</p> <p>2006年に新築したばかりなので、耐震構造もしっかりしており、ほとんど被害はなかった。</p> <p>災害時こそその防災放送（地震の時なし）</p> <p>建築業者の引き渡しから1週間後に東日本大震災が起こり、地震の揺れの大きさに不安と恐怖で泣き出す子もいた。被害も少なく旧園舎でなくて良かったと思いました。この度東日本大震災や福島原発等で被害にあわれた保育園に心からお見舞い申し上げます。</p> <p>津波浸水地域の児童福祉施設を高台移転する場合の速やかな認可と補助金の交付。現施設の補助金返還の減免措置。</p> <p>とても大変なことでしたが地域、保護者、周りの人たちに支えられ助けられていることに感謝です。そのような保育園だからこそ必要とされるものになりたいと「世界が減んでも保育園だけは開いている」というような気合を持って頑張っていきたいと。</p>
栃木県	<p>帰宅困難となった園児のための食料品の備蓄とストーブ等の暖房器具とその燃料を確保できるような対策をしてほしい。</p> <p>賃貸物件で保育園運営を行っていた。建物が損壊したため引越を余儀なく行っただが、そのため罹災証明も発行されず、何の公的援助がもらえなかった。全て園負担で行っている。子どもたちのため！と思い支援がなくても職員全員で頑張っています。私たちのような園が今後出ないことを祈っています。</p> <p>栃木県は被災地ですが、当園は大きな揺れは感じられましたが直接的な被害はほとんどなく、とても参考になるアンケートにはなりません。被害にあわれた園の早期の復旧を心からお祈り申し上げます。</p>
千葉県	<p>園での対応策については＝情報が変わるたびに掲示、手紙、HP（モバイル用）にて開示し始めました。災害発生後の園の避難方法については全保護者に周知し、園からは落ち着いた限り連絡はしない。子どもの安全確保優先を理解してもらいました。想定外をどれだけ少なくするか、平和な時に職員・保護者・地域と話し合っておくことが大切だと改めて感じ、行動し始めています。</p>
東京都区部	<p>被災地でも東京でも保育園は安全だということが高く評価されたのは喜ばしい。（子どもの命を預かる場だから当然か？）しかしだからといって職場がパパやママを帰してくれないのは大変困る。うちの園では3歳未満児ばかり14人も残っていた（11時近くまで、うち2歳児一人は翌朝9時まで）。普段と全く違う生活を夜遅くまで強いられ、大泣きして泣き寝入りし、多少PTSDが出た。</p> <p>都内の園ですので物的被害はとても少なかったですが、やはり保護者との連絡、引き渡しに苦労しました。職員にも小さい子供を預けていたり、小中学生を家においてきている者も多く、そちらも早く帰してあげたい反面、在園する子供も多くつらかったです。結果としては、近所に住む職員や独身の職員（計画停電中も）に助けられました。</p> <p>今回の震災は初体験で色々なことを考え直したり見直したりする良い機会となりました。アンケート結果や方法論などきつと貴重なご意見が集まるのではないかと思います。何か参考になること、学べることがあったらフィードバックをしていただけると幸いです。</p>

幸いに都心部にありながら大きな揺れの割には物一つ落ちることなく外部の情報を聴くことで大震災と知る。しかしそれ以上の地震であればどうなのか、不安がある。できる対策はとるが予測を超える事態になったことを考えると不安はある
被災された地区より先日園児が入園（転園）してきました。追跡調査らしきものをしていて様子で、今が大変な思いの中生活しているのだなと感じました。
災害に備えての対策が必要だということは今回非常に強く感じたが、備蓄品については保管するスペースが限られているのでどこまで必要なか判断に迷っている。また、避難場所、ルート、方法等その時の状況に合わせて臨機応変に対応することも大切であると感じた。
3月の地震で母親が児を迎えに園に向かっているが交通機関が麻痺して来られず、父親とは連絡とれず（父親は仕事をしていた）事実もあった。
放射能対策で苦勞しています！
当園は地盤がしっかりしているので液状化などなく、揺れだけだったが津波など大きな被害にあわれた方にはお見舞い申し上げます。
連絡体制について一保護者との直接連絡には時間がかかった。安心して過ごせるためにホームページ掲示板を設置。情報交換できるようにした。放射能について数値が高い、公園も高く安心して遊べる場がない。食品についても数値が明らかにされていない。安心して生活できる環境づくりをどう進めていくのか、乳幼児の現場からも意見を出していく必要があるのでは。
室内（園内）待機か避難場所へ移動するかの判断。余震が続きそのたびに悩んでいた。職員の人数が少ない（早番、遅番）時間帯の人数確保。
大きな揺れに見舞われた翌日の土曜日、いつもと変わらず登園してきた子どもたち。前日の不安感のあった子ども達の様子を考えると何が何でも保育園に預けるという選択肢しかないのかなと考えてしまった。こういうときにお休みができない職種の方がいるのも十分に理解しています。保育園は全力でお子さんを守りますが、園が万全ではありませんと便りで伝えてしまいました。
震災が発生した時は何より情報の入手を最優先課題にすること。あわてて外に飛び出さず、園内に留まることを目標とする。被災者を受け入れる体制や条件を確保すること。ボランティアを受け入れ、援助を要する人へつなげる体制をとること。
選択肢の設定に疑問を感じ。各園色々な状況に置かれ、色々な対応をしており、判断に困る選択肢や該当しない選択肢もある。また設問も抽象的で、答えにくい。もっと具体的な対策を検討できるような設問にしないとあまり意味がないのではないかと
放射能の影響で外国人が退園させられた（一時帰国）、東電に減少分を補填してもらいたい。
新宿区は計画停電にならなかったため停電の不便さはなかった。特に当園は調理器具および機材がオール電化ということでとても助かった。他の地域の方の大変さを体験せずにすんでとてもよかった。
震災当日母親に連絡を取ると「職場にいたほうが安全であるため一晩止まることにした。子どもも保育園で泊まるようにしてほしい」といわれ迎えに来る気のない返事であった。父親と連絡が取れ、結局は父親が迎えに来てくれたが、震災後といういつもと違う雰囲気と度重なる余震の中、子どもたちは全員不安と緊張の表情で保護者が迎えに来てくれることを心待ちにしていた。世間では今後も震災等でライフラインがストップしてしまった時には「帰らないで職場で待機していたほうが安全だ」と言われているが、子ども達にとっては1分でも1秒でもいいから早く迎えに来てほしいと思う。「保育園にいるから安全」だけではなく、子どもの心情を世間に伝える必要があると考える。
都内帰宅困難者の問題と子ども達の不安。大地震で道路状況が危険な場合は広域避難場所への移動は困難だと思う。
今回の震災での直接的な被害はほとんどなかったが、施設の災害時の弱点（建物だけではなく地域性や保護者への対策）が浮き彫りになり、現在予想できる範囲での対策は考えている。放射能の問題も大きくなってきているので園としてどう対応すべきかの課題に取り組んでいく。
予測もつかない震災だったので震災後震災セミナーに参加し、災害対応を見直した。
食品・飲用水の備蓄は3日分と一般常識のように巷で言われ、行政もそのように言っているようであるが、定員分（もしくは職員分も加え）3日分を常備することは非現実的ではないか。備蓄するためのスペース、保存期限の管理と入れ換え、入れ換えに伴う在庫処分の問題、通所施設として備蓄量をどの程度にするのが適切か、現実的な考え方を協会として発信していくのが望ましい。登園では当日の給食（昼＋夕食）に加え、何らかの理由でお迎えに来ることのできない人数を1/3とみて、その分の職員と合わせ、プラス2食分を目安として備蓄している。
今回は震度5だったので転倒した物もなく、けが人もいなかった。あらゆる物の転倒防止策を行うことの必要性を改めて感じた。保育園が避難場所になった場合の毛布、食料等の備蓄について今の段階では足りない。全園児、職員2日分くらいしかない。

	園児も保護者も保育者も災害時はすぐ帰宅させるのではなく園舎が安全であればとりあえず様子をみようと思う。但し津波に関しては高台が見当たらず不安です。近くに小学校があるが川も近くにあり不安材料が一杯。今後一つ一つより安全へ向かうよう検討していく。
	一番心配なのは連絡（安否確認）網。
	震災と原発事故が重なっていて対応が多岐に渡り園の迅速な対応がいかに必要か考えさせられた。都会ならではの対応…お迎えに来られない親の子どもをどのようにお迎えまで保育するか。そんな中職員の子育てをどのように支援すべきか考えることは一杯あった。
	避難するときは職員の手が必要だと改めて思った。
	備蓄品も買い揃えているが不足のままの物もあり、補助金・倉庫など行政での援助が必要だと思う。
	連絡方法が一番困った。どういう状況なのかお互いの確認がとれる方法はないのかと思います。保護者の安全を考えると引取りをどこまで伝えていくのか悩むところです。
	放射能による水の不安が報道された時に近所の方がミルク用に飲料水を持って来て下さり助かった。日頃の近隣とのつながりの大切さを考えさせられた。今後地域に根ざした保育園のあり方を話し合っていきたい。
	今回の地震で沢山の教訓を頂きました。大切なお子さんの安全を守るために今後一層マニュアルの改善、訓練の見直しなど平日頃の心構えをもっていきたいと思っています。
	いろいろ見直し備品を補いました。避難通路についても確認しあった。
東京都 市部	災害時に基本的にどのように対応するかマニュアルがあるとそれを参考にしながら各保育園独自の対応を付け加えて考えられると思う。東京では保護者が交通機関ストップにより子供のお迎えに来れない事への対応も大きなものとなっている。
	アンケートの結果を参考に更に検討させていただきます。災害後災害時のマニュアルを整え直し、教訓として生かす訓練内容をより細かにしました。各園でその後の対応について引き続いていると思いますので、参考にさせていただきます。
	先日の台風もすごかったです。隣の公園の大きな木が折れたり、倒れたりしていました。
	訓練と実際では違う事を今回は震災から離れた場所にも体験しました。防災マニュアルを園全体でもう一度確認して作り直しています。ただマニュアルがあってもその時の状況判断で子供たちを安全に避難させるのは職員等の経験に基づくものではないかと思います。
	備蓄品について各園ばらばらの量だと思う。是非、何人分の何日分等を決めていただき、賞味期限～年、備蓄品の購入に補助金を考えてほしいと思います。
	ガラス破損防止のために地震時に窓を閉める。園外避難時、戸締りをする事を追加しました。
	保育園だけではやれることが限られています。都・市がもっと面倒をみてほしい（備蓄品や人件費）。保護者にも都・市からお迎えに行くように指示してほしい。何が何でも園で子どもたちを預かるのではなく、保護者（家にいる人や迎えに来られる人）はもっと協力してほしい。園が安全だと知って迎えに来ない方がいたので。
	季節により準備するものが異なってくるので備蓄品の一考。昼寝用のパジャマを廃止した。発生した時間により多方面にわたり考えを変える必要あり。
	今回当園では被害はありませんでしたがもっと大きな地震に見舞われたらと不安に思います。とっさの判断が正しくできるかどうか心配ですが、訓練を色々なケースで行っておくことが大切と感じています。
	備品や避難器具の補助金が少なすぎる。災害に対応できるよう補助金を今年度だけでもよいので出してほしい。幼稚園との格差を感じる。
	放射能の影響についての不安をどう扱うか。
	東京の部分停電も実施されなかった所でしたので、不便なことは全くありませんでした。恵まれていたと思います。
	原発・放射能のことが心配です。現在、市の方が週に一度園庭、砂場の測定をして下さったり給食の食材の測定を実施して下さっています。子どもの命を守る私たちがどのように対処していったらよいか考えてしまいます。
	電車が止まり交通渋滞がおき、お迎えに来れなかった保護者が多かったので、何か起きたときにすぐにお迎えに来てもらえる人を皆さんに改めて考えてもらいたい機会になったと思います。
	行政との連絡や保護者との連絡が取れるように。
	記入するにあたり、記憶が薄れかけていることが分かりました。大事に至らないためにも再度防災計画の見直しをしてみたいと思います。
	指導検査時の転倒防止について細かく指導して頂いたお陰で園内の物は一つも床に落ちなかった。避難用具等子ども、職員の命を守るのに年15万の施設機能推進費の補助金は少ないと感じる。保護者の震災に対する意識が低い。保育園にいれば大丈夫だと思込んでいる。
	緊急時、園児の安全確保とその状況を保護者へどのように伝えるかが日頃より考えておくことが大事だと思った。保育所も避難場所として機能を持っているのでその活用についても決めておきたい。

立川断層帯が今後注目されているということで地震が起きたらとんでもないことになる。今十分な対策を考えなくてはいけないと思う。保育園では今もお弁当を持ってくる1名、水筒10名と放射能に不安な保護者が多数いることへの対応が大変。
停電後発電機を車庫から取り出してきたがキャブレターが腐食していてエンジンがかからなかった。日頃からの点検の大切さを実感した。エネルギーを電力一本に頼らないことの大切さも実感した。当園は薪ストーブに灯油による床暖房、空調をGHPで対応していたため停電中も暖には不自由しなかった。
連絡手段をどうするかが一番困っていることです。携帯持っている人がほとんどですので、グループメール(?)等くくって園から一斉送信という方法を考えているのですが、実際は動き出していません。どの園もそのような方法での連絡を望んでいるのではないかと思います。このことのノウハウ等を考えてくださると有難いです。
3月12日に市から大丈夫ですかと連絡がありました。3月11日にも連絡して下さったそうですが連絡がつかなかったようです。先日の台風の時も電車が止まり停電(近隣)している所もあり、3月11日同様保護者が迎えに来られず、職員も帰りに帰れない状況でした。地震に限らず災害について今後も万全の体制で備えて生きたいです。
今回のアンケート結果を集計したものを是非いただき、同じ職をしている方々が実際にどのように動かされたのか、また被害状況やそれ以降の対応方法など参考資料となると思うので冊子を作成していただきたい。また、このような大地震が来た際に子どもを預かる施設としてどのようにしたらというような研修の場もほしい。
特に被害も困ったこともありませんでしたが、今後の課題は山積みしていますので、防災対応を全て見直しを続けているところです。
幸私どもの園では被害はありませんでしたので、実際の所何が十分で何が不十分だったか分からないところが多く、質問に対して正しく答えられていないかもしれません。他の園でどのような対策を取っているのか知る機会でもあると思うので、ぜひ今回のアンケートの中を知らせて頂きたいと思います。
毎年の指導検査(東京都)で文書指摘があるとの理由で園舎の建て替えが実施できない。災害前の検査時(12月)に災害時の対応について何点か市、都に聞いたが、市「何もない」都「あると思うが知らない。ホームページ等で調べて下さい」との回答。危機意識は皆無であった。
震度が今回のようだったら部屋の中のほうが安全である。部屋の中の一番しっかりした場所を救急法講師の先生の助言で実際に確認した。園が一つになって避難する事の難しさを感じ、子どもを守るには職員一人一人の判断力がきちんとしていないといけない。と分かり話し合った。今放射能(特に給食食材)が非常に心配です。
災害によりいろんな状況が想定されるので考えられることはやって行きたい。心配なことは電気が供給されなくなり園舎の機能が大幅に低下してしまった時の対応。
以前から防災関係に関しては改善、検討をしていたので、特に大きな戸惑いはなかったです。日頃の訓練を生かし、泣く子どももなくなり済みました。
放射能は見えないので事前にどのような危険があるのか今何をしなければいけないか(雨にあたらぬ等)の情報を速やかに流してもらえると対応ができる。情報を隠すことはやめてほしいと思っている。
これほどの地震があつたのに先日の台風の時にお迎えがとても遅くなった家庭があつた。“のど元過ぎれば”は非常に困る。
4月より耐震補強工事あり9月10日終了
震災そのものよりもその後の計画停電の方が今後の参考となるが多かった。
台風15号の時は学童にも行かず、母子家庭の上の子も保育園に来て母の迎えを待ちました。
他園での対応、マニュアルなど集計したものがあれば欲しいです。
東日本大震災が起こり貴重な体験をしましたので、大切なお子様の命をお預かりする職業として、避難訓練の細かい見直しと強化を図った。(安全、安心)
保護者の連絡方法として市全体の方法が考えられないか?安全確認だけでも知らせられたらと思う。今後保護者の帰宅困難者が増えた時は保育の体制を考えねばならず、備蓄食品のあり方も考えたいと思う。
災害時の対策について気を付けている点など事例があれば教えていただけたらと思います。
地震発生から所長を中心に職員は児童の安全を確保し迅速に対応できた点はよかった。しかしその後どのような判断で建物の内に入るか、余震を警戒した保育をするにあたっては経験したことがなく判断基準が必要であると感じた。

保育所長の保育所運営に係る意識に関する研究

研究代表者	石川 昭義	(仁愛大学教授)
共同研究者	西村 重稀	(仁愛大学教授)
	矢藤 誠慈郎	(愛知東邦大学教授)
	森 俊之	(仁愛大学准教授)
	青井 夕貴	(仁愛女子短期大学講師)

研究の概要

本研究では、質問紙調査の回収321通（回収率56.6%，公立183園、私立138園）をもとに、量的分析と記述データ（自由記述）の分析を行うとともに、所長を対象としたヒアリング調査を行った（全5件、文書回答1件を含む）。

(1) 量的分析にもとづく結果のまとめ

今回、設置運営主体による違いと、所長の保育士資格の有無に関するクロス集計を行ったが、これらの分析をまとめてみると、おおむね次のような特徴が見出された。

①設置運営主体による違い

第一に、所長の役割として、私立保育所では保育所の経営者としての側面が強いということである。所長として指導力を発揮したいテーマや、自ら強化したいと思っている領域として、「保育所の経営」や「労務管理・人事管理・人事考課」などの項目で、圧倒的に私立の所長の方が高かった。

第二に、私立保育所の所長の方が、より強いリーダーシップで職員を牽引している傾向がある。所長としてより指導力を発揮したいと思っているテーマとして「職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導」をあげるものが多かったり、若手保育士を育てる手立てとして「定期的に所長や主任と個人面談を行う」をあげるものが多かったりするなど、私立の方が管理職による強いリーダーシップで若手を育成する傾向がみられた。一方で、「保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること」については、公立保育所よりも実践度が低い傾向がみられた。

第三に、私立保育所の所長の方が、自らの保育所の独自性を意識しているということである。「子どもの保育の内容」「周囲（立地）の環境」「安全対策や危機管理」「職員の研修体系」「設備、教材、遊具」など、公立の所長よりも私立の所長の方が、多くの項目で長所としてあげることが多かった。

そのほか、私立保育所では保育士の悩みとして「待遇（給与や福利厚生を含む）」の悪さをあげる所長が多かったり、公立保育所は「正規職員の比率が小さい」ことを課題としてあげるものが多かったりするなど、保育所を取り巻く現在の課題を大きく反映している側面もみられた。

②保育士資格の有無による違い

今回の調査の結果、保育士資格の有無により、所長の意識に違いがあることが示された。その違いを一言でまとめると、保育士資格のある所長は、保育士資格のない所長よりも、保育の内容に関することにより関心をもち、保育士と一緒に日々の保育実践の中での活動を志向している傾向がある。

自身の保育所の特徴をどのようにみているかという点で、保育士資格の有無で回答率に差があった項目を概観すると、保育士資格をもつ所長は、「子どもの健康支援」を自身の保育所の長所としてあげたり、「教材研究の時間を確保できない」ことを自身の保育所の課題として捉えたりするものが多かった。それに対して「設備、教材、遊具」を長所としてあげるものは保育士資格のない所長の方が多かった。保育所の長所や問題点は、もちろん、個々の保育所によって実状は異なるであろうが、所長の問題意識や着眼点の相違がこれらの結果に大きく影響していると考えられる。

所長の業務に関する意識についても、指導力を発揮したいこととして「職員の保育実践に対する指導・助言」や「若手の保育士の育成」など、保育実践に関わる項目をあげるものは保育士資格をもつものが多かった。また、若手保育士を育てる手立てとしても、保育士資格のある所長は、「職員会議等での意見発表の機会を多くする」「メンターのような指導相談役の保育士を付ける」「保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる」など、ふだんの業務の中で育成するOJT的な方法を望ましいと考える傾向がみられる。

また、職場の保育士が困難だと感じていることについても、「日頃の子どもの保育の実践」を回答したのは保育士資

格をもつ所長の方が多く、保育実践の細やかな点についても、保育士と一緒に悩みを共感できる可能性が示唆される。

（2）記述データの分析からみた保育所運営等の課題についての意識

質問紙調査では、「所長として、今の職場ではどのようなところに課題があると思いますか。お考えをお聞かせください。」として、記述による回答を求め、245件の回答を得た。以下にその分析の結果を示す。

1名の記述に複数の要素を見いだせることがあるため、分析に際しては、記述をその内容に応じて要素に分解し、それぞれをカテゴリーに分類した。カテゴリーは予め定めるのではなく、要素を拾う過程で修正しつつ構成した。その結果、のべ363件の要素を抽出し、それらを大きく、「資質の向上」（128件）、「組織のあり方」（108件）、「職務の環境」（43件）、「保護者や地域等」（43件）、「保育と子ども」（41件）、に分けることができた。要素の数からみて、所長は今の職場の課題として、保育士の資質向上や組織のあり方に認識のウエイトが置かれていることが判明した。

（3）ヒアリング調査のまとめ

ヒアリングを実施したのは、公立保育所長2人（うち1人は文書回答）と私立保育所長3人の計5人である。「“所長になる”、“所長になろう”という意識をいつ頃から、どのように持ち始めましたか。」をはじめ、6項目についてインタビューを行った。以下に要点を示す。

① “所長になる”という自らの意識や後進となる人材の育成について

“所長になる”という意識は、公立と私立とではだいぶ様子が違う。公立では、ある程度の経験年数及び主任というポジションを経験してから「所長になる」のが一般的である。

一方、私立では、家族が経営を引き継いでいく様子がうかがわれ、それが「家を継ぐ」、「家業」という言葉に表れていた。

ある所長が「家族以外のものが所長をやるという概念がそもそもない」と語っていたことが印象的である。その所長によれば、いわば当たり前となっていたその状況が、待機児童の解消を背景とした保育所の新規開設という現実の中で揺らいできているようである。

② 所長のやりがい感について

所長の“やりがい”の核には、当然ともいえるが、子どもを育て、その成長を見届けること及び保護者の支援があるといえる。また、保育者の成長ぶりを喜ぶことをあげた所長もいた。

③ 所長資格の法定化や所長になるための資格要件について

所長資格の法定化については賛成の意が示された。また、所長として、保育に関することと経営や運営に関することの両面で見識を備えていることが必要ということでは、どの所長も共通した認識であった。

質問紙のQ3では、所長自らが力量を伸ばしたい領域についてある傾向とともに多様性が見られたものの、所長自身にも専門性の向上に向けた意識が働いていることが確実にある。ある所長は、「自分がつまずいたところをどうしたらいいか、整理する時間も必要だ。自分を見直すことも必要」と語っていた。

保育士資格を保有することについては、“必要”とする見解（公立所長）と“そこまでは必要としない”とする見解（私立所長）に分かれた。

しかしながら、“保育士資格を有すること”とまではいかににしても、こうした所長の社会的な認知の向上及び資質向上の必要性については共通した認識を持っている。その方策として、現在、各種団体の主催で行われている研修制度のさらなる充実を指摘する所長もいた。その研修内容については、保育業務に直結する内容、自己の課題解決につながる内容のほか、一般教養的な内容など、多様な見解が示された。

キーワード：保育所保育指針、保育所長、保育所運営、保育の質の向上

第1章 研究の目的と概要

（1）研究の目的と意義

本研究は、保育所長が自ら勤める保育所の運営または組織に関して、どのような課題意識を持っているのか、どの方面に自らのリーダーシップを発揮しようとしているのかといった、職員の協働性や保育所長の責務に関する所長自らの考え方を明らかにするとともに、そこから保育現場における組織論並びに保育現場における保育士

の育成に関する課題を明らかにすることを目的とする。

告示された保育所保育指針（以下、「指針」という。）では、その本文や解説書の全編を通して、職員の「協働」、「協力体制」、「共通理解」といった言葉が多用されており、筆者らは、これが指針の大きな特徴の一つであると受け止めている。すなわち、指針は、保育所の「組織」を保育の質の向上を目指す方法論として、換言すれば、子どもの最善の利益を確保するための方法論として位置づけているのである。たとえば、改定に関わった増田は、

「保育所を組織として明確に捉え、組織としての保育力を問うというのは、今回の改定によって初めての事です。組織としてどのような仕組みをつくりあげるかということが問われているのです」と述べている¹。

そして、組織の「協働性」ということと連動するように、指針の第7章「職員の資質向上」では、職員一人一人の資質向上に向けた取り組みが述べられるとともに、それに必要な環境を確保していく、いわば取りまとめの役として、施設長の責務が明記されているのである。つまり、施設長（以下、「所長」という。）は、職員一人一人の責任の理解と自覚を基盤としつつ、職員全体をリードし、保育所全体の保育の質を向上させていく役割を担う人として、大きくクローズアップされたといえる。

しかしながら、保育の現場では、やりがいを持って働いている人が9割以上いる一方で、人間関係を理由に離職する人が多い現実も報告されており²、組織運営の難しさを予見させる。近頃、所長らとの会合があると、職場内の非正規職員の割合が大きくなっていることや短時間勤務を組み合わせた複雑な職員シフトになっていることで、職員間の連携や情報の共有に気をつかわざるをえないという話が必ずと言っていいほど出てくる。

したがって、所長が保育所の運営または組織に関して、今どのような課題意識を持っているのか、どの方面に自らのリーダーシップを発揮しようとしているのかといった傾向を明らかにすることは、指針のいう「協働性」への基盤形成にとってのみならず、所長の業務や所長研修のあり方にとっても有意義な示唆が得られるものと考えられる。指針は、「保育所における保育の内容に関する事項」と「これに関連する運営に関する事項」を定めたものである（指針第1章総則）。運営に係る所長の役割と責任は、この指針の意義と結びついて必然的に問われてくる課題だと考える。

西村らが行った、平成22年度保育科学研究「保育所長の資格及び資格取得方法とその後の研修のあり方に関する研究」³では、先行研究をもとに保育所長の資質、役割について整理するとともに、試行的ではあったが所長の業務に関するタイム・スタディを行い、所長の業務内容や所要時間を明らかにした。そして、それらを参考に、所長資格のあり方や所長研修の内容について見解がまとめられた。本研究は、その継続的な研究として位置づけるものであり、所長の資質や役割について、実際に保育所を運営する立場・責務にある保育所長の意識から照射してみようと試みるものであり、引き続き、所長資格のあり方についても考察を深めようとするものである。

- 1 増田まゆみ「社会的役割の中で組織的な取り組み」大場幸夫他編『保育を創る8つのキーワード』（フレール館、2008年）p.186
- 2 全国保育士養成協議会『保育士養成資料集』第50号（2009年）、第52号（2010年）
- 3 西村重稀（研究代表者）他「保育所長の資格及び資格取得方法とその後の研修のあり方に関する研究」日本保育協会『保育科学研究』第1巻（2010年度）

（2）先行研究レビュー

社会福祉法人日本保育協会が実施した平成17年度の調査研究では、保育所長の資格に関する法制化、保育所長が有すべき資格、保育士資格を有さない者の所長職に就くための研修・認定制度について質問が設けられており、たとえば、「法制化すべきである」の回答は公営51.5%、民営42.2%、「特に基準を設けていない現行のままでもよい」の回答は公営28.5%、民営32.2%と報告されている⁴。

このように、新しい指針が平成20年3月に告示される以前から、保育所長の資格や役割、リーダーシップに関する著作や論稿は多く出されてきているが、告示以降は、この指針の内容を踏まえた所長像に関する著作や論稿が出されている⁵。

全国社会福祉協議会『保育の友』（2008年、12月号）では、特集で「みんなで考える保育園長の役割」が組まれており、その中で、網野は、指針第7章に示されている施設長の責務の遂行に当たって、保育所長のリーダーシップ、ヘッドシップ、保育マネジメントの専門性の維持・向上が必要だとしている。そして、所長の責務の内容を、①対外的に保育所を代表する、②保育マネジメントの総括責任者として義務を把握・理解し、実践する、③法令等を遵守する、④個々の保育所職員を把握・理解し、協働・連携し、指導・助言し、支援する、⑤施設長としての責務（保育指針第7章2）、専門的役割を探索し、資質向上を図る、の5つを挙げている⁶。

こうした一連の研究動向や保育所長の資格のあり方をめぐって、網羅的かつ体系的に研究されたものとして矢藤らがまとめた「保育所長の資格要件及び責務に関する調査研究」がある⁷。ここでは、1970年代から今日に至るまでの、保育所長の資質と役割に関する論文・記事等のレビューをもとに、「1970年代後半から1980年代前半に活発であった、社会福祉施設の施設長の責務や資格などの議論は、1990年代に入って子育て支援の機能・実践において新たな展開を見せた。また、1998年の児童福祉法改正による規制改革、2007年の総合施設・認定こども園、幼保一体化の議論の中でも盛んに行われ、2008年前後から保育所保育指針の改定に伴ってさらに活発化した。現在、保育所長の役割・資質・資格等について、様々な議論や研究がなされ始めている状況にある」とまとめられている⁸。

そして、海外における取り組み、保育所長の研修の現状、インタビュー調査にもとづく研究成果がまとめられ、最後に、保育所長の資格要件等に係る制度のあり方について提言がなされている。ここでは、指針から導かれる保育所長の責務の具体的な内容と専門性をもとに、保育所長の資格として、研修制度や試験制度等の具体的な対策が、上級保育士、保育施設士といった新しい名称とともに提言されている。「保育の社会化が進行する今日、人間性・倫理観だけで施設長が務まる状況ではない。多様

な保育サービスに応える保育体制は職員の管理・指導の重要性はもとより、第三者評価、苦情解決制度、地域子育て支援等、組織としての保育集団の掌握・質の向上が保育所長の果たすべき役割として求められている⁹とする指摘には異論の余地はないであろう。同報告書では、保育所長の法的な位置づけや保育所長資格認定講習制度等の制度モデルも提案されている。

また、最近では、矢藤と秋田が「日本教育新聞」紙上で、「リーダーのマネジメント講座」の連載を行っており¹⁰、保育所運営をめぐる今日的課題として関心が向けられている証左といえる。

- 4 社会福祉法人日本保育協会「改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書—平成17年度」（平成18年3月）pp.29-35
- 5 たとえば、小林育子・民秋言編『園長の責務と専門性の研究—保育所保育指針の求めるもの—』（萌文書林、2009）
- 6 網野武博「新保育所保育指針に示されたこれからの保育所長像」全国社会福祉協議会『保育の友』（2008年12月号）p.25
- 7 矢藤誠慈郎（主任研究者）平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書『保育所長の資格要件及び責務に関する調査研究』（財団法人こども未来財団、平成22年3月）
- 8 同上p.8
- 9 同上p.109
- 10 矢藤誠慈郎、秋田喜代美「リーダーのマネジメント講座」日本教育新聞社発行「日本教育新聞」平成23年9月5日号より連載、継続中

（3）本研究の概要

(1)本研究では、まず、愛知県名古屋市（289か園）及び福井県（278か園）の保育所長を対象に質問紙による調査を実施した。質問項目の主眼は次のとおりとした。

- 所長として、現在勤める保育所において、人事・組織上の問題として改善・改良が必要だと思っていることを明らかにする。
- 所長として、より指導力を発揮したいと思っているテーマを明らかにする。
- 所長から見て、職場の保育士に、どのような領域の知識・技能をより高めてほしいと思っているかを明らかにする。
- 現場で若手の保育士を育てていく手立てについて、どのようなことが望ましいと考えているかを明らかにする。

統計による分析では、公立と私立の軸を設定して、それぞれの傾向を見るとともに、所長の保育士資格の保有の有無による傾向の違いを考察することとした。

(2)集計結果を踏まえ、所長を対象にヒアリングを行った。公立2園（文書回答を含む）及び私立3園の施設長より、保育所の組織上の課題や人材育成に係る課題等について具体的な意見を聴取した。

第2章 所長に対する質問紙調査

（1）調査の概要

1) 調査の目的

所長としての役割、保育士への期待や育成方法、保育に関する諸政策への賛否など、保育所運営に対する意識を幅広く調査することを目的とした。

2) 調査対象、調査時期

名古屋市の保育所289園（公立121園、私立168園）、福井県の保育所278園（公立147園、私立131園）の所長に調査を依頼した。平成23年8月5日に調査用紙を配送し、9月6日までに返送のあった321通（回収率56.6%）を調査対象とした。

3) 調査内容

調査用紙は、回答者である所長の属性を尋ねる質問が5問、回答者の勤務する保育所の特徴を尋ねる質問が8問、そして保育所や保育所運営等に対する所長の意識を尋ねる質問13問から構成された。実際に使用した調査用紙を巻末に付した。

（2）回答者と回答者の勤務保育所の属性

◆所在地および設置運営主体（F6、7より）

今回の調査の有効回答数は、321であった。今回の調査は、名古屋市と福井県の保育所長に調査しているが、分析に用いられたデータは、やや福井県のデータが多いものであった。また、設置運営主体としては、やや公立保育所の割合が多く、とくに名古屋で、その傾向が強かった。

表1 回答者の勤務保育所の所在地および設置運営主体

	公立	私立	計
名古屋	84(26.2%)	45(14.0%)	129(40.2%)
福井県	99(30.8%)	93(29.0%)	192(59.8%)
計	183(57.0%)	138(43.0%)	321(100%)

なお、以降の結果の表示では、実数表記を省略して、全体の結果については321、公私別でのクロス集計の際には183および138を母数にしたパーセンテージとして表示した。また、公私別でのクロス集計に関しては、 χ^2 検定を行い、有意差がみられるときには<>記号を付加した（<<：1%水準、<：5%水準）。

◆勤務している職員からみた保育所の特徴（F8～F13より）

勤務している保育士数は保育所の規模を表すと考えられるが、表2に示されるとおり、公立より私立の方が、保育士数の多い保育所が多かった。保育士のうち正規雇用者の割合も公立と私立で結果は大きく異なり、公立は正規雇用者の比率が小さいことが示された（表3）。公立は、正規雇用者の割合が50～60%という保育所が最も

多く、50%を下回る公立も多かった

半数以上の保育所で4大卒保育士を雇用しており、おおむね三分の一の保育所で男性保育士を雇用していることが示された。4大卒保育士も男性保育士も、ともに公立保育所の方が雇用しているところが多かった。一方で、看護師や栄養士は私立保育所では多くみられるが、公立保育所では少なかった(表4)。

◆所長(回答者)の性比(F1より)

所長の性比をみると、圧倒的に女性の所長が多かった。

とくに、公立保育所に至っては男性の所長は0であった(表5)。

◆所長(回答者)の年齢と勤務年数(F2～F4より)

所長個人の属性として、年齢による分類を表6に、勤務年数による分類を表7に示した。所長公立の所長は、年齢が50代、保育所勤務歴30～40年、所長歴が10年未満というあたりに集中していた。それに対し、私立では、さまざまな人がおり、分布は分散していた。

表2 勤務している保育士数による保育所の分類

保育士数	全体	公立	私立
10人未満	13.2%	18.0% >>	6.7%
10～15人	25.2%	32.2% >>	15.7%
15～20人	26.2%	24.6%	28.4%
20～25人	19.9%	18.0%	22.4%
25～30人	9.8%	6.6% <	14.2%
30人以上～	5.7%	0.5% <<	12.7%

表3 正規雇用者の割合による保育所の分類

正規雇用者率	全体	公立	私立
50%未満	21.9%	33.5% >>	6.0%
50～60%	23.2%	34.1% >>	8.3%
60～70%	20.0%	19.2%	21.1%
70～80%	14.6%	8.8% <<	22.6%
80～90%	13.0%	3.3% <<	26.3%
90～100%	4.1%	0.5% <<	9.0%
100%	3.2%	0.5% <<	6.8%

表4 4大卒保育士、男性保育士、看護師、栄養士の勤務する保育所の割合

	全体	公立	私立
4大卒保育士	66.4%	69.4% >	62.3%
男性保育士	34.6%	37.2% >	31.2%
看護師	24.9%	14.8% <<	38.4%
栄養士	36.4%	4.9% <<	78.3%

表5 所長の性比

	全体	公立	私立
男性	15.0	0.0 <<	35.0
女性	85.0	100.0 >>	65.0

表6 所長の年齢

	全体	公立	私立
30歳未満	0.9%	0.0% <	2.2%
30～40歳	1.2%	0.0% <	2.9%
40～50歳	15.0%	14.2%	15.9%
50～60歳	62.6%	83.1% >>	35.5%
60歳以上～	19.9%	2.7% <<	42.8%

表7 保育所への勤務年数および所長としての勤務年数

	保育所への勤務年数による分類			所長としての勤務年数による分類		
	全体	公立	私立	全体	公立	私立
5年未満	2.2%	0.0% <<	5.1%	41.7%	54.6% >>	24.6%
5～10年	5.0%	0.5% <<	10.9%	31.5%	35.5%	26.1%
10～15年	4.4%	0.0% <<	10.1%	10.3%	4.9% <<	17.4%
15～20年	3.7%	1.1% <<	7.2%	5.9%	2.7% <<	10.1%
20～25年	8.1%	6.6%	10.1%	2.5%	0.5% <<	5.1%
25～30年	10.3%	10.4%	10.1%	1.2%	0.0% <	2.9%
30～35年	22.4%	32.2% >>	9.4%	2.8%	0.5% <<	5.8%
35～40年	31.5%	42.1% >>	17.4%	1.2%	0.0% <	2.9%
40年以上	10.6%	6.0% <<	16.7%	0.9%	0.0% <	2.2%

◆所長（回答者）のもっている資格（F5より）

最も多くの所長が所有している資格は保育士資格で、ついで幼稚園教諭資格であった。とくに公立保育所の所長は、これらの資格所有率が高く、保育士資格にいたっ

ては所有率100%であった。逆に、私立の保育所は、保育士・幼稚園教諭資格以外の資格をもっているものがみられるのに対して、公立では保育士・幼稚園教諭資格以外の資格はほとんどもっていなかった。

表8 各種資格をもっている所長の割合

	全体	公立	私立
保育士	84.1%	100.0% >>	63.0%
幼稚園教諭	68.8%	90.2% >>	40.6%
小学校教諭	7.2%	4.9%	10.1%
中・高教諭	5.0%	1.1% <<	10.1%
養護教諭	0.0%	0.0%	0.0%
社会福祉士	1.2%	0.0% <	2.9%
社会福祉主事	7.2%	1.1% <<	15.2%
看護師・保健師	0.0%	0.0%	0.0%
栄養士	0.3%	0.0%	0.7%
調理師	6.9%	3.3% <<	11.6%
なし	5.9%	0.0% <<	13.8%
その他	5.9%	1.1% <<	12.3%

(3) 数量的分析からみた所長の保育所運営等に関する意識

所長の保育所運営等に対する意識は、Q1～Q13まで、13問にわたる質問から構成された。自由記述形式での回答を求めたQ6以外の設問で、選択肢から選んでもらう形式のものについて、次の要領で集計し分析した。

【設問のタイプと単純集計について】

設問のタイプは大きく2タイプある。

一つは、選択肢のうちからいずれか1つのみを選択するタイプの設問である。Q4、Q10、Q11、Q13がこれに該当する。それぞれの選択肢を選んだ回答者の割合（単位はすべて%）を求め、表に示した。（いずれか1つを選択しているので、割合の合計は100%となる。）

もう一つは、選択肢のうちから該当するものを複数選択するタイプの設問である。Q1、Q2、Q3、Q5、Q7、Q8、Q9、Q10の下位設問、Q12がこれに該当する。こちらも、それぞれの選択肢を選んだ回答者の割合（単位はすべて%）を求め、表に示している（こちらは複数回答可のため、割合の合計は必ずしも100%とはなっていない。）。なお、表には回答者の多かったものから順に並べて示した。

【クロス集計について】

いずれのタイプの設問も、全データを使って回答者の割合を求めた後、次の2つのクロス集計を行った。

第一のクロス集計は、保育所の設置運営形態（公私立）によるものである。公私立の保育所ではさまざまな運営上の違いがあり、所長の意識にも違いがみられると思われる。

第二のクロス集計は、所長の保育士資格所有の有無によるものである。当初、全データを使ってクロス集計を行ってみたが、その結果はおおむね保育所の設置運営形態によるクロス集計の結果と非常に類似するものであった。前述のとおり、今回の調査では公立保育所の所長は全員が保育士資格をもっており、それゆえに公私立の違いの影響が大きく混在し、保育士資格の有無による違いなのが分かりにくくなってしまった。したがって、ここでのクロス集計では、公立保育所のデータを除き、私立保育所のデータ（N=138）のみで分析を行った。

いずれのクロス集計とも、項目ごとに χ^2 検定をおこなった。クロス集計の結果は、表の右側に、有意差の見られた項目のみを表示した。

以下、Q1から順に、各設問ごとに集計結果を表にまとめ、結果を概説した。（ただし、Q10～12、およびQ13の一部については、今回の報告書では記載を省略した。）

Q1 人事・組織上の問題として改善・改良が必要だと思っていること（表9）

「職員会議の時間を十分に確保できない」「研修の時間

を確保できない」「教材研究の時間を確保できない」など、時間の確保に関する問題が上位を占めた。「保育士の安定的な確保」「代替保育士の確保」など、人材の確保も同様に

設置運営形態の違いとして、公立は私立に比べて「正規職員の比率が小さい」ことが大きな問題として示された。前述したとおり、実際に公立保育所では、三分の一の保育所が正規職員の比率が50%未満、三分の一の保育

所が50～60%にとどまっており、深刻な問題と言えよう。また、「職員会議の時間を十分に確保できない」ことも公立の所長の方が問題と捉えていた。

保育士資格の有無による違いとしては、保育士資格ありの所長が、資格のない所長よりも「教材研究の時間を確保できない」という問題について改善が必要と捉えていた。保育士資格をもっていることで、保育の内容に直接関係する教材研究に関心が強いのかかもしれない。

表9 人事・組織上の問題として改善・改良が必要だと思っていること（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
職員会議の時間を十分に確保できない	57.9	64.5	>>	49.3	
産休・育休・病休の代替保育士の確保が難しい	50.5				
研修の時間を確保できない	47.7				
教材研究の時間を確保できない	42.7			44.7	>> 22.4
若手の保育士を現場で育成することが難しい	40.8				
保育士（非正規を含む）の安定的な確保が難しい	39.9				
正規職員の比率が小さい	36.4	55.2	>>	11.6	
職員間の人間関係の調整が難しいこと	21.5				
職員の年齢構成がアンバランスである	19.0				
人事考課にあたっての評価や判断基準が難しい	16.8	9.3	<<	26.8	
その他	5.6				
副園長、主任等他の管理職との意見調整が難しい	4.0	1.1	<<	8.0	
なし	1.9				

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格の有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

Q2 所長としてより指導力を発揮したいと思っているテーマ（表10）

「職員一人一人の力量の向上」をあげる所長がとくに多く、「職員の保育実践に対する指導・助言」「若手の保育士の育成」「入所児童の保護者や地域の子育て家庭への支援」がそれに続いた。

私立の所長は、「保育所の経営」「労務管理・人事管理・人事考課」など経営的なテーマが公立の所長に比べて多かった。また、「職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導」をあげるものが多いのも一つの特徴といえる。

ちなみに、「職員の保育実践に対する指導・助言」や「若手の保育士の育成」は公立の所長の方が多かったが、これらのテーマは、私立保育所の所長の中でも保育士資格をもつものはそうでないものと比べて多く、公立保育所の所長は全員が保育士資格をもっていたことと合わせ

考えると、むしろ保育士資格の有無に左右されているのかもしれない。

Q3 所長として自ら強化したいと思っている領域（表11）

「家族支援、保護者対応」を挙げるものが圧倒的に多かった。

私立の所長は、「保育の行財政」「労務管理・人事管理・人事考課」「予算管理・会計システム」など経営的なテーマが公立の所長に比べて多かった。逆に、「家族支援、保護者対応」「問題解決のための研究方法」などは公立の所長のほうが多かった。

「家族支援、保護者対応」「保育所の自己評価」は、私立保育所の所長の中でも保育士資格をもつものはそうでないものと比べて多かった。

表10 所長としてより指導力を発揮したいと思っているテーマ（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格			
		公立	私立	有	無		
職員一人一人の力量の向上	72.9			75.6	>	61.2	
職員の保育実践に対する指導・助言	53.0	63.4	>>	39.1		47.1 >>	22.4
若手の保育士の育成	50.5	57.4	>>	41.3		48.2 >	30.6
入所児童の保護者や地域の子育て家庭への支援	50.5	61.2	>>	36.2			
職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導	46.1	37.7	<<	57.2			
職員のチームワークの形成	40.5						
保育・療育に係る他の専門機関との連携	26.2	31.1	>>	19.6			
小学校との連携	21.8	27.3	>>	14.5			
保育所としての自己評価	18.4						
地域社会への貢献	16.5	10.9	<<	23.9			
保育所の経営	13.1	2.2	<<	27.5	18.8	<<	42.9
労務管理・人事管理・人事考課	10.0	3.8	<<	18.1			
保育理念や保育方針の設定	9.7				7.1	<<	20.4
保育課程の策定	7.2						
指導計画の作成	5.0						
その他	2.8						
第三者評価の受審	2.2						

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

表11 所長として自ら強化したいと思っている領域（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格			
		公立	私立	有	無		
家族支援、保護者対応	68.8	82.0	>>	51.4		56.5 >	40.8
保育所の自己評価	38.6					41.2 >	20.4
保育・療育に係る他の専門機関との連携	34.3	39.3	>	27.5			
問題解決のための研究方法	30.5	37.2	>>	21.7			
子どもの発達過程	29.6						
保育の行財政	25.9	18.0	<<	36.2			
小学校との連携	25.9						
保育に関連する法令	25.2						
障害児の保育	24.6	29.5	>	18.1			
職員会議の運営	22.7	26.8	>	17.4			
労務・人事管理・人事考課	21.2	9.8	<<	36.2			
保育課程・指導計画の編成	19.9						
予算管理・会計システムに関すること	12.8	2.2	<<	26.8			
子どもの保健・医療	10.6						
事務文書の作成	10.3						
一般的な教養や自分の趣味	7.8						
第三者評価	6.9	4.4	<	10.1			
その他	2.5						

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

Q 4 施設長の責務に関する自らの実践度 (表12)

ほとんどの項目で、「だいたいできている」という回答が最も多く、ついで「どちらともいえない」という回答が続いた。ただし、「保育所としての自己評価を行うこと」の項目は、「あまりできていない」という回答も多かった。

一般的にみると、公立保育所よりも私立保育所の方が、

実践度が高い傾向がみられたが、

「保育所の保育の内容等について、保育所としての自己評価を行うこと」「保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること」については、公立保育所の方が、実践度が高い傾向がみられた。

「職員の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施すること」は、保育士資格をもたない所長が実践度を高く評価している。

表12-1 施設長の責務に関する自らの実践度

		全体	設置運営形態		保育士資格	
			公立	私立	有	無
保護者や地域社会に対して保育所が行う保育の内容について適切に説明すること	十分	2.8	0.5 <<	5.8		
	だいたい	62.9	58.5	68.8		
	どちらとも	26.2	33.3 >>	16.7		
	あまり	6.5	6.0	7.2		
保育課程の編成にあたって全職員の参画と共通理解を図ること	十分	5.0				
	だいたい	46.7				
	どちらとも	33.3				
	あまり	13.1				
保育実践や保育の内容に関して職員の共通理解を図ること	十分	4.4				
	だいたい	62.3				
	どちらとも	27.4				
	あまり	4.4				
保育所の保育の内容等について、保育所としての自己評価を行うこと	十分	0.6	0.0	1.4		
	だいたい	36.4	42.1 >	29.0		
	どちらとも	38.0	39.3	36.2		
	あまり	22.7	16.9 <<	30.4		
保育の目標に基づいて、自ら日頃の保育実践のリーダーシップを發揮すること	十分	4.0				
	だいたい	43.3				
	どちらとも	41.7				
	あまり	9.7				
保育所における健康及び安全の実施体制の整備を行うこと	十分	8.1	4.9 <	12.3		
	だいたい	68.5	71.6	64.5		
	どちらとも	18.7	20.2	16.7		
	あまり	3.4	2.2	5.1		
	全く	0.0	0.0	0.0		

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 で有意)

表12-2 施設長の責務に関する自らの実践度（表のつづき）

		全体	設置運営形態		保育士資格	
			公立	私立	有	無
保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること	十分	8.1	6.0	10.9		
	だいたい	59.2	65.0	> 51.4		
	どちらとも	26.5	22.4	< 31.9		
	あまり	4.0	4.9	2.9		
	全く	0.0	0.0	0.0		
職員の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施すること	十分	4.7	2.2	< 8.0	4.9	< 14.3
	だいたい	45.8	43.2	49.3	46.3	59.2
	どちらとも	37.1	41.5	31.2	35.4	22.4
	あまり	10.6	11.5	9.4	13.4	4.1
	全く	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
職員の意向を尊重しながら、当人の自己研鑽に対する援助や助言に努めること	十分	5.0	1.6	< 9.4		
	だいたい	45.2	44.8	45.7		
	どちらとも	39.9	45.4	> 32.6		
	あまり	8.4	6.6	10.9		
	全く	0.3	0.5	0.0		
経験の浅い職員も含め、職員間で学び合いを深めていくことができるような体制を作ること	十分	5.0	1.6	< 9.4		
	だいたい	43.3	41.5	45.7		
	どちらとも	38.9	43.7	> 32.6		
	あまり	10.9	10.9	10.9		
	全く	0.3	0.5	0.0		

※公私別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。
(>、<：1%水準； >、<：5%水準 で有意)

Q5 現在の職場の長所（表13）

「保護者に対する対応」「職員の人間関係」「子どもの保育の内容」を現在の職場の長所としてあげる所長が多かった。

「子どもの保育の内容」「周囲（立地）の環境」「安全対策や危機管理」「職員の研修体系」「設備、教材、遊具」など、公立の所長よりも私立の所長の方が、多くの項目で長所としてあげることが多かった。私立の方が公立よりも、保育所の特色を出しやすいことが影響しているのかもしれない。

保育士資格の有無による有意差が見られたものとしては、「設備、教材、遊具」のようなハードなことは保育士資格のない所長が保育士資格ありの所長に比べて有意に多く、「子どもの健康支援」のように地味であるが子どもの成長に重要な項目あまり目立たない特徴は保育士資格ありの所長が資格のない所長よりも有意に多かった。

Q7 職場の保育士に高めてほしい領域（表14）

7～8割を超える多くの所長が「子どもの発達過程の理解」「保護者からの相談対応」を職場の保育士に高めてほしい領域としてあげた。

公私立による有意差がみられたものとして、「子どもの発達過程の理解」「保護者からの相談対応」「障害児の保育」「ソーシャルワークの知識・技能」は、公立の所長の方が多かった。逆に、私立の所長の方が公立の所長よりも多かったものとしては、「身体、音楽、造形、言語等の保育表現の技術」のように保育実践に欠かせない技術的なものがある一方で、「一般的な教養や本人の趣味」も私立の所長の方が多かった。

保育士資格の有無による有意差が見られたものは「保育の研究手法」であり、保育士資格ありの所長の方が資格なしの所長よりも多かった。

表13 現在の職場の長所（複数回答可）

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
保護者に対する対応	67.0				
職員の人間関係	62.0				
子どもの保育の内容	61.7	56.3	<	68.8	
長時間の開所時間	41.4				
障害児の保育	40.8				
保育・療育に係る他の専門機関との連携	38.6				
周囲（立地）の環境	38.3	32.2	<<	46.4	
子どもの健康支援	36.4			49.4	> 28.6
地域の人たちとの連携や交流	31.8				
安全対策や危機管理	31.8	26.8	<	38.4	
小学校との連携や交流	31.2				
地域の子育て家庭に対する支援	27.1				
職員の研修体系	24.6	19.1	<<	31.9	
設備、教材、遊具	17.4	7.1	<<	31.2	23.5 < 44.9
その他	2.2				

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

（>、<<：1%水準； >、<：5%水準 で有意）

表14 職場の保育士に高めてほしい領域（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
子どもの発達過程の理解	80.1	84.2	>	74.6	
保護者からの相談対応	73.8	78.7	>	67.4	
保育課程の編成・指導計画の立案	47.4				
組織のリーダーとなりうる資質	45.2				
障害児の保育	44.2	50.3	>	36.2	
身体、音楽、造形、言語等の保育表現の技術	44.2	38.8	<	51.4	
保育の研究方法	28.0			30.6	> 14.3
子どもの保健・医療	22.7				
ソーシャルワークの知識・技能	22.4	30.1	>>	12.3	
一般的な教養や本人の趣味	18.4	10.4	<<	29.0	
事務文書の作成	8.4				
保育に関連する法令	7.2				
保育の行財政	7.2				
その他	3.1				

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

（>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 で有意）

Q 8 職場の保育士が職務上の困難を感じていると思うこと（表15）

職場の保育士が職務上の困難を感じていると思うこととして、最も回答が多かったのは「保護者への対応」についてであり、7割を超える所長が選択をした。ついで、「日頃の子どもの保育の実践」「自己評価と改善への手立て」が続いた。

ただ、全体的には選択の多かった「日頃の子どもの保

育の実践」は、保育士資格をもたない所長では回答があまり多くなく、保育士資格をもつ所長より有意に少なかった。保育士資格をもっている所長は、保育実践の細やかな点についても、保育士と共感できるのかもしれない。

公私立での差が見られたものとして、「保護者への対応」「障害児の保育」などは公立の方が多かった。保育士の待遇の悪さが問題とされることが多いが、私立では「待遇（給与や福利厚生を含む）」をあげる所長が多かった。

表15 職場の保育士が職務上の困難を感じていると思うこと（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
保護者への対応	76.3	83.6	>> 66.7		
日頃の子どもの保育の実践	46.7			51.8	>> 26.5
自己評価と改善への手立て	44.2				
待遇（給与や福利厚生を含む）	37.4	31.7	< 44.9		
障害児の保育	35.2	42.1	>> 26.1		
職員の人間関係	33.0				
仕事と家庭生活との両立	33.0				
職員の世代間での保育観の違い	32.1				
指導計画の立案	22.1				
園の保育方針と本人の考え方との食い違い	7.8				
その他	4.7				

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。

※公私立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

Q 9 現場で若手保育士を育てていく手立てとして望ましいと考えること（表16）

「園内の研修(カンファレンスを含む)を行う」「園外研修(現職研修を含む)に参加する」を選択するものが多く、8割近くの人を選択した。

保育士資格のある所長は、「職員会議等での意見発表の機会を多くする」「メンターのような指導相談役の保育士を付ける」「保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる」などが多く、ふだんの業務の中で育成する方法を望ましいと考える傾向がみられる。

「メンターのような指導相談役の保育士を付ける」「保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる」は、公私立による差も見られたが、公立の所長は全員が保育士資格を

もっていたことを合わせ考えれば、やはり保育士資格の有無の影響が大きいかもしれない。

一方、「定期的に所長や主任と個人面談を行う」は私立の方が公立よりも多く、私立の方が管理職による強いリーダーシップで若手を育成する傾向がある。

Q13 所長資格の法定化に対する賛否（表17）

所長資格の法定化に対する賛否を尋ねたところ、「賛成」「やや賛成」と答えたものが合わせて53.0%で、「反対」「やや反対」を合わせた7.9%を圧倒的に上回っていた。設置運営形態の違いや保育士資格の有無による違いは見られなかった。

表16 若手保育士を育てていく手立てとして望ましいと考えること（5つ以内選択）

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
園内の研修(カンファレンスを含む)を行う	78.2				
園外研修（現職教育を含む）に参加する	76.0				
職員会議等での意見発表の機会を多くする	57.0			65.9	46.9
メンターのような指導相談役の保育士を付ける	45.8	51.9	37.7	48.2	22.4
保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる	40.2	46.4	31.9	37.6	20.4
定期的に所長や主任と個人面談を行う	38.6	33.9	44.9		
公開保育(研究保育を含む)の担当に当てる	24.3	29.0	18.1		
勤務年数を積む	21.5				
実習生の指導担当に当てる	5.9				
その他	2.8				

※全体としての回答率が高かったものから順に表示。
 ※公立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。
 (>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

表17 所長資格の法定化に対する賛否

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
賛成	19.0				
やや賛成	34.0				
所長の資格の法定化について	39.0				
どちらとも	39.0				
やや反対	3.8				
反対	4.1				

※公立別および保育士資格有無別の結果は統計的に有意差の見られたところのみ表示。
 (>、<<：1%水準； >、<：5%水準 有意)

（4）数量的分析にもとづく結果のまとめ

今回、設置運営主体による違いと、所長の保育士資格の有無に関するクロス集計を行ったが、これらの分析をまとめてみると、おおむね次のような特徴が見出された。

①設置運営主体による違い

今回の調査の結果、設置運営主体の違いにより、幾つかの違いが示された。

第一に、所長の役割として、私立保育所では保育所の経営者としての側面が強いということである。所長として指導力を発揮したいテーマや、自ら強化したいと思っている領域として、「保育所の経営」や「労務管理・人事管理・人事考課」などの項目で、圧倒的に私立の所長の方が高かった。

第二に、私立保育所の所長の方が、より強いリーダーシップで職員を牽引している傾向がある。所長としてより指導力を発揮したいと思っているテーマとして「職員

の仕事に対する責任感や倫理観の指導」をあげるものが多かったり、若手保育士を育てる手立てとして「定期的に所長や主任と個人面談を行う」をあげるものが多かったりするなど、私立の方が管理職による強いリーダーシップで若手を育成する傾向がみられた。一方で、「保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること」については、公立保育所よりも実践度が低い傾向がみられた。

第三に、私立保育所の所長の方が、自らの保育所の独自性を意識しているということである。「子どもの保育の内容」「周囲（立地）の環境」「安全対策や危機管理」「職員の研修体系」「設備、教材、遊具」など、公立の所長よりも私立の所長の方が、多くの項目で長所としてあげることが多かった。

そのほか、私立保育所では保育士の悩みとして「待遇（給与や福利厚生を含む）」の悪さをあげる所長が多かったり、公立保育所は「正規職員の比率が小さい」ことを

課題としてあげるものが多かつたりするなど、保育所を取り巻く現在の課題を大きく反映している側面もみられた。

②保育士資格の有無による違い

今回の調査の結果、保育士資格の有無により、所長の意識に違いがあることが示された。その違いを一言でまとめると、保育士資格のある所長は、保育士資格のない所長よりも、保育の内容に関することにより関心をもち、保育士と一緒に日々の保育実践の中での活動を志向している傾向がある。

自身の保育所の特徴をどのようにみているかという点で、保育士資格の有無で回答率に差があった項目を概観すると、保育士資格をもつ所長は、「子どもの健康支援」を自身の保育所の長所としてあげたり、「教材研究の時間を確保できない」ことを自身の保育所の課題として捉えたりするものが多かった。それに対して「設備、教材、遊具」を長所としてあげるものは保育士資格のない所長の方が多かった。保育所の長所や問題点は、もちろん、個々の保育所によって実状は異なるであろうが、所長の問題意識や着眼点の相違がこれらの結果に大きく影響していると考えられる。

所長の業務に関する意識についても、指導力を発揮したいこととして、保育士資格をもつ所長は「職員の保育実践に対する指導・助言」や「若手の保育士の育成」など、保育実践に関わる項目をあげることが多かった。また、若手保育士を育てる手立てとしても、保育士資格のある所長は、「職員会議等での意見発表の機会を多くする」「メンターなど指導相談役の保育士をつける」「保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる」など、ふだんの業務の中で育成するOJT的な方法を望ましいと考える傾向がみられる。

また、職場の保育士が困難だと感じていることについても、「日頃の子どもの保育の実践」を回答したのは、保育士資格をもつ所長の方が多く、保育実践の細やかな点についても、保育士と一緒に悩みを共感できる可能性が示唆される。

(5) 記述データの分析からみた保育所運営等の課題についての意識

質問紙調査では、「所長として、今の職場ではどのようなところに課題があると思いますか。お考えをお聞かせください。」として、記述による回答を求め、245件の回答を得た。以下にその分析の結果を示す。

1名の記述に複数の要素を見いだせることがあるため、分析に際しては、記述をその内容に応じて要素に分解し、それぞれをカテゴリーに分類した。カテゴリーは予め定めるのではなく、要素を拾う過程で修正しつつ構成した。その結果、のべ363件の要素を抽出し、それらを大きく、「資質の向上」(128件)、「組織のあり方」(108

件)、「職務の環境」(43件)、「保護者や地域等」(43件)、「保育と子ども」(41件)、に分けた。

分類は必ずしも同水準で分類できているわけではない。回答の多いカテゴリーは詳細に分類され、そうでないカテゴリーはより大まかな分類になっている。

また回答の量的傾向を示すため分類ごとに件数の多い順に示すが、各要素の分解や分類、その解釈には幅やあいまいさがあるので、示した件数が統計的な厳密さを保証するものではないことに留意されたい。

まとめりに「 」で代表的な回答例を示す。文章は抜粋で、明らかな誤字等は修正した。回答例の後ろの()は、所長経験年数・設置主体を示す。

1) 資質の向上 (128件)

ここでは、保育の質の向上、職員の資質の育成、園長自身の課題等を含む、資質向上に関わる要素をまとめた。

①保育士の資質の向上や育成に関すること (61件)

ここでは、人材の育成に関する内容が最も顕著に見られた(34件)。その内訳は、若手の育成が19件、非正規職員の資質の向上が6件、以下、人材育成一般(4件)、リーダーの育成(3件)、中堅の育成(2件)と続く。

・「若年層が多く、一般的な常識からの指導が必要であり、保育内容についても、細かな後押しや指導も必要。保護者の立場に立っての支援については特に具体的な話をして理解してもらおうが、経験の少ないことが痛い。」(13年・私)

人材育成の内容に関わって、指導の方法(5件)、意欲の向上(3件)、プロ意識(1件)、職員間の力量の差(1件)も課題として挙げられた。

・「年長保育士として経験を積み重ねた人が後輩や新人保育士への指導ができないということがある。公立の場合、数年で異動があり、職員の構成は市全体での取り組みが重要だと考えている。」(12年・私)

資質の向上一般が17件と顕著であった。

・「保育士の資質向上、意識改革がなかなか進まない。」(12年・公)

②保育の質の向上や研修に関すること (47件)

保育の質の向上と維持について、保育の質の向上が13件、保育の継承が8件挙げられた。

・「乳児、障害児の入所が増え、発達的心配な子や援助を必要とする子、保護者も急増している。限られた職員でいかに保育の質を向上させていくかが課題である。」(2年・公)

研修については、研修時間の問題が最も顕著で12件、次いで研修意欲について9件の記述があった。研修一般(2件)、園内研修(2件)、研修体系(1件)と続く。

・「職員の資質向上の為の研修。子ども一人一人への対応へのケース会議等、時間をとればとるほど、職員の負担が増加すること。」(4年・私)

③園長自身に関すること（10件）

園長自身の課題も挙げられた。職務の負担への言及が4件あり、内訳は、事務負担（2件）、書類作成（1件）、職務負担（1件）出会った。資質向上には3件の記述があり、主任との連携、リーダーシップ、展望を持つことがそれぞれ1件あった。

- ・「園長も事務が多すぎて、保育に専念できる時間が少ない。危機管理や質の向上等本来業務に専念したい。副園長、主任もおらず1人ですべてこなすには限界があると感じる。…中略…せめて事務員を置いて本来業務に専念できるようになるといいが…。虐待、養育支援等、児相等と連携をとるケースもすごく増えているし、保護者のクレーム対応にも時間をとられている。」（4年・公立）

④その他

そのほか、人権意識を身につけることに5件の記述があり、自己評価や第三者評価等の評価に関する言及が4件、外部との交流を進めることに1件の回答があった。

- ・「人権感覚のように目に見えないものの捉え方、育て方が課題。」（5年・公）

2) 組織のあり方（108件）

ここでは、共通認識、組織性、園運営等を含む、組織のあり方全般に関わる要素をまとめた。

①認識の共有に関すること（37件）

職員全員が共通の認識を持つことについて、20件と顕著な言及が見られた。

- ・「時差勤務や非常勤保育士が多くなってきていることで研修や保育内容についての話し合う時間が持ちにくいいため、全職員の共通理解や保育観について同じ意識を持つことが難しい。」（1年・公）

また、雇用形態が多様化する中での組織としての共通認識や一貫性について、17件の記述が見られた。

- ・「正規職員の比率が小さくなり、フルタイムの臨時職員ばかりでない為職員の研修時間（園内研修含む）、話し合い時間もじゅうぶんとれない。臨時職員にも良い人材はいるが責任感の度合いが違うように思う。」（7年・公）

②組織性に関すること（30件）

保育の質を高めるための組織性としての同僚性に関する内容が13件あった。組織内のコミュニケーション（9件）、チームワーク（6件）、組織づくりなどのマネジメント（2件）が続く。

- ・「どうしても自分のクラス中心になりがちなので、もっと皆が協力して保育できる体制づくり、職員間の話し合いや保育すべてにおいての共通理解が必要」（5年・公）

③組織体制に関すること（25件）

人の配置等の組織体制に関するもののうち、体制一般について12件、年齢構成のバランスについて11件の回答が見られた。人事管理や人員確保について各1件の回答があった。

- ・「職員構成がピラミッド型ではなく、若い職員に対しての相談相手や保育について語る先輩の年齢が高く離れている。バランスのとれた年齢構成のある職場が必要。」（6年・公）

④管理運営に関すること（16件）

管理運営に関しては、園運営一般が8件で、危機管理（7件）、民間委託の問題（1件）への言及があった。

- ・「ドーナツ化現象で街中心にある保育園としては今後が見通せない。公立、私立が密集しているので、こども園になるとどの様な方向へいくのか見通せない。」（15年・私立）

3) 職務の環境（43件）

ここでは、制度や処遇等も含む職務の環境に関わる要素をまとめた。

①ゆとりや職務負担に関すること（21件）

ゆとりが足りないことへの言及が11件見られた。

- ・「早朝より夕刻まで、子どもが多く、職員の神経は張りつめっぱなしである。記録の記入、教材の準備、職場内研修の打ち合わせなど意識的に時間をつくるが、短い。休憩も充分取れない。ゆとりのある時間をどう作り出すかが課題である。」（13年・公）

同じことの別の表現ともいえるが、職務負担が大きいこと（9件）、効率化の必要性（1件）に関する記述が見られた。

- ・「臨時職員が多すぎて正職員の負担が増え、中途退職者も多くなり、公立として受け継がれてきたものが崩壊しつつあります。みんな疲れています…。」（2年・公）

②処遇に関すること（11件）

賃金の問題について5件の指摘があり、健康管理（3件）に続いて、処遇一般、復職支援、休暇の取得について各1件の記述があった。

- ・「今では多くを要求され時間内に全てのことを終わられる状況ではなくなってきている。ハードな重労働でかつ専門職であるにもかかわらず低賃金で働いてもらっているのが申し訳ない。」（2年・私）

③雇用に関すること（6件）

雇用一般（3件）に関する言及に次いで、保育士の定着、就業の継続、保育士不足が各1件見られた。

- ・「保育の質を維持するには、最低でも正規職員での対応であるべきだと考えていますが実際のところ補

助金の削減により今後いつまで現状が維持できると非常に不安です。責任のある仕事につくのは『いや』という現代の風潮にぴったりのパートによる安易で気軽な保育、パート雇用による経費の削減など、大人たちの利害の一致により保育の質はますます下がり、そのほざまに子どもたちは落ちる一方です。」（8年・私）

④配置基準や行政施策に関すること（5件）

配置基準の改善について4件、自治体の行政施策について1件の回答があった。

- ・「保育士の定数の見直しは、何十年もされていない。学校では少人数クラスになっているのに、小さい子を預かる保育園の見直しがされていないのはおかしい。」（6年・公）

4) 保護者や地域等（43件）

ここでは、保護者との関わり、地域等との連携等、保護者や地域等に関わる要素をまとめた。

①保護者との関係に関すること（28件）

保護者支援に関する言及が14件と顕著であった。

- ・「家庭の子育て力をどう向上させるかが課題。（小さい頃から、長時間預けている保護者が多い為か、本来なら家庭ですべきしつけ、モラル教育等、園での指導に依存しがち）」（6年・私）

また保護者への対応が6件、次いで保護者との関係（2件）、保護者とのコミュニケーション（2件）、外国籍の保護者との関わり（2件）、保護者との共通認識（1件）、複雑な家庭の保護者との関わり（1件）が挙げられた。

- ・「対応に配慮を要する保護者との関係づくりが経験の浅い職員には荷が重すぎることがあり、…後略」（8年・私）

②地域との関係に関すること（11件）

地域との交流や連携が4件、地域との関係が3件、次いで地域の子育て支援と地域支援がそれぞれ2件ずつであった。

- ・「前略…日々の保育で手いっぱい、地域とのかかわりや地域支援までなかなか行き届かないところ。」（7年・公）

③その他の連携等（4件）

そのほかに、専門機関との連携（2件）、小学校との接続（1件）、ネットワークづくり（1件）が挙げられた。

- ・「他の専門機関と連携をとれるようにすること。」（1年・公）

5) 保育と子ども（41件）

ここでは、保育の環境、保育の内容、子どもへの支援

等、保育に関わる要素をまとめた。

①保育内容に関すること（15件）

保育の見直しを課題とした回答が4件あった。保育内容、乳児保育、クラス運営、行事についてそれぞれ2件の記述があり、質の高い保育、指導計画、幼保一体化における保育がそれぞれ1件挙げられた。

- ・「努力はしているが、保育内容など、学びが豊かな実践につながるようになっていくこと。…中略…保育環境をより豊かなものにするため、日々実践を見直し次へつなげていくこと。」（6年・公）

②子どもの支援に関すること（14件）

発達支援一般について8件の記述があった。気になる子ども等の支援が6件見られた。これには家庭の状況が複雑な子どもや外国籍の子どもへの支援が含まれる。

- ・「子どもの発達に関する学習、学びの弱さ、経験で流れがち。実践と理論をしっかり充実させていくこと。」（23年・私）

③保育環境に関わること（12件）

老朽化等施設の問題が8件挙げられた。環境整備に関する言及が3件、園庭のあり方について1件の記述があった。

- ・「施設・設備が老朽化している。衛生面、安全面で所長としては責任が重く負担感が大きい。…中略…施設面での改善を要望しているがなかなか予算が通らない状況。子どもの命や健康を守るという基本的なところが危うい状況だと思う。」（12年・公）

（6）記述データ分析のまとめ

職場の課題について尋ねた記述データは、先に挙げた通り、「資質の向上」、「組織のあり方」、「職務の環境」、「保護者や地域等」、「保育と子ども」に分類した。特に資質の向上と組織のあり方について、質問内容から当然ではあるかもしれないが、多くの回答を得た。

資質の向上については、保育士の資質の向上や育成に関することが最も多かった。次いで、保育の質の向上や研修に関することが多く挙げられた。

組織のあり方については、認識の職員間での共有に関することが最も顕著で、次いで、組織性、組織体制等に関する回答が多く見られた。

職務の環境については、ゆとりや職務負担に関することが最も顕著で、処遇についての課題も挙げられた。

保護者や地域等に関しては、保護者との関係に関することが顕著で、保護者への支援や対応が課題として強く認識されていることがうかがわれた。

保育と子どもに関しては、まず保育の内容やその見直し、次いで子どもの発達等の支援に関する記述が見られた。また施設・設備を中心とした保育環境の問題も指摘された。

第3章 所長へのヒアリング調査

(1) 調査の概要

1) 調査の目的

今回のアンケート調査に合わせて、保育所長を対象にインタビューを行った。これは、所長としての今の心情、所長の立場から見た組織の現状と課題等を明らかにする

対 象 (性別)	方 法	時 期
福井県公立保育所A所長 (女性)	インタビュー	平成23年11月22日
福井県私立保育所B所長 (男性)	インタビュー	平成23年12月1日
名古屋市私立保育所C所長 (男性)	インタビュー	平成23年12月5日
福井県私立保育所D所長 (男性)	インタビュー	平成23年12月12日
名古屋市公立保育所E所長 (女性)	文書回答	平成24年1月5日

ヒアリングにあたっては、事前に、本研究の趣旨説明文とともに質問項目を通知し、当日は、その項目にしたがって約1時間の聞き取りを行った。なお、インタビュー前には、答えにくい質問があれば答えなくてもよいことを告げるとともに、報告集への掲載や録音についての承諾を得た。

3) 調査項目

以下の質問項目をあらかじめ用意して、すべての項目について質問するとともに、聞き取りの展開に応じて、保育所の運営や人材育成等、アンケート調査の数値を示しながら追加の質問も行った。

1. “所長になる”、“所長になろう”という意識をいつ頃から、どのように持ち始めたかについて。
2. 所長としてのやりがいなどをどのようなところに見出しているかについて。
3. 所長をやめたいと思ったことがあるかについて。
4. “次に所長になるであろう人”を意識して人材育成に当たっているかについて。
5. 所長の資格の法定化について。
6. 所長に就くにあたっての資格要件（保育士資格を保有することの是非に対する見解も併せて）。

(2) 所長の見解

ここでは、各インタビューで出された見解を質問項目ごとに整理して紹介する。内容は、あくまでも個人の見解であり、その内容をもって所長全体に一般化するものではないことをあらかじめ断っておきたい。なお、話し言葉は適宜「である調」に変換するとともに、文意を損ねないように助詞等を補った。

ことを目的として実施したものである。

2) 調査対象、方法、時期

以下の表とおり、4人の所長にインタビューを実施した。名古屋市公立保育所については文書による回答となった。

1. “所長になる”、“所長になろう”という意識をいつ頃から、どのように持ち始めましたか。

ここでは、自分が培った保育を次に伝えていかなければならないという使命感、所長というポジションになって自らの思いを他の職員に伝えるということ、親が運営する園において親の後を継ぐ等の見解が示された。見解の一部を次に紹介する。

(福井県公立A所長)

私は主任保育士を1年しかしていなくて、それで園長になるとは考えてもいなかったが、その時バタバタとやめる園長が多かった。当時は、パソコンの導入、新しい指針など、園長職の重さを感じられた先生たちは、管理的なもの、行政業務というものに苦手意識を持ってやめていったので、園長にならざるをえないような状況にあった。

また、私は、障害児保育を担当した経験、あの子たちとの出会いから保育を学んできた。自分の中で、それをつなげていかなければならないという使命感というのが出てきた。自分が培った保育を次に伝えていかなければという思いが強かった。園長になれば、その思いが下の先生に伝えやすいというポジションに就けるという意味では、自分の思いの保育を展開していきたいという気持ちが強かった。

(福井県私立B所長)

親の運営する園に入って6年間事務をさせてもらった。しかし、本当はこの仕事だけは嫌いだった。公務員志望であったので、通信教育で社会福祉主事の資格を取りに

行った。親からは、この仕事はお金にならないし、苦勞ばかりの大変な仕事だし、やりがいはあるけれども、やらなくてもいいと言われていた。しかし、あるとき「どんなに大変でも、ここをやります。」と言った。それから親の病気が悪いとわかり、親の疲れた姿を毎日見ている中で、本心でここでやっていこうと思った。それが24か25歳のとき。

そして、28歳のときに福祉施設士の資格を取りに行った。当時、これが資格になるかもしれないという話だったので、それを一つの区切りにしようと思っていた。父親の体力的なものも悪くなってくるし、準備だけはしっかりしなくてはという思いだった。

（名古屋市私立C所長）

私の場合は家業だった。家族の中で担うのは私しかいなかったもので、26歳のときに必然的に、社会的には園長になった。しかし、園長としての意識があったかどうかはよくわからない。世代的には2代目だった。年度の途中に親が亡くなり、卒園式の証書を読むのに結構どきどきしたのを覚えている。昭和50年代、第二次ベビーブームで、とても需要は高かったので、ちょうどそのころに全国各地であった、自治体独自の人件費上乘せ補助金が名古屋市で実現したので、それで所長の大きな仕事の労務管理は比較的やりやすかった。

資格を持って新卒で入ってきた職員と保育の話をしていて、今から思えば、私の方がとんちんかんで、向こうが呆れていたのだと思う。職員と共感して保育環境を作るなんてほど遠かった。何の準備もなく、ただただ、家業だからという理由だけだった。

（福井市私立D所長）

保育園の法人の一理事として関わっていたが、子どもがどんどん増えていく中で、次の保育園が一つできるといことで、園長に入った。それが30歳。園長としての経験は何もなかった。園長とは名ばかり。当時は、保護者の方が私よりも年上の人ばかりで困った。ましてや新興住宅地。そもそも知らない土地に入ってきて、何をやっていいかがわからず、まず近所の人とのつながりを持ち、町内会に入り、その辺から少しずつ基盤を固めていった。子どものことは、保母さんにおまかせしながら、私は対外的なつながりを持っていった。町内会に入るとは、情報源としてもものすごく大事だと思う。いくらい保育をしても、そんなに遠い所から来るわけではない。だからやはり地元。地元になくなくてはならない保育園、本当に喜ばれる保育園という形が本当の姿ではないかと思う。

（名古屋市公立E所長）

意識を持ち始めたのは、保育士として20年過ぎた頃から。保育園をまとめる所長の仕事に魅力を感じた頃、尊

敬する先生に出会い自分も所長として園をまとめるようになりたいと思うようになった。

2. あなたは、所長としての「やりがい」を感じていますか。感じているとすれば、どのようなところに感じていますか。

ここでは、子どもの育ちや親の気持ちに変化があること、職員の成長を感じることで、障害児保育への取り組み、10年20年という射程で子どもの成長を見届ける等の見解が示された。見解の一部を次に紹介する。

（福井県公立A所長）

一番は、子どもの育ちが見えた時。それから、お母さんが変わった時。お子さんを自分の中に取り入れられるようになった時。それから、若くても、経験のある先生でも、自分の保育で悩んでいたことがクリアできたことを喜び合える、共感できた時である。先生たちの成長が楽しみだ。

自己肯定ができず、自信を持って保育に挑めない人もいる。しかし、そういう人でも、とても面白いものを持っている。そういう人のいいところ取りをして、違うところに展開できた時。同じことは、お母さんにも、子どもにもある。こちらが投げかけて変化する、自分に自信を持って、保育所での生活を楽しんでいるところを見ると、“やったー”と思う。

（福井県私立B所長）

園長職は今27年目。卒園していった子が10年、20年経ったときに戻ってくる時。教育をやっているという自負は持っている。10年、20年経ったときここは良かったと評価してくれる。そこで初めて自分の評価だと思うので、そこが一番うれしいし、そこがやりがい、喜びだ。卒園するときに、ここ入れて良かった、お世話になりましたと言われると、それもうれしい。一応、集大成だと思っている。

今の保護者の中で4割近くは卒園児だ。お世辞かもしれないが、ここしか入れる気がしないと言われると、これはやりがいでもあるし、喜びでもある。園長冥利につぎ。しかし、こんな大きなプレッシャーもない。

（名古屋市私立C所長）

視察をしながら保育のスタイルを探していた20年くらい前、保育そのものがどうであるのかについて、職員と話し合うことがほとんどなかった。それが、何とか話ができるようになってきたのが、このところのやりがいの一つだ。職員に提案すると返ってくるようになってきた。

きっかけは障害児保育。職員から課題があがってきたときに、その子のために職員が動きやすいような職場環境にしようとして園長が理解をしていないとできない。いろ

んな課題を持った子どもたちへの保育の実績を積んできている。わが子の育ちに不安を持っていて、あちこちで辛い目にあっているお母さんが、相談にみえたり、見学に来たりしたときに、「うちで（統合保育が）できると思いますが」と言うとうれしそうなのだ。

（福井市私立D所長）

やりがいとは人間（子ども）を育てるとのことだ。昔から、三つ児の魂うんぬんと言われるが、乳幼児期からいかに子どもを育てて、それを立派な大人にもっていけるかという、その事が大事なこと。

園の特徴の一番は障害児保育。障害児保育は、心身ともにハンディを持ったお子さんこそ、世の中で堂々と生きてほしいという先代理事長の遺志を継いだものだ。やはりその信念でやってきたことが、結果的に良かった。施設が今までつながっていった。今の施設があるのは、保護者の力によるところがものすごく大きい。決して、商売ということを考えてはいけな。あくまで福祉。希望する保護者の思いを少しでも聞いてあげたいがために、ハンディがあろうとなかろうと、お子さんを受け入れさせてもらっている。うちの法人があるのは、それがすべてではないか。

（名古屋市公立E所長）

やりがいを感じることはある。それは、保護者の方から保育園が信頼を寄せてもらっていると感じられた時、子どもが喜んで登園してくる様子を見た時。また、こんな保育がしたい、保護者の方に対しこんな接し方をしたいという思いが職員に伝わり少しずつでも変化が感じられた時。

3. あなたは、所長をやめたいと思ったことがありますか。あるとすれば、それはどのような時（場面）でしたか。

所長をやめたいと思うこと（思ったこと）については、明確な理由となるものへの言及はなされなかったが、出張等で保育現場に入れなくなることのジレンマ、自分なりに所長職を退くタイミングを考えている等の見解が示された。見解の一部を次に紹介する。

（福井県公立A所長）

所長として、自分の保育所を守るとともに、対外的な役職がある。出張などで園をあけることが多い。それらのことは、最終的には子どものために仕事をしていることになるが、子どもに会えないというのがつらい。それは、園長をやめたいというのではなく、子どもに会えないことで、自分の本来の仕事を本当にしているのだろうか、と、すごく葛藤がある。

全国の会合に行って、いろんな分野の人と話をすること

によって、自分の今までのものより、考えを広くさせてくれる経験はできる。そのような思いで、それを現場に持って帰って動きたいが、なかなか具体的に、時間がないことでつなぎきれていない。そこがちょっとジレンマになっている。

（福井県私立B所長）

金銭的にも、精神的にも苦しいことがあった。前の園長と比べられることもあった。今、何が支えになっているかと問われれば、どれだけ苦しくても、大変でも、あの時よりは今の方がまし、あの時には戻りたくないという思い。やめたいと思ったことはゼロではないが、やめたいと思っても、それが瞬間的で済むのは、若いころと比べれば、今の方がずっと幸せだと思えるから。

あと10年、20年経つうちに体力も落ちてくる。自分なりに、ある基準を設けており、それを全部クリアできなくなったら、年齢に関係なくやめるつもりでいる。園長として納得できるような仕事ができなくなったら、定年より前であっても引退の時期だと考えている。

（福井市私立D所長）

この仕事を嫌だとは思わない。ただ年齢には勝てない。だから、あと数年だろうか。でも、第一線を退いても、関わりは持っていきたい。それは楽しみでもある。別の職種の仲間から、いい仕事していると言われると、それは誇りだ。保育、教育は純粋だと思う。人のことを探ってみたり、裏をかいてみたりするのは、この業界ではやってはいけない。

（名古屋市公立E所長）

自分の思いと職員の思いがかみ合わず自分の力のなさに落ち込むことはあるが、まだやめたいと思ったことはない。

4. あなたは、“次に所長になるであろう人”を意識して、その人を育てるように何かしていますか。

ここでは、どの所長も、主任保育士等を対象に“次に所長になるであろう人”を大なり小なり意識し、場合によっては、具体的な働きかけを行っていることもうかがわれた。名古屋市では、待機児童解消のための保育所新規開設という状況に直面し、従来の「家族以外のものが園長をやるという概念がそもそもない」ところから転換し、リーダーとしての資質を育む計画的な労務管理の必要性に気づかされている状況もうかがわれた。見解の一部を次に紹介する。

（福井県公立A所長）

その人には私の動きを見てほしいと言っている。園長は、判断しなければならぬ。大きなことも、さきやか

なことも。決断するにあたって、子どもの最善の利益を絶対に中心にして判断するというを常日頃から言っている。でも、実際の行動となると、たとえば、伝えるお母さんにとって、今は受け入れるだけの状況でないときは、ちょっと時間を持つとか、支援するときは、いつ、誰が言うのか、というやり方を、できるだけ現場ベースで一応組んでみて、それで確かめていく。意見の違いがあれば、主任や他の保育士たちと相談する。

保育は組織であるので、一人でなしえることは絶対ありえない。現場にいる職員に頼らないと、園長の業務はできない。「職員が元気で楽しく、今日1日仕事できるかなということを見つめて」と助言している。必ず、職員に一言かけたり、職員のバックにある家族の様子、生活のこと、体調のことを気かけたりする。だから、風通しのいい、ものが何でも言える職場にしようということも一つあげている。

（福井県私立B所長）

園長を育てるといっているのは考えていない。後継者という点では、まだ（自分が）できるかなと思っているので、今は考えていない。5年、10年経ったとき、もうちょっと先が見えたときに考えたい。ただ自分の子どもに継がせる気はない。子どもにとって選択肢にはなるが、継いでほしいという気持ちはない。

職員を育てるといえることでは、園側がきちんと襟を正したうえで、残りの部分をお願いしますと言わなければならない。「お願いします」と、人に言う以上は、職員にも保護者にも、「お願いします」と言う以上のことを自分がするから聞いてくれる。保育に関する仕事を自分がどの職員よりも、質量ともに一番やっていく。大変な思いをするのは園長だと思ってくれるから、職員は仕事をしてくれると思う。

（名古屋市私立C所長）

名古屋市では、待機児童がこれだけ厳しくなって、今もどんどん新規開設しないと間に合わない。そこで今まで考えてもみなかった、「職員の株分け」という問題が出てきた。私も含めて、ここの地方の園長は、家族以外のものが園長をやるという概念がそもそもない。いかに子どもに継がせるかというのがあり、どんなに優れた人材でも、トップにはなれないとか、夢がないとか言われるわけで、確かに当たっているところもある。

“株分け”のことを考えると、園長としてリーダーとしての資質を育むような計画的な労務管理をしていかなければと急に気が付いても、全然間に合わない。つまり、組織として、自分の園の職員を組み立てようという意識がほとんどなかった。みんな典型的には、園長先生がいて、奥さんが主任で、その下は全部いっしょで、駒として動くようなイメージがほとんど。その中から、管理者というか、必ずしも株分けして所長をやらせなくては

けないわけではないが、所長の言うがままに動くのではなくて、そこにきちんと子ども像だとか保育の目標の論議が根っここのところからできるようなことを考えたこともなかった。今のところ、私の家族内ではやりそうにないので、今の職員で何とかしようと思っている。

（福井市私立D所長）

後継者が誰になるかはわからない。適任者がいれば、たとえば、主任保育士をやってくれている人には可能性はある。はたらきかけは、それなりにやってはきている。（次の）園長を誰にやってもらう？と言ったことがある。でも、その通りなるかならないかはわからない。すでにいっしょにやってきて30年以上になると、そういう意識づけとして“先生たちにお願ひね”っていう思いは伝えてある。やっぱりこの人を、という思いを持って保育に携わってもらっている。やはりこの人と思えば、年功序列は関係ない。先見の明、推察力、保育に対する情熱が大事だ。

（名古屋市公立E所長）

まだ所長になるであろう人に出会ったことがないので何もしていない状態だ。将来、所長になったらいいかなと思う人はいるが、まだ若いので保育士としての経験を積んで欲しいと思ってアドバイスをしている。

5. このたびの調査では、所長の資格の法定化について肯定的な意見が多くありました。このことについて、どのように思いますか。

ここでは、所長資格の法定化については賛成の意が示された。法定化は運営費の単価として加算される要件にもなるのではないかという見解や、法定化のなされていない今、研修に積極的に参加することで、自らの「けじめ」としているという考え方も示された。いずれも、所長としての社会的認知を得るには法定化が必要だとする見解であった。見解の一部を次に紹介する。

（福井県公立A所長）

私は法定化した方がいいと思う。法まで行った方がいいかどうかはわからないが…。

いろいろな資格があるが、みなさん何かかんか、5年ごとに試験があるとか何とか、お聞きするが、保育士だけが何も無いと言われる。そこに胡坐をかくわけではないが、けじめというか、自分自身を整理させる意味では、そんなことがあっていいのかなと思う。今はないから、逆に、園長は研修を受けることで返そうと思っている。研修体系みたいなものでやっている。そういうことをやって社会的に認められるというか、肯定的に認められるには、やはり何らかの形はあった方がいい。

(福井県私立B所長)

法定化はもちろん必要だ。確かに、園長の給与を単価に、主任保育士も単価に入れてほしいと思う。しかし、資格がないのに、無条件で加算や単価が付くとは思えない。園長の仕事の内容や大変さを説明し、社会一般に納得してもらおう一環として資格の問題があるのではないか。法定化は絶対ないといけない。ましてや日本のような資格社会の中で、どういう形で資格を設定するかという方法論だけの問題だ。

(名古屋市公立E所長)

法定化について考えたことがなかったので、肯定的な意見が多かったということに驚いている。質の高い所長が求められているということだろうか。一定基準をクリアした人になるということでは、現場にとってはいいことかもしれない。

6. 所長に就くにあたって、その資格要件として何が重要だと思いますか。“保育士資格を保有すること”の是非と併せて見解をお聞かせください。

ここでは、資格要件として、保育士資格を保有することについては、“必要”とする見解（公立所長）と“そこまでは必要としない”とする見解（私立所長）に分かれた。しかしながら、“保育士資格を有すること”とまではいかないにしても、こうした所長の社会的な認知の向上及び資質向上の必要性については共通した認識が示された。その方策として、現在、各種団体の主催で行われている研修制度のさらなる充実を求める指摘がなされた。また、所長の力量として、保育と経営の両面での見識を備えていることが必要だとする考え方、部下の能力を引き出したり、物事を冷静に判断し決断したりする能力が必要だとする見解も示された。見解の一部を次に紹介する。

(福井県公立A所長)

やはり保育士資格のある人が所長にした方がいいと思う。保育所の運営だけではなくて、地域の中の保育所としてどうするかということになると、今は、子育ての伝承が希薄な地区のお母さん、お父さん、核家族には、保育所が核になって、伝えていく場でなければならない時期。それは、保育士であった方がやりやすい、広げやすい、実りがあるのではないか。資格はあるべきだと思う。子どもたちやお母さんが動かしやすいような運営もわかっていての方がいい。そこがわかっていての管理と、全く事務的な事だけで考えている所長とは違うと思う。保育の全体がわかったうえでの管理と単なる管理とは違いがあるのではないか。

研修は、私たちが選んで行っている。自分の欠ける部分、たとえば、お母さんのカウンセリングとか…、それ

は別にカウンセラーになるのではないが、そういうノウハウを少し取得した方が、今の所長を維持していくのに良いと思ったら、「選択研修」というのか、自分が判断して、選べる講座があるとおもしろい。

研修では、どちらかと言うと「園長は自分で頑張りなさい」という感じになってしまう。むしろ、若い先生とか、中堅とか、主任には、次のポジションを継ぐために力を入れたい。特に私立さんだと、管理的なものが主なので、園長は自分でやってくださいねということになるが、園長になった身としては、本当に戸惑うことはあるし、自分の決断一つで、すごい道がはずれてすることもある。園長も学びというか、そこに何かほしいと思う。

園長は本当につらいもの。誰にも告げるところがない。相談する人がいない。自分がつまづいたところをどうしたらいいか、整理する時間も必要だ。自分を見直すことも必要。ベテランはベテランになりすぎてしまって、もう一回見直すことがなくなっている。

私は、職員のヒアリングを年3回、必ずするようにしている。正規も非常勤も調理の方も全部する。まずは、健康管理。健康診断の結果をもとに、体のことについて聞く。2回目のヒアリングは仕事が軌道に乗ってきた充実期のとき。最後は、1年やってきたがどうだったというテーマでやる。

(福井県私立B所長)

基本的には、経営するわけだから、経営論とか運営論が必要になる。実技は仮にできないにしても、保育士がやっている実技以外の部分は必要だ。理論的なもの、理念は必要だ。経営の理念といっても、教育者でもあるから。それが何千人、何百人いるところなら、経営のエキスパートが運営の園長ということもありうるだろう。でも、たかだか何十人だ。

あと管理者としての管理論もと思う。園長が、「この職員の素質と今の評価を聞かせてください」と言われたら、答えられなければならない。園長はその最高責任者だから。園長自身が職員一人一人に、職員が納得できる説明と評価ができなければならない。つまり、自分の目の届く範囲で、職員を採用するとか、一人一人職員を評価できるように、常日頃目を届かせるのは、園長の責務だと思う。

保育士資格を持つところまでは求めない。でも、保育のことを学ぶことは大切だと思う。保育所はそんなに大きくない組織であるがゆえに、保育のこともわかっていて、管理や運営面、経営面もわかっている人の方がいい。

(名古屋市私立C所長)

保育という営みそのものが、それなりの組織のミッションがあり、それを達成するために組織があるとするなら、そのトップが何の資格もないというのは変だ。資格の要件がないというのは、託児所の名残りの名残りのかと思う。

保育所は、病院経営と似ている。結局、つぶれてはしようがない。保育士資格の要件が全部必要だとは思わないが、その時代に合った、その社会での、子どもの望ましい環境であるとか、育ちに必要な視点であるとか、子ども観の歴史みたいなものを所長は知っておきたい。そうでないと、現場の職員から、子どもの環境を良くしたいと言われたときに、客観的に理解できない。保育士が一生懸命学んできて、「何かわけのわからないことを言っている」では困りますから。それを取り入れるかどうかは、それぞれの園の事情もあるかもしれないが…。その施設やその保育のあり方の最高責任者としては、前提として、資格要件を持っていただきたい。

自分の子への思いや経験だけで、子どもとはこういうものなのか、子育てとはこういうものだと決めつけてしまうのではなく、歴史を学んだり、育ちの実際を確認してもらって、その部分での専門性というのは持っているほしい。子どもの育ちに何が必要かを考えて、いろいろ現場の職員がやることの客観的な指標みたいなものを持ってもらって、職員の相談に乗って、職員が保育しやすい環境を準備してもらえるといい。

（福井市私立D所長）

全面的にはではないが、どちらかといえば賛成だ。私園の場合は、何かで柵を作らないと。保育士資格とまでもいなくても、何かないといけない。あまり高いハードルではなくてもいいので、3つくらいのハードルがないといけないのではないかな。

保育は、ロマンとそろばんだと思う。だから、二つの頭がないと噛み合っていない。そこの手腕というのは、保育だけというわけにはいかない。そこはオールラウンドでないとけない。特に、男の園長はそこが一番大事だと思う。経営の面と保育の面と、人間のメンタル的な面から、保育所長講座がトータル的に行われているものを厚くしてもらったらいいのではないかな。

（名古屋市公立E所長）

“保育士資格を保有すること”は必要だと思う。所長として求められている責務を考えた時、保育の現場での経験は不可欠だと思っている。ただ、リーダーシップを発揮すること、部下の能力をひきだすこと、物事を冷静に判断し決断することの能力は資格とは関係ないが、所長として要求される能力だと思う。

（3）ヒアリング調査のまとめ

ヒアリング調査を通して得られた見解を、保育所の運営や組織の観点から整理しておきたい。

①“所長になる”という自らの意識や後進となる人材の育成について

“所長になる”という意識は、公立と私立とではだいぶ様子が違う。公立では、ある程度の経験年数及び主任

というポジションを経験してから「所長になる」のが一般的である。

一方、私立では、家族が運営を引き継いでいく様子の方がわれ、それが「家を継ぐ」、「家業」という言葉に表れていた。同一法人で複数の保育所を運営しているところでは、所長の家族（子ども等）が所長に就いている場合もある。その継続、継承にあたっては、それぞれの家族に、それぞれの事情があることが推量される。その意味で、後継者をどうするかという課題は公立よりも切実なことのようである。

ある所長が「家族以外のものが所長をやるという概念がそもそもない」と語っていたことが印象的である。その所長によれば、いわば当たり前となっていたその状況が、待機児童の解消を背景とした保育所の新規開設という現実の中で揺らいできているようであり、リーダーとしての資質を育む計画的な労務管理の必要性とともに、所長の言うがままに動く職員像からの転換の必要性に気づかされつつある状況もうかがわれた。

どの所長も、“次に所長になるであろう人”を大なり小なり意識し、場合によっては、具体的な働きかけを行っていることもうかがわれた。しかしながら、業務の一つ一つを手ほどきしながら教えているといった様子はない。むしろ、他の職員と一緒に仕事をしながら、あるいは自らの仕事の姿勢を見せながら伝えるようなやり方が採られているように思える。

②所長のやりがい感について

所長の“やりがい”の核には、当然ともいえるが、子どもを育て、その成長を見届けること、保護者の支援があるといえる。また、保育者の成長ぶりを喜ぶことをあげた所長もいた。所長のなかには、自らの保育観の原点、あるいは、保育の使命感の原点を障害児保育においている人もおり、そうした実績がやりがいに裏打ちされているようでもあった。

また、子どもの10年後、20年後の成長を射程に入れつつ、その子どもがやがて親になり、その子どもが同じ園に入るという世代の連鎖にやりがいを見出しているケースも見られた。そのためには、保育所がその地区に継続して存在することが不可欠であるが、殊に、私立の保育所については、地域に密着した歴史と信頼関係を築いてきたことへの自信を持っているように思われる。保育所の存在を「社会的な子育て」という言葉で表現した所長がいた。すなわち、「子どもが育つ場は、地域の中に総合的にある」うちの、保育所がその一端を担うという主張が込められていた。

なお、所長をやめたいと思うこと（思ったこと）については、明確な理由となるものへの言及はなされなかった。

③所長資格の法定化や所長になるための資格要件について

所長資格の法定化については賛成の意が示された。また、所長として、保育に関することと経営や運営に関することの両面で見識を備えていることが必要ということでは、どの所長も共通した認識であった。“保育はロマンとそろばん”と端的に表現した所長もいた。このような両面での見識を必要とするという理由には、二つの文脈があると考えられる。

一つは、保育士から上がってくる保育現場の課題に対して、その状況を理解し、適切な判断を下す所長でありたいという思いの表れと受け取れる。換言すれば、“保育や子どものことはわからないから、主任か誰かに任せている”状況から脱して、保育の課題に他の職員も交えながら自らも関与するという思いの表れである。

もう一つは、職員がせいぜい何十人の、さほど大きくない組織であるがゆえに、保育のことも、運営面や経営面もわかっている人の方がいいということである。すなわち、職員一人一人の保育の様子が見えていることが、結果として全体の運営に好影響を及ぼすということだろう。「保育の全体がわかったうえでの管理と単なる管理とは違いがあるのではないか」とか、「オールラウンド」とかいった見解も同じ意味と受け止められるが、それは“ある一定の規模の範囲”という保育職場の特性に依るものである。

所長には、職員と定期的に面談したり、職員からの相談に乗るなど、職員が保育しやすい環境を準備しているという意識もうかがわれたが、こうした両面での見識、あるいは「オールラウンド」での立場は、職員を育てる視点からも今後の大きな鍵になると考えられる。たとえば、指針にあるように、保育課程の編成に全職員が参画できるような態勢を整え¹¹、それを自らが統括していくような場面や事例検討に所長自らが参画するといった場面を想定することができる。

質問紙のQ3では、所長自らが力量を伸ばしたい領域について、ある傾向とともに多様性が見られたものの、所長自身にも専門性の向上に向けた意識が働いていることが確実にある。ある所長は、「自分がつまずいたところをどうしたらいいか、整理する時間も必要だ。自分を見直すことも必要」と語っていた。こうした自己を更新する意識について、園田（神奈川県・明石町保育園園長）は、保育所には、一見問題の本質がはっきりとみえない課題、いわば「混沌とした課題」が数多く存在するとして、「園長は、目の前にある課題を整理するプロセスのなかで、現在どの領域の知識や能力が必要とされ、さらに何が自分や保育所に欠けていて、またどの部分を集中的に学習しなければならないかということなどを、常にフィードバックする必要があると思われる¹²と述べていることと同調する。

また、リーダーシップを発揮すること、部下の能力を

ひきだすこと、物事を冷静に判断し決断することの能力は保育士資格とは関係ないが、所長として要求される能力だとする見解も示された。

保育士資格を保有することについては、“必要”とする見解（公立所長）と“そこまでは必要としない”とする見解（私立所長）に分かれた。

しかしながら、“保育士資格を有すること”とまではいかないにしても、こうした所長の社会的な認知の向上及び資質向上の必要性については共通した認識を持っている。その方策として、現在、各種団体の主催で行われている研修制度のさらなる充実を指摘する所長もいた。その研修内容については、保育業務に直結する内容、自己の課題解決につながる内容のほか、一般教養的な内容など、多様な見解が示された。

- 11 厚生労働省編『保育所保育指針解説書』（フレーベル館、2008年）p.127
- 12 園田巖「今、保育園長に求められている視点と実践」全国社会福祉協議会『保育の友』（2008年、12月号）p.21

第4章 まとめと考察

本研究は、西村ら（平成22年度保育科学研究）の継続的な研究（前掲第1章参照）として位置づけるものであり、所長の資質や役割について、実際に保育所を運営する立場・責務にある保育所長の意識からの照射を試み、引き続き、所長資格のあり方についても考察を深めることを目的とした。職員の協働性や保育所長の責務に関する所長の考え方とともに、保育現場における組織論並びに保育現場における保育士の育成に関する課題を明らかにするために、約560ヶ所の保育所長を対象とした質問紙調査と5ヶ所の所長を対象としたインタビュー調査を実施した。

質問紙調査の量的分析を行った結果（第2章参照）において、設置運営主体による違いと保育士資格の有無による違いに有意な差が認められた項目を表18にまとめた。設置運営主体による違いを概観すると、私立保育所では、所長の役割を保育所の経営者として捉えている側面が強い、より強いリーダーシップで職員を牽引している、自らの保育所の独自性を意識しているなどの傾向が示された。一方で、「保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること」については、公立保育所よりも実践度が低い傾向がみられた。そのほか、私立保育所では保育士の悩みとして「待遇（給与や福利厚生を含む）」の悪さを、公立保育所は「正規職員の比率が小さい」ことをあげるものが多かったことなどから、保育所を取り巻く現在の課題を大きく反映している側面もみられた。

保育士資格の有無による所長の意識の違いをまとめると、保育士資格のある所長は、保育士資格のない所長よ

りも、保育の内容に関することにより関心をもち、保育士と一緒に日々の保育実践の中での活動を志向している傾向がある。たとえば、自身の保育所の特徴について、保育士資格をもつ所長は、「子どもの健康支援」を長所として、「教材研究の時間を確保できない」ことを課題として捉えているものが多かった。それに対して「設備、教材、遊具」を長所としてあげるものは保育士資格のない所長の方が多かった。保育所の長所や問題点は、もちろん、個々の保育所によって実状は異なるであろうが、所長の問題意識や着眼点の相違がこれらの結果に大きく影響していると考えられる。

そのほか、保育士資格のある所長は、所長の業務として保育実践に関わる内容で指導力を発揮したい、若手保育士を育てる手立てとして日常の業務の中で育成するOJT的な方法が望ましい、と考える傾向がみられた。また、職場の保育士が困難だと感じていることを「日頃の子どもの保育の実践」と回答したのは保育士資格のある所長が多く、保育実践の細やかな点についても、保育士と一緒に悩みを共感できる可能性が示唆される。

このように、設置運営主体と保育士資格有無による違いの特徴が示されたが、回答者のうち公立保育所長はすべて保育士資格を取得しており、私立保育所長で保育士資格を取得しているのは6割ほどであることを踏まえると、第1章で述べた所長の責務には、保育士資格の有無が大きな影響を及ぼす可能性が見出された。

質問紙調査において、所長資格の法定化について賛否を尋ねたところ、「賛成」と「やや賛成」が「反対」と「やや反対」を大幅に上回っていた。これは、2008（平成20）年3月28日付け厚生労働省から発出された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、「国は保育所の役割や社会的責任を遂行する施

設長の責務にかんがみ、施設長の資格要件の明確化について検討する」と記載されていることについて、現在の保育所長も賛成の意思を示していると捉えられる。オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国、イギリスでは、保育所長資格は法令で定められていることが、矢藤ら（平成22年3月）の調査研究（前掲第1章参照）において示されている。これらの国では保育所長資格を取得する条件として、保育に関する学位か保育士の資格、または保育所等の保育経験が必要とされている。

インタビュー調査（第3章参照）においても、保育士資格を保有することについては、“必要”とする見解と“そこまでは必要としない”とする見解に分かれたが、所長資格の法定化については賛成の意が示された。所長として、保育に関することと経営や運営に関することの両面で見識が必要であるという共通した認識がみられた。これは、保育の課題に他の職員も交えながら自らも関与するという思いや、“ある一定の規模の範囲”という保育職場の特性を踏まえ、職員一人一人の保育の様子が見えていることが、結果として全体の運営に好影響を及ぼすという思いの表れだとも推察される。

したがって、わが国でも、保育所長の要件として“保育士資格を有すること”とまではいかないにしても、所長の社会的な認知の向上及び資質向上の必要性を踏まえ、少なくとも保育所保育指針の内容について理解を深めておくための手立て（研修制度・内容など）を提案する必要があるだろう。さらに、設置運営形態（たとえば、私立保育所長には経営に関する内容も加えるなど）や経験年数（たとえば、1年未満の所長と1年以上の所長で分けるなど）を基に、研修内容や研修対象者を構成することで、より実状に応じた保育所長の要件となるのではないかと考える。

表18 質問紙調査の量的分析において有意差が認められた項目の一部

	全体	設置運営形態		保育士資格	
		公立	私立	有	無
人事・組織上の問題として改善・改良が必要だと思っていること					
職員会議の時間を十分に確保できない	57.9	64.5 >>	49.3		
教材研究の時間を確保できない	42.7			44.7 >>	22.4
正規職員の比率が小さい	36.4	55.2 >>	11.6		
人事考課にあたっての評価や判断基準が難しい	16.8	9.3 <<	26.8		
副園長、主任等他の管理職との意見調整が難しい	4.0	1.1 <<	8.0		
所長としてより指導力を発揮したいと思っているテーマ					
職員一人一人の力量の向上	72.9			75.6 >	61.2
職員の保育実践に対する指導・助言	53.0	63.4 >>	39.1	47.1 >>	22.4
若手の保育士の育成	50.5	57.4 >>	41.3	48.2 >	30.6
入所児童の保護者や地域の子育て家庭への支援	50.5	61.2 >>	36.2		
職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導	46.1	37.7 <<	57.2		
保育・療育に係る他の専門機関との連携	26.2	31.1 >>	19.6		
小学校との連携	21.8	27.3 >>	14.5		
地域社会への貢献	16.5	10.9 <<	23.9		
保育所の経営	13.1	2.2 <<	27.5	18.8 <<	42.9
労務管理・人事管理・人事考課	10.0	3.8 <<	18.1		
保育理念や保育方針の設定	9.7			7.1 <<	20.4
所長として自ら強化したいと思っている領域					
家族支援、保護者対応	68.8	82.0 >>	51.4	56.5 >	40.8
保育所の自己評価	38.6			41.2 >	20.4
保育・療育に係る他の専門機関との連携	34.3	39.3 >	27.5		
問題解決のための研究方法	30.5	37.2 >>	21.7		
保育の行財政	25.9	18.0 <<	36.2		
障害児の保育	24.6	29.5 >	18.1		
職員会議の運営	22.7	26.8 >	17.4		
労務・人事管理・人事考課	21.2	9.8 <<	36.2		
予算管理・会計システムに関すること	12.8	2.2 <<	26.8		
第三者評価	6.9	4.4 <	10.1		
現在の職場の長所					
子どもの保育の内容	61.7	56.3 <	68.8		
周囲（立地）の環境	38.3	32.2 <<	46.4		
子どもの健康支援	36.4			49.4 >	28.6
安全対策や危機管理	31.8	26.8 <	38.4		
職員の研修体系	24.6	19.1 <<	31.9		
設備、教材、遊具	17.4	7.1 <<	31.2	23.5 <	44.9
職場の保育士に高めてほしい領域					
子どもの発達過程の理解	80.1	84.2 >	74.6		
保護者からの相談対応	73.8	78.7 >	67.4		
障害児の保育	44.2	50.3 >	36.2		
身体、音楽、造形、言語等の保育表現の技術	44.2	38.8 <	51.4		
保育の研究方法	28.0			30.6 >	14.3
ソーシャルワークの知識・技能	22.4	30.1 >>	12.3		
一般的な教養や本人の趣味	18.4	10.4 <<	29.0		
職場の保育士が職務上の困難を感じていると思うこと					
保護者への対応	76.3	83.6 >>	66.7		
日頃の子どもの保育の実践	46.7			51.8 >>	26.5
待遇（給与や福利厚生を含む）	37.4	31.7 <	44.9		
障害児の保育	35.2	42.1 >>	26.1		
若手保育士を育てていく手立てとして望ましいと考えること					
職員会議等での意見発表の機会を多くする	57.0			65.9 >	46.9
メンターのような指導相談役の保育士を付ける	45.8	51.9 >	37.7	48.2 >>	22.4
保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる	40.2	46.4 >>	31.9	37.6 >	20.4
定期的に所長や主任と個人面談を行う	38.6	33.9 <	44.9		
公開保育(研究保育を含む)の担当に当てる	24.3	29.0 >	18.1		

(>>、<<：1%水準； >、<：5%水準 で有意)

保育所長の保育所運営に係る意識に関する調査

今回の調査は、所長から見た保育所運営等の課題を明らかにすることを目的とするものです。この調査をもとにして、保育の質の向上に係る組織上の方策を考えるとともに、さらにこうした実情を把握することを通して、今後の保育士養成の在り方や保育現場との協働を考える材料にしたいと考えております。

ご回答は、所長の先生にお願いしたいと存じます。大変お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご賢察の上、何卒ご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、この調査は無記名式で、ご回答はすべて統計的に処理します。個人や施設が特定されることはありません。忌憚のないお考えやご意見、正確な実態をご記入くださいますようお願いいたします。

平成23年8月

【調査研究メンバー】

石川昭義（仁愛大学人間生活学部子ども教育学科）〔研究代表〕

西村重稀（仁愛大学人間生活学部子ども教育学科）

矢藤誠慈郎（愛知東邦大学人間学部子ども発達学科）

森 俊之（仁愛大学人間学部心理学科）

青井夕貴（仁愛女子短期大学幼児教育学科）

【ご記入にあたってのお願い】

1. この質問紙の質問は、次のような構成にしています。
F 1～F 1 3…所長の属性とお勤めの保育所に関する質問
Q 1～Q 1 4…お勤めの保育所の組織等についての所長個人のお考えをおたずねする質問
2. 回答は、所長個人のお考えで回答してください。
3. 実態（事実）については、平成23（2011）年8月現在で答えてください。
4. ご記入いただいた質問紙は、8月31日（水）までに、同封の返信用封筒により、ご返送ください。

【はじめに、あなた自身のことについておたずねします。】

F 1 あなたの性別をお聞かせください。

1. 男性
2. 女性

F 2 あなたの年齢をお聞かせください。

1. 30歳未満
2. 30歳～40歳未満
3. 40歳～50歳未満
4. 50歳～60歳未満
5. 60歳以上

F 3 あなたは保育所の職員として通算して何年目ですか。（ ）に数字を書いてください。

（ ）年目

F 4 あなたは所長として通算して何年目ですか。（ ）に数字を書いてください。

（ ）年目

F 5 あなたは、どのような資格・免許を持っていますか。下記の中から、お持ちのものに○を付けてください。ない場合には、「なし」に○を付けてください。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1. 保育士 | 8. 看護師、保健師 |
| 2. 幼稚園教諭 | 9. 栄養士 |
| 3. 小学校教諭 | 10. 調理師 |
| 4. 中学校、高等学校教諭 | 11. なし |
| 5. 養護教諭 | 12. その他〔法令に定められたもので民間の資格は除きます。〕 |
| 6. 社会福祉士 | () |
| 7. 社会福祉主事 | () |

【次に、あなたが勤める保育所のことについておたずねします。】

F 6 あなたが勤める保育所の所在地はどこですか。

1. 名古屋市 2. 福井県

F 7 あなたが勤める保育所の設置運営形態は何ですか。

1. 公立 2. 私立

F 8 あなたが勤める保育所に、保育士は何人いますか。保育士資格を有するすべての人（臨時、パートを含む）の数を（ ）に書いてください。

() 人

F 9 上のF 8の保育士総数のうち、正規雇用※の保育士は何人いますか。（ ）に書いてください。

() 人

※ここで「正規雇用」とは、自治体の基準や法人の規程等によって定年及び給与が定められ、それらの条件のもとで採用されている人をいいます。

F 10 あなたが勤める保育所に、四年制大学を卒業して保育士になった人（四大卒で保育士試験で保育士になった人も含む）はいますか。いる場合には（ ）に人数も書いてください。

1. いる（正規雇用： 人，非正規雇用 人） 2. いない

F 11 あなたが勤める保育所に、男性の保育士はいますか。いる場合には（ ）に人数も書いてください。

1. いる（正規雇用： 人，非正規雇用 人） 2. いない

F 12 あなたが勤める保育所に、看護師はいますか。いる場合には（ ）に人数も書いてください。

1. いる（正規雇用： 人，非正規雇用 人） 2. いない

F 13 あなたが勤める保育所に、栄養士はいますか。いる場合には（ ）に人数も書いてください。

1. いる（正規雇用： 人，非正規雇用： 人） 2. いない

【以下の質問は、所長個人のお考えとしてご回答ください。】

Q1 お勤めの保育所において、人事・組織上の問題として改善・改良が必要だと思っていることはありますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。何もなければ「なし」に○を付けてください。「その他」であれば、（ ）に具体的に書いてください。

1. 職員会議の時間を十分に確保できないこと
2. 研修の時間を確保できないこと
3. 教材研究の時間を確保できないこと
4. 保育士（非正規を含む）の安定的な確保が難しいこと
5. 正規職員の比率が小さいこと
6. 産休・育休・病休の代替保育士の確保が難しいこと
7. 職員の年齢構成がアンバランスであること
8. 若手の保育士※を現場で育成することが難しいこと
9. 職員間の人間関係の調整が難しいこと
10. 人事考課にあたっての評価や判断基準が難しいこと
11. 副園長、主任等他の管理職との意見調整が難しいこと
12. なし
13. その他（ ）

※「若手の保育士」とは、概ね就職して3年くらいまでの人という意味でご理解ください。

Q2 今、所長として、より指導力を発揮したいと思っているテーマはありますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、（ ）に具体的に書いてください。

1. 保育理念や保育方針の設定
2. 保育課程の策定
3. 指導計画の作成
4. 職員の保育実践に対する指導・助言
5. 職員のチームワークの形成
6. 職員一人一人の力量の向上
7. 若手の保育士の育成
8. 保育所の経営
9. 労務・人事管理・人事考課
10. 職員の仕事に対する責任感や倫理観の指導
11. 地域社会への貢献
12. 入所児童の保護者や地域の子育て家庭への支援
13. 小学校との連携
14. 保育・療育に係る他の専門機関との連携
15. 保育所としての自己評価
16. 第三者評価の受審
17. その他（ ）

Q3 所長として、自らに、どのような領域の知識・技能をより強化したいと思いますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、() に具体的に書いてください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 保育に関連する法令 | 10. 職員会議の運営 |
| 2. 保育の行財政 | 11. 労務・人事管理・人事考課 |
| 3. 家族支援、保護者対応 | 12. 予算管理・会計システムに関すること |
| 4. 事務文書の作成 | 13. 保育所の自己評価 |
| 5. 子どもの発達過程 | 14. 第三者評価 |
| 6. 障害児の保育 | 15. 問題解決のための研究方法 |
| 7. 保育課程・指導計画の編成 | 16. 保育・療育に係る他の専門機関との連携 |
| 8. 子どもの保健・医療 | 17. 一般的な教養や自分の趣味 |
| 9. 小学校との連携 | 18. その他 () |

Q4 施設長の責務に関連して、次の①～⑩に掲げる事項の自らの実践度について、それぞれ1つ選んで、その番号に○を付けてください。()は「保育所保育指針」及びその解説書において関連する章を示します。

事 項	十分にできている	だいたいできている	どちらともいえない	あまりできていない	全くできていない
①保護者や地域社会に対して保育所が行う保育の内容について適切に説明すること (第1章)	5	4	3	2	1
②保育課程の編成にあたって全職員の参画と共通理解を図ること (第4章)	5	4	3	2	1
③保育実践や保育の内容に関して職員の共通理解を図ること (第7章)	5	4	3	2	1
④保育所の保育の内容等について、保育所として自己評価を行うこと (第4章)	5	4	3	2	1
⑤保育の目標に基づいて、自ら日頃の保育実践のリーダーシップを発揮すること (第7章)	5	4	3	2	1
⑥保育所における健康及び安全の実施体制の整備を行うこと (第5章)	5	4	3	2	1
⑦保育所の課題について職員が協力して改善に努めることのできる体制を作ること (第7章)	5	4	3	2	1
⑧職員の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施すること (第7章)	5	4	3	2	1
⑨職員の意向を尊重しながら、当人の自己研鑽に対する援助や助言に努めること (第7章)	5	4	3	2	1
⑩経験の浅い職員も含め、職員間で学び合いを深めていくことができるような体制を作ること (第7章)	5	4	3	2	1

Q8 あなたから見て、職場の保育士が職務上の困難を感じているだろうと思われることは何ですか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、() に具体的に書いてください。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 待遇（給与や福利厚生を含む） | 7. 自己評価と改善への手立て |
| 2. 職員の間関係 | 8. 保護者への対応 |
| 3. 園の保育方針と本人の考え方との食い違い | 9. 仕事と家庭生活との両立 |
| 4. 職員の世代間での保育観の違い | 10. 障害児の保育 |
| 5. 指導計画の立案 | 11. その他 () |
| 6. 日頃の子どもの保育の実践 | |

Q9 現場で若手の保育士（概ね就職3年くらいまで）を育てていく手立てについて、どのようなことが望ましいと考えていますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、() に具体的に書いてください。

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 園外の研修（現職教育を含む）に参加する | 7. 定期的に所長や主任と個人面談を行う |
| 2. 園内の研修（カンファレンスを含む）を行う | 8. メンター*のような指導・相談役の保育士を当人に付ける |
| 3. 公開保育（研究保育を含む）の担当に当てる | 9. 勤務年数を積む |
| 4. 実習生の指導担当に当てる | 10. その他 () |
| 5. 保育のPDCAサイクルの過程を徹底させる | |
| 6. 職員会議等で意見発表の機会を多くする | |

*メンター(Mentor)とは、良き指導者、助言者を意味する言葉。人を導き支援するスキルを持ち合わせた指導的立場の人のことを言います。

Q10 所長個人のお考えとして、今後、四大卒の保育士を採用していきたいと思いませんか。（○印は1つだけ）

- | | |
|--------------|--|
| 1. とてもそう思う | } Q11に進んでください。 |
| 2. ややそう思う | |
| 3. どちらともいえない | |
| 4. あまりそう思わない | |
| 5. 全くそう思わない | |

Q10-1 四大卒の保育士にはどのような領域の知識・技能を期待していますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、() に具体的に書いてください。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| 1. 保育に関連する法令 | 9. 身体、音楽、造形、言語等の保育表現の技術 |
| 2. 保育の行財政 | 10. ソーシャルワークの知識・技能 |
| 3. 保護者からの相談対応 | 11. 保育の研究方法 |
| 4. 事務文書の作成 | 12. 組織のリーダーとなりうる資質 |
| 5. 子どもの発達過程の理解 | 13. 一般的な教養や本人の趣味 |
| 6. 障害児の保育 | 14. 4年間在籍して得られた経験全般 |
| 7. 保育課程の編成・指導計画の立案 | 15. その他 () |
| 8. 子どもの保健・医療 | |

Q11 所長個人のお考えとして、今後、男性の保育士を採用していきたいと思いませんか。（○印は1つだけ）

1. とてもそう思う
2. ややそう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. まったくそう思わない

Q11-1 そのように思う理由は何ですか。ご意見をお聞かせください。

Q12 保育士を養成する大学等（2年課程を含む）と保育現場が協働するあり方として、どのようなことが望ましいと考えていますか。次の選択肢の中から当てはまると思うものを、優先度に応じて5つ以内を選んで番号に○を付けてください。「その他」であれば、（ ）に具体的に書いてください。

1. 保育士が大学等において保育関連の授業を受講する。
2. 保育所実習を現行よりも長期間にする。
3. 保育士が講師となって大学等の授業科目あるいはその一部分を担当する。
4. 保育士が講師となって大学等の授業とは違う独自の講座を学生向けに開講する。
5. 保育所から提供された現場の資料（例えば、事例報告）を大学等が教材として活用する。
6. 保育所と大学等との間で保育の情勢に関する会合を定期的にもつ。
7. 保育所と大学等との間で実習に関する会合を定期的にもつ。
8. 学生が保育所をフィールドとして研究を行う。
9. 学生が保育所でボランティアを行う。
10. 大学等の教員が保育の現場に出て、現状を理解する。
11. 保育所が行う保育研究に大学等の教員が指導や助言を行う。
12. 保育所と大学等が共同で研究に取り組む。
13. 卒業後の年数の浅い若手の保育士の支援を現場と大学等が連携して行う。
14. その他（)

最後のページにお進みください →

Q13 次の①～⑤に示す保育の動向や政策についてどのように考えていますか。賛成・反対の程度について、あなたの見解に最も近いと思うものを、それぞれ1つずつ選んで、その番号に○を付けてください。

保育の動向や政策	賛成	どちらかといえば賛成	どちらともいえない	どちらかといえば反対	反対
①2年課程卒の保育士と4年課程卒の保育士との取得資格の差異化（あるいは別称の導入）について	5	4	3	2	1
②所長の資格の法定化について	5	4	3	2	1
③主任保育士の資格の法定化について	5	4	3	2	1
④保育士資格取得に国家試験を導入することについて	5	4	3	2	1
⑤近隣の幼稚園と連携することについて	5	4	3	2	1

Q14 保育士を養成する大学等に対して、養成教育の内容、方法、実習等の面で要望はありますか。忌憚のないご意見をお聞かせください。

* 以上で質問は終わりです。長時間にわたってのご協力、まことにありがとうございました。

人材確保・育成に関する保育士養成校と保育所の連携に関する研究1

研究代表者	三浦 修子(至誠第二保育園園長)	
共同研究者	高橋 久雄(昭和女子大学教授)	高橋 滋孝(万願寺保育園園長)
	松田 典子(実践女子大学助教)	斉藤 清美(しせい太陽の子保育園副園長)
	小山 廣重(至誠あずま保育園園長)	高橋 智宏(至誠第二保育園副園長)
	廣瀬 優子(しせい太陽の子保育園園長)	高橋 紘(至誠第二保育園顧問)

研究の概要

一般的に減少傾向にある保育所への就職希望者のアップと保育士養成校の協力をもとに学生の就職率アップにも繋がることから共同研究として取り組んだ。

先行研究から参考になるキーワードとして「実習前の準備をよくした学生は実習で充実感を味わい、さらに就職希望へとつながっている」。この事例を保育所職員向けのアンケートで学生時代の実習についての設問にし、調査対象は、入職3年目までとした。現状把握として、現在働いている職員は学生時代に実習の準備を良くして、実習での充実感が就職に繋がっていたのか、実習での充実感がどこから得られていたのかを把握できるようにした。回収は60名。保育実習体験が保育所保育士としての就職意欲に関与することを調査するにあたり、数量的な分析で実習の充実感が就職につながっていることを確認し、自由記述による質的分析で実習が充実したものになったかを検証した。ここから得られる傾向性は、保育所、養成校としてもこれからの実習生の指導に活かすことができると思われる。実習に関する項目については、部分実習よりも全日実習の準備を良くした割合が多く、保育実習全般の自己評価としては充実感を感じている人がほとんどだった。実習体験と保育所への就職希望の関係については、入学時と最初の実習終了後では、一たん減少するが、最後の実習では増えている。実習体験が就職の方向性を左右していることが見える。自由記述から見える傾向性としては、小さい頃の保育所での体験、職場体験、ボランティア等が影響を与えていることが分かり、保育実習では、園児といかに関わられたかや指導職員に褒められたことが手ごたえに繋がっている。分析からは、保育所実習でいかに好印象を与えられるかが保育所就職希望へと関連があることが分かった。今回、自由記述にみられた内容がひきだせるような項目立てになっていなかただったので次回の課題とする。保育士養成校の学生アンケートでは、保育所への印象や就職希望の方向性、就職時選択の基準となる傾向性が見える内容に検討を重ね、1月に養成校2校にて実施した。今回の研究はプリテスト実施までとする。結果分析、課題検証、効果確認については次年度に引続き行う。

キーワード：人材育成、保育園と養成校の連携、保育実習の自己評価、将来の職場選択、実習体験と将来の進路

はじめに

少子化と呼ばれて久しいが、都市部では待機児対策が不可欠となっている。待機児解消のために新園の開設や定員外の受入れ等受容を満たすべく努力する中で、聞こえてくるには保育士不足。保育所への就職希望が減少しているのではないかとの危機感が生じてきている。

保育所の視点からは、必要人数の確保、質の維持からも対策を講じなければならない段階にきている。質の高い保育を行う上で、人材の養成と育成の連続性を効果的に進めていく。

保育士養成校ではどうであろう。養成校にも少子化ということでは学生数の変化が生じてきている。就職率に

よって養成校が選ばれる傾向もあるので、保育所に受け入れられる人材の養成は大きな課題であろう。保育士資格保持者が安心して保育所に就職することができるような働きかけが必要であろう。

優秀な学生を受け入れることで就職率にも影響となると、保育所と保育士養成校が現状の中から課題を明らかにし、互いに良い解決策を見出していきたいと思う。

I. 研究目的

- ① 保育士資格取得を目指した学生が、出来るだけ多く保育所に就職するようにするには、いかなるかが考えられるか。

- ② 障害となるものが有るとすれば、それがどこにあるのか、どのようにして取り除くことができるか。
- ③ 保育園側からの考察。
- ④ 養成機関側からの考察。

II. 研究方法

先行研究を探し、その内容の精査をする。次に保育園職員のうち最近就職した職員から、養成機関在学中の経験を聞く。次に養成機関在学中の学生から保育園就職に関する意向を聞き、問題点を探る。

1. 先行研究の検討

(1) 文献の収集

各研究員が文献、資料を持ち寄り、検討を重ねた中に a 『教育実習体験が幼稚園教員としての就職意欲に与える影響』(森田満理子他・川口短期大学こども学科)、b 「保育系短期大学生の進学理由による保育者効力感の縦断的变化」(神谷哲司・東北大学大学院・2010年)があった。

a は幼稚園と保育所という違いはあるが、実習生の状況として参考にすることができた。

実習生を受ける側としての保育施設からの研究は見当たらなかった。

b は保育所養成校への進学のきっかけ(動機)や理由によって在学中の保育者効力感がどのように変化するかについて検討することを目的とした論文である。

(2) 先行研究の要約

a : 森田らによると、教育実習に関して「教育実習 I 終了後、教育実習 II の実施に至った人数は91名であった。入学者のうち33名が実習実施しなかったことになる。その内訳は、辞退者が最も多く18名、次いで科目修得条件を満たせなかった者11名、退学者2名、休学者1名、その他1名であった。これらの学生に対しては、森田らを含むクラス担任が面接し、必要な場合には心理的なサポートをしたり、以後の卒業までの見通しを話すといった指導を行った。

教育実習 II の辞退者18名の理由は以下のようなものであった。

- ・幼稚園教育に対する魅力がもてなくなった学生(8名)。たとえば、幼稚園の保育方針や内容が、学生が理想とするものと大きく異なると感じたため。
- ・幼稚園教員としての業務内容を学ぶ意欲を失ったため(2名)。具体的には、一人の教員が大人数の幼児を担当すること、教員が大量かつ丁寧に教材準備をすることなどであった。
- ・本学科での授業や教育実習 I を体験した結果、教育実習 II を遂行する能力(たとえば、実習記録の作成、責任実習の実施)がないと自ら判断したため(3名)。

・実習実施園における教職員との人間関係を辛いと感じたため(5名)。

・健康に不安があったため(1名)。

これらに対し森田らは個別に学生に面接・対応し、翻意を試みたが成功しなかった、とある。

これらの結果を総括的にみると、入学者148名中実習 I 参加者124名(84%)、実習 II 参加者91名(73%)、実習をやり通した者86名(58%)となっている。入学して実習 I までの段階で24名(16%)が抜け、実習 I から実習 II の段階で33名(27%)減り、最終的には5名(5%)合計62名(42%)が資格取得を断念という結果になっている。

Table1 アンケート項目への回答結果 森田らの報告書より

各項目の理論的得点範囲は1~5点である。*N=65

	教育実習 II における責任実習					幼稚園教諭への就職希望		
	部分実習		全日(半日)実習		総合	入学時	教育実習 I 終了時	教育実習 II 終了時
	準備状況	自己評価	準備状況	自己評価	自己評価			
平均	3.25	2.91	4.02	2.6	4.26	3.05	2.71	3.57
標準偏差	1.23	1.03	1.02	1.1	0.89	1.34	1.21	1.21

「授業では、教材研究の大切さと必要性を繰り返し指導した。教育実習 II において、学生はどの程度準備して実習に臨んだのであろうか。また、準備して臨んだ実習を終えて、どの程度「できた」と自己評価しているのかを明らかにする。」

(中略)「総合自己評価が部分実習の自己評価および全日実習の自己評価よりも有意に高かった。つまり、部分実習と全日実習それぞれについての評価よりも、教育実習 II の3週間をやり遂げたことが、教育実習 II に対する総合自己評価の充実感につながったと考えられる。教育実習 II を終えて、総合的にふり返った時に「かなり充実していた」と回答した学生は「あまり充実していなかった」「どちらかといえば充実していた」と回答した学生よりも、幼稚園教員になりたいと強く思っていると言える。

つまり、教育実習 II における充実度の高さが、幼稚園教員への就職希望の高さに結びついていると言える。」

実習 I 修了者のうちの18名(入学者の12%)が実習 II を辞退したことに注目すると、実習幼稚園に於いて実習 I の期間中に学生の意欲を損なう何らかの体験があったと思われる。これに関して幼稚園側からの実習指導上の問題についての情報には触れられていない。また、資格取得者のうち、就職先については触れられていない。

今回、保育園実習に関しても同様なことが起こりうるならば、養成校と保育所が連携を持ちながら、協力して解決に向かう手立てが検討することができれば幸いである。

b：「保育者効力感」とは「保育場面における子どもの発達に望ましい変化をもたらすことができるであろう保育的行為をとることができる信念」と定義づけられている、という。「214名の女子学生を対象に質問紙調査を行い、進学のかきかけを自成的動機、他成的動機の2側面から構成されることが示され、ともに1年次の保育者効力感との間に関連が見られたものの、2年次には関連がなかった。進学の理由については、クラス分析の結果、積極進学群、社会的価値群、消極進学群、自己興味群の4群に分類された。積極進学群は保育者効力感が高いままであったが、一方で消極的進学群は徐々に低下していった。これらの結果から、在学中の学生を対象としたキャリア・ガイダンスの必要論が論じられた。」とある。

2. 保育園からの考察 —職員の現状把握から—

（担当：万願寺保育園園長 高橋滋孝）

（1）はじめに

保育所として、良い保育士を確保することは、質の高い保育を提供するための必須条件である。

先行研究によれば、実習前の準備をよくした学生は実習で充実感を味わい、さらに就職希望へとつながっている。そこで当法人の8つの保育所2つの分園に在職している保育士に学生時代の実習についてアンケート調査を実施する。

（2）目的

はたして保育所で働いている保育士は、実習の準備をよくし、実習での充実感が就職へとつながっているのか。

入学時、初めの実習後、最後の実習後で、保育所保育士になろうという気持ちに変化はあったのだろうか。実習での充実感はどこから得られるのか。

本項の目標は、保育所での実習をやり遂げた体験が保育士として保育所に就職しようという意欲に与える影響を明らかにすることである。

そこで、本項では、保育実習体験が保育所保育士としての就職意欲に与える影響を調査するに当たり、数量的な分析により保育実習での充実感が就職につながっていることを確認し、自由記述による質的分析で保育実習をいかに充実したものとなったかを検討する。

（3）方法

ア. 保育士アンケートの作成について

アンケートの項目の選定にあたっては、先行研究（森田・藤枝、2010）を参考にした。

平成23年7月調査項目について検討。

○法人内保育所3年目までの保育士の学生時代の就職意欲と実習の充実度を聞く。これは今後の指導や研修の参考にもなると思われる。（記述統計）

○将来、保育士養成校を卒業し保育所に勤める人に、保育実習の充実度と就職意欲の関係を調べ比較することを想定して項目を設定した。（推測統計）

アンケートは以下の項目で構成された。

I. 保育実習について

1. 全日実習（または半日実習）について全日実習では何をしましたか？（自由記述）
2. そのために必要な教材研究、指導案の作成などの準備はしましたか。（5件法による質問項目）
3. 部分実習について（5件法による質問項目）
4. 保育実習全般に対する総合自己評価（5件法による質問項目）

II. 就職について

1. 学生時代、保育所保育士になるという気持ちに変化はありましたか
2. 入学時（5件法による質問項目）
3. 最初の実習を終えて（5件法による質問項目）
4. 最後の実習を終えて（5件法による質問項目）
5. 印象に残った実習について（あります・特にありません）
6. 実習で指導してくださった先生から誉められたこと（◎）、注意されたこと（△）を教えてください。（自由記述）
7. 実習で配属されたクラスの子どもの反応について、うれしかったこと（◎）、後悔したこと（△）を教えてください。（自由記述）
8. 保育者の仕事について（自由記述）
9. 保育所保育士になろうと思ったきっかけ等（自由記述）
10. 現在通っている後輩に実習や就職について一言アドバイス（自由記述）

イ. アンケートの実施

平成23年7月、当法人の8保育所2分園に在職している入職3年目までの保育士を被験者とした。

アンケート用紙を配布し、7月中旬に回収した。

ウ. アンケート結果の概要

回収した60名分の結果から、無回答項目のあった3名分を含む60名分を数量的分析対象とした。

①実習準備に関する項目について

部分実習よりも全日実習の方がよく準備をしていることが分かる。全日実習の準備を「かなりした」人が34名で全体の56.7%で一番多い。

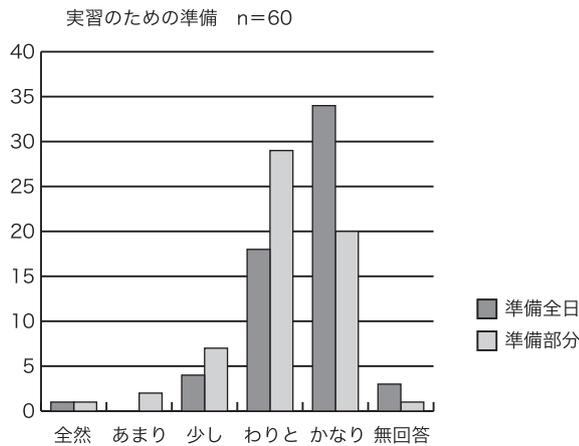
部分実習の準備は「わりにした」人が29名で全体の48.3%と一番多い。

表2-1 実習のための準備

実習のために必要な教材研究、指導案の作成などの準備はしましたか。

		全日実習		部分実習	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	ぜんぜんしなかった	1	1.7%	1	1.7%
2	あまりしなかった	0	0.0%	2	3.3%
3	どちらかといえばした	4	6.7%	7	11.7%
4	わりにした	18	30.0%	29	48.3%
5	かなりした	34	56.7%	20	33.3%
無回答		3	5.0%	1	1.7%
計		60	100.0%	60	100.0%

図2-1 実習のための準備



②保育実習全般に対する総合自己評価

保育実習全般に対する総合自己評価は29人が「わりに充実していた」と答え、「どちらかといえば充実していた」11名と、「かなり充実していた」19名の合計98.3%であった。

表2-2 保育実習全般に対する総合自己評価

保育実習全般に対する総合自己評価

	回答数	構成比	
1	ぜんぜん充実していなかった	0	0.0%
2	あまり充実していなかった	1	1.7%
3	どちらかといえば充実していた	11	18.3%
4	わりに充実していた	29	48.3%
5	かなり充実していた	19	31.7%
無回答		0	0.0%
計		60	100.0%

③実習の経験と保育所への就職希望の関係について

就職について、学生時代、保育所保育士になるという気持ちの変化を問う項目では入学時の平均3.28から最初の実習後に3.20といったん減るものの最後の実習後に3.60と増えている。

これは「かなり思った」人の変化、入学時18名→初実習後12名→最終実習後24名と似たような増減である。

「どちらかといえば思った」人の変化12名→15名→6名や、「あまり思わなかった」人の変化11名→9名→6名から、初めての実習で就職について少し気持ちが揺らぐ人もいれば、実習を経験して就職を意識しだす人もいることが推測され、最後の実習でより強く就職を意識することになったのだろう。

表2-3 気持ちの変化

就職について学生時代、保育所保育士になるという気持ちに変化はありましたか。

		入学時		最初の実習を終えて		最後の実習を終えて	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1	ぜんぜん思わなかった	9	15.0%	9	15.0%	10	16.7%
2	あまり思わなかった	11	18.3%	9	15.0%	6	10.0%
3	どちらかといえば思った	12	20.0%	15	25.0%	6	10.0%
4	わりに思った	10	16.7%	15	25.0%	14	23.3%
5	かなり思った	18	30.0%	12	20.0%	24	40.0%
無回答		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計		60	100.0%	60	100.0%	60	100.0%

図2-2 保育士になるという気持ち

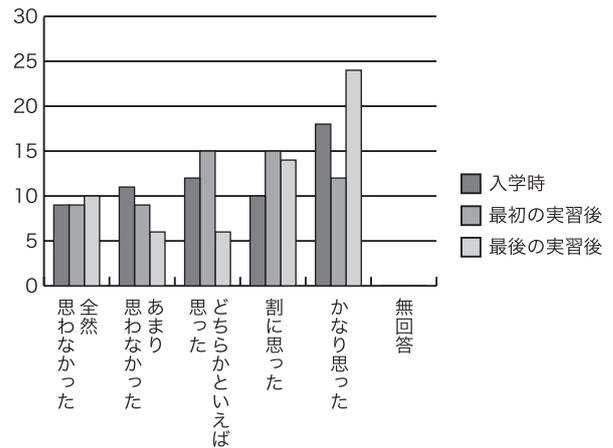
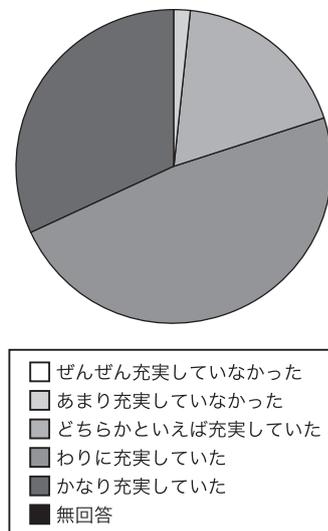


図2-2 保育士になるという気持ち



数量的質問である項目の平均値と標準偏差を以下に示した。

表2-4 実習準備と就職希望

* 5段階で自己評価

	準備		自己評価	就職希望		
	全日	部分	総合	入学時	初実習後	最終実習後
人数(名)	57	59	60	60	60	60
平均	4.47	4.10	4.10	3.28	3.20	3.60
標準偏差	0.76	0.86	0.75	1.44	1.33	1.50

* 人数は無回答を除いた有効数



実習生活動の様子

エ. 自由記述部の回答

自由記述の回答については適切なデータ解析法がないが、保育所保育士になろうと思ったきっかけ等について注目してみた。60人中59人の回答があり、その中から複数回答で分類した。傾向としては「仕事と子育てとの両立への支援に興味があった」－1人や「子どもの成長を守りたい・手助けしたい・成長を見たい」－8人のような保護者や子どもへの援助よりも、「小さいときから子どもが好きだった」－18人、「子どもと交流できる・遊ぶのが好きだった」－7人、「小さいときから保育士にあこがれていた」－7人や、「子どもと長く居られる」－3人、「自分も成長できる」－2人など、自分自身の興味や憧れなどがきっかけとなっていることが分かる。

○「何時ごろ決めたか」について、26人の記述があった。保育園／幼稚園－8人、小学校－2人、中学校－3人、高校－3人、大学－10人と、保育園や幼稚園の頃からの憧れや夢、もしくは大学になってから決定している

人が目立つ。

自身が小さい頃に世話になった保育士や先生に憧れる、あるいは母親が保育士だったほか、「決定体験」の内訳では、実習－4人、ボランティア－3人、見学－2人、アルバイト－1人となっている。



ボランティア活動の様子

○いくつかの自由記述の質問項目の中でついになっている項目の回答数に注目してみた。

「実習で指導して下さった先生から褒められたことを教えてください」が「実習で指導して下さった先生から注意されたことを教えてください。」よりも回答数が多いのは「子どもへのことば掛け」と「子どもとの遊び」であり、「子どもへの指示の仕方」は逆であった。そのことは、次の「実習で配属されたクラスの子どもの反応について、うれしかったことを教えてください。」と「実習で配属されたクラスの子どもの反応について、後悔したことを教えてください。」についても同様であった。「子どもへのことば掛け」と「子どもとの遊び」はうれしかったことが多く回答され、「子どもへの指示の仕方」のみが後悔したことが多く回答されていた。

○対になっている自由記述の項目の中で印象として「実習中の子どもからの働きかけ」に対して嬉しかったと回答している人が多い。また、それは指導している先生から褒められたことでも同様なことが言える。



職場体験の様子

3. 保育士養成校からの考察

(1) 学生へのアンケート実施。

保育士養成校のアンケートの素案は、松田典子実践女子大学助教が担当し、神谷による先行研究(b)の調査項目を参考に、高橋久雄昭和女子大学教授他研究員と調整した。

学生数名にプレテストを試行し、委員会でその結果をもとに再度調査項目を検討した。

第1段階として、保育士資格取得コースのある2大学の協力を得て、H24年1月に実施し、単純集計を行った。

この内容で、保育園現場の保育実習に関する協力関係に連係が持てるかどうか最大の関心事である。

A大学2年生49名、3年生39名、B大学2年生28名、3年生44名、4年生15名の合計175名協力を得ることができた。

項目については以下のとおりである。

I. 学生自身に関して

- (1)学年
- (2)取得予定の資格(複数回答)
- (3)あなたの進学のきっかけ
- (4)前問で保育士と付けた方に、保育士を目指した理由
- (5) 同、保育士になりたい気持ちはどれくらい
- (6) 同、保育士資格を取得したい気持ちはどのくらいか

II. 実習やボランティアの経験について

- (1)保育園での実習・ボランティア経験・段階
- (2)現在保育園でアルバイト、ボランティア有無
- (3)その頻度
- (4) 同、その経験期間
- (5)アルバイト、ボランティアした保育園への就職
- (6)その理由

III. 将来の就職について

- (1)就職希望の職種
- (2)いつまで働きたいか
- (3)大学卒業後何年くらい働きたいか
- (4)保育園に就職する場合の経営形態
- (5)その理由
- (6)就職をする場合、重視すること
- (7)保育園のイメージ
- (8)就職の際にどのように採用募集をしらべるか
- (9)就職先を決める際、求人票に出ている情報以外にほしい情報は
- (10)保育現場での経験(保育実習等)は将来の進路を決める上で役に立ったか。
- (11)どのような点が役に立ったか。
- (12)就職の際に、四年制大学で保育士免許を取得するメリットは
- (13)就職に関する意見は

(2) 調査結果から

- ①進学のきっかけは「小さいときから憧れて」が一番多い。次に「自分の保育園・幼稚園の時の先生が優しか

ったので」と続くが、大学間の差がある。

- ②保育士を目指した理由は、「子どもが好きだったから」87%と2番以下を大きく引き離している。

神谷の研究によると、この動機と「保育者効力感」との関連について触れられているが、今回は時間と報告書紙面の関係で触れないでおく。

次年度以降にこれらとの関係について大学と保育園双方で分析したい。

- ③保育士資格取得についての意識は両大学とも高く、両大学とも全員が資格取得を予定しており、保育士資格取得を目的とした入学であることを示している。

まず、保育士資格の意気込みは各大学とも意識は高く、それも、学年が上がるに従って絶対取りたい率が高くなっている。

以下集計結果の表を示すが、集計表の中の表記は

- A 2……A大学2年生
A 3……A大学3年生
B 2……B大学2年生
B 3……B大学3年生
B 4……B大学4年生

表3-1 保育士資格取得について(%)

	A 2	A 3	B 2	B 3	B 4
絶対取りたい	87.5	94.7	67.9	80.5	86.7
出来れば	12.5	5.3	32.1	19.5	13.3
どちらとも	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ならない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- ④保育士になりたい気持ちは、大学差が出ている。A大学は幼児保育専攻の学生で保育士資格と幼稚園教諭免許が取得でき主に2職種である。

一方、B大学は福祉系のコースなので幼稚園教諭資格は無く、保育士資格の他社会福祉士・精神保健福祉士受験資格、高校教諭、児童福祉司等が取得でき、選択の幅が広い。

両大学とも、学年が上がるに従い保育士になりたいという気持ちの学生が増えている。

表3-2 保育士になりたい気持ち(%)

	A 2	A 3	B 2	B 3	B 4
絶対に	37.3	60.5	10.7	20.0	33.3
出来れば	29.4	31.6	28.6	24.4	46.7
どちらとも	33.3	2.6	46.4	31.1	13.3
ならない	0	5.3	14.3	24.4	6.7

- ⑤将来の職種としてA大学の2年生では幼稚園教諭希望と保育士希望がほぼ二分するが3年生になると、保育士の方が増え、幼稚園教諭が減少している。

なお、2年生では複数の職種を選択した学生が49名中36名、3年生が39名中24名いる

図3-1

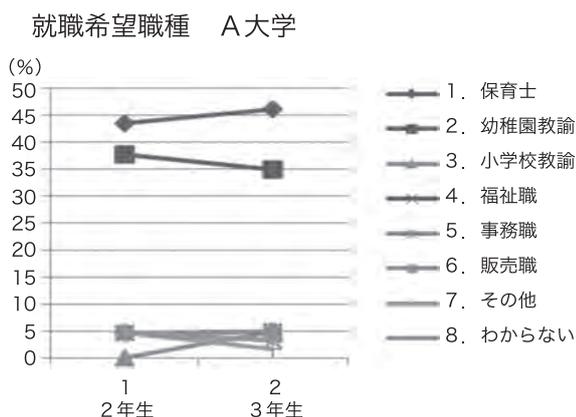
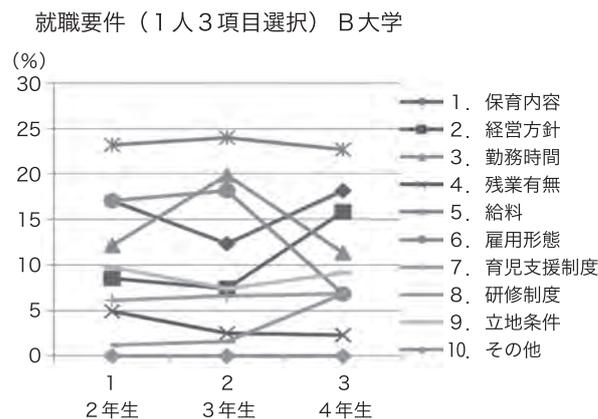
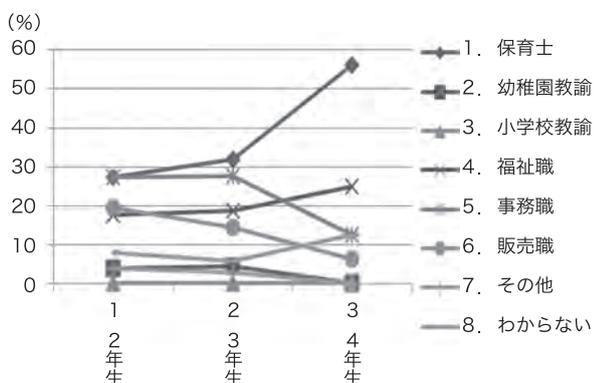


図3-3



就職希望職種 B大学

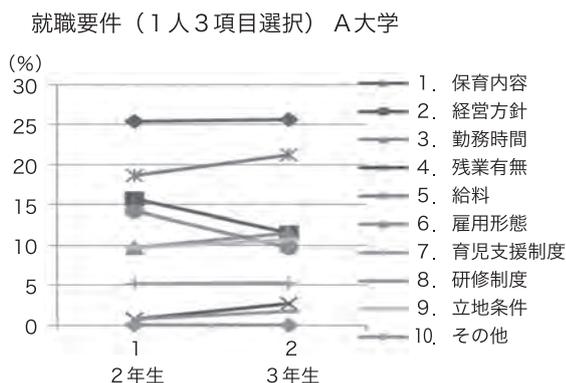


B大学では調査した学科は福祉系のコースなので幼稚園教諭の養成課程は無い。複数回答した学生が2年生28名中23名、3年生が44名中25名、4年生15名中1名であった。保育士になりたいという学生は2年生が27.5%、3年生では31.9%、4年生では2倍以上の57%になっている。

⑥就職の際には何を重視しますか

就職の要件として労働条件を重視するのは当然のことながら、次に重視されているのは保育内容であり、学年が上がるに従い高くなっている。

図3-2



⑦実際の保育現場での経験(保育実習等)は、将来の進路を決める上で約にたちましたか?

実習で学んだこととしては、両大学共通事項として「保育の一日の流れが理解できた」より「保育士の仕事が理解できた」が高学年ほど高くなっている。

図3-4

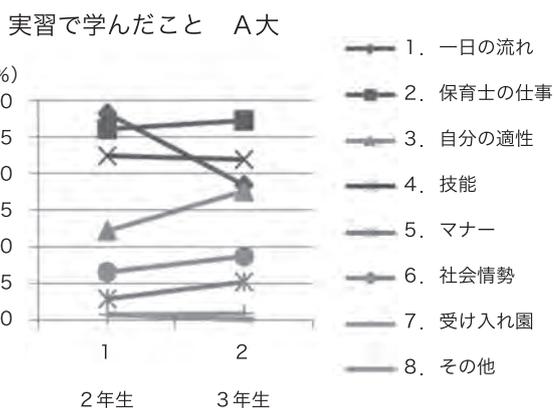
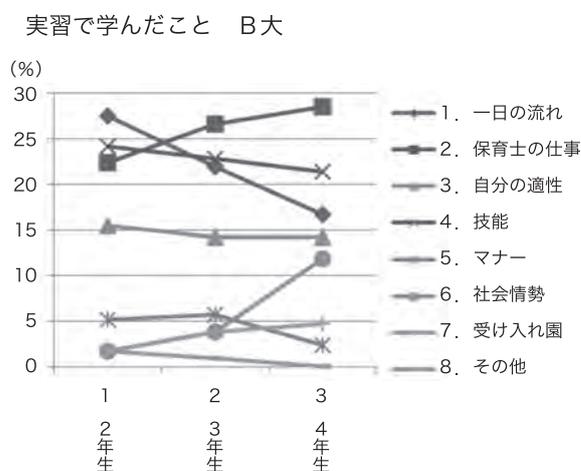


図3-5



5. 終わりに

今回の研究は実習を中心に保育士養成校学生、保育所職員の保育という仕事に向かう意識の変化について調査を実施し、現状を明らかにしてきた。

今回の研究のうち学生に関する調査に関しては時間的な制約から、単純集計にとどめた。

今回の研究で、よい実習が保育園への就職に向かわせるという仮説がほのかに実証されつつあるように感じた。

保育士の資格を取得しようと入学した学生を保育士へと落ちこぼれなく養成していく上で、保育所が保育実習現場として果たす役割が大きいことが再確認できた。

また、就職に際して学生が重視しているのはやはり労働条件であり、保育所が事業所として近代化していかなければならないことも明らかとなった。就職に向けての保育現場からのガイダンスなどの工夫も必要であろう。

社会福祉法人至誠学舎立川には平成23年度現在8つの保育所と2つの分園で保育事業部を構成し、合同で採用試験をおこなっている。大学や関係機関への就職セミナーへの積極的な参加、ホームページの活用などの広報活動に加え、全園の見学会も積極的に受け入れてきた。

ここ数年来、全国的に公設民営化などにより保育士採用が急増しており、採用に苦慮している保育所が多く、

当法人も例外ではない。保育士資格を取得した学生が、認可保育所にもっと就職してくれるといいのだが、という願いが、今回の研究の動機であった。

6. 課題

各学年の学生が時間の経過と共にどのように意識が変わっていくかを観察するには、2・3年をかけてみる必要がある。

またこれらのデータの分析を進めながら、各大学で実習活動の工夫や学生への働きかけにより保育士への道へ導き、就職率の向上を図る方策を保育現場と共に考えることができると良いと思う。

実習の在り方に関して保育所側からの可能性として、実習を感動的にするための工夫が今後の課題となろう。

より感動的な実習体験を通して保育士の保育所就職を考えるきっかけになればよいと思う。

実習で受け入れた学生を保育所就職へとつなげるための研究を養成機関と連携して今後も続けたい。

引用文献

- 森田満理子 藤枝静暁 2010 「教育実習体験が幼稚園教員としての就職意欲に与える影響」
 神谷哲司 2010 「保育系短期大学生の進学理由による保育者効力感の縦断的变化」

乳幼児期の「保育所保育の必要性」に関する研究

研究代表者 坂崎 隆浩 (青森県 野木保育園園長)
共同研究者 梶沢 幸苗 (青森県 中居林保育園園長)
田和 由里子 (広島県 春日保育所所長)
松永 恵美子 (熊本県 田迎保育園園長)

研究の概要

今回は乳幼児期の「保育所保育の必要性」に関する研究を0歳児と5歳児に焦点をあて考察した。幼保一体化が検討されている中において、3歳未満児の入園希望は大きい。(現在入所率全体の20%に対し希望率44%)この受け入れ先に対しては認可保育所以外も考えられているのだが、実際には発達に対しての適切な対応や保育方法は認可保育所しか持ち得ていないと考えられる。一方就学前児童の9割強を占める幼稚園・保育所において、もしも保育所が学校教育法に位置付けられれば、小学校との本格的な接続や連携が望まれると考える。学校教育法や幼稚園教育要領及び保育所保育指針にて小学校との接続等は法律として現在も有るのだが、保育要録の送付程度であり、アプローチカリキュラムの作成等本格実施が待たれるところである。

さて0歳児の絵本を媒体にした保育所保育の効果的側面は養護と教育が一体となったことによる良き面が検証され実証されている。絵本の読み聞かせ等の教育的効果は言うまでもないが、計画的に保育に組み入れることにより絵本を見る時間が保証される。また膝の上で読むことでの情緒の安定やきちんと正対して見る姿勢や聞く態度等を培うことは絵本単体そのものの効果を超えたところにある。一方5歳児の小学校との本格的な接続連携は、新たな課題である。小学校を基盤とした*仙台市等の先進地から学ぶこと、又各種のアンケートから見える官民一体となった取り組みの必要性など、保育所全体としてどうアプローチしていくのか等、現時点では早期に取り組む問題として検証示唆はされている。

最後に結論として、現在社会においての子どもの虐待、保護者支援、小一プロブレム等の問題を解決する手立てがあるとすれば、それは0歳児から積み上げられてきている保育所保育の方法論を社会に大きく還元すると共に、その重要性と必要性については大きくアピールする時が来ていることに他ならないのである。

*今回仙台市教育委員会等にはアンケートの御協力を戴いた。

キーワード：0歳児、絵本、保育所保育における教育的効果、5歳児、小学校との連携・接続

第1章 保育所保育の必要性

今回、保育所保育の必要性を最初の年齢である0歳児と最終年齢である5歳児に焦点をあて、0歳児では絵本という保育では長い歴史のある教育的玩具、一方5歳児は小学校との連携という新たな課題を取り上げ、これら二つの検証により明らかにしていく作業をした。

その前にここ数年の保育所保育が置かれている立場を確認することから始めたい。この数年の保育制度改革(多くは幼保一体化関係)の動きの中で保育に関する誤解や語句の不適切な使われ方が有り、保育所関係者の多くの方はとまどいや失望を感じたことであろう。

例えば新システムのワーキングの中では保育所に入所させたことにより教育的な配慮がなされずに後悔をしているとか、保育所にも教育を導入すべき等の発言がかな

りあり、保育所関係者は大変残念な思いであったと思う。その方々が社会的に地位の高く発言力の強いマスコミ等高学歴の方々であるので、その見識の甚だしさも相まって保育所保育には教育が無いという前時代的な考え(保育所で行っていることは保育、幼稚園で行っていることが教育)に驚いた。また当初の保育と教育という社会一般的使い方は前述した内容に更に波紋を呼び、様々な関係者からの指摘により保育と学校教育という用語に変更された。つまりは保育所、幼稚園においても使用されている保育という言葉の概念(保育所においては養護と教育の一体となったもの、幼稚園においては養護を前提とした教育のこと)は、保育関係者の中だけでのことであり、「保育は保育所・教育は幼稚園」という考え方が根深いことは明白な事実と受け止めた。

しかし冷静に考えてみると今回のこの一連の流れの中

で、確認されたことも多々ある。例えば文部科学省の説明においては、保育所保育では0歳児から養護と一体となった教育が存在していることや保育所保育指針の教育部分と幼稚園教育要領の教育部分はほぼ同一であること、義務づけとして保育要録の提出などの説明が成されている。多くの乳幼児の専門家である学者の皆様より幼稚園と保育所における教育的な遜色が無いこと、このことばかりではなくこれまで保育所保育が果たしてきた児童福祉施設としての意義についても多く述べられている。更に言えば幼児期の教育と小学校以降の教育の違い、3歳以上児の集団教育と3歳未満児の個別な教育的配慮なども述べられていた。いずれにせよ、現認可保育所の3歳以上児は幼稚園同様の学校として学校教育法に位置づけられるべきとされている。前述したマスコミを中心とした方々からは0歳児より学校教育法に位置づけるべきとの意見が相次いだことは違う意味での見識の無さに驚ろかさされた次第である。

さて本題に戻り、最初に絵本による0歳児の保育所保育における教育的効果について考えてみる。検証の基本設定は保育所保育指針の8つの発達による最初の3期(生後から2歳まで)について保育士が子どもに絵本を繰り返し読み聞かせをしている。保育において、この時期の保育士と子ども個人の関係性は深く密着しており、何よりも子どもの情緒の安定が重要である。子どもの安心安全は養護における生命の保持はもとより、情緒の安定はかせないものである。

0歳児の睡眠・排泄・授乳時期における保育の声掛けは情緒の安定ばかりだけではなく、子どもの発語に対して内在していくと考えられる。このように保育士と0歳児の直接的な関係はもとより媒体としての絵本の効果は大きく、読み聞かせは一般的なものとなった。逆にとらえると媒介である絵本の読み聞かせ等によって得られる教育的効果ばかりではなく情緒の安定性も一緒にはかされると検証されている。

さて直接的な絵本の効果については次の第2章で詳細をご覧ください。これらを基にして0歳児からの保育所保育の必要性はどこに存在するのかについて述べていきたい。結論から言うと計画的にきちんと絵本というものに対して保障できる環境があるのが保育所であることには間違いはない。現在、3歳未満児の8割は家庭にいる。子どもが母親との愛着関係の中で生活することは望ましい。一方それは自然なことではあるが、無意識の生活の中で育てられることであり、計画性がある訳ではない。現在行われている保育所保育における0歳児への規律性のある生活と保障された声掛けや媒介にしている絵本から得られる教育的効果は計画性と評価から生まれている。(例えば0歳児から保育を受けて、毎日に近い形で絵本を読んでもらえるとすれば1千回の絵本との遭遇を体験する保障になる。)

母親に対して保育士は家庭に代わるものの一つでしか

ありえない。保育士が本質的に母親に勝るものではないとしても保育所保育が教育的な効果を含めてその子どもの育ちを保障していることはこれからの若年層の子育てにも大きな影響を与える。将来的には現在3歳未満児2割程度の施設入所数が、認可保育所ばかりではない施設の増大も含めて、数十年後に5割程度になるとすれば現在の認可保育所の計画的保育の継続が最低限必要であることは明白である。だからこそ、主婦に対しての料理のプロであるシェフと同様とは言わないまでも、3歳未満児保育は現認可保育所のプロの保育士がこれから先に規範となるのは当然と言えるのである。

次に5歳児に関係のある小学校との接続を制度的な面と教育的な面においてまとめ、その結果として保育所保育の必要性を論じたい。現在保育所と幼稚園は制度的には保育所保育指針及び幼稚園教育要領とも大臣告知であり、小学校への保育要録の提出義務化は同等である。よって保育所保育指針の教育部門と幼稚園教育要領はほぼ同一化されていて、保育所の3歳以上児と幼稚園に関しては片や幼稚園が学校教育法に位置づけられている他は現在違いがない状態である。保育所保育が学校教育法に位置づけられていないことによる弊害は前述したが、制度的に更に弊害が生ずるとしたら小学校との接続ではなかろうか。幼稚園と小学校であれば交流接続連携の必然が生じれば、文部科学省が何らかのアプローチをすれば全国的に展開される状態を生むであろう。現在、幼稚園と小学校において一部行われている連携等のモデル事業は長いところで5年を過ぎており、品川区や仙台市、高松市等ではそのカリキュラムや学術的に補佐している大学の先生らの研究においても優れていて、近いうちに文部科学省が全国一斉に行いたいと考えているのは当然である。現行制度のままであれば、幼稚園と同等の幼児教育を行っている認可保育所も当然その枠組みに入るべきであるので、そのアプローチは国の縦割り行政を超えて行うべきものであろう。万が一にも、仮に幼稚園のみが制度的にまた行政的に進むと社会的に保育所界のダメージは大きい。実情は地域においては小学校との交流は保育所でも相当数あろうと思われるが、全般的に小学校との連携等は大きな課題であるので、全国的に制度として動くときは認可保育所も幼稚園と同様に位置づけられることによって就学前教育としての保育所保育の必要性が担保されることになるのである。一方小学校との連携等を教育的な面で考えてみる。現在学校として最初に位置づけられている幼稚園は、これまで学校教育法の第1条において長い間、最後に位置付けられていた。これはつまり学校教育法第3章幼稚園第22条の目的の部分(いわゆる一般的な保育の方法)が小学校と違うことを指している。しかし現在はこの違いの意味が整理整合されて学校の最初に幼稚園が書かれている。保育における適当な環境を与えて、子どもたち自身の遊びと保育者の良き誘導性や支援、配慮によって幼児期の教育が成立

するが、これは小学校以降の教育とは違う方法である。しかしこれらが小学校以降の教育の基盤であることも忘れてはならない。現状の保育所保育は大きな意味では教育基本法第11条の幼児期の教育の営みに位置付けられて、学校教育の前段階としての幼児教育の目的を十分果たしている。今回の検証では制度的には、小一プログラム等を鑑み行政として全国一律に幼稚園・認可保育所にかかわらず同一に連携等を速やかに行うべきと結論づけている。更に課題としては、その連携等の方法や評価の確立には学術的に先行的保育現場での積み上げを用いてマニュアル化していくことが早急に求められている。大きな課題としては社会的に誤解を生まない為にも学校教育法上に保育所の3歳以上児が位置付けられる必要性もあろう。

さてこれら二つの検証を統合していくとひとつの結論にたどり着く。保育所は「保育に欠ける子ども」を保育してきたところであり、現在でも就学前のおおよそ3分の1にあたる子どもが入所している。乳児保育も家庭保育も幼児期の教育に含まれていると考えた場合、その3歳未満児における教育的効果がなされる保育所保育の必要性また現在学校教育法上3歳以上児が位置付けられている幼稚園教育と同等の保育所保育の必要性は前述したとおりである。保育所保育が特に優れていることは教育基本法として考えれば、教育を3歳で分断せずに就学前までを0歳児から積み上げられてきた幼児期の教育が養護と一体となって確立されていることである。

今、子どもの虐待から始まり、保護者支援、小一プログラム等の問題を解決する手立てがあるとすれば、それは0歳児から積み上げられてきている保育所保育の方法論を社会に大きく還元すると共に、その重要性と必要性については大きくアピールする時が来ている。

（坂崎 隆浩）

第2章 0歳児の保育所保育における教育的効果について～検証の結果から見てきたもの～

はじめに

保育所（特に3歳未満児部門）には、教育が無いと言われている。なぜそのように言われるのか。まず、3歳未満児（以下未満児）、特に0歳の大半は専門家が保育するのではなく家庭で保育されている現状がある。つまり保育所という専門施設でなくても、子育ての専門家と言われる保育士が関わらなくても乳幼児が育っているという結果がある。それ故、未満児（0歳）には教育がないといわれる由縁の一つであると考えられる。しかしここには育ちの質は考慮されていない。

次に、教育を考えるにあたり、多くの人達は知的な教育、特に学校教育の低年齢化と言われる早期教育や数・文字のドリルやワークをさせること、沢山の情報を持ち、情報処理が早くできる経験をイメージする。これらのこ

とが教育という言葉は3歳以上を指し、結果的に未満児には教育が必要ないと考えられている節がある。

しかし、私たち保育所保育者は、保育指針でも説明されているように0歳からの教育が重要であり、それは生活の中で養護と一体となり育っていくものだと考えるのである。

それでは、なぜ未満児からの教育が必要であるのか、また0歳児の保育所における教育とはどう言うものかを明らかにしていきたい。

1. なぜ未満児も教育を必要とするのか
2. 乳幼児の人的環境とは教育について？
3. 物的環境としての絵本効果の検証について発達に沿った検証
 - (1) 6ヶ月未満児から読み取れることは
 - (2) 6ヶ月以上児～1歳3ヶ月未満児から読み取れることは
 - (3) 1歳3ヶ月以上児から読み取れることは
4. まとめ

1. なぜ3歳未満児も教育を必要とするのか

(1) 0歳の発達について

人間のあかちゃんはとても未熟な状態で生まれてくる。あかちゃんが回りの大人のお世話がないと生きていけないことは明白である。そのため、大人の愛情の対象になるよう乳幼児の顔は大人の顔と比べると、目と目が離れ、黒目が大きく、顔のパーツがまん中より下に位置してかわいい雰囲気を感じられるようになっている。大人になるにつれてパーツのバランスが変わっていく。体については、平均体重が3kg、身長が50cmで生まれてきたあかちゃんが1年後には身長が1.5倍に体重が3倍に育っていく。体の動きも、脳に近いところから発達して首がすわり、寝返りができるようになり、お座りをへてハイハイして自力で移動できるようになり、1年を過ぎるころには少しずつ歩けるようになる。また感情表現も、快不快からスタートして喜び悲しみ怒りとだんだん豊かになっていく。このように、0歳は大人に守り育てられ短時間で様々なめざましい発達をしていくこととなる。

(2) 受け身ばかりではない0歳児

受け身ばかりと考えられるあかちゃんは、実は自分から、微笑む、他者の動きを目で追いかけて、口の中に入れて感触を知る、手足をばたつかせる等の行動を投げかけてきて関わりをとろうとする。中には偶発的なこともあるが、微笑むことで微笑を返してもらうことが他者とのコミュニケーションの基礎になっていく。

ドイツの哲学者カントは「人間は教育を必要とする唯一の動物である」と言っている。保育所では0歳からの乳幼児の発達を知り、保育を専門的に学び訓練を受けた保育士が系統立てて計画を立てる。その計画を乳幼児との関係を通し、個々にスキンシップをとっていくことで、

子ども自身の中に愛され大切にされているという自己肯定が育まれる。保育士と共に日常生活をおくり、繰り返し共感や承認を受け受容される経験をもつ乳幼児は情緒が安定し、意欲や関心をもって主体的に活動していく。0歳児におけるこの経験がその後の教育の土台に繋がっていくのである。

2. 乳幼児の人的環境と教育について

保育所保育指針に、記述されているように子どもの発達には子どもがそれまでの体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは人とのかかわりと言われる。つまり0歳から人的環境が基本となる環境が大切であり環境を通して育っていくことが教育となる。保育所の教育は環境との相互作用で成長していくのである。

(1) 環境と子育ての現状

現在の日本は、少子化・核家族化・また地方も都会と同じように地域との関係が希薄になって人的環境がとても貧弱になっている。つまりは人的環境を豊かなものにしなければ環境との相互作用でよりよく育つことが難しいと考えられる。例えば、家庭の中に兄弟がいたり又地域に子どもがいると様々な場面で競争原理が働き、けんかが始まったり、またおもちゃで遊ぶことにより様々な体験ができる。一緒に遊んで、楽しい・面白い・協力や工夫した達成感を味わうなど、沢山の学びもできる。しかし現在考えられる貧しい人的環境においてはこの基本的な育ちが保障されにくくなっている。

(2) 人的環境の教育的効果

保育所では0歳から就学前までの子ども達が生活するため兄弟がいるような異年齢集団の環境が保障されている。例えば、保育所ではお兄ちゃんやお姉ちゃんが小さい子どもの手を引いて遊ぶ姿や抱っこする姿をよく見かける。これは誰かのために行なった結果、相手に喜んでもらうという承認の要求が満たされている場面と考えられる。

異年齢集団において年齢の低い子どもが遊びに参加する場合は、ルールを変更し、簡易で皆で楽しく遊ぶための工夫が生まれる。お兄ちゃんやお姉ちゃんと一緒に遊ぶ面白さや楽しさは様々な学びに繋がると同時に、お兄ちゃんやお姉ちゃんの様子を見て憧れや目標を持ちチャレンジしようという心情も見られる。当然の事だが、同年齢では競争の原理が働き、頑張ろうという意欲や頑張るための態度も育っていくし、仲のよい友だちと遊びこむことで集中力や協調性も育っていく。

また、十分に言葉で思いを表現できない乳幼児期には保育士が「悔しさ・悲しさ・痛さ」などの気持ちを共感してくれることにより、その思いを相手に気付いてもら

うように代弁をもしてくれる。このような保育士との信頼関係を通し、悲しみなどの相手の思いを知りどうしたらいいかも考えていくのである。少子化という日本の子育て環境だけを考えても保育所保育のような大小様々な社会的集団の環境が必要になっている。

また人的環境だけではなく保育所保育の環境の効果性は、単に入所している子どもだけを指しているのではない。つまりは地域子育て支援としての必要性はもちろん、一部の地域で導入している「かかりつけ保育所」等の必要性は現在の家庭環境や地域の特性を考えれば十分効果を上げていることは明白である。

現在認可保育所等に3歳未満児が20%入所している状態に対して、44%程度の入所希望があるのは、単に就労を目的としたもののだとしても現実に入所した場合の多くは教育的効果があると考えられる。現状における、これらのことが伝わっていない状況はとても残念なことである。

3. 物的環境としての絵本効果の検証について

物的環境として0歳が会える玩具がある。その代表的な玩具の一つが絵本である。

(1) 絵本の効能

0歳は、まず目で見て口の中に絵本を持っていくという行動で手に取った物体が何であるかを確認する行動ができるようになる。保育士が絵本の読み聞かせをする場合、保育士のひざの上で優しく語りかけるといった個別のスキンシップが基本となるため、子どもは大好きな保育士を独り占めできる穏やかな環境が絵本のページが終るまで保障されていることを知る。また保育士が乳幼児の思いを感じ取り繰り返し暖かい言葉をかけていくことによっても豊かな言葉が育っていく。

さらに、絵本は一枚めくるとにパッと世界が変わり、豊かな色彩に癒され、驚きや感動など心揺さぶられる情緒的体験につながる。また絵本の内容は、動物の絵本・お母さんの絵本・自然の絵本・物語の絵本・からだの絵本など多岐にわたることから、個々の月齢に見合った知識を興味に合わせて得ることが出来る。保育士は乳幼児の発達を意図した絵本を選択することができると共に、乳幼児はその時々自分の気持ちで沢山ある絵本の中から興味に見合ったものを選択することが自己主張や意思表示の基盤となる。更に成長の段階において絵本を一枚一枚めくる行為が指先の機能の発達にも繋がってくるし、脳の発達にも寄与している。

(2) 絵本による教育的効果を検証

絵本は視覚に訴え形や色の認識と言葉の獲得というだけでなく、絵本の内容の理解度も成長過程でより深いものにしていく。この教育的効果は保育に関わる者の中では周知の事実だが、その効果の検証には難しいものが

ある。

しかし今回絵本に関わる子どもの状況を一人一人丁寧に項目に沿って観察記録していくことで、漠然としていた育ちの中のどの部分がどのように育ったかが具体的に見えてきた。

つまり保育士が教育的効果を意識して関わることで、保育士の適切な関わりを導き出すと共に乳幼児の育ちにより良い効果がもたらされることを前提として検証をした。

絵本の読み聞かせにより、別表のようにまとめてみた。

① 6ヶ月未満児から読み取れることは

人は、誕生後すぐに周りの環境から影響を受け著しい発達が見られる。月齢の低い子どもにとって絵本の読み聞かせをしていくことで次のような反応が見られた。

読み始めはやはり、絵本に対してもだが、保育士の声にも反応が薄かった。しかし、毎日繰り返し絵本の読み聞かせをする事により、絵本が始まる時の歌声が聞こえて来ると条件反射のようにそちらを見るようになった。また、同じ言葉の繰り返しが多い絵本に対して手や足をバタつかせる反応を見せるようになった。回数を重ねるごとに興味のある絵本や言葉のリズムの場面が出て来ると見つめるだけだったものが、喃語を発してみたり、他児の間をかき分けて絵本に近づいたりと明らかに意思表示の行動が表れて来た。6ヶ月未満の月齢の低い子どもたちでも毎日の積み重ねで絵本による読み聞かせは五感の成長や心の成長にも繋がっていると感じた。

② 6ヶ月以上児～1歳3ヶ月未満児から読み取れることは

この頃の子どもは、座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動の機能が発達してきたり、周囲の人々や物に興味を示し、探索活動が活発になる時期である。また、特定の大人との関わりにより、情緒的な絆が深まる一方、人見知りをするようになる。自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとしたり、簡単な言葉がわかるような頃でもある。やはり、この頃の子どもたちも絵本には全く興味を示さなかったが、毎日繰り返し読み聞かせていくうちに出て来る絵や動物に興味を持ち始めたり、落ち着いて見たり聞いたりすることが出来るようになって来た。また、絵本に出て来る色や形などを目で見ながら指先でページをめくるなど徐々に細かい動きも出来るようになる。自分の思いを伝えようと喃語を発したり思いが伝わった時の心地よさや満足感を体験していく事で、情緒の安定も見られるようになった。また、繰り返し絵本を読んで行く中で絵本に出て来る動作を覚え、挨拶や手洗い、オマルでの排泄など、生活習慣を身につけるよい機会にもなった。絵本に出て来る絵をみて指差しをしたり次第に絵と単語が一致するようになった。絵本を通して成長の一歩となる大切なきっかけ作りになったと言える。

る。

③ 1歳3ヶ月以上児から読み取れることは

歩き始めたり、手を使ったり、言葉を話すようになる事により、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけ、つまんだり、めくったりなど様々な運動機能も発達してくる。また、物のやり取りをしたり、おもちゃを実物に見立てたり、人や物との関わりも強まってくる。大人の言う事がわかり自分の意思を大人に伝えたり、2語文も話し始める。

読み始めは、保育士との一対一の関わりを好み他児が近づいて来たりすると嫌がったり、絵本を取られまいと「ダメ！」と独占をしたがっていた。しかし、回数を重ねるごとに他児とのトラブルも少なくなってきた。また、読み聞かせの工夫をする事で、友だちがそばに来て絵本を取らずに最後まで集中して見る事ができたり、他児の表情を良く見ており笑うと一緒に笑ったり、手を叩くと一緒に叩いたりして自分と保育士以外の存在を認識し、関わろうとしている。

4. まとめ

以上のように、子どもの発達過程による区分で観察したところ、この1ヶ月間の検証結果でもわかるように、0歳児の月齢の低い子どもたちでさえ毎日の繰り返しにより習得していく事柄がある事に気付かされる。今回は、絵本に絞って検証を試みたが、保育所保育でのあそびや生活の1つ1つが今後生きようとする上での教育を担ってきた事が明らかにされたのではないかと思う。まだ、小さいからわからないだろうと何もかも後回しにするのではなく、子どもが興味関心を示した時点で様々な経験をさせる事が大切であると同時に、興味を引き出す保育士側の環境設定が重要であり、そこから教育的効果が生まれて来るのだと考える。それには、集団である保育所において保育士という専門的知識を持った大人が、どのような子どもに育てたいか、それぞれの年齢の育ちに合わせて個別の計画により、意識して日々保育をする事が必須条件になる。

最後に0歳児からの保育所保育は、核家族化や低年齢の保護者の増加などの社会状況がある今の時代だからこそ専門家による保育が必要になってくると考える。

おわりに

人は生まれてすぐにまわりの環境から影響を受け人間として成長していく。家庭においても施設においてもそれは同じであるが、環境が変わることで当然育つものにも違いがある。このことから今回、集団という環境と保育の専門家が関わる保育所における0歳からの教育の存在を検証することにより、0歳からの保育所保育が乳幼児のより良い育ちを促す環境であることを明らかにした。検証方法としては、集団ということを強く意識すると、

保育所保育による絵本における教育的効果

子どもの月齢		(4～6ヶ月)									平成23年9月1日現在	
回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識			保育者が取り出した絵本をじっと見つめる。								
	②言葉の理解 (名詞・動詞)	保育者の誘いに対しての反応はみられない。				「はじめるよ」の声に反応し体を起こしている。			保育者の声に合わせて笑ったり、喃語を発する。			
	③絵本の内容の記憶と理解								絵本の内容の理解はみられないが、絵本に対する興味がでてきた。			
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)									絵本を近づけると手を伸ばして触ろうとしている。		
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得											
	⑥手指の感覚と機能の発達				保育者の声のトーンに合わせて手足をバタバタしている。	保育者の読んでいる所へハイハイで移動してくる。	ページをめくると手足を動かしている。					
	⑦集中力(聞く力)		本児の興味のある事に夢中になっている。		椅子に座って見ているが、すぐに椅子に興味を示し絵本を見なくなる。				昼寝前のため眠気が強く絵本に集中できずにいる。		保育者や動く絵本を目で追っている。	
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)											
	⑨情緒の安定											

子どもの月齢		(4～6ヶ月)										平成23年9月1日現在	
回数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識												
	②言葉の理解 (名詞・動詞)					「はじめるよ」の声に反応し振り返りハイハイで近づいてくる。							
	③絵本の内容の記憶と理解								タイトルを読むと足をバタバタさせて喜んでいる。				
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)												
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得												
	⑥手指の感覚と機能の発達				「ワンワン」「ニャンニャン」など連続的な音に合わせて、手足を動かす。						保育者がポンポン撫でている手の動きをじっと見つめている。		
	⑦集中力(聞く力)			保育者以外の場所では落ち着いて見ていられず周囲を探索している。							絵本を用意すると保育者を目で追って見て集中している。		
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)						他児をかき分けて前列に座ってじっと絵本を見つめている。		他児の輪の中に入ろうとハイハイで移動してくる。	友だちの顔を覗いて見たりバチバチしてみせる。			
	⑨情緒の安定	始まると微笑んだり体を動かして嬉しそうにしている。	1対1では落ち着いて膝の上で見たり聞いたりしている。						保育者が絵本を取り出すと嬉しそうに手をバチバチしている。				

考 察		
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識	・絵本が始まったことを理解し、絵本から目を離さず注目する。常に目で追って手足をバタバタさせページをめくると色や形の違う物が表れて、それが何なのか認識はできてないがそれを知ろうとする意欲や意識は動作で感じとれる。
	②言葉の理解 (名詞・動詞)	・絵本を読み始めた頃は、保育者の声にも反応を示さなかったが、絵本導入の歌を聞くとすぐずりばいで保育者の前に来るので絵本を読んでもらえるという事を理解している。「てんでん」「カサカサ」という保育者が読む言葉のリズムや音に反応し、手足をバタバタさせて笑って喜んでいる。声の調子を変えて読んだり工夫してみるとますます関心を示し、保育者の声に応じて笑ってみせたり喃語を発する。保育者の声や眼差しやスキンシップを通して喃語が育まれてきている。
	③絵本の内容の 記憶と理解	・繰り返しのある絵本の読み聞かせを毎日することによって初めは反応が薄かったが、だんだん言葉のリズムを楽しんでの反応が見られるようになった。保育者の言葉、表情から内容を感じとっている。絵本はうまく理解してはないと思うが、絵本が好きでどの絵本を読んでも興味を示しているので保育者からの心からの語りかけは伝わっている。
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)	・「まるてんいろてん」「てんでん」の2冊は、聴覚を通して「てん」「カサカサ」「ひらひら」などの言葉に反応して手をバタバタさせたり友だちの顔を覗いてみたりバチバチをしてみせる。3冊を通しての絵本を見ている時の反応は同じことが多いが、絵や言葉の違いを自然に受け入れて聞いている。同じ絵本を繰り返し読んでもらう事で知識を広げていく事に繋がっている。
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得	・数の認識はないが「おっぱいっぱいのんだこは」の絵本から一対一という1の数から始まり、「てんでん」では数が増えて、「まるてんいろてん」ではもっとたくさんの数になっていくという数の概念を基本にし身近な生活の中にある数の知識を習得させている。
	⑥手指の感覚と 機能の発達	・「えほん えほん」とお始まりの歌をうたうと、足や手をバタバタさせて喜び、絵本を見ている時も、両手を上下にバンバンしながら見たり、絵本に触ろうと手を伸ばしている。「おっぱいっぱいのんだこは」の絵本に出てくる動物の赤ちゃんのお腹を、保育者がポンポン撫でている手の動きをじっと見ている。また、一対一で膝の上で抱っこしての読み聞かせでは、絵本に触りながら見ている。
	⑦集中力(聞く力)	・絵本の読み聞かせを始めた頃は、絵本に対しての興味がほとんどなく布団の上でゴロゴロしたり、ガード椅子に座って見ても椅子に触ったり、絵本を見始めても傍にあつたおもちゃを触ろうとしていたが、絵本に対しての興味が出てきてからは他児と一緒に座って保育者を見たり、絵本を用意すると保育者を目で追って見て集中している。
	⑧他児とのコミュニ ケーション(社会性)	・読み聞かせが始まると、前に他児が座っていてもおこまなしにかき分け前へ前へ来て喃語を発する。絵本の絵をよく見て言葉のリズムに反応し笑いながら保育者を見つめる。時には他児が笑うと一緒に笑い、手をバチバチして真似っこをする。絵本と一緒に見るという意識はなく、自分が見たいという態度が行動に表れている。他児よりも保育者と心を通わせ絵本を経験している。
	⑨情緒の安定	・聞き慣れた保育者の声で絵本を読んでもらうことで安心している。保育者の声掛けにニコッと微笑み楽しさを共感しあい、喜びを感じ、情緒の安定が得られるようになった。短い言葉の中にもった思いをくみとってもらうことで思いを伝える意欲が高まり身振りや喃語でのやりとりをして喜んでいる。膝に抱っこをして一対一の読み聞かせをすることで、心の触れあい、愛情の体験ができ情緒の安定につながっていった。

絵本の読み聞かせについてのまとめ

絵本を読み始めた頃は保育者の声にも反応が薄かったが繰り返しのある絵本の読み聞かせを毎日することで、だんだんと反応がみられるようになった。延長保育を時々利用することもあり、その時、一対一で膝の上での抱っこしての読み聞かせにおいては、絵本から目を離さず注視するようになる(情緒の安定にもつながった)回を重ねると(日ごと)「まるてん いろてん」「てんでん」この2冊においては、聴覚を通して「てんでん」「カサカサ」「ひらひら」などの言葉に反応して手をバタバタさせたり、友だちの顔を覗いてみたり、時には他児が笑うと一緒に笑ったり、手をバチバチして模倣したり、喃語も発するようになった。月齢が低いものの絵本に対しての興味、関心がフツフツと高まってきている様子がうかがわれ保育者を驚かせる。

聞き慣れた保育者の声で絵本を読んでもらうことで安心し、保育者の声掛けにもニコッと微笑み楽しさを共感しあう体験の中で何よりも保育者自身も豊かな時を過ごすことができた。

4～6ヶ月と月齢が低い子にとっても絵本の読み聞かせは、五管の成長や心の成長にもつながっていていることを感じる事ができた。

集団でない状態との比較が必要になるが、今回は専門家が専門的関わりをすることで、育つものを観察検証し、ある程度の教育的効果を得た。

昨年新システムワーキングにて文部科学省が保育には0歳児から教育という物が存在するという説明をしている。しかしながら、その検証を養護との一体性におけるところの教育的なこと(例えばおむつの取替時の声かけによる清潔さや待つという概念)と別にして今回のような絵本等から受ける刺激による教育的効果を検証して加味することにより、0歳児からの教育という物が社会に知られていくことを大きく望むことであるし、保育者にとって近年の大きな課題の一つと言える。(田和由里子)

第2章 検証協力者

- 福澤 紀子 (青森県 保育所つるた乳幼児園)
- 遠藤 浩平 (福島県 門田報徳保育園)
- 筒井 桂香 (徳島県 もとしろ保育園)
- 高月 美穂 (大分県 藤原保育園)
- 川崎 真 (京都府 岩倉こひつじ保育園)

保育所保育による絵本における教育的効果

子どもの月齢		(9ヶ月～1歳2ヶ月)										
		平成23年9月1日現在										
回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識			様々な色がある事を知る 動物の名前を聞くと、その動物を見る								
	②言葉の理解 (名詞・動詞)		保育者が「いただきます」と言うと両手を合わせ頭を下げる	保育士の問いかけに対してオウム返しで真似したり、声を出したりする	繰り返しの言葉の所になると指差しをしたり、2文字の言葉が出る	犬が出てくるとワンワンと言うようになった	おやつや食事中モグモグと言うと口を動かす	繰り返しのある言葉に合わせてうなずいたり手を叩く	「おいしい」と似たような言葉が出てくる	保育士の言葉がけにうなずくようになる		
	③絵本の内容の記憶と理解	絵を理解し、食べる真似をして楽しむ	自分の好きなページでは大きな声を出す	自分の好きなページになると絵と同じ動作を真似する			言葉の意味が理解できる	絵本を見て保育者がモグモグと口を動かすと真似をする	表紙を見て自分の好きな本だとわかり指差す		絵本の内容が違っても食べる真似をして楽しむ(丸を指差し食べる真似をする)	絵本に出てくる動物の真似を保育者がすると、真似して体を動かす
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)	自分で本を選び保育者に持って来る 自分で絵本を出し保育者に持って来る		保育者が本を読もうとすると、保育者から本を取り上げて保育室の中を歩き回る						絵本を自分の方にならんと引っ張る		自分の好きなページを開いて見る
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得		絵本の内容を通して手を動かし挨拶する	数を数える保育者の姿をじっと見る	保育者が食べる真似をするとき口をモグモグさせている					保育者の言葉がけに「あーん」「もぐもぐ」の動作を楽しむ	「おはよう」「こんにちは」と言うとき頭を下げる	数に合わせて絵本を見る
	⑥手指の感覚と機能の発達		絵本の中で動物が出てくると手をたたく	興味のある物が「ばあ」と出てくると両手を振りまわす丸い形や様々な色を一つずつ指差す	指全体を使ってページをめくる。めくる度に手をたたいて喜んでたり指差しをする			指差しをしながら楽しむ		絵本の内容に合わせて指を出し、指先ででんとんと真似する	自分でページをめくり、絵を指差して楽しむ	絵本の場面の動きに合わせて両手を動かす
	⑦集中力(聞く力)	びくくりする場面では、はっとした表情をする途中で周りを見たり他児を見たり、全く興味を示さない	床に座り落ち着いて本を見ることが出来る	絵本が始まる時とても興味を持ち最後まで集中して見る				周りで音がしたり他児が触れてきても気にせず集中して見る	椅子から立とうとしているが本を読む間に座る事ができる	周囲を気にして集中力がない	自分が選んだ本を持って保育室を動き回り、読もうとはしない	保育者の膝に座りキョロキョロしたり移動しようとする
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)	周りが気になり聞こうとしない	保育者や他児が頭を下げてと手をたたいて喜ぶ	他児が絵本を見ている様子を見ることが出来る		他児が近づいてくると大きな声を出して本を持ち別場所に行く	他児が保育者の真似をして体を揺らしているのを見て指差しをする	他児が近づいてくると保育者の膝に座る	自分の持ってきた本を読んでくると保育者の膝に座る	自分の持ってきた本を読んでくると保育者の膝に座る	絵本を読んでもらっている所へ他児が来ると本を指差して他児を叩こうとする	他児が保育者と絵本に出てくる動物の真似を見ている様子を見ることが出来る
	⑨情緒の安定	他児が泣き出すと不安になり保育者に抱っこを求めたり、つられて泣き出す	絵本が始まる事を喜び、保育者の言葉がけに集まってくる	保育者が本を「ちょうだい」とすると体を保育者からそむけ拒否をしようとする	保育者と関わり、やりとりをとても喜ぶ。まだ繰り返して読んでおもうとする	保育者の表情に合わせてよく笑顔を見せる		保育者が絵本を読むと声を発して喜ぶ	自分が持ってきた本を読んでもらうと座って見る		保育者の言葉がけに笑って喜ぶ	

子どもの月齢		(9ヶ月～1歳2ヶ月)										
		平成23年9月1日現在										
回数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識					「赤」によく反応を見せる	丸い形を指差す様々な色がある事を知る		お気に入りのページを指差したりイラストと色で覚えている(赤色)			
	②言葉の理解 (名詞・動詞)	保育者の問いかけに対して声を出す	果物を見て「まんま」言ったり「まんま食べる」と聞くと食事を指差す	保育者の言う言葉に真似して後について言う	保育者の「しー」の言葉に反応する	興味のある言葉以外にも反応し保育者が読むと指差す	保育者の言葉がわかり体で表現したり自分の知っている言葉や音で反応する	「りんご」「ばなな」と一つずつ指差しながら言うと一緒に指差しをする	場面が変わると声を出す	バナナに反応するようになる	ワンワンと初めて言葉を発した	
	③絵本の内容の記憶と理解	自分の好きなページを見たり手をたたく	内容を理解し絵本を見たり口をモグモグとさせる		自分の気に入ったページが来ると声を出し反応する	自分の欲しい本でない時には否定する仕草をする		「もぐ」と言う言葉を聞いてくると保育者に反応する	自分の好きなページが出てきて指差したり食べる真似をして楽しむ	色を理解し出てくる物の真似をする	場面が変わる度に「あ」と声を出し反応する	場面が変わる度にニコッと笑って反応する
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)	少しずつ1冊の絵本を見る時間も長くなる		本棚から自分で絵本を選ぶ	絵本が自分の取れない所にあると「あー」と保育者に言う			自分の好きな絵本や場面が出る高い声を出して喜ぶ				自分で絵本を出すと集中して見ることが出来る自分で絵本を出すと集中して見ることが出来る
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得				絵本の内容を通して手を動かし挨拶する	数を数える時は保育者と一緒に指を差して、数える真似をする		絵本の内容を通して手を動かし挨拶する				
	⑥手指の感覚と機能の発達		絵本の場面に合わせて人差し指で、でんとんと叩く		自分の気に入ったページを開いてめくる(1ページずつはめくれない)	2本の指で絵本をめくろうとする	丸い形や様々な色を一つずつ指差す	本を人差し指と親指でつまもうとする	指差ししたり声を発して喜ぶ			1ページずつめくることが出来るようになる
	⑦集中力(聞く力)		他児が声を出したり動いたりしても集中して見ている	保育者の前に座り集中して聞く	保育者が読んでくるとじっと見ている	立ったまま絵本を見る	保育者の前に座り集中して聞く	椅子に座って最後まで見る 全く興味を示さない	読み手の声のトーンや間の取り方に敏感に感じる	一人で本を持って来て本を広げる。周りを気にする事もある	本を広げ指差ししたり「あー」と声をあげ一人で見ると	
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)	隣に座っている友達に好き好きと抱きかかるとする 他児と顔を合わせるようにする	他児の顔を覗き込む 保育者がぎゅっとすると他児にもそうする		他児が絵本に反応する度に、他児を見つめて見ている	保育士の真似をして友達の手を持っていき食べさせようとする	他児が保育者がひざの上で読んでくると声を出して、自分もひざに座ろうとする	友達の手を持っていき食べさせようとする	他児がお気に入りの本を持っていくと「あー」と声を発する		他児が読んでくると「あー」と声を発する	他児が読んでくると「あー」と声を発する
	⑨情緒の安定	保育者にギョッと受け止めて座って待っている	保育者が思いを受け止めると笑顔を見せる		保育者とのやりとりを楽しむ	絵本が始まる時保育者の膝に座る		1対1で読み聞かせをすると落ち着いて見られる	絵本が始まると落ち着いて見る		保育者の膝の上で読んでくると保育者の顔を見て笑う	まだ見たいという思いから何度も読んでくるとおもうとする

考 察		
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識	・月齢によって興味の示し方には個人差があるが、絵本の読み聞かせを通して様々な形や色がある事を知り、興味を持ち「赤」によく反応していた。まだはっきりとした色や形の識別はないが、小さい頃からの積み重ねにより身の回りの様々な物への興味関心につながってくるのではないだろうか。
	②言葉の理解 (名詞・動詞)	・保育者の言葉に合わせてオウム返しで真似して楽しんでいて、繰り返し絵本を読んでいく中で絵と言葉が一致してくるようになり「わんわん」や「おいしい」などの簡単な言葉もできるようになった。また、「これは何？」の問いかけに対して「○○」と答え、保育者とのやりとりを楽しんでいる。絵本を通して言葉のリズムを覚える事で簡単な会話へと発達していくのだと思う。
	③絵本の内容の 記憶と理解	・繰り返し絵本を読んでいく中で、絵本に出てくる絵と身近にある物（壁面など）が一致し指をさしたり、自分の好きなページになるとよく声を出し喜ぶ姿が見られるようになってきた。また、絵を理解し動物が出てくると喜んだり、食べ物の時には食べる真似をしたりと表現方法も幅広くなってきた。
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)	・初めは本棚から絵本を出す事だけを楽しんでいた子どもも、繰り返し絵本の読み聞かせを経験する事で1冊の絵本をじっくりと見る事を楽しんだり、本棚から自分のお気に入りの本を選ぶ事ができるようになった。また、自分の好みやこだわりの絵本ができる事で、自分の思いと反する時には意思表示をして保育者に知らせるようになった。そのような経験が日常生活でも見られるようになり、自分の思いを伝えようと思表示をよくするようになった。
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得	・絵本の中の簡単な動作や言葉を模倣する事で日常生活で使ったり表現できるようになってきた。 ・絵本の読み聞かせの中で数を数えるリズムを覚え、保育者と一緒に数えようとする姿が見られるようになった。数えるリズムを覚える事で遊びの中で保育者と一緒に順番を待ったりと様々な遊びに発展していく。
	⑥手指の感覚と 機能の発達	・初めは、絵を指差したり手をたたいて喜んでいたり子どもも、繰り返し絵本の読み聞かせを経験する事で気に入った絵を指差したり、次のページを見ようと指先を使ってページをめくるようになった。また、絵本を本棚から出す時に絵本をつかんだり指先が発達してきている。
	⑦集中力(聞く力)	・初めは全く興味を示さなかった子どもも、繰り返し読んだり保育者の読み方を変えたりする事で、少しずつ興味を持ち周りの様子や物音も気にすることなく集中して絵本を見るようになってきた。また、何度も絵本を変えて見ていた子どもも、読み聞かせの回数を重ねるうちに1冊の本に集中して見る事ができるようになった。
	⑧他児とのコミュニ ケーション(社会性)	・初めは保育者とコミュニケーションをとっていた子ども達も、絵本を通して他児の存在に気付き関わりを持とうとしたり、他児と顔を合わせて笑うなど、共感しながら一緒に楽しむ姿が見られるようになってきた。 ・自分の好きな絵本をに取られないように、他児の行動を気にするようになる。このような行動を繰り返す事で物の貸し借りへとつながっていくのではないかと。
	⑨情緒の安定	・不安になって泣いた時、抱っこだけでなく1対1で絵本を読むと落ち着く姿も見られるようになってき ・絵本の読み聞かせを通して自然と耳から入る保育者の優しい声を心地よく感じたり、自分の思いを受け止めてもらった時の満足感を味わったり、共感してもらって情緒の安定につながってくる。

絵本の読み聞かせについてのまとめ

初めは、絵本にあまり興味を示さなかった子どももいたが、繰り返し読み聞かせをしていく中で、出てくる絵や動物に興味を持ち始める子どもの姿が見られ少しずつ落ち着いて見たり聞いたりする事ができるようになってきた。このような経験をする事でこれから先成長するにつれて他の人の話を落ち着いて聞き、耳から情報を入れ頭で理解し行動に移すなどの基礎を培う上では子どもにとって絵本という存在は大きな物になるのではないかと。

0歳児で最も大切になってくる愛着関係や信頼関係を築いていく中で、絵本の読み聞かせは子どもが大人の膝の上に座り、膝の温もりを感じたり耳元では優しい声を感じる場となり、また絵本に出てくる様々な色・形などを目で見ながら指先を使ってページをめくるなど、絵本を通して教育効果が身につく大切な物となるのではないだろうか。その他にも、自分の思いを伝えようと喃語を発するようになり、思いが伝わった時の心地よさや満足感を体験していく事で情緒の安定につながりまた、次の行動への意欲とつながっていくのではないかと感じる。また繰り返し絵本を読んでいく中で、絵本に出てくる動作を覚え挨拶や手洗い、オマルで排泄をするなど生活習慣を知る良い機会となり、また絵本に出てくる絵を見て指さしが始まり、次第に絵と単語が一致するようになりそこから簡単な言葉のやりとりへとつながっていくのだと思う。その事を考えると絵本は成長の第一歩となる大切なきっかけ作りとも言えるのではないだろうか。

今まで何気なく絵本の読み聞かせをしていたが、今回絵本の読み聞かせを通して様々な教育的効果がある事を知り、私自身良い経験となった。この経験を生かし今後も子どもの最善の利益を尊重した保育を行っていきたい。

保育所保育による絵本における教育的効果

子どもの月齢		(1歳3ヶ月以上)										
回数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識	本のサイズが小さいと興味を示さない 始めて見る絵本はじっと見る		言われた形を指さし喃語を発する					出てくる物をみて喃語を発する	小さい本の端を噛む	好きなページを開いたまま持ち歩く	
	②言葉の理解 (名詞・動詞)			繰り返しの所になると指差しをする	保育士の真似をして「ばあ」と言う 食べる真似をして「おいしい」と言う	保育士が「もぐもぐ」と言ったら口を動かす	保育士の声色の変化を聞き分け言葉を実似て発する	繰り返しの所のある言葉の時にあわせてうなづく	保育士が「絵本をみようね」と言うとうなづく			
	③絵本の内容の記憶と理解		動物が頭を下げるページでは一緒に頭を下げる			自分で本を選び保育士に持って来る		絵を指差して「あーあー」と保育士に言う		ページをめくるたびに「キャッキャッ」と大興奮する	ページをめくる度に手を伸ばし「あつ」と声を出して反応する	
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)	絵本のページをめくってはすぐ次の本を持って来る		保育士が選んだ本を読もうとする と取り上げて保育室の中を歩き回る						絵本を見て食べる真似をする		
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得		おやつの時に「いただきます」と保育士が言う と頭を下げる				保育士が読み方にリズムをつけて体を揺らす	保育士が「あへん」と口元に指を持って行く と「おいしい」とやり取りを楽しむ		全身を動かして喜んでいた		
	⑥手指の感覚と機能の発達			とても興味を持ち手を叩いて喜んだり声を出して見ている						自分の好きな動きの時真似をする		
	⑦集中力(聞く力)		保育士の声に反応はするが絵本には興味を示さない		読み終えるともう一度読んで欲しいように本を持って来る	じっと絵を見たり声を出して喜ぶ		椅子から立とうとしているが本を読む時間座る事ができた	保育士がリズムをつけて読むと喜んで笑う	本を持ってワロワロとし読もうとしない		
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)		保育士と一緒に動きを真似する			他児が近づくと大きな声を出して本を別の場所を持っていく	他児が保育士の真似をして体を揺らすと指差しをする		他児が近づいてくると保育士の膝に座る			
	⑨情緒の安定	他児が泣きだすと不安になり保育士に抱っこを求める		保育士がちょうだいをすると体を保育士からそむける	保育士の表情にあわせ笑顔になる			保育士と目が合った り言葉掛けに対して笑顔を見せる	保育士と一緒に絵本に興味を示さない			

子どもの月齢		(1歳3ヶ月以上)									
回数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識		小さいサイズの本を自分から好んで見る		気に入った本でない絵本を渡すと首を振り取らない				お気に入りのページをイラストと色で覚えている(赤色)		
	②言葉の理解 (名詞・動詞)	「おいしい」と声を出して喜ぶ	「ばあ」と声を出して喜ぶ	簡単な言葉を真似して言う	保育士の言葉を真似て発して喜ぶ		「絵本をみる?」と声を掛けると「ハア〜イ」と手をあげ返事する		本の中の「ばなな」に反応し言葉を真似て話してみる		
	③絵本の内容の記憶と理解	保育士の仕草を真似て口をモグモグさせる			自分のお気に入りのページが来ると声を発して反応する	自分のお気に入りのページを覚えていて開こうとする		果物の絵をみて食べる真似をする			保育士が絵本の事をすると同じ場面に指差す
	④絵本を選択する (自己表出・決断力)			本棚から自分で選ぶ	自分の取れない所にあると「あー」と言って取ってもらう					一つの絵本を繰り返しめくったり集中して見る	色々な本に興味を示すが一番好きな本を選び楽しむ
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得						数を数えると真似して出て来る丸を指で触ろうとする				読み終わると手をばちばち叩く
	⑥手指の感覚と機能の発達	ふわふわした感触を自分から進んで触って楽しむ	保育士がページをめくる度に指さす		2本の指で絵本をめくろうとする	ページをめくりながら声を発し繰り返し同じ動作をしている	保育士が持っている絵本のページをめくって喜ぶ	絵本をめくって手を叩いたり指差しをする	絵本を人さし指と親指でつまもうとする		自分でページをめくり繰り返し楽しむ
	⑦集中力(聞く力)	絵本に集中して最後までよく見ている		声を発することなくじっと静かに見ている	立ったまま絵本を見る	保育士の膝の上 に座り最後まで見る		椅子に座って最後まで見る			絵本なしの語りかけにも耳を傾け静かに聞いている
	⑧他児とのコミュニケーション(社会性)	他児の様子を見たり顔を見合わせよく笑う			友だちの《口に手を持って行き食べさせようとする	保育士が他児と一緒に見ようとする		他児と並び時々顔を見合わせて笑う	他児の言った言葉に反応し言葉を発している		他児と絵本の取り合いになりその後は興味を示さなかった
	⑨情緒の安定		保育士に自分の言葉や思いが伝わり笑顔になる		絵本が始まる前から手を叩いて喜んで		保育士が驚いたり悲しそうな表情を見ると真剣に見る	絵本が始まると落ち着いて見る		保育士とのやり取りを楽しむ	

考 察		
育 つ た 教 育 的 効 果	①色・形の認識	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返して読む事で、内容や色（特に赤色）や形で覚えるようになった。色の違いにも気付きはじめ周りの色にも興味を持ち出している ・保育士の言葉を真似て「あか」「あお」など、声を発しようとする気持ちが見られ自分でも発している
	②言葉の理解 （名詞・動詞）	<ul style="list-style-type: none"> ・喃語から少しずつ言葉が出始め、保育士を真似て話す事を楽しんで来ている ・絵本に出て来る動物や果物などを指差し言葉で表現をするようになり、名前と物が一致してきている ・言葉を声に出し、その言葉の意味を指や手で表現することにより、簡単な言葉の意味を理解するようになった
	③絵本の内容の 記憶と理解	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を理解し、ページをめくる度に声を出したり手を叩いて反応している ・食べ物が出て来る場面では食べる真似をしたり、その他の絵本では真似はせず内容を理解し楽しむ事ができるようになる ・絵本の内容がわかり、次のページでは何が出て来るか予想をしたりしながら言葉を発している ・絵と内容、色と内容、言葉と内容と言うように、絵・言葉・色と結びつけて理解できるようになった
	④絵本を選択する （自己表出・決断力）	<ul style="list-style-type: none"> ・始めは絵本に全く興味がなかったが、検証開始より10日目頃より、自分から絵本を選びページをめくったり興味を持ち始めた ・気に入った絵本ができたことで、それであればイヤというこだわりが芽生え始め、自分の意思を相手に伝えようという欲求が高まってきている
	⑤数の認識の基礎 ・知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・数が多く増えていく場面に、リズムを付けて読み聞かせていたところ、そのページになると自分から体を揺らしてリズムを付けるようになった ・保育士の真似をして数を数えようしたり、「1、2…」と声と指の動きを合わせて動かして指差しをしている ・絵本の内容から模倣を始め言葉を理解し、自分で表現をするようになった
	⑥手指の感覚と 機能の発達	<ul style="list-style-type: none"> ・指先を上手に使えるようになり、自分の好きなページを見ようと1ページずつめくられるようになった ・絵本を繰り返して自分で触る事により、めくる、つまむなどの細かい手先の発達がみられるようになる
	⑦集中力（聞く力）	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返して絵本を読む事で、一人で見ている時間も長くなり1冊を見るのもじっくりと見る事ができるようになる ・絵本を読んでもらっている時間も静かに座って集中して見る事ができるようになる ・保育士の読み聞かせから本の内容を覚え一人でもじっくり見たり、色々な絵本へも興味を広げて楽しめてきている
	⑧他児とのコミュニ ケーション（社会性）	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のお気に入りの絵本ができた事で、他児に取られまいと他児の行動などを意識するようになり周りの友だちにも関心を持つようになる ・絵本の内容を保育士が身振りで表現する事で模倣し他児にもしてあげるなど大人だけでなく子どもへも関心をもとうとし始めている
	⑨情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の表情を良く見ており、悲しい表情や笑った表情にあわせて、子どもの表情も良く変っていた ・不安になった時には抱っこを求めていたが、一対一で絵本を読むことにより、保育士と楽しさを共感し物を媒体として落ち着くようになった ・大人から向けられた気持ちや言葉を少しずつ理解できてきている

絵本の読み聞かせについてのまとめ

当初は、絵本に全く興味が見られなかったが、毎日繰り返して読み聞かせを行う事で、自分から声を発したり、指差しをしたり、自分で絵本を選びページをめくったりするようになった。また、保育士と一対一で絵本を読むことを好み他児との関わりが見られなかった。他児が近くに来て押ししたり絵本を取られまいと部屋の隅に行ったりと関わる事を嫌がっていたが、机に座ったり、保育士の膝に座らせたりと読み聞かせの工夫をしていくうちに一緒に見る事ができるようになった。

また、喃語から少しずつ言葉が出始め保育士の言葉を真似て絵本の中に出て来る物と言葉が一致してきたり、普段の生活の中での言葉のやり取りなども語彙力が増えてきた。食べ物をつまんで食べる真似をしたり、食べさせてあげたりと見立て遊びに発展する様子も伺えた。絵本を読み聞かせる中でも次のページに出て来る物を予測したりと記憶力もかなりついて来たように思われる。また、手先も器用になりページをめくるのも手全体から指先を使い一ページずつめくなどの運動機能も発達してきた。絵本の中で、知れた事を記憶し実際の生活の場面で思い出し、子どもなりに実践して基本的な生活習慣を身につけて行くことができるようになった。

第3章 保育所と小学校との望ましい連携の有り方を、最近の連携例の収集（アンケート等）も含め検証する

はじめに

保育所と小学校との望ましい連携の有り方を考えるにあたり、はじめにこれまでの経緯を簡単に述べる。

同時期の幼児が存在する文部科学省（幼稚園）と厚生労働省（保育所）という管轄の違いにより、保育所と小学校の連携が難しい状況が存在する。この状況が打破されたのは、最近では自民党小泉純一郎政権下で叫ばれた「幼稚園と認可保育所の幼児教育の無償化、幼保一元化」により、所轄の違った2つの就学前施設（幼稚園と保育所）の垣根を取り払って物事を考えようというように情勢変化が見られ、平成19年より認定子ども園が出現した。現在、民主党政権へと移行し「幼保一体化」が謳われ、保育所を学校教育法に位置づけようという動きに発展する。これは幼稚園と保育所の枠に捉われない「幼児教育」としての考え方が根底に有り、今までの「幼小」「保小」の枠組みを超えた「保幼小の連携、接続」が考えられるようになった。

平成20年3月に改訂された幼稚園教育要領と保育所保育指針では、その内容において教育部門がほぼ同一化された。特にそれまで幼稚園が行っていた要録が保育所でも保育要録として義務づけられたことは小学校との連携が望まれているように見られた。詳細を説明すると、保育所保育指針第3章「保育の内容」に小学校との接続について示され、さらに、第4章「保育の計画及び評価」（小学校との接続）において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められた。また、平成20年に改正された「小学校学習指導要領」においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれた。その「解説 生活編」において、「小1プロブレムなど、学校生活への適応を図ることが難しい児童の実態があることを受け、幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図ること。（中略）そこで、これまで重視してきた幼児と児童の交流等をはじめとした幼児教育との連携を、一層推進することが改めて重要であるとされたのである。」と記されている。

実際に保小連携はどの程度進んでいるのでしょうか。保育要録の送付についてはほぼ実施されているようであるが、本来の連携となると余り進んでいない現状があるように思われる。そこで、保育総合研究会では、保育現場および教育委員会を対象に、アンケート調査を行うとともに、先進地視察である仙台市の子供未来局保育部保育課、教育局学校教育部確かな学力育成室の協力も得て、連携・接続の実態を把握するとともに、今後の望ましい連携の有り方について検証していくこととした。

1. 保育園と小学校教育との接続の意義と必要性について

2. 連携・接続の現状と課題の把握
3. 課題や事例を踏まえた接続のための方策
4. 連携・接続の課題解決に向けた取り組みへの提案
5. 一刻も早い制度化を望まれるスタートカリキュラム
6. アプローチカリキュラムについて
7. 連携・接続における評価の指標
8. 連携・接続のシステム導入における課題と展望

1. 保育園と小学校教育との接続の意義と必要性について

近年、「小1プロブレム」と呼ばれる小学校入学直後の児童が授業中に椅子に座ってられない、先生の話聞けないなどに代表される小学校への不適応問題がマスコミなどで取り上げられ、注目されるようになった。

一見、子ども自身や家庭の養育問題など、個人を対象にした問題として論じられがちであるが、そこに潜む社会的・構造的な背景を探りつつ、保育園や幼稚園としてどのようにしていくことが必要なか検討していかなければならない。子どもたちが不適応を起こすことなく小学校生活に移行でき、実りある小学校生活を送ることができる方法を模索すべきであろう。

ここでは保育園から小学校への移行に焦点を当てた保育園と小学校との「接続」について考えていきたいと思う。

(1) 接続の意義

保育園での遊びを中心とした活動から、小学校では教科学習を中心とした活動に切り替わることなどに代表される構造的な問題「段差」を認識し、それらを解消あるいは少しずつ慣らしていくことで、「幼児期の教育（就学前教育）から小学校教育へ」と円滑な接続ができ、子どもたちの不適応問題が解消されるだけでなく、小学校の活動に対して意欲的な意識が芽生え、ひいては充実した小学校生活を送る第一歩につながることを目的とするものである。

(2) 接続の必要性

乳幼児期に基本的な生活習慣の確立ができておらず、社会性に乏しい子どもが顕在化する背景には、家庭や地域社会等の構造の変化による価値観の多様化、養育力低下などがあげられている。一方では、そのような社会構造の変化だけではなく、子どもの成長段階に応じた機関や施設などといった担い手の立ち位置によって、子どもの成長に対する考え方に差異が見受けられるのである。その差異が子どもの発達によっては大きくもなり、小さくもなり、安易に一般論で論じられるものではない。子どもの健全な育ちは大人の都合によってではなく、年齢あるいは発達段階に応じて成長していくものである。すべての子どもが「段差」を気にすることなく、円滑に次のステージにつなげていくことが、子どもを中心とした物の考え方であり、子どもの健やかな発達を助長するも

のである。

（3）問題解決の方法として考えられること

子どもを変えるばかりではなく、幼児期の教育と小学校教育とがお互いの立場や考えを認め合うことで協働し、その間を円滑に連携・接続していくことで、子どもを取り巻く環境を再考し、それを最適化していくことが「小1プロブレム」と呼ばれる問題行動の解決に効果的である。とともに、子どもたちが実り豊かな学校生活を送るための社会的な責務であると考えるのである。

2. 連携・接続の現状と課題の把握

保育現場で実施されている連携・接続の実態を把握するため、当研究会では2つのアンケートを実施した。①保育現場を対象に実施した「保育所における小学校との連携の現状」（資料1及び2）と、②教育委員会を対象に実施した「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続についてのアンケート集計結果—教育委員会—」（資料3）である。

（1）認可保育所の取り組みにおける現状と課題（資料1及び2を参照）

まず、①保育現場を対象に実施した「保育所における小学校との連携の現状」（資料1及び2を参照）であるが、今回、認可保育所と小学校との接続に関するアンケートを全国の保育総合研究会に加盟する86ヶ所の認可保育所から徴収した。その結果、現状として行事等の交流や入学前の準備のための交流等は盛んに行われているが、就学前の子どもたちの発達理解につながる交流までは至っていない状況がみられた。

小学校と十分な連携を行っている園では、「発達過程を理解してもらえるようになった」「入学までに身の回りのことを保育の中に取り入れることが大切だと認識した」など連携の効果が見られている。積極的に小学校と保育所間でのコミュニケーションをとることが、受け入れ側の小学校にも個別の子ども達の発達を理解してもらうためには有効であることが伺える結果となっている。

このように、保育所と小学校との接続が子ども達の小学校への移行に良い影響があることが考えられるが、保小連携のための計画書作成など具体的な取り組みになると、全体の86%の園が行っていないのが現状である。計画書作成が今後の課題として浮き彫りになった。そのためには、教育委員会などの行政機関と保育所の関係性を強くする必要があるのではないかと考えられる。

（2）市町村の取り組みにおける現状と課題（資料3参照）

次に、教育委員会の取り組みを把握するため、7市町村の教育委員会へ②「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について」というアンケート調査を実施した。

調査の結果、特徴的だったのが、幼稚園・保育所・小学校の連携・接続の進捗状況について公立幼稚園、公立保育所、私立保育所、私立幼稚園の順に接続状況が低くなっていることである。

また、小学生と保育園児の交流については、ほとんどの自治体で行われているが、教師と保育者との交流は半数強の自治体で行われていなかった。研修の実施という側面では、小学校教員に対する研修は実施しているが、保育士のための研修は実施していないところが多いのが現状である。接続期のプログラム作成を行っているのは1自治体のみであった。

このアンケート調査で教育委員会の管轄である公立幼稚園では、連携・接続が進んでいるが、公・私立保育所及び私立幼稚園では進んでいない実態が明らかになった。幼稚園も保育所も就学前施設として小学校との連携・接続という点では重要な課題であり、共通のプログラムがあればスムーズ（就学前と小学校ではその環境の段差があるのは当然であり、その段差を互いに認めた上でのプログラムが必要）な接続となると思われる。

3. 課題や事例を踏まえた接続のための方策

調査サンプルが少ない中、また、様々なケースを想定した進捗状況における話とはいえ、これまでの事例等からはつきりとみえてくる問題点は、①文部科学省（以下、文科省）所轄の『教育委員会（小学校、公立幼稚園・私立幼稚園）』と厚生労働省（以下、厚労省）所轄の『公立保育所・私立保育所』という省庁の違いと、②『公（おおよけ）立』と『私（わたくし）立』という設置主体の違い、この二点によるものが大きいと思われる。この両者それぞれの単位で有する諸問題と、両者を超越して有する諸問題があるが故にそれらの諸事情により小学校と就学前施設の疎隔感をより強くしているものと思われる。

（1）省庁、設置主体の違いによる連携・接続の難しさ

①と②の相関関係を考えるときに単純にそれぞれを切り離して考えることは難しい。

その理由として全ての就学前施設の在り方が『省庁』、『公私』によって違うからである。しかしながら、前に進むために模索しなければならない。①の関係から見えてくる問題点として、文科省所轄同士の小学校と公立幼稚園の連携は（全国おおよそ3千カ所と決して多いとは言えないが）されてはいるものの、同じ公立でも所轄の異なる保育所となると、連携は少なくなってくる。私立の保育所、幼稚園となると更に少なくなる。②の関係については言うまでもなく、お互いの立場は全くの別物。公立同士で連携ができていない自治体でさえ私立の幼稚園、保育所との連携は思うように図られていないといった実態が浮き彫りになった。ここで、我々保育所側が理想とする『保』、『幼』、『小』三者それぞれの立場をわきま

た連携方法を探る必要がある。

(2) 新しい視点に立って考える『保・幼・小』連携・接続の提案

今回の教育委員会の調査においても、教育委員会と福祉課との連携がスムーズには進んでいるところばかりではない。しかし今回は、「こちらから何かあれば保育所との話し合いを持ちますので、保育所側で何かあれば声をかけてください。」との言葉を頂いている。おそらくこの自治体においても、その気になれば連携出来ない訳ではないと感じた。

『保・幼・小』、三者間における連携の必要性が常に叫ばれているが、保と幼における連携はさほど急務だとは感じられない。もちろん保育所と幼稚園が連携をして施策を練らなければならない場面も当然出てくることはあるが、ここで一つの案として、公私立“分け隔てない条件下において、現状の文科省と厚労省に分かれていることを考えれば『保と小』、『幼と小』といった二路線がそれぞれで小学校と連携をしていけばよいのかと考える。

本来、すべての子どもを同じ目線で見、保も幼も無い、そして公も私も無い、それらを身近に感じる我々から公へのアプローチが必要であると考えますが、未だ縦割り行政の中ではなかなかそうもいかないのが現実である。よって『保と小』、『幼と小』といった二路線を確実に進めることが、『保・幼・小』三者間を結果的に進めることになるのである。

4. 連携・接続の課題解決に向けた取り組みへの提案

保小・幼小の連携・接続において、それぞれ同列で考えると困難な点が多く、先ず公私別の保小の接続、幼小の接続、保小の連携、幼小の連携と8分割して具体的に思考する必要がある。その中で現状をみると、幼保ともに公私による連携・接続の現状および取り組みやすさに差異があり、例えば私立幼稚園と小学校の連携が全くとれておらず、建学の精神に則った教育が積極的に小学校との連携・接続の推進には至っていない等の問題はあろう。

(1) 私立認可保育所と小学校における連携・接続の考察

連携・接続の中でも重要なシェアを占める障がい児やボーダーと表現される配慮が必要な子どもたち、虐待など家庭環境の影響を受けた子どもたちに関する情報は小学校においても必要な部分であると考えられる。しかし現在、焦点はこれらを超え全ての子どもに成ってきている。

(2) 小学校への保育要録の提出

接続において、公私とも保育所および幼稚園より小学校への統一された要録の提出が市町村教育委員会を通し

て行われている。しかしながら、これは形式的なものが多く、実際に小学校で有効に活用されているとは言い難い。例えば入学後の生活や学習の中で最も参考となるであろう障がい児等の情報が活用されていないことは大変残念である。保育要録が有効活用されるよう、提出の時期や必要情報の精査に努めるべきであると考えます。

(3) 保小連携のための行政との関係

連携において、仕組みの構築は、各小学校に保育所が個別に依頼する手法では難しく、先ず市町村保育行政と教育委員会の連携が必要である。具体的手法としては、保育所はその性質上から、保育行政への働きかけや連携がとれている地域が大半である。ここで先ず保小連携に対する保育所の意識を統一し、保育所の総意として市町村行政に働きかけ、教育委員会との連携を依頼する。さらに、保育行政、教育委員会・校長会など各小学校の代表者および市内保育所の代表者による検討委員会を設置する。そこで市町村内の区割りを決定し各会議体を設置する。各会議体が形骸化しないよう市町村行政によりPDC Aサイクルを構築する。以上の仕組みにより連携・接続に向けて行動できると考える。

5. 一刻も早い制度化を望まれるスタートカリキュラム

小学校における連携・接続の中心であるスタートカリキュラムを考えるに当たり、その原因となっている「小1プロブレム」を先に検証してみよう。

「小1プロブレム」とは先に述べた通り幼稚園、保育所でしっかりと集団生活を送ってきた子どもたちが、小学校入学後には授業に適應できないことを言う。この「小1プロブレム」が生じる原因として、教室や机、椅子等の物的環境の変化、教師や友達等の人的環境の変化、幼児期の教育と小学校教育の方法の違いによる変化等が挙げられる。

こうした問題の解決策の一つとして、平成20年3月の保育所保育指針の改正の中で幼稚園同様に「保育要録」の送付が記されたが、前述した問題の直接解決策として有効と思われる「小学校との連携」においては義務付けられておらず、積極的に行われていないのが現状である。

(1) 小学校学習指導要領による幼児教育と小学校教育の連携

一方、小学校側では、平成20年8月に発行された「小学校学習指導要領解説 生活編」で「小1プロブレムなど、学校生活への適應を図ることが難しい児童の実態があることを受け、「幼児教育と小学校教育との具体的な連携を図ること」及び「総合的に学ぶ幼児教育の成果を小学校教育に生かすことが小1プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適應を進めることになる」と連携の重要性を示している。しかし、現在明らかなのは、就学前施設側にも小学校側にも連携に関する法的拘束力は

なく、地域や学校、幼稚園、保育所によって取り組みに差が生じているということである。就学前施設側によるアプローチカリキュラムの具体化についてはこれからの課題として問題提起していく必要があると考えられる。

（2）スタートカリキュラムの必要性

小学校側のスタートカリキュラムに関しては、小学校学習指導要領解説生活編の生活科の改訂の要点の中で「特に、学校生活への適応が図られるように第1学年入学当初のカリキュラムをスタートカリキュラムとして改善することとした」と述べていることから、カリキュラムの具体例を早急に提示する必要があると考える。各教科とスタートカリキュラムの関連性、授業時数の考え方等は、現在先進的に取り組んでいる自治体や小学校でもそれぞれ独自のものである。例えば、授業開始前に行う遊びを兼ねた交流の時間を、教科に当てはめて授業の一環と考えている自治体もあれば、授業とは別のものとして設定している学校もある。

確実に成果を挙げている小学校の数々を目の当たりにして、これらスタートカリキュラムを組み立てる上で必要な事項を全て統一、あるいは柔軟性を持たせていくつかを提示し、国全体で取り組めるようにすることが望ましいと考える。その結果として保育所及び幼稚園との連携・接続も必然として進むであろうし、アプローチカリキュラムの必要性も高まるのは当然である。一刻も早くスタートカリキュラムが制度化されることが、保幼小一貫教育を一気に進める手立てなのである。

6. アプローチカリキュラムについて

（1）アプローチカリキュラムについて

一般的に言われている幼保側の接続・連携であるアプローチカリキュラムの定義とは、小学校の学習や生活に円滑に接続できるように工夫された5歳児後半の指導計画のことであり、アプローチカリキュラムを小学校一年生の生活科を中心とした活動等のスタートカリキュラムにつなげることで生じる相乗効果により、子どもがより早く小学校生活に慣れることを目的としたものである。

よく就学前までに身につけておきたい「三つの力」という言葉を耳にする。それは、①生活する力、②かかわる力、③学ぶ力であり、この三つの力とは、基本的な知識・技能をもち、課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力で主体的に学習に取り組む態度を身につけることである。

そのためには、就学前までに、健康な心と体を持ち、自立心、共同性、道徳性の芽生え、規範意義の芽生え、いろいろな人とのかかわり、思考力の芽生え、自然とのかかわり、生命尊重、公共心、数量・図形・文字等への関心、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現を身につけることが求められる。これらは保育所保育指針の中にある養護及び教育の5領域を一体とした日々の保育の中

で培われるものであるが、あえてアプローチカリキュラムを作ることにより意識の確認にも繋がっていくものと考ええる。

また教育の5領域『環境』の中の物的環境・人的環境に慣れ親しむためには、小学校訪問や小学生との交流がより効果的に目的を達成できるという観点から、小学校との行事を通しての交流も必要と考える。

以上のことから、アプローチカリキュラムの中で日々の保育の中で培われるものと小学校との交流から培われるものと、二つを考慮したカリキュラムが必要と考える。

（2）アプローチカリキュラムの具体例

下記はアプローチカリキュラムの例である。

なお、日々の保育の中から培われていくものを考慮し4月当初からのアプローチカリキュラムを作成した。(只野資料入)

7. 連携・接続における評価の指標

保幼小の連携・接続システムの構築にあたっては、子どもの育ち・発達の過程を大切にプロセス重視の視点に立ったものでなければならないことは、これまでに挙げられた事例やカリキュラムを見ても明らかである。その視点をもとに実施主体による「連携・接続における評価」は、システムを継続的に進めていくための仕組みとして有効的であると考えられる。ここでは現状制度的に隔たりのある小学校教育と保育所保育をつなげる取り組みに際し、どのような「評価の指標」があるのかを考えてみたい。

（1）評価の対象

連携・接続の取り組みにおける評価の対象については行政、小学校、就学前施設が挙げられる。行政については連携の基本方針や支援体制策定に関する評価、学校についてはスタートカリキュラムに関する評価、就学前施設については交流事業やアプローチカリキュラムに関する評価が考えられる。特に保育所の取り組みについては各施設の方針、地域性、環境的要因によって多種多様であり、評価の必要性が窺える。

（2）評価の種類

評価については取り組みに関わる内外の視点から行う必要があるが、内部評価については保育計画における自己評価同様、園長をはじめ担当職員によって行うPDCAサイクルの一環としての評価が必要である。

外部評価については利用者アンケートによる評価、評議員・第三者委員による評価、行政担当部局による評価などが挙げられるが、特に保護者による就学前後の児童の様子や意識の変化については、連携・接続システムの有意性が計られる指標となるのではないかと考える。

(3) 評価の内容

評価の主な内容としては、子ども同士の交流、教師・保育士等の交流、カリキュラムの接続が挙げられる。それぞれに共通して、基本方針、職員の役割、環境設定、ねらいの達成などの実践に基づいた自己評価が挙げられる。

また、保幼小連携の最も重要なファクターの一つは児童に関わるすべての視点(学校、施設、家庭、地域)が教育・養護・援助について共通認識をいかに持ち得るかである。その間の情報の共有化がなされない環境下では思い通りの連携・接続は実現できないものと推測される。そこで、いかに関係機関が児童の発達の実態把握について情報共有できる評価のフォーマットを構築できるかが評価についての重要課題となる。同様に、「評価や情報共有をいつ行うか」という連携のタイミングについても大きな課題の一つであり、一定のルール作りが必要となる。情報を共有化するためのきめの細かい連携体制が無いことにより、具体的な取り組みが形骸化し、手段が目的化する本末転倒となる傾向が見られるのが実情だとすると、小学校と施設間の問題だけでなく自治体による適切な介入など創意工夫も必要不可欠であると考えられる。

(4) 評価の指標

前段でも述べたように行政の枠組みの問題ともいえる保小連携だが、その課題解決については「行政による連携体制のスキーム構築」と「各学校・施設間における具体的な取り組みの充実」の両輪で進めていかなければならないことは言うまでもない。

しかし、その礎には地域がそこに生まれ育つ子どもたちを「どのように育てたいか」のビジョンの策定、共有が前提となり、そのビジョンに基づいた計画が具体的な取り組みにつながることも付け加えたい。

また、連携・接続の仕組みを継続的に進めていくための適正な評価フローとして、特に児童に携わるすべての視点において情報の共有化を図るプロセスを踏まえた、「計画作成(Plan)」～「実践(Do)」～「振り返り(Check)」～「共有(Share)」～「改善(Act)」の「PDCAサイクル」を提案したい。

最後にこれまで述べてきた内容を踏まえ、具体的な評価の指標について主な項目は以下の通りである。

事前の計画の策定、研修等の実施、情報の収集および発信、適正な環境整備、学校や保護者等からの要望の反映、仕組みの運用・改善、児童における就学への意欲、就学への不安の解消、習熟度の変化等が挙げられる。必ずしも数値目標を設定できるものばかりではないが、評価の指標の構築に至ってはジョイント期に携わる関係機関の共通認識が計れる整合性のある内容が望ましいと考える。地域性、児童の発達過程、家庭環境等に配慮した滑らかな接続については、理念を共有した多様な視点に

立った理解・評価を行わずしては語れない。

8. 連携・接続のシステム導入における課題と展望

(1) 連携・接続の課題

今回、当研究会で実施した2つのアンケート調査と先進地視察により、連携・接続を進めていく上での課題がいろいろと浮き彫りになった。

一時期、「小1プロブレム」の原因を、幼児期の自由保育に帰すような議論が行われていたことがあるが、幼児期の教育に理解がないために起きた根拠のない議論である。連携を進める上でまず初めに大切なことは、幼児期の教育と小学校教育の違いを、保育者と教師が互いに十分理解することである。現実には、保育者と小学校教諭の思いに齟齬が生じているように思われる。次に、連携を深めようと思っても個々の施設ごとに実施しては格差が生じることになる。また連携の計画書作成に至っては、方策がわからないという現実もあることが分かった。さらに、行政のシステムとして、福祉行政と教育行政の連携が十分取れているとはいえない実体も明らかになった。研修機会が保幼小において均等ではないなど、さまざまな課題が指摘されたところである。

(2) 今後の展望

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について、先進的な取り組みがなされている東京都品川区、仙台市、香川県高松市、青森市、佐賀市などの自治体では、スタートカリキュラムが教育委員会の役割として作成され、小学校入学時の適応をスムーズにする方策がとられている。

私たち保育現場としては、小学校教育への「段差」をなくすために、保育所においてもアプローチカリキュラムを作成し、学校と相互に協力し合うことが必要である。しかも、保育所と小学校が、それぞれ独自にカリキュラムを立案するのではなく、相互に交流するプログラムとなるよう、連携してカリキュラムを作成することが望ましい。その中で、保育参観や授業参観を互いに見学したり、見学に終わらずに互いの保育や授業に参画したりすることで、両者が保育・教育について認識を深めることが出来る。交流活動前後の打合せや反省を通してさらに良いカリキュラムの作成につなげ、PDCAサイクルの構築を進めていくことが肝要だ。

さらに、教諭や保育者の合同研修会の実施は、両者の意識を高める上で不可欠である。連携・接続が、どちらか一方ではなく、両者にとって有益なものとなるよう目指していかなければならない。

いろいろな取り組みは、個々の園が独自に取り組んでも始まらない。「保育所保育指針 第4章 1、保育の計画 エ、小学校との連携」には、子どもに関する情報共有の手段として「保育要録」の送付が義務付けられた。しかしながら、「保育所の子どもと小学校の児童

との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携」については「図るよう配慮すること。」と努力項目になっているため、連携が進んでいかないものと思われる。

一方、スタートカリキュラムについては、「小学校学習指導要領 解説 生活編」において明記されている。しかしながら、カリキュラム作成に向けた具体的な方法の提示に乏しく、現場の努力に任せられているのが実態ではないだろうか。平成22年11月に出された「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）（座長：無藤隆白梅学園大学教授）第4章 幼小接続の取組を進めるための方策」には、連携・接続に関する基本方針等の作成・共有について、「各教育委員会等がリーダーシップを発揮して、各学校・施設が連携から接続へと発展する過程を共有し、組織的・計画的に取り組むことが必要である。」とまとめられている。

以上のことから、国において、就学前施設と小学校をつなぐ方策の一刻も早い制度化、そして、各教育委員会においては、制度に基づき力強いリーダーシップの発揮が強く望まれる。そうすることにより、全国どこにいても、子どもたちが小学校教育のスタートからつまづくことがないよう、幼児期の教育と小学校教育の「段差」を低くしていくことができるのではないだろうか。

（3）おわりに

行政における制度の整備、カリキュラムの作成や保幼小相互の交流は、就学前施設と小学校との円滑な接続の上で重要な事項であることは間違いない。また前述した法制上の取り組みを喫緊の課題であるというのも同様である。しかし、それだけが接続の鍵であるとは言えないこともまた事実である。国を挙げて幼児期の教育と小学校教育の接続を見直す動きがある中、我々保育関係者は

今一度「幼児教育と就学前教育の違い」を明確にし、整理して取り組んでいかなければならない。先進地の一つである高松附属小学校の担当者より幼保と小に「段差がある」ということをきちんと認めてアプローチやスタートカリキュラムに取り組むべきであると教えられた。

子ども達の心身の発達を鑑み0歳児から積み上げられていく乳幼児の教育と、小学校へ接続するために意識して取り組んでいかなければならない就学前教育。この二つの教育は隣り合わせであり相互に関連しながらも、相反する一面も持ち合わせている。ここのところをしっかりと把握し、保育の中で意識的に位置付けていかなければならないのではないのか。このことを整理した上で、カリキュラムをどのように考え、いかにして保育の中に組み込んでいけばよいのかを再度検討していかなければならない。（松永恵美子）

（資料1）「保育所における小学校との連携の現状」アンケートを挿入

（資料2）「仙台市教育委員会アンケート」を挿入

（資料3）「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続についてのアンケート集計結果—教育委員会—」を挿入

第3章 検証協力者

只野 裕子	（青森県 青森よつば保育園）
藤崎 貴英	（茨城県 北浦保育園）
森川 道成	（茨城県 四季の杜保育園）
田中 啓昭	（大阪府 寝屋保育園）
永田 久史	（大阪府 第二聖心保育園）
古川 豊	（熊本県 かおる保育園）
西出 久子	（北海道 函館共愛会）

資料 1

保育所における小学校との連携の現状

平成23年9月6日

保育総合研究会会長

- 調査期間 平成23年7月16日～平成23年7月31日
- 調査方法 保育総合研究会会員の保育所を対象に、調査を実施
- 回収結果 86か園より回答あり

北海道	27	青森県	16	秋田県	3	福島県	2	茨城県	9
神奈川県	1	長野県	1	新潟県	1	静岡県	1	三重県	1
京都府	1	大阪府	4	広島県	1	徳島県	1	香川県	1
愛媛県	1	福岡県	1	熊本県	8	大分県	3	沖縄県	2
県名不明	1	(1道2府17県)							

1、5歳児の年間指導計画の他に連携のための計画書は作成しているか

	北海道	青森県	秋田県	福島県	茨城県	神奈川県	長野県	新潟県	静岡県	三重県	京都府
いる	5	2	1		1	1					
いない	21	14	2	2	8		1	1	1	1	1
	大阪府	広島県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	熊本県	大分県	沖縄県	県名不明	合計
いる	1							1			12
いない	3	1	1	1	1	1	8	2	2	1	73

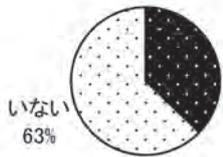


2、0～4歳児と小学生との交流活動は行われているか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	12	2.3	3	1	2	2.5			7	2.7												
いない	15		13		1		2		2		1		1		1		1		1		1	
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる					1	1							4	1.2	2	2.3	1	3			32	2.0
いない	4		1				1		1		1		4		1		1		1		54	

交流内容

- ・小学生が町探検などの授業で来所。園児との交流実施
- ・小学生が職場体験として来所
- ・運動会、まつりなどの行事で交流
- ・学童クラブの子どもと交流
- ・小学校に交流依頼をするも連絡がない。



いない
63%

3、小学校教諭との情報交換会の実施はあるか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
ある	15	2.2	15	1.7	3	2.2	1	1	9	1	1	1	1	2	1	2	1	1	1	1		
ない	12		1				1														1	
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
ある	3	3.3	1	1	1	12	1	1	1	3			7	2.5	3	2			1	1	66	2.0
ない	1										1		1				2				20	

内容

- ・入学前に卒園児について情報交換(35)
- ・小学校の授業参観に出席
- ・青少協の会議時に情報交換
- ・幼保小連絡会儀に出席(16)
- ・園便り、学校通信の交換
- ・父母の会に小学校教諭の講話をしてもらう



ない
23%

4、保育所職員と小学校教諭の互いの職員交流は行われているか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	4	1	3	3.8																		
いない	23		13		3		2		9		1		1		1		1		1		1	
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	1	3					1	5			1	1	4	1.8							14	2.3
いない	3		1		1				1				4		3		2		1		72	

交流内容

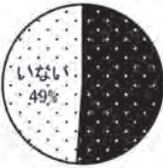


- ・保育士による授業参観(2)
- ・小学校教諭による保育参観(1)
- ・レクリエーション
- ・各種行事への参加
- ・毎年、勤務後に懇親会を実施
- ・夏期合同研修の実施

5、小学校教諭が保育所で保育への参加や、保育士が小学校の授業を参観する等の活動は行われているか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	9	1.5	8	1.9	3	2	1	2	5	1	1	2			1	2	1	0.5				
いない	18		8				1		4				1						1		1	
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	1	3	1	1	1	1	1	2	1	12			6	1.5	3	1.5			1	2	44	1.8
いない	3										1		2				2				42	

内容



- ・小学校の授業参観に保育所が参加(25)
- ・保育所の保育参観に小学校教諭が参加(5)
- ・小学校の運動会に参加(3)
- ・小学校の祭りに参加
- ・保育士が小学校PTA主催の講演会に参加

6、カリキュラム以外での日常的な交流は行われているか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	2	10.5	4	6.7					2		1	1										
いない	25		11		3		2		6				1		1		1		1		1	
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	1												4	1					1	2	15	5.1
いない	3		1		1		1		1		1		4		3		2				69	

交流内容

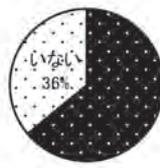


- ・園便りを、年長児とともに小学校に持参
- ・運動会を小学校で実施する。練習も校庭を借りるので、休み時間に交流
- ・学童クラブの児童と常時交流
- ・小学校の長期休暇中の交流保育
- ・保育所のイベントに小学生を招待

7、行事の交流は行われているか

	北海道		青森県		秋田県		福島県		茨城県		神奈川県		長野県		新潟県		静岡県		三重県		京都府	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	15	2	13	4.7	3	3	1	5	6	2	1	1					1	4	1	1		
いない	12		3				1		3				1		1							1
	大阪府		広島県		徳島県		香川県		愛媛県		福岡県		熊本県		大分県		沖縄県		県名不明		合計	
	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数	園数	平均回数								
いる	1	1			1	3	1	1	1	1	1	1	6	2.2	2	1	1	2			55	2.7
いない	3		1										2		1		1		1		31	

交流内容



- ・保育所の運動会に招待(22)
- ・保育所の夏まつりに招待(9)
- ・保育所の発表会に招待(12)
- ・小学校の運動会に参加(13)
- ・小学校の学芸会を見学(2)
- ・小学校の入学体験に参加(7)
- ・数年前まではあったが、学校の都合で中止になっている。

8、保育所・小学校との連携実施前と実施後では、職員の意識にどのような変化が見られたか

●連携の効果あり

- ① 就学にあたり、身辺整理ができていない子が授業についていけないことがあるということで、入学までに身の周りのことができるように、保育の中に取り入れることが大切だと認識するようになった。
- ② 連携後は、保育所の考え方や保育方法にある程度理解を示すようになったことと、学校の情報を以前より提供してくれるようになった。
- ③ 小学校の先生方に子どもの発達過程を分かってもらえるようになったと思う。保育所側も学校との距離が近くなったことを感じる。
- ④ 保育士に、将来を見据えた対応を強化しようとする意識が芽生えた。
- ⑤ 連携がいわゆる前から交流は進めていた。学校からのお便りを回覧するようになった。
- ⑥ 発達の気になる児童について、保育所での様子を細かに伝達しやすくなった。

●連携の効果が感じられない

- ⑦ 十分な連携が取れていない。入学前の情報交換も1年生担任に引継ぎがされていない。保育要録に目を通していない学校もあった。
- ⑧ 保育要録の送付が義務化され連携がとりやすくなっているが、各学校の温度差がありすぎると感じている。学校の担当者から担任への連携がなされていない。
- ⑨ 学校側が多忙すぎて、時間設定が難しい。意識の変化はあまりみられない。

●連携の仕方が分からない

- ⑩ どのように連携をとったらいいかわからない。

●その他

- ⑪ 幼保小の連携の大切さは認識しているが、小学校は就学時のクラス編成のための交流という意識が強いように思う。連携を進めるためには互いをつなぐコーディネーターが必要と思う。
- ⑫ 近年、小学校側から積極的に園児への理解を深めようとする姿勢が伺われる。他方で、小学校職員の異動等で充実した交流が形骸化する恐れもある。
- ⑬ 教員の異動はあるが、行事を継続することによって、互いの意思疎通がみられるようになった。

考察

設問1の回答から、保小連携のための計画書については、まだ作成していない保育所が全体の86%と多く、これからの課題といえる。

設問2では、0～4歳児と小学生との交流活動は37%の保育所で実施していて、年間平均交流回数は2.0回となっている。運動会、夏まつり、発表会などの園行事に小学生を招待したり、小学生が町探検や職場体験として保育所に来るケースが多い。

設問3では、小学校教諭との情報交換は77%の保育所で実施され、年平均回数は2.0回になっている。入学前に卒園児の様子について話し合うという内容が最も多く、他にも幼保小連携会議や、互いの施設を訪問し情報交換している様子が伺える。しかしながら設問4では、保育所、小学校の職員同士の交流となると84%の保育所が実施していないと回答し、職員への広がりには欠けている実態が浮き彫りになっている。

設問5で、小学校教諭が保育所で保育参観をしたり、保育士が小学校の授業参観をする活動は半数強の保育所で実施されているが、保育士が学校に出かけるケースが多く、学校から保育所に出向く機会は少ない。保育所がその機会を設けていないのか、学校が保育所に対する関心が低いのか疑問の残るところである。

設問6のカリキュラム以外での交流については、82%の保育所において行われておらず、実施しているところでは園便りを年長児とともに学校に届けるなど熱心なところもあった。設問7における行事の交流は、64%の保育所で年平均2.7回実施しており、運動会、夏まつり、授業参観、入学式、学芸会、学校探検など、さまざまな行事での交流が伺えた。

最後に、「保育所・小学校との連携実施前と実施後では、職員の意識にどのような変化が見られたか？」という設問には、「子どもの発達過程について理解が進んだ」、「学校との距離が近くなったなど」、肯定的な意見がある反面、「小学校教諭が保育要録に目を通していない」、「情報交換をしても担任へ引継ぎがされていない」など否定的な意見も見られた。「連携を進めるためには互いをつなぐコーディネーターが必要」との提言も出された。今回のアンケート調査により、教育委員会などの行政機関が、保育所と小学校とをつなぐ橋渡しをする必要性が明らかになったのではないかと考えられる。

資料 2

保幼小連携に関する質問事項

◇行政側

- ・品川区では学校選択制を取り入れる等、公立でありながら私立のような仕組みを取っているが
仙台市ではどのような仕組みで行っているか
- ・教育委員会による「スタートカリキュラム作成の指針」があるが、アプローチカリキュラムについて
行政側から提示している物は存在するか
- ・乳幼児施設と小学校の接続、連携をするために行政側が携わっている点はあるか

◇幼稚園・保育園側

- ・アプローチカリキュラム実施に当たって担当責任者をどのように考えているか
- ・アプローチカリキュラムはどのように作られているか（作成者、内容）
- ・アプローチカリキュラムは授業の一環として実施しているか
- ・5歳児の年間指導計画の他に連携のための計画書は作成しているか
- ・0～4歳児までの小学校との交流活動はどのくらいの頻度で行われているか
- ・小学校教諭との情報交換会の実情はどうなっているか（開催頻度、内容）
- ・小学校との連携を経て、保育士、保護者、子どものそれぞれにどのような変化が見られたか

◇小学校側

- ★小学校入学時点で求める物は何か（文字・数等の教育面、生活面など）
- ★就学児健康診断の時期と内容について
- ★スタートカリキュラム実施に当たって担当責任者をどのように考えているか
- ★スタートカリキュラムはどのようにして作られているか（作成者、内容）

◇保・幼・小に共通するもの

- ・連携における組織体制はどのようになっているか
- ・互いの職員交流はどのようにして行われているか
- ・小学校教諭が幼稚園、保育園で保育に参加したり、逆に幼稚園教諭や保育士が小学校の授業を参観する等の活動は行われているか
- ・カリキュラム以外での日常的な交流は行われているか
- ・行事の交流はどの程度行われているか
- ・連携実施前と実施後では職員の意識どのような変化が見られたか
- ・互いの教育方法、教育内容の同意点や相違点を把握するための職場内研修等の実施は行われたか

※保幼小連携を実施している乳幼児施設に対して、実際に現場でお話を聞くことは可能でしょうか？

仙台市視察資料

仙台市教育局学校教育部 確かな学力育成室

室長 成田 忠雄

指導主事 小田 暁

◇小学校に関する質問について

質問 小学校入学時点で求めるものは何か（文字・数等の教育面、生活面など）

- ・小学校に希望や目標を持って登校しようとする気持ち
- ・基本的な生活習慣
- ・友達と仲良く活動しようとする態度
- ・当番活動などすすんで働こうとする態度
- ・健康な心と体
- ・自分の名前が書けること
- ・ひらがな、カタカナなどの文字や数字が読めること

例えば以上のようなものなどがあげられますが、どれも幼稚園、保育所から連続して指導していくものなので、「必ずここまで」という目安のようなものではありません。大切なことは、「実態」の情報共有だと考えます。幼稚園や保育所でどのように指導してきたのか、どのくらいまで身につけているのか、小学校ではそれを受けてどのように指導していくのか、幼保小で十分に情報交換していくことが重要と考えます。

仙台市ではまず、上記について情報交換し、一人一人について引継を行います。児童の心身の発達の段階や特性を把握し、入学後、配慮が必要なことやすぐに身に付けさせたい力、学習習慣や生活習慣について話し合います。幼保の指導の違いをふまえ、集団生活へのスムーズな適応を図るための取組の工夫や、どんな力、どんな習慣を、いつまでに身に付けさせるのか整理し、スタートカリキュラムを作成します。

※仙台市スタートカリキュラム作成の指針<改訂版>p.8～9参照

質問 就学児健康診断の時期と内容について

就学児健康診断は学校により実施期日が異なりますが、平成22年度は10月下旬～1月中旬にかけて行われました。

内容は身長、体重、視力などの身体測定や、歯科医、眼科医、耳鼻科医、内科医などによる健康診断、学校教員による教育相談などを行います。特に入学にあたって心配なこと、学校に伝えておきたいことなどは教育相談の場で、保護者から直接、教員が話を伺います。

質問 スタートカリキュラム実施に当たって担当責任者（作成者）をどのように考えているか

学校によって、スタートカリキュラムの作成、実施の責任者（担当者）は異なります。入学準備委員会において担当者を決定したり、生活科主任が担当となったり、教育計画を立案する教務主任であったり、該当学年である1学年主任であったりします。学校の職員構成や、これまでのスタートカリキュラム実践の経緯などを踏まえた上で、学校ごとに決定しています。担当責任者は決めますが、一人で作成するのではなく、「スタートカリキュラム作成委員会」などを組織し、多くの目、手で作成を進めるようにし、全校体制で取り組むようにします。

質問 スタートカリキュラムはどのようにして作られているか（内容）

事前 スタートカリキュラムについて理解を深め、事前準備を行います

- (1) スタートカリキュラムに関する意義や考え方、ねらいを理解しておきます。
- (2) スタートカリキュラム作成のための組織と日程を決めておきます。(前年度のうちに)

1 スタートカリキュラム作成のための振り返りと実態把握をします

- (1) 前年度のスタートカリキュラムを児童の学習状況や反応をともに振り返り、改善点を明らかにします。

- (2) 入学する児童の実態を把握します。

(例)

- ・在籍児童の実態から、新入学児童の実態を想定します。
- ・就学時健康診断の児童の様子を観察します。
- ・就学時健康診断などの機会に、保護者アンケートを実施します。
- ・生活や学習の様子について、互いに参観しあいます。
- ・幼保小の連絡会などから情報を得ます。

2 入学児童に身に付けさせたい力や習慣を話し合います

把握した入学児童の実態をもとに、身に付けさせたい学習習慣や生活習慣を具体的に想定します。

(例)

- ・話を聞くのが苦手な児童が多いようだ→話をしっかり聞けるようにしたい。
- ・座っているのが難しい児童もいるらしい→45分間、座ってられるようにしたい。
- ・保育所では洋式のトイレしかないようだ→トイレを正しく使えるようにしたい。 など

3 どんな力、どんな習慣を、いつまでに身に付けさせるか整理します

- (1) 身に付けさせたい力や習慣について、優先順位を明確にします。
- (2) 身に付けさせたい力や習慣を定着させるまでの時期を明確にします。

(例)

- ① 45分間座ってられるようにする→入学から始めて3週目までに
- ② 先生の話聞けるようにする→入学から始めて3週目までに
- ③ 学習の準備ができるようにする→2週目から4週目までに
- ④ 牛乳パックを片付けることができる→3週目から5週目までに

4 指導内容とその配列を決め、カリキュラムを作成します

(1) 1ヶ月ごとの学校行事を日程表に位置づけます。

- ・ 1週間分または1ヶ月分の日程を表にします。
- ・ 1年を迎える会、交通安全教室、授業参観など、行事をまず日程に組み込んでいきます。

(2) 週ごとのねらいやテーマを設定します。

(例)

- 第1週→はじめまして、がっこう！ (ねらい) 楽しく安心して遊びや生活ができる
- 第2週→ともだちつくろう！ (ねらい) たくさんの友達とかかわることができる
- 第3週→べんきょうのじゅんぴをしよう！
(ねらい) 学習が終わったら、次の学習の準備をすることができる

(3) 1日の活動の流れを考えます。

- ・ 1校時は学年合同、2校時は学校たんけんなど、始めは同じパターンを繰り返すことにより、リズムをつくり、児童に安心感をもたせます。
- ・ 金曜日にその週のテーマのまとめとなるような合科的な指導を行い、1週間のサイクルを身に付けさせます。

(4) 授業時数を配当します。

- ・ 身に付けさせたい力と教科、領域のかかわりを整理し、指導内容、重点の置き方を検討します。

(例)

- ・ 先生の話聞くことができる→(国語) …大事なことを落とさないように聞く能力…
- ・ トイレの使い方→(生活) 学校の施設の様子…が分かり…
(学活) 基本的な生活習慣の形成

5 スタートカリキュラムを実践します

- ・ ねらいの達成に向け、それぞれの指導内容を確実に身に付けさせるための工夫をし、授業を実施します。

※仙台市スタートカリキュラム作成の指針<改訂版>p.8～12参照

仙台市では小1生活・学習サポーター(ボランティア)が活躍しています

- ・小1生活・学習サポーターとは、地域住民の中から学校長が推薦し、仙台市教育委員会で委嘱するボランティアです。
- ・小1生活・学習サポーターは担任と共に学級に入り、授業中や休み時間、給食時間などの指導補助にあたります。
- ・教育委員会では、サポーターの万一のけがなどに備え、傷害保険や給食費の補助を行っています。
- ・今年度は市内で61校、375名の地域住民が、小1生活・学習サポーターとして、活動しています。



「担任の先生の声」

- ・全体への指示ではなかなか活動できない児童が複数いて担任の手が届かないときなど、児童に対し声がけしてもらえ大変助かっています。
- ・授業でつまづいている児童を発見し、担任に教えてくれたり、支援してくれたりしているので、サポーターの方は児童から人気があります。
- ・サポーターのおかげで、担任は学級全体の指導に集中することができます。
- ・サポーターの方からは、「自分の方が子どもたちから元気をもらっている」と感謝されています。

◇保・幼・小に共通する質問について

質問 互いの職員交流はどのようにして行われているか

質問 小学校教諭が幼稚園、保育園で保育に参加したり、逆に幼稚園教諭や保育士が小学校の授業を参観したりするなどの活動は行われているか

→幼稚園教諭や保育士が、園児を伴って学校見学、参観を行うことは多くの所で実施されております。最近では幼保小連携の気運の高まりから、小学校教諭が幼稚園、保育所の参観に向向くことも増え始めております。

質問 カリキュラム以外での日常的な交流は行われているか

→幼保小によって差が大きいと認識しております。日常的に交流している所は多くはないと思われま

質問 行事の交流はどの程度行われているか

→小学校で行われる行事（運動会、学習発表会、児童会のお祭りなど）に地域の幼稚園、保育所を招待する活動を行っている学校があります。

→1年生児童が、卒園、卒業した幼稚園、保育所の運動会などに招待されることがあります。

質問 互いの教育方法、教育内容の同意点や相違点を把握するための職場内研修等の実施は行われたか

→仙台市では8月に仙台市内の私立、市立幼稚園と、小学校の教員が合同で研修会を実施しています。研修会では幼小の連携について講話を聞き、その後、ワークショップを行っております。ワークショップをとおして、幼小それぞれが円滑な接続のために実施している取組や、地域の子どもの実態について共通理解を図ることができ、貴重な情報交換の場となっています。

・平成23年度の幼小合同研修会（8月19日開催）の主な内容

(1) 講話「幼から小へのスムーズな接続を図るために」

講師 わかくさ幼稚園副園長 米澤 孝雄氏（前鶴巻小学校 校長）

(2) ワークショップ「幼から小へのスムーズな接続を図るための情報交換」



平成23年度幼小合同研修会の様子

※ご説明した内容について、ご質問があれば以下まで

仙台市教育局学校教育部
確かな学力育成室
TEL022-214-8438
FAX022-264-4437

仙台市公立保育所における小学校との連携の現状

平成23年8月22日
仙台市保育課

1. 5歳児の年間指導計画の他に連携のための計画書は作成しているか



2. 0～4歳児と小学生との交流活動は行われているか



交流内容の有無	実施の場合の実施回数(年間)	
	実施している	年1回
	年2回	3ヶ所
	年3回	2ヶ所
	年4回	1ヶ所
	年5回	1ヶ所
内容	・小学生が授業で来所。保育所見学と子どもとの交流実施 (小学1年生のみではなく小学6年生まで幅広い)	

3. 小学校教諭との情報交換会の実施はあるか



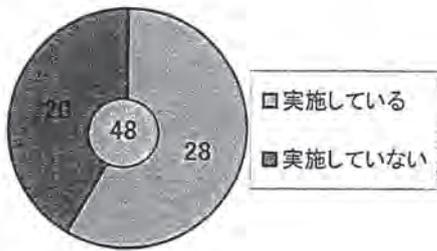
交流内容の有無	実施の場合の実施回数(年間)	
	実施している	年1回
	年2回	11ヶ所
	年3回	8ヶ所
	年4回	2ヶ所
	年5回	2ヶ所
	年6回	1ヶ所

※ 内容は下記参照

※

	内容
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会で有志の保護者との情報交換会 年長クラスの懇談会に来ていただく〔教諭に(2), 1年生の親に(1)〕 支援学級の担当(小学校のコーディネーター)を招いて、普通学級、支援学級、支援学校の現状についての話を聞いた。(親の会の行事として) 入学先の教諭が2月から3月にかけて、子どもの様子を見に来たり、援助の仕方を聞きに来ている。(3) 必要に応じて、入学後に児童や保護者の様子を知りたいと情報交換の場を設けている。
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 幼保小連絡会への出席(47) 障害児の親と学校の先生との話し合い(3) スタートカリキュラムの打ち合わせ・共通理解(3) 交流活動の前に、打ち合わせを兼ねながら情報交換をしている。(2)
地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援関係者の研修会で情報交換 市民センターが主催している地域の連携を目的とした会議に参加、情報交換をしている。 保育所・幼稚園・小学校・中学校・支援学校との連携を図るためコーディネーター地区懇談会を定期的に開いている。(4) 子どもを守る会役員会に同席し、情報交換 障害児や気になる子について、小学校や児童館と保育所が情報交換(2)

4. 小学校教諭が保育所で保育への参加や保育士が小学校の授業を参観する等の活動は行われているか



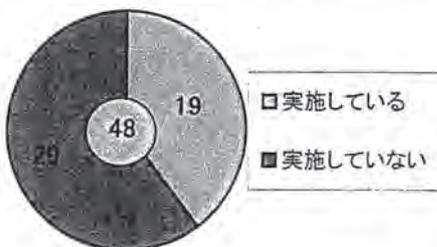
交流内容の有無	実施の場合の実施回数(年間)	
	実施している	年1回
	年2回	9ヶ所
	年3回	4ヶ所
	年4回	3ヶ所
	年5回	3ヶ所
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に依頼して就学児と担任が学校見学・授業参観。(15) ・小学校教諭による保育所見学(7) ・保育士による授業参観(4) ・小学校の授業に参加・交流(3) ・障害児の保護者とともに授業参観。また、小学校教諭の保育参観(3) ・保育士による学校行事の参観(3) ・小学校教諭による模擬授業・交流学习(3) ・小学校教諭が保育所年長児クラスで職場体験・実習(2) 	

5. 小学校と日常的な交流は行われているか



交流内容の有無	実施の場合の実施回数(年間)	
	実施している	年1回
	年2回	6ヶ所
	年3回	2ヶ所
	年9回	1ヶ所
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校見学(6) ・小学校授業参観(4) ・保育所見学(3) ・学年が企画した行事に参加(3) ・散歩に行き校庭で遊ばせてもらう(2) ・教諭と保育士で教材作り(1) ・お話の会(1) 	

6. 行事の交流は行われているか



交流内容の有無	実施の場合の実施回数(年間)	
	実施している	年1回
	年2回	6ヶ所
	年3回	2ヶ所
	年6回	1ヶ所
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会(15) ・運動会(7) ・夏祭り(3) ・学校長と一年生教諭が参加し、講話をする(1) ・入学式(2) ・卒園式(3) 	

7. 保育所・小学校との連携実施前と実施後では職員の意識どのような変化が見られたか

- ・ 学校を見学することで子どもへの就学に対する意識がもてるようになった。(4)
- ・ 就学を意識して、保育所生活での保育士の声かけが変わった。(4)
- ・ 小学生と接することで見通しを持てるようになり、保育園児を見る視点が違ってきた。(4)
- ・ 早い時期から就学を見込んだ保育内容について、保護者と連携をとっている。
- ・ 就学に向けての支援がしやすくなった。
- ・ 保育所における「教育のあり方」についての意識や関心が高まっている。
- ・ 小学校のコーディネーターや教諭からの話を聞く中で学ぶことが多い。
- ・ 障害児の保護者にとっては小学校への理解が深まり、保護者支援につながっている。
- ・ 小学校教諭の名前や顔がわかることで、子どもについて安心して話ができるようになり、情報を伝え合ったり連携が取れるようになった。(10)
- ・ 幼児期から学童期への円滑な接続が実施されつつある。(3)
- ・ 子どもたちのことを一緒に考えていきたいという意識が高まった。
- ・ コーディネーター研修会に行くことで地域の小学校のことも知ることができた。
- ・ 児童要録送付への戸惑いが消え、保育所での育ちを小学校につなげようという意識が出てきている。

仙台市の保育施策

平成 23 年 8 月 22 日

説明資料 保育課

【 保育需要の動向 】

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどの理由により、家庭において保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする児童福祉施設である。児童福祉法第 39 条では「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」と規定している。

本市においては、昭和 36 年度から 5 か年ごとに保育所整備計画を策定し、保育ニーズに即した整備を図ってきた。平成 9 年度の第 7 次整備計画からは、21 世紀を展望した総合的な子育て環境の整備を目的として策定された「仙台市すこやか子育てプラン」(H9～H21)に包含し、さらなる保育基盤の整備を推進してきた。

現在まで、就学前児童数が減少する中で保育需要は増加を続けており、平成 20 年 4 月 1 日現在における保育所入所待機児童数は、政令指定市の中で最も多い 740 人となった。要因として、女性の就労の増加、育児休業制度を利用して就業を継続する人の増加、保育施策の展開による保育需要の顕在化等が考えられ、こうした状況を早急に改善するため、平成 21 年 1 月に保育サービスの拡充を目指し、「保育サービスの拡充に向けた緊急整備計画」(H21～H23)を策定した。

現在は、平成 22 年 3 月に策定した「仙台市すこやか子育てプラン 2010」(H22～H26)に基づき、「緊急整備計画」の着実な推進とともに、引き続き、保育基盤の整備や多様な保育サービス等の拡充を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを目指して取り組んでいるところであり、平成 23 年 4 月 1 日現在の保育所入所待機児童数は、498 人となった。

1. 就学前児童数の推移

(単位：人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0 歳児	9,545	9,411	8,924	8,819	9,126	9,185	9,116	9,059	8,912
1 歳児	9,891	9,684	9,629	8,998	8,892	9,286	9,305	9,297	9,143
2 歳児	9,875	9,728	9,565	9,524	8,893	8,737	9,134	9,222	9,234
3 歳児	9,747	9,727	9,644	9,484	9,400	8,833	8,665	9,022	9,137
4 歳児	9,835	9,657	9,640	9,490	9,380	9,296	8,745	8,575	8,939
5 歳児	9,568	9,745	9,620	9,566	9,477	9,327	9,266	8,686	8,529
合 計	58,461	57,952	57,022	55,881	55,168	54,664	54,231	53,861	53,894
前年度差	0	▲ 509	▲ 930	▲ 1,141	▲ 713	▲ 504	▲ 433	▲ 370	33

※各年 4 月 1 日現在、外国人含む。

2. 保育所入所児童数の推移

(単位:人)

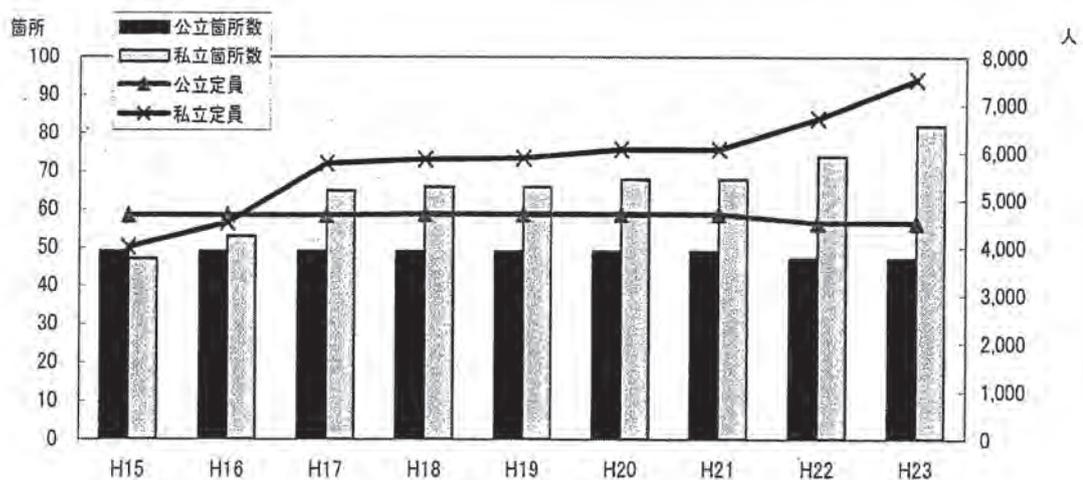
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
0歳児	696	684	769	793	849	910	943	992	1,030
1歳児	1,290	1,379	1,568	1,567	1,602	1,653	1,671	1,829	1,888
2歳児	1,609	1,699	1,834	1,925	1,869	1,969	2,012	2,099	2,240
3歳児	1,802	1,917	2,186	2,166	2,234	2,130	2,208	2,360	2,420
4歳児	1,912	2,031	2,235	2,401	2,356	2,412	2,316	2,345	2,513
5歳児	1,904	1,945	2,138	2,296	2,440	2,420	2,447	2,358	2,377
合計	9,213	9,655	10,730	11,148	11,350	11,494	11,597	11,983	12,468
前年度差	557	442	1,075	418	202	144	103	386	485
就学前児童数に対する割合	15.8%	16.7%	18.8%	19.9%	20.6%	21.0%	21.4%	22.2%	23.1%

※各年4月1日現在, 外国人含む

3. 保育所数等の推移

(単位:箇所,人)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
公立箇所数	49	49	49	49	49	49	49	47	47
公立定員	4,682	4,682	4,682	4,702	4,702	4,702	4,702	4,521	4,521
私立箇所数	47	53	65	66	66	68	68	74	82
私立定員	4,002	4,517	5,762	5,852	5,882	6,062	6,062	6,709	7,524
合計箇所数	96	102	114	115	115	117	117	121	129
合計定員	8,684	9,199	10,444	10,554	10,584	10,764	10,764	11,230	12,045



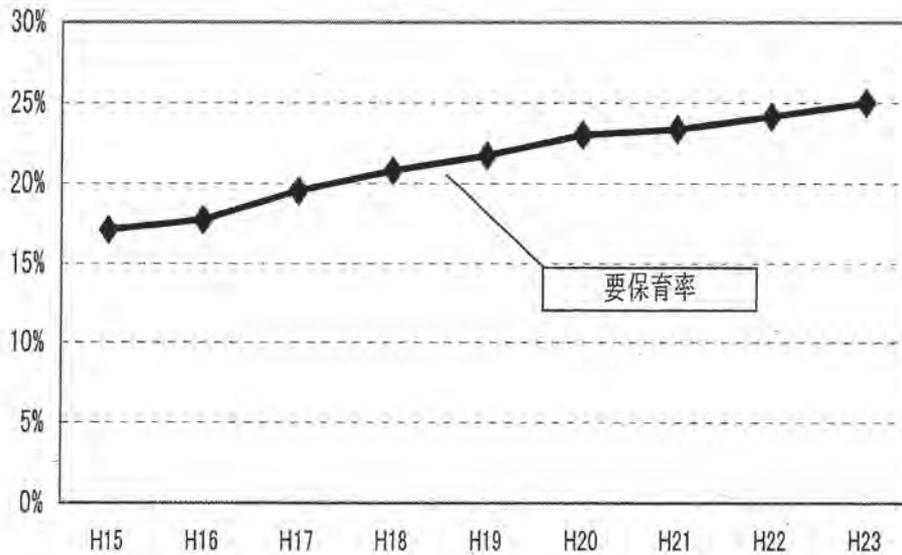
4. 要保育率の推移

(単位:人)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
要保育児童数	0歳	769	737	796	837	916	1,027	1,112	1,099	1,172
	1歳	1,508	1,522	1,673	1,666	1,759	2,073	2,064	2,236	2,257
	2歳	1,824	1,862	1,908	2,038	2,006	2,165	2,270	2,325	2,484
	3歳	1,977	2,086	2,299	2,294	2,403	2,339	2,353	2,564	2,582
	4歳	1,984	2,105	2,296	2,452	2,438	2,517	2,394	2,403	2,571
	5歳	1,935	1,971	2,165	2,323	2,471	2,460	2,474	2,379	2,393
	合計	9,997	10,283	11,137	11,610	11,993	12,581	12,667	13,006	13,459
要保育率	0歳	8.1%	7.8%	8.9%	9.5%	10.0%	11.2%	12.2%	12.1%	12.9%
	1歳	15.2%	15.7%	17.4%	18.5%	19.8%	22.3%	22.2%	24.1%	24.3%
	2歳	18.5%	19.1%	19.9%	21.4%	22.6%	24.8%	24.9%	25.2%	26.9%
	3歳	20.3%	21.4%	23.8%	24.2%	25.6%	26.5%	27.2%	28.4%	28.6%
	4歳	20.2%	21.8%	23.8%	25.8%	26.0%	27.1%	27.4%	28.0%	30.0%
	5歳	20.2%	20.2%	22.5%	24.3%	26.1%	26.4%	26.7%	27.4%	27.6%
	平均	17.1%	17.7%	19.5%	20.8%	21.7%	23.0%	23.4%	24.1%	25.0%

※ 要保育児童数 = 入所児童数 + 認可保育所に申込んで入所していない児童数

※ 要保育率 = 要保育児童数 ÷ 就学前児童数



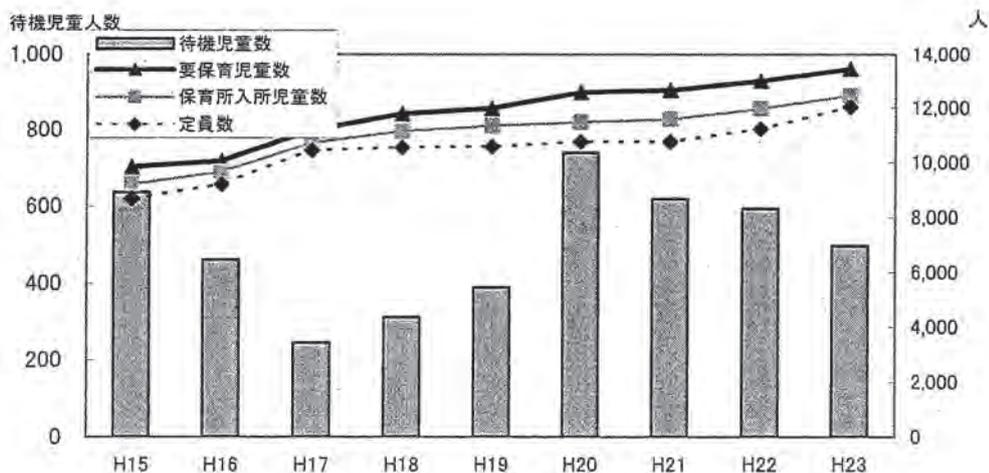
5. 待機児童数の推移

(単位：人)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
待機児童数	0歳	53	38	13	32	47	66	94	73	80
	1歳	176	106	59	68	104	300	219	239	175
	2歳	170	117	46	76	86	137	165	106	131
	3歳	149	129	74	86	94	139	81	131	74
	4歳	63	52	36	35	44	73	46	35	32
	5歳	26	20	18	15	15	25	15	10	6
	合計	637	462	246	312	390	740	620	594	498

※ 待機児童数の定義

認可保育所への入所を申し込んでおり、入所要件に該当しているが入所できない児童のうち、国庫補助事業による特定保育または家庭保育福祉事業により保育されている児童、地方公共団体における単独施策（せんだい保育室、事業所内保育施設、幼稚園保育室）で保育されている児童、認定こども園のうち幼稚園型等で保育されている児童、及び他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望している場合の児童を除いた数



平成22年度仙台市公立保育所体験学習及び保育所ボランティア受け入れ数

No.	保育所体験学習						保育所ボランティア					
	小学生	中学生	高校生	大学・短大	社会人	延人数	小学生	中学生	高校生	大学・短大	社会人	延人数
1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1
2	0	18	0	0	0	18	0	0	198	5	0	203
3	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3
4	0	4	3	0	12	19	0	0	4	4	0	8
5	103	12	3	0	0	118	0	0	9	159	96	264
6	0	24	0	0	0	24	0	0	18	0	0	18
7	2	52	0	0	0	54	0	0	0	0	3	3
8	4	20	0	0	0	24	0	0	35	0	17	52
9	40	21	0	0	0	61	0	0	12	5	2	19
10	0	23	0	0	0	23	0	0	1	4	0	5
11	0	8	0	0	0	8	0	1	1	0	0	2
12	37	12	0	0	0	49	0	4	7	0	0	11
13	0	6	0	8	0	14	0	0	0	0	0	0
14	0	31	0	0	0	31	0	0	12	5	0	17
15	0	6	3	8	0	17	0	0	0	1	0	1
16	11	6	0	1	0	18	0	0	0	0	0	0
17	6	10	0	0	0	16	0	0	0	1	0	1
18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
19	5	15	0	0	0	20	0	0	6	0	0	6
20	0	12	0	0	0	12	0	0	3	0	0	3
21	120	29	0	0	0	149	0	0	23	25	7	55
22	20	4	4	0	4	32	0	0	6	0	0	6
23	15	35	0	0	0	50	0	0	0	3	0	3
24	0	2	0	1	0	3	0	0	0	0	3	3
25	0	7	0	0	0	7	0	0	5	2	0	7
26	0	7	0	0	0	7	0	0	10	0	0	10
27	45	8	0	0	0	53	0	0	3	41	0	44
28	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
29	0	36	0	0	84	120	0	4	12	89	4	109
30	0	27	0	0	0	27	0	0	0	3	0	3
31	0	13	0	0	0	13	0	9	5	0	0	14
32	9	23	148	0	0	180	0	0	9	139	0	148
33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	12	12	0	0	0	24	0	0	6	0	0	6
35	4	8	0	0	0	12	0	0	5	0	0	5
36	14	28	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0
37	0	35	4	0	14	53	0	7	31	38	2	78
38	81	108	8	0	12	209	0	3	8	95	7	113
39	0	6	0	0	0	6	0	0	7	0	5	12
40	0	6	0	0	0	6	0	0	20	1	0	21
41	176	23	3	0	6	208	0	0	32	16	92	140
42	92	57	45	0	0	205	0	0	18	3	0	21
43	35	15	0	0	6	56	0	0	12	7	0	19
44	6	48	0	0	0	54	0	10	0	6	35	51
45	0	35	0	0	0	35	0	0	30	0	1	31
46	0	7	0	0	0	7	0	0	12	88	0	100
47	0	3	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1
48	0	21	0	0	2	23	0	0	14	34	0	48
	837	889	221	18	140	2116	0	38	577	778	275	1668

資料3

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続
 についてのアンケート集計結果－教育委員会－

平成23年10月20日

- 調査期間 平成23年9月～10月
- 調査方法 研究委員の属する7市町村の教育委員会を対象に調査を実施
- 回収結果 7教育委員会の全部より回答あり

- (1) アンケートに回答をいただいた市町村名については、【ア～キ】の記号で表記します。
- (2) 貴自治体では、幼稚園・保育所と小学校の連携・接続として、どのような事業を行っていますか？
 それぞれ該当するものに○を記入してください。

進捗状況	公立幼稚園	公立保育所	私立幼稚園	私立保育所	設 問
実態把握	エ、カキ	カ			実態の把握をしていますか。把握の程度をお書き下さい。 (エ…計画訪問を実施(年1回及び要請に応じて)) (カ…職員の定期的会議・行事交流。行事計画などで把握している。)
ステップ0		ウ	ア、ウエ	ア、ウエ	連携の予定・計画がまだ無い。
ステップ1		エ	ア、オ	ア、ウ	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	オ、カキ	オ、カ	ア	ア、オ	年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3		カ(一部)			授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4		カ(一部)			接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更により良いものになるよう検討が行われている。
その他	ウ			カ	その他として行われている場合はお書き下さい。 (ウ…幼稚園と小学校が積極的に連携をとるように呼び掛けを行っている。) (カ…監査を通じて一部把握)

(3) 小学生と保育園児との交流活動は行われていますか？

- (行われている) …… ア、エ、オ、カ、キ
 (行われていない) …… イ、ウ

内容

- ア…小学校の生活科(学区探検、小学校で遊びの単元で交流)行事の交流、小学校の給食を一緒に食べる
 イ…小学校と2つ程度の保育園との関係なので、呼掛けがなくても運動会・夏祭り等多くの卒園児等の参加者がある。
 エ…一部小学校で生活科で授業での交流
 オ…小学校への体験入学、運動会への参加
 カ…給食参観、支援学級との交流、1年生体験授業
 キ…生活科「もうすぐ2年生～新しい1年生を招待しよう～」など

(4) 教師と保育者の交流活動は行われていますか？

- (行われている) …… ア、カ、キ
 (行われていない) …… イ、ウ、エ、オ、

内容

- ア… 小学校の授業参観に保育者も案内、その逆もあり。交流活動前後の打合せや反省
 イ… 昭和50年台から幼・保・児童館がひとつの団体として活動。就学児指導委員会、障害児委員会とのつながりが深く、地域が小さいため教師との交流も多い。
 カ… 新人研修、保育所主催の実践交流集会に参加の呼び掛けをしている。
 キ… 授業参観、保育参観など

(5) 教師や保育者のための研修会を実施していますか？

- 小学校教員のための研修会の実施 (している・していない)
 (している) …… ア、エ、オ、カ、キ
 (していない) …… イ、ウ、
 保育所職員のための研修会の実施 (している・していない)
 (している) …… カ、
 (していない) …… イ、ア、ウ、オ、

内容

- ア … 小学校教員のための研修講座を開催している。
スタートカリキュラムのポイント等
- エ … 公立幼稚園の公開保育(年1回)
- カ(公立保育所) … 虐待、発達障害について
幼・保・小の接続について
共に学べる研修については、相互に参加し合っている。
- カ(公立幼稚園) … 「円滑な幼・小連携に向けて」(講師:府教育委員会 指導主事)
「幼・小の一貫した育ちと学びをめざして—生活科を中心とした考察—」
(講師:前幼稚園長であり元小学校長)
- キ … 市教委の指定及び委嘱により開催される幼・小・中の研究発表会には
相互に職員が参加し、研究の成果を共有している

(6) 接続期のプログラムは作成されていますか？

- (作成されている) … ア
- (作成されていない) … イ、ウ、エ、オ、カ、キ

内容

- ア … スタートカリキュラムを作成し、円滑な接続を図っている小学校が少しずつ増えてきた。
アプローチカリキュラムを作成している幼稚園、保育所もある。
- カ … (公立保育所) 保・幼・小の園長・校長会の実施
引継会議等の実施

(7) 連携を進める上での課題について、記入してください。

- ア … 公立の保育園・幼稚園がないため、公立小学校との連携が進みにくい。
- イ … 教育委員会では幼保小の連携が十分とられていると認識されている。よって、教育委員会自体が新たな施策として取り組めば、一気に進むと考えられる。
- オ … 連携は進めていかなければならないが、管轄が公・私立保育所は保育課、公立幼稚園は教育委員会等、分かれているため、掌握しにくい現状がある。
- カ(公立保育所) … 民間保育園とともに連携を進めていきたい。
- カ(公立幼稚園) … 24の小学校に対し公立幼稚園は6園であるため、校区内に幼稚園がある小学校とは交流が進みやすいが、全校へはなかなか広がらない。
- キ … 管内の幼稚園及び小学校への聞き取りなどを通して、諸課題を整理、検討して行きたい。

(8) その他 特色ある連携等自由に、記入してください。

- ア・・・「幼・小連携教育実践研究」の指定を受けて、実践研究に取り組んでいる。小学校1校幼稚園2園、協力保育園1園があり、連携を推進している。
- イ・・・朝ごはん関係、食育とリズム、読書関係等あらゆる機会にて、幼保小の代表(校長とは限らず)との交流は十分行われていると認識。
- オ・・・中学校区ごとの地域教育協議会(すこやかネット)への公・私立保育所、公・私立幼稚園の参画
- カ・・・公立幼稚園で使用している「子育てマップ」(保護者と教員が子どもの成長を共有しながら、共に子どもの育ちを支援するために活用するシート)の項目を、小学1年生で実施する「子どもの家庭での様子」へ反映させ、幼・小へ連携して子どもの成長をとらえるようにしている。
- キ・・・幼小中連携の日・・・年2回以上実施(授業参観、保育参観など)。
特別支援教育・・・中学校区をもとにしたブロック毎の幼小中合同研修。
小冊子「輝く子どもたちのために」・・・各教科及び幼稚園教育についてまとめたものを幼・小・中の全教諭に配布。

考察

設問2で幼・保・小の連携・接続の進捗状況について尋ねた。ステップ0からステップ4までの段階に分けたが、公立幼稚園、公立保育所、私立保育所・私立幼稚園の順に低くなっていく様子が伺える。

設問3で、小学生と保育園児の交流については行われている自治体がほとんどだが、設問4の教師と保育者の交流は、半数強の自治体で行われていない。設問5の研修の実施では、小学校教員のための研修は実施しているが、保育所職員のための研修は実施していないところが多いことが分かった。

設問6の接続期のプログラム作成については、作成しているのは青森市のみにとどまった。

今回のアンケート調査で、教育委員会の管轄である公立幼稚園では、連携・接続が進んでいるが、公・私立保育所及び私立幼稚園では進んでいない実態が明らかになった。福祉施設である保育所にも、小学校との連携・接続という点では、今後、教育委員会の指導が公立幼稚園と同じよう求められてくるのではないだろうか。

平成23年度 接続カリキュラム(5歳児 4月～9月) 青森よつば保育園
 「小学校の学習や生活に滑らかに接続できるように工夫された年長児前半の指導計画」

目	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月						
園行事	<ul style="list-style-type: none"> 入園進級式 お誕生会 	<ul style="list-style-type: none"> お花見遠足 保育参観日 お誕生会 	<ul style="list-style-type: none"> 親子遠足 お誕生会 	<ul style="list-style-type: none"> 消防ふれあい広場 お泊り会 お誕生会 卒園児とともに 	<ul style="list-style-type: none"> お誕生会 収穫野菜クッキング 	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 お誕生会
内容	<ul style="list-style-type: none"> 小学校へ絵本の貸し出しをする 毎月「園だより」を年長児と保育士で小学校に届ける 毎月、学校高学年生が「土手の花」を園に届ける 					
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> お互いの情報の共有 校長先生や先生方と会う機会となる 小学校内を見る機会となる 					
配慮	<ul style="list-style-type: none"> 当番制で順番に小学校に行けるようにする 					
内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 小学校全自動 保育園5歳児 					
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> 小学生と一緒に交通ルールを学ぶ 					
配慮	<ul style="list-style-type: none"> 広い校庭でもいっきり動きまわり、地域として参加している小学生とふれあう 生活科の授業である「町たんけん」をととし、小学生に保育を分かってもらおう 					
園保育士連携	<ul style="list-style-type: none"> 青森よつば保育園 三内西小学校校庭で運動会 「町たんけん」小学2年生 来園 					
行事での保小連携	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 小学校全自動 保育園5歳児 小学生と一緒に交通ルールを学ぶ あいさつをきちんとすることを指導する 					
地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> 三内西小学校入学式(園長) 三内西小学校内研1、2年生生活科指導参観(園長・保育士) 1年生を迎える会(園長) 全校参観日(園長) 交通安全教室打合せ(小学校教師2名と園長) 交通安全教室(園長) 第1回学校評議委員会 全校参観日見学(園長) 運動会練習日の打合せに行くと(園長・主任) 会長協力「三内を美しく元気にする会」金魚ねぶた作り 会場 三内西小学校会議室 5歳児 おやじの会協力「防災ツアー」 会場 三内西小学校玄関前 4歳児 					

資料 4

平成23年度 接続カリキュラム（5歳児 10月～3月）
 青森よつば保育園
 「小学校の学習や生活に滑らかに接続できるように工夫された年長児後半の指導計画」

目	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>・進級したことを喜び、自ら進んで身の回りのことをしようとする ・共通の目的に向かって協力し合う気持ちをもつ</p> <p>・徒歩遠足 ・すくすく展 ・クッキング ・保育参観日 ・お誕生会</p>	<p>・お誕生会</p>	<p>・クリスマスお遊戯会 ・お誕生会</p>	<p>・郵便屋さんごっこ ・お誕生会</p>	<p>・縄文冬祭り ・雪上運動会 ・お誕生会</p>	<p>・卒園式 ・お別れ会 ・お誕生会</p>	
<p>日常保育の中での保小連携</p> <p>内容</p> <p>ねらい</p> <p>配慮</p>	<p>・保育時間に散歩 コースとして小学校を ・毎月「園だより」を年長児と保育士で小学校に届ける ・毎月、小学校高学年生が「土手の花」を園に届ける</p> <p>・お互いの情報の共有 ・校長先生や先生方と会う機会となる ・小学校内を見える機会となる</p> <p>・校庭を通る時は、授業の邪魔にならないよう注意する</p> <p>・玄関でのあいさつの仕方がきちんとできるように指導する</p>	<p>・小学校の先生方へのあいさつの仕方を覚える</p>				
<p>行事での保小連携</p> <p>内容</p> <p>ねらい</p> <p>配慮</p>					<p>・「収穫祭」に参加 5年生や地域の人と交流</p> <p>・感謝の気持ちを伝え合い、全員で楽しい時間を過ごす ・5年生に憧れや親しみをもつ ・地域の人達も小学校に関わっていることを知る</p> <p>・片付けは、自分達でできることはするよう指導する ・小学生や地域の人達、先生方にお礼の言葉を言う時間を工夫してもらう</p>	
<p>園長・保育士連携</p> <p>地域との連携</p>	<p>全校参観日、園長見学</p>	<p>・「収穫祭」の打合せ (園長と小学校教師) ・雪上運動会校庭使用のお願い (園長)</p>	<p>・要録提出 (小学校へ持参、園長) ・第2回評議委員会 (園長) ・「収穫祭」5歳児参加</p>	<p>・「収穫祭」に地域ボランティアの人達が協力</p>		

障害乳幼児と家族への支援に活かすムーブメント教育の実践分析に関する研究

研究代表者 飯村 敦子 (鎌倉女子大学児童学部教授)
共同研究者 小林 芳文 (和光大学現代人間学部教授)
竹内 麗子 (清水台保育園園長)
吉村 喜久子 (鹿苑第二保育園園長)

研究の概要

障害のある乳幼児への支援は、発達を促す早期療育と家族支援という視点から、訓練ではなく家族が楽しみながら取り組むことのできる方法論が求められている。ムーブメント教育は、楽しい動的遊びを通して、子どもの全面発達(からだ、あたま、こころ)を支援する教育であり、障害乳幼児とその家族への支援に活用できる具体的な支援法である。

本研究の目的は、ムーブメント教育による障害乳幼児の発達支援と家族支援の実践分析を通して、その有効性を明らかにすると共に、家族支援、保育士のスキルアップという側面から、その意義を検討することである。具体的には、保育所がネットワークを組み、ムーブメント教育による障害乳幼児とその家族への療育支援を展開している「たけのこムーブメント教室」を研究フィールドとして実践分析を行った。

まず、たけのこムーブメント教室における遊具環境と活用の実際についてプログラムを元に分析を行い、障害乳幼児の発達を促す動的遊びには、どのような環境が必要かを明らかにした。教室における動的環境は、運動面で未発達な子どものグループでは、トランポリン・エアートランポリン・スクーターボード・ハンモックなど揺れを中心とした感覚運動遊具を活用し、言語・社会性面で未発達な子どものグループでは、スカーフ・風船・チャイルドベンチ・フープ・ロープ・カラートネル・大型絵カードなど知覚運動遊具を活用していた。これらの遊具による動的な環境により、子どもの自発的な動きを引き出し環境との相互作用を活性化することが実証された。

次に、障害乳幼児への支援に求められる「家族支援、育児支援」のあり方を検討するために、たけのこムーブメント教室での保護者(母親)のグループカウンセリングでの発話内容を分析した。その結果、「○○を楽しんでいた、嬉しかった・○○ができた・成長した、(これからが)楽しみ」などのキーワードが抽出された。この結果から、保護者は教室に参加することで育児の楽しさや喜びを実感していることが明らかになった。

さらに、障害乳幼児の支援に関わる保育士の専門性としてのスキル変化について、教室にスタッフとして参加する保育士38名を対象に調査を行った。この調査は、子ども理解・ムーブメントスキル・保育スキル・自己実現の 카테고리による20項目で構成され、ムーブメント教育を学んだことによる意識の変化について回答するものである。調査の結果、すべての項目で8割を超える保育士が「少し変化した」と回答した。特に子ども理解に関する5項目、ムーブメントスキルに関する1項目、保育スキルに関する1項目は、7割を超える保育士が「とても変化した」と回答した。この結果から、ムーブメント教育を学ぶことにより、保育士の意識の変化をうながすことが示された。

本研究の結果から、ムーブメント教育による障害乳幼児への支援について、動的活動における環境の重要性、家族支援のあり方と保育士のスキルアップという側面から、その有効性が検証された。

キーワード：ムーブメント教育、動的遊び、発達支援、家族支援、保育士のスキルアップ

1. はじめに

近年、すべての子どもが共に育つ共生の時代に入り、そこに、包括的保育の流れが打ち出されるようになった。包括的保育(インクルーシブ保育)とは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもと一緒に保育を受け、その環境や関わりにおいて、子どもを分け隔てなく包み込む

(include)状態での保育である。さらに、障害乳幼児への支援は、発達を促す早期療育という視点と共に、家族支援という重要な側面を有している。そこには、訓練ではなく家族が楽しみながら取り組むことのできる支援が求められる。

1986年、米国では全障害児教育修正法により、個別家族支援計画(Individualized Family Service Plan；

IFSP)の提供が義務づけられた。これは、3歳未満の乳幼児とその家族への早期介入計画を立案するためのものである。このように障害のある乳幼児とその家族を対象とした早期発達支援制度が整備され、“子ども中心のサービスから子どもを含めた家族を中心とするサービスへの転換”がはかられたのである。IFSPの重要な鍵は、家族を中心とした活動(family directed)であり、その活動は遊び中心の関わり(play based)を基軸として、可能な限り、自然な環境(natural environment)で行われることである。つまり、IFSPにおける家族支援の考え方は、「子どもの発達と共に家族機能も促進していくこと」なのである。

我が国では社会福祉分野において、1990年代後半に家族を支援の対象として見る「家族支援」という概念が登場し、「子ども家庭福祉」という考えが提唱されるようになった。これは、子どもが生活する家庭そのものを支援することで「親と子の生活や自己実現をペアで保障する」という考え方に立つものである。これは、害乳幼児の子育て支援という視点から考えると、本人への支援のみならず、その家族も含めた家族参加型の支援につながるものであるといえよう。

我々は、30年ほど前からムーブメント教育による障害乳幼児への支援に取り組み、実践を重ねる中で、子ども中心、遊びの要素を取り入れた楽しい活動、親子での参加、家族での活動を重視してきた。今日、WHOによる障害定義の改訂、インクルージョン思想の発展なども含めて、子どもの尊厳に目を向けた新たな視点から「家族の力」を育もうという新たな取り組みが求められている。楽しい動的遊びを通して子どもの全面発達(からだ、あたま、こころ)を支援するムーブメント教育は、まさに「家族の力」を育む支援法であると考えている。

本研究の目的は、楽しい動的活動を通して子どもの全面発達を支援するムーブメント教育による障害乳幼児の発達支援と家族支援の実践分析を通して、身体のすべてを参加させることによる遊びを軸とした支援の有効性を明らかにすることであり、家族支援という側面からその意義を検証することである。

2. 障害乳幼児へのムーブメント教育の実践分析

「たけのこムーブメント教室」では、福井県、石川県、兵庫県にある17の保育所がネットワークを組み、ムーブメント教育による障害乳幼児とその家族への療育支援を展開している。この教室を研究フィールドとして、障害乳幼児の発達を促す動的遊びにおける環境の重要性、ならびに発達教育としての有効性を明らかにした。

(1) たけのこムーブメント教室について

たけのこムーブメント教室(以下、教室)は、毎月1

回、福井市内の公共施設きらら館または児童館を会場として開催されている。スタッフは、ネットワーク園の保育士42名で、運動面で未発達な子どものグループ「アンパンマングループ」と言語・社会性面で未発達な子どものグループ「ドラエモングループ」での支援を展開している。ドラエモングループは9時から12時、アンパンマングループは13時から16時である。平成23年度は5月から12月の期間で7回開催された。

平成23年度の参加者は、0歳から5歳の障害のある乳幼児と家族33組であった。子どもの障害と年齢の内訳は、以下の通りである。アンパンマングループは、脳性麻痺5名(5歳児2名・4歳児2名・3歳児1名)、ダウン症8名(5歳児1名・4歳児1名・3歳児2名・2歳児3名・1歳児1名)、広汎性発達障害1名(2歳児)、精神発達遅滞1名(3歳児)、超未熟児1名(0歳児)の18名、また、ドラエモングループは、広汎性発達障害2名(5歳児)、ダウン症2名(4歳児)、自閉症5名(5歳児4名・4歳児1名)、脳梁欠損症1名(4歳児)、その他4名(5歳児2名・4歳児1名)の15名であった。

(2) 教室の流れとプログラム

教室は、フリームーブメントが約1時間、集団ムーブメントが約1時間、水分補給などの休憩が約30分(プログラム中に適宜休憩が設定される)、グループカウンセリング(振り返り)が約30分である。資料1、資料2に、アンパンマングループ(11月)とドラエモングループ(7月)のプログラムを示した。

(3) ムーブメント環境に関するプログラムの分析

教室における遊具環境と活用の実際についてプログラムを元に分析を行い、障害乳幼児の発達を促す動的遊びには、どのような環境が必要かを明らかにした。分析の対象は、平成23年5月から7月に実施されたアンパンマングループ6回、ドラエモングループ6回である。教室における動的環境は、アンパンマングループでは、トランポリン・エアートランポリン・スクーターボード・ハンモックなどの揺れを中心とした感覚運動遊具であった。またドラエモングループは、スカーフ・風船・チャイルドベンチ・フープ・ロープ・カラートンネル・大型絵カードなどの知覚運動遊具であった。これらの遊具による動的な環境により、子どもの自発的な動きを引き出され、環境との相互作用を促して活性化し、発達のための良循環が生まれることが示された。

3. 家族支援から見たムーブメント教育実践の有効性

教室では、毎回参加した保護者(母親)のグループカウンセリングを行っている。ここでは、障害乳幼児への支援に求められる「家族支援、育児支援」のあり方を検

討するために、グループカウンセリングにおける発話内容を分析した。

(1) グループカウンセリングにおける母親の発話内容

アンパンマングループの母親の発話内容は、以下の通りである。

- 5月・初めてバギーのままトランポリンに乗せてもらい、揺れを楽しんでいた。
- ・トランポリンの周りに支えながら立たせていたが、しっかり立って手を出していた。
 - ・初めての参加だったが風船こいのぼりの上に乗って、とても気持ちよさそうな表情をしていたのが嬉しかった。また、身体力も抜けてリラックスしていた。
- 6月・プレイバンドでのおあつまりは、自分から握って自然に手が参加していた。
- ・箱キャストでの移動は、ヒモをしっかり握ってバランスをとっていた。
 - ・カエルが登場すると、じっと集中して見ていた。
 - ・みんなと一緒に参加することでこれからの成長が楽しみである。
 - ・水のりの上に寝ころんで、その感触を楽しんでいた。
 - ・好きな場所では言葉では言えないが表情で訴えていた。
- 7月・浮き輪のユランコに乗って、スピード感が味わえたのがよかった。
- ・ウオーターマットの感触はとても気持ちよさそうな表情をしていた。
 - ・ふれあい遊びの「おせんたく」では、タッピングをととても喜んでいたので、家でもしてあげたい。
 - ・浮き輪を積み上げたタワーでは、手を伸ばし倒すのも喜んでいた。また、スカーフの波にタッチしようと必死で手を伸ばしていた。
 - ・水の入った風船タッピングは、いろいろな身体部位を刺激できてよかった。
- 9月・円盤形のエアートランポリンでは、斜面を利用して寝返りをさせてあげると自分でも身体を起こそうとしていた。
- ・下の子が生まれ、妹を叩いたり引っ張ったりすることもあるが、温かく見守り、いろいろなことをさせてあげて、ほめるようにしていきたい。
 - ・寝かせた姿勢が多かったが、起こしてあげるとその姿勢でいられる時間が長くなってきた。
 - ・ムーブメント教育を見させていただいたが、子どもが生き生きしていて素晴らしい時間を過ごせていることに感動した。また、五感を使った遊びがととても工夫されている。
 - ・体調を整えて毎日生活するのは大変だが、ここに来ていい表情を見るとこれからも参加したいと思

う。

- 10月・戸外で遊ぶことが少ないが、今回外でのたくさんの活動をさせてもらい、自分自身がリラックスできた。
- ・パラシュート風船に乗りながら、上からおりてくるパラシュートを心地よさそうに見ていた。
 - ・どんぐりや落ち葉を手で触ったのも初めてだったが、においなども楽しめた。
 - ・ふれあい遊びの「ひつつきもつつき」では、寝ていた姿勢を起こしてもらい、母親の顔が見えるといい顔が見られた。
 - ・どんぐりをペットボトルに入れる時、最初はグーだった手が何とかどんぐりをとろうとパーにしてつかめるようになりとても嬉しかった。
- 11月・ダイナミックにエアートランポリンから板すべりを楽しみ、何回も要求していた。
- ・2、3ヶ月前から比べると成長を感じることができた。
 - ・ダイナミックな動きを十分したので、帰りのお集まりで初めて最後まで座っていることができた。
 - ・エアートランポリンの傾斜を四つ這いで上手に登っていた。
- 12月・初めて立位でのトランポリンを楽しんでいた。膝を伸ばし力を入れていたのもよくわかった。
- ・自分の生きたいところ、やりたいことを少し言葉で伝えられるようになってきた。
 - ・パラシュートでのブラックライトやミニサンタのダンスもとても喜んでいた。
 - ・ミュージックベルに興味を持ち、何度も触って音を楽しんでいた。
 - ・泡立てネットでのタッピングや抱っこでのキャッチは、ちゃんと目で追っていた。

ドラエモングループの母親の発話内容は、以下の通りである。

- 5月・ムーブメントが好きなので、たくさん経験させたい。
- ・集団だからか、やりたいことに自分から参加する姿が見られ嬉しかった。
 - ・昨年よりも遊びを楽しんでいて一つの遊びに集中することができた。
 - ・4月はたけのこ教室がないので、行きたくてしょうがなかった。成長した姿が見られた。
 - ・小林先生はどんなときでも子どもを誉めてくださった。自分も誉めることを増やしたい。
 - ・登園したとき、緊張していて機嫌が悪くても、トランポリンを跳ぶと機嫌がなおる。
- 6月・音楽が好きで、聞こえてくると積極的に参加していた。
- ・フリーのトランポリンの個人発表では、自分から

- やりたいことを身体で表現していた。
- ・トランポリンの揺れを心地よく感じながら跳んでいた。
 - ・落ち着いてきたし、集中して遊ぶ姿が見られ、笑顔もありよかった。
 - ・身体を使って遊ぶのが好きで、今日もかなり動いていた。
 - ・最後まで楽しんで参加していた。子どもを見守りながら笑顔で声をかける大切さを学んだ。
- 7月・自分で好きなことを見つけていたし、最後まで参加できたのが嬉しかった。
- ・以前できなかったことができるようになり、本当に嬉しかった。
 - ・なかなか集団に入れないが、自分で興味のある場面を見つけてそこには入っていた。
 - ・初めて、一人でトランポリンを跳ぶことができ嬉しかった。
 - ・とても表情が豊かになった。集中して参加し本人がすごく楽しんでた。
 - ・親から離れて、自分から参加している姿が見られよかった。
- 9月・できたことを「すごいね」と誉め、認めてあげることを学んだ。
- ・いろんなことに積極的に参加できるようになった。
 - ・子どもと一緒に参加したり、少し離れて見たりすることができる教室である。
 - ・参加している子どもの表情を見て、本当に楽しんだと思う。
 - ・ほとんどのプログラムに喜んで参加できていた。
 - ・身体を動かすことが苦手な我が子が、自分かTらと乱歩林2回跳びたいと行ったことに驚いたし、親として嬉しかった。
- 10月・大自然の中で、のびのびと遊べていてよかったし、子どもが生き生きとしていた。
- ・すごい体力がついたと思ったし、最後まで参加できたのが嬉しかった。
 - ・みんなと一緒に指示を聞いて動くことは難しかったが、集団の中から離れることなく活動していたので嬉しかった。
 - ・「健康の森」の戸外だから、途中で挫折するかと思ったが最後までよく歩き驚いた。
 - ・自分自身がとても楽しく、よい思い出になった。いい体験をさせていただいた。
 - ・こんなにゆったりと過ごせて、親子共々幸せな時間だった。家でも十分に時間を取り子どもとゆっくり関わっていきたくと思った。
- 11月・集団ムーブメントの課題を上手にクリアしていた。
- ・子どもから一緒にしようと誘いがあり、やりたいことを伝えられるようになった。

- ・何度も「やりたい」と自分から言ってきた。主張できるようになったことが驚きだった。
 - ・すべてには興味がなく、なかなか港一緒に参加できないが、好きなことはやはり自分から積極的に参加していた。
 - ・はじめから最後までずっと喜んで参加していたので驚いた。
 - ・子どもがプログラムの絵を見て「今日は何をするの?」と聞き説明したら「次は〇〇や」と期待しながら参加していた。
- 12月・スペースマットの色がわかるようになり嬉しかった。
- ・いつもは暗いのが怖い、ブラックライトの中でお花が美濃之が振ってくるファンタジックな雰囲気、怖がらずに参加できた。
 - ・保育園で使っているムーブメント教材を「これ知ってる、スペースマットだ」と自慢げに話をしてくれ、記憶できていることが嬉しかった。
 - ・ムーブメントの中で自分から喜んで参加する姿を見たら、親として本当に嬉しい。
 - ・ダイナミックな動きが大好きで、何回も挑戦していた。
 - ・教室の会場に入るのを、初めて嫌がらずに泣くこともなくスムーズに入れて驚いた。

母親の発話内容を見ると、下線部に示したように、「〇〇を楽しんでいた、嬉しかった・〇〇ができた・成長した、(これからが)楽しみ」などのキーワードが印象的である。つまり「子どもができたこと」「子どもが楽しかったこと」「自分が楽しかったこと」「自分が嬉しかったこと」「驚いたこと」について話していることがわかる。この結果から、保護者が教室での我が子の姿を通して、育児の楽しさや喜びを実感していることが明らかになった。

4. 保育者のスキルアップから見たムーブメント教育実践の重要性

障害乳幼児の支援に関わる保育者のスキルアップは、保育における今日的課題である。ここでは保育士の専門性としてのスキル変化について、教室にスタッフとして参加する保育士38名を対象に調査を行った。

この調査は、子ども理解・ムーブメントスキル・保育スキル・自己実現のカテゴリーによる20項目で構成され、ムーブメント教育を学んだことによる意識の変化について「非常に変化した」「少し変化した」「変化はない」の3件法で回答するものである。質問項目は以下の通りである。

「子ども理解」に関する項目

1 子どもの発達の理解

- 2 子どもの見方
- 3 子どもを誉めることやその方法
- 4 子どもへのことばかけ
- 5 子ども一人一人を大切にしている気持ち
- 6 障害のある子どもとの関わり方

「ムーブメントスキル」に関する項目

- 7 遊具や教材の活用方法
- 8 音楽や音の活用方法
- 9 場づくりのセンス

「保育スキル」に関する項目

- 10 保育が楽しいと感じる気持ち
- 11 保育の柔軟性
- 12 保護者との関わり
- 13 保育士としてのやりがい
- 14 人とのつながり

「自己実現」に関する項目

- 15 人を思いやる気持ち
- 16 自分は役に立つという気持ち
- 17 自分を大切に思う気持ち
- 18 自分自身の積極性
- 19 自分自身の優しさ
- 20 自分自身の感性

調査の結果、すべての項目で8割を超える保育士が「少し変化した」と回答した。特に子ども理解に関する5項目、ムーブメントスキルに関する1項目、保育スキ

ルに関する1項目は、7割を超える保育士が「とても変化した」と回答した。この結果から、ムーブメント教育を学ぶことにより、保育士の意識の変化をうながすことが示された。

5. おわりに

障害のある乳幼児への支援は、発達を促す早期療育と家族支援という視点から、訓練ではなく家族が楽しみながら取り組むことのできる方法論が求められている。ムーブメント教育は、楽しい動的遊びを通して、子どもの全面発達(からだ、あたま、こころ)を支援する教育であり、障害乳幼児とその家族への支援に活用できる具体的な支援法である。

本研究の目的は、ムーブメント教育による障害乳幼児の発達支援と家族支援の実践分析を通して、その有効性を明らかにすると共に、家族支援、保育士のスキルアップという側面から、その意義を検討することであった。具体的には、保育所がネットワークを組み、ムーブメント教育による障害乳幼児とその家族への療育支援を展開している「たけのこムーブメント教室」を研究フィールドとして実践分析を行った。

本研究の結果から、ムーブメント教育による障害乳幼児への支援について、動的活動における環境の重要性、家族支援のあり方と保育士のスキルアップという側面から、その有効性が検証された。

写真：アンパンマングループでのムーブメント活動の様子



写真：ドラエモングループでのムーブメント活動の様子



写真：アンパンマングループでのムーブメント活動の様子

たけのこムーブメント教室 日案 アンパンマングループ		実施日	平成23年11月18日		
ねらい	☆感覚を育てる ☆操作性を育てる ☆聴覚を育てる	場所	きらら館	指導者	たけのこの家 高原 沙織
時間	活動内容・方法	配慮すべき点	指導のポイント		準備物
9:00	・登園、受付 ☆フリー ムーブメント	・挨拶、シール貼り ・エアートランポリン ・ワンロール ・落ち葉のプール ・どんぐりあそび ・手先の遊び ・トンボのトンネル ・おいもさんコロコロ ・秋のつるし物	・一人ひとりを笑顔で迎え、子どもの様子を把握する ・一人ひとりの状況に合わせて動きを応援しながら、その子のやりたい遊びを十分にできるようにする ・子ども達が触りたくなるような環境作りをする ・子ども達のやりたい気持ちを大切に、いろいろなものに挑戦できるようにする ・秋ならではの遊びを十分に経験できるように遊びに誘う	・自発性を育てる ・動きの基本能力を育てる ・前庭感覚を育てる ・バランス感覚を育てる ・集中力を育てる ・操作性を養う ・身体意識を育てる	名札 シール エアートランポリン ワンロール 落ち葉 どんぐり まつぼっくり サークル2個 トンボのトンネル 三角マット 秋のつるしもの バルーン
9:45	エアートランポリン に乗ろう ☆水分補給 ☆お集まり	・みんなで楽しく揺れを 楽しもう ・プログラム説明 ・お返事はいい ～プレイバンドを 使って～	・一人ひとりに合った姿勢での心地よい揺れを経験する ・輪になってみんなでロープを上げたり振ったりすることで同じ動きを楽しむ ・みんなで音を出したり止めたりして音を楽しむ	・前庭感覚を育てる ・他者意識を育てる ・聴覚連合能力を育てる ・自信、意欲を育てる ・社会性、仲間意識を育てる	オーガンジーパラシュート プレイバンド ピアノ
10:15	ふれあい遊び	・おせんたく	・歌いながらお母さんとたくさん触れ合うことで安心感が持てるようになる	・情緒の安定を図る ・身体意識を育てる	座布団
10:30	☆集団 ムーブメント 「トトロ会に行こう」 「トトロに会いに行こう」	・みんなで出かけよう オーガンジートンネル 玉子パックの道 カラーボールのじゃり道 坂道 ・森の妖精がやってきた 落ち葉の一本道 くもの巣 ・トトロのおなかに乗ろう ・トトロと一緒に遊ぼう	・視覚的や感覚的に変化のある環境を用意し楽しくあるく ・さまざまな感触を味わいながら手を伸ばしたくなるような環境を作る ・スタッフの出し物を見て、子ども達の意欲を引き出せるように工夫する ・一人ひとりの動きに合わせて滑り降りる ・ダイナミックな動きをたくさん経験する ・パラシュートを使ってみんなで一体感を感じられるようにする ・ファンタジックな雰囲気を楽しむ	・視覚を育てる ・聴覚連合能力を育てる ・バランス感覚を育てる ・季節感を感じる ・スピード感を味わう ・ダイナミックな動きを味わう ・空間意識を育てる ・ファンタジックな雰囲気を味わう ・情緒の安定を図る	がちがちちゃどんぐり スカーフトンネル 玉子パック カラーボール 坂道(わに) カラポリの衣装 エアパッキン くもの巣 ゆらんこ トトロ(風船) 落ち葉 パラシュート 透明パラシュート CD
11:15	☆お集まり ・解散		・遊んでいた事を話していただき次回へのムーブメントにつなげていく。	・記憶の再現	
具体的内容			小林教授の指導・評価		

写真：ドラエモングループでのムーブメント活動の様子

たけのこムーブメント教室 日案 ドラえもんグループ			実施日	平成23年7月15日	
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・時間・空間意識を育てる。 ・ダイナミックな動きを楽しみながら身体意識を高める。 	場所	きらら館	指導者	鹿苑第二保育園 山崎 智佐江
時間	活動内容・方法	配慮すべき点		指導のポイント	準備
PM 1:15	・登園/受付	・シールを貼り名札を付ける	・一人ひとりを笑顔で迎え、子どもの姿、状況を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自発性を育てる ・動きの基本能力を育てる 	名札・シール 出席カード
2:00	☆フリームーブメント	・トランポリン・バルーン・戸板・キャスター・浮き輪 ウォーターマットなど	・子ども達が、自分の好きなコーナに行き、十分に遊べるよう、援助したり言葉掛けをする。		<ul style="list-style-type: none"> ・バランス能力を育てる ・他者意識を育てる ・筋力を育てる
2:15	☆個人発表 ・水分補給 ・お集まり	・プログラム説明	・一人ひとりに合わせた援助をしたり、ピアノで応援したりしながら楽しくとべるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・他者意識を育てる ・身体意識を育てる ・色知覚の発達を促す ・時間・空間意識を育てる 	
2:20	☆集団ムーブメント 手作り風船ボールを使って遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ・風船ボール送り ・部位にのせる・はさむ ・色の指示 ○自由に遊ぶ ・転がす・投げる・取る ・弾ませる・蹴る ・的当て等 	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの風船ボールから始め、徐々に数を増やすなど、変化を加えながら楽しめるようにする。 ・一人ひとりのベースや動き等に合わせ、遊びに満足できるよう配慮しながら、援助する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・目と手・足の協応能力
	バナナマン・トマトマン イルカマンがやってきた!	<ul style="list-style-type: none"> ○動く的を狙いの的当てをする。 ○パラシュートに風船ボールを乗せて振る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・的になるスタッフは、個人差を考慮し、動き方やスピード等に変化を加えていく。 ・大勢の人でパラシュートを操作することで社会的スキルや遊びの楽しさを引き出していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイナミックな動きを楽しむ ・方向性（空間意識）を育てる ・社会性を育てる ・手の操作性を育てる 	
2:50	紙管で遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ○紙管と風船ボールを組み合わせて遊ぶ。 ・ゴルフ・紙管で挟む ・のせる等 ・引っ張る・ぶらさがり ・くぐる・またぐ等 ・長い紙管でダンスを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風船ボールは紙管を通して、親子のやりとりを見守り、楽しく遊べるように言葉掛けをしていく。 ・またぐ、くぐるなどの動きや、ぶらさがり等も取り入れ、ダイナミックに楽しめるようにする。 ・親子で色々な動きが楽しめるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目と手の協応能力 ・手先の操作性を育てる ・身体意識を高める ・時間・空間意識を育てる 	紙（長・短） ゴール CD
	海だよ きもちいいね	○パラシュートの揺れや波の音を聞きながら海の雰囲気味わう	・ゆったりとリラックスできるような、ファンタジックな環境の中で、夏を感じられるようにする。	・ファンタジックな雰囲気を味わう	スクリーン パラシュート シャボン玉 波の音 紙ふぶき パン 飲み物
3:20	お集まり ミーティング	・楽しかったことを話し合う。	・経験したことを振り返り、喜びと発見を次の教室へとつなぐ	・記憶の再現	

《具体的内容》	小林教授の指導・評価
<p>○風船ボール遊び</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風船ボールを送る ・色を確認する <p>↓ (色ごとに指示された音階に合わせて作る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由あそび カラーボール像の音階に合わせて子どもらと様子に合わせて出すようにする。 <p>○バナナマン・トマトマン・イルカマンがやってきた!</p> <p>○紙管で遊ぼう</p> <p>○海だよ きもちいいね</p>	

保育所給食業務に関する研究

研究代表者	岡林 一枝	(財団法人こども未来財団研修調査部参事 月刊「こどもの栄養」編集担当 管理栄養士)
共同研究者	小野 友紀	(目白大学人間学部子ども学科専任講師)
	鈴木 ゆかり	(社会福祉法人カタバミ会ふきのとう保育園管理栄養士)
	徳永 恭子	(社会福祉法人葛飾福祉館本田保育園非常勤栄養士)
	藤澤 良知	(実践女子大学名誉教授)

研究の概要

現代の食環境の変化を考察しながら、保育所給食に関わる業務について検討した。実践的な課題を以下の7項目をあげ、それぞれに関連する文献収集をしながら実際の業務との検討を行い、今後の業務のあり方を探った。給食従事者のみでなく保育所職員すべてに理解できるようにまとめ、給食業務について、保育所全体での理解と共有を図りたい。

①保育所給食の栄養管理

(2010年版食事摂取基準の理解と献立作成への反映)

各保育所で定めている食事摂取基準値が、乳幼児期の発育、発達に応じた食事の提供につながっているのか検討を行い、職員全体で栄養管理の理解することを提言、実践事例を収集しながら、適正な栄養管理について考察した。

②食事指導等の年間計画事例の検討(年齢別等)

保育計画と食育計画、給食業務との関連を検討しながら、「保育所保育指針」「保育所における食育に関する指針」などを確認しながら有効な食育活動を実施するための、実際の食育年間計画表、年齢別食育計画、食育企画表等を提示した。

③乳幼児の食行動、生活行動の発達と指導のあり方

乳幼児期それぞれの食行動、生活行動の特徴についてまとめ、対応で配慮すべきことを検討した。離乳期の手づかみ食べから食具(スプーン・箸)へ進む過程は食の自立に重要であることから、保育所と保護者へ使用開始時期を調査して現状を把握、指導のあり方について考察した。

④給食従事者(栄養士、調理師、調理員)の業務の専門性と他職種との連携

保育所における給食担当職員の位置付けや、栄養士、調理師、調理員それぞれの専門性職務を考察した。適切な食事提供へつなげるための給食管理について保育所の給食組織の備える要件と給食管理者の備えるべき要件を考察した。

⑤保育所の食育、栄養指導

ある団体が実施している食育コンテストの入賞活動の内容を、食育の5項目に分類集計した。最も多かった項目は「食と健康」、少なかった項目は「食と文化」と「いのちの育ちと食」であった。また、保育所の食育活動は毎日提供される食事が基本であることを踏まえ、職員の連携等、今後の食育活動のあり方について提言した。

⑥離乳期の食事支援(調乳、離乳食)

授乳期、離乳期から幼児期へ発育する過程で、食に関する課題や問題点を探り、食べる意欲を育てる適切な対応について検討した。とくに保育所における適切な食事の対応のための保育士、給食職員間の連携、家庭との連携についての現状と、適切な進め方を整理、考察した。

⑦給食の品質管理と標準化、危機管理

提供する食事内容の適正化を図るために、食品の安全性、適切な食材の選択、扱い方をはじめとして、危機管理までについて考察した。課題や問題点を挙げながら、これからの安全な給食業務の進め方について検討考察した。

キーワード：栄養管理、保育と食事の年間計画、乳幼児期の食行動、食育活動、給食の品質管理

はじめに

少子化が進み、食をめぐる環境の変化と親の養育意識や生活態度の変化によって、健全な子育てが難しい時代

でもある。近年の食環境の変化に対応した適切な子どもの食事のあり方が多様化し、保育所給食のあり方も問われている。本研究は現在の食環境の変化を考察しながら、食育活動をふまえて、保育所給食での実践的な業務のあ

り方について検討した。

乳幼児の発達段階に応じた栄養管理のあり方、園児の年齢、発達段階に応じた食事指導計画、乳幼児の食行動、生活行動の実態に応じた指導計画の進め方について、給食従事者の業務の専門性と他職種との連携策、保育所の食育、栄養指導の進め方、保育所での離乳期の対応及び保護者に対する食事支援などの実態をおさえながら、検討をする。また、給食の品質管理の標準化策の検討に合わせて、食の安全確保のための危機管理のあり方等についても検討し、保育実践に役立てることを目的に、実践事例を検討、考察を加えて提示した。

保育所における給食が当面している実践的な研究課題について、今現在保育所の給食業務を行っている者、または経験のある者、保育士の育成に関わっている研究者等により、関連の文献収集と実践事例を検討、考察しながら、保育所の給食業務のあり方をまとめ、保育所における食育活動の基本となる給食業務となるように、給食従事者だけでなく、保育所職員全体での理解と共有を図るようにまとめた。

保育所給食の栄養管理（食事摂取基準の理解と献立作成への反映）

1. 保育所給食での栄養管理の必要性と意義

保育所に通う子どもたちは、大人と違い日々成長をしている。大人の食事が毎日の生命維持、将来の健康維持の目的があるとしたら、子どもたちの摂る食事は、それに加えて心も身体の健やかな発育、発達も重要な目的となる。そのためには充実した食事内容と子ども達が気持ちよく食べる環境を整えていくべきである。また食事は、家庭との連携なくしては進めていられないものであるから、家庭の食事のあり方について支援することも大切である。

現代社会においては、栄養を確保するというだけでたくさん食べる必要はなく、今や食べる内容や質、その子どもに見合った食事量を考えていくべきである。保育所の地域性や子どもたちの育つ食環境によって保育所で提供されるべく食事の内容も変わってくる。

ただ子ども達は、出されたものを身体に必要だからと食べてくれるものではない。

栄養があるからと見た目においしそうでなかったり、必要だからと食べられない量のものを出したりとするのは無意味である。計算上の栄養管理でなくもっと子どもの生活を考慮した栄養管理の意義と必要性がある。

保育所での食事のあり方を充分職員間で話し合いがなされることが必要で、その食事に対する同じ思いを、作る給食室も食べる保育室でも同様に共有できることが望ましい。

どのような献立内容が良いのか、どのくらいの量が良いのか、どのような食材の切り方や調理法が子どもにと

って最善か、色どりや盛りつけはどうか、などの提供の方法を考えて出された食事を子どもたちがどうやって食べているのか把握することも大切である。担任から話を聞くだけでなく、調理担当者が自らクラスに赴いて食べる様子を見に行くべきである。提供された食事は、量的に充分満たされているか、子どものそしゃくやのみこみに負担はないか、食具の提供は適切か、自分が描いていたイメージで食べられているか…またその食事が子どもにとってどのような効果をもたらしているのか検証することも必要である。こどもの発育状態の把握、味覚体験を広げられているか、季節や食文化を感じているか、食べ方が上手になっているかなど職員間で話し合いができることが望ましい。

保育所の栄養士の存在は、ただ食事を作るのに収まらず、子どもに摂取される食事の経過をたどり、その結果を踏まえ反省、考察を重ね、次回に向けて更により良い食事提供を目指す努力をしていくべきである。

食事は子どもの身体を育てる役割と同時に、心も育てるという大切な役割も担っている。

一緒に食事をする人がいることで人間関係をスムーズにし、そこでマナーを獲得する。

おいしいものが食べられること、生き物の命をいただくことに気づくことで感謝の気持ちが育つ。

またこどもは信頼関係のある職員とともに安心した食事をすることで心安らぐものである。

安定した食環境確保も大切である。

2. 「食事による栄養摂取量の基準」（食事摂取基準）

厚生労働省「日本人の食事摂取基準」（2010年版）策定に伴い、食事による栄養摂取量の基準が改正され、平成22年4月1日から適用（5年ごとに改正有）。

エネルギーでは一つの指標（推定エネルギー必要量）、栄養素では5つに指標（推定平均必要量、推奨量、目分量、耐容上限量、目標量）が示されている。

保育所での食事摂取基準作成にあたっては、在園児の年齢、男女比、身長体重の平均値、生活レベル家庭での食事状況などを把握し、その子どもたちに必要な栄養を確保できる基準を作成する。

そのためには栄養士といえども、常に子ども達の発育発達状況を把握すべきである。保育所の食事が子どもたちを育てているかを知るためには、日常的に看護師との連携が大切になってくる。

また、生活活動レベルも保育所のカリキュラムによってかなりの差があるので、保育士との連携をもちながら把握に努めて食事摂取基準に反映させていく必要がある。

さらに一日の食事量の何パーセントを保育所で補うのかは、その保育所の食事提供回数や地域性、子どもの家庭での食事環境を考慮して決めるべきである。

食事摂取基準策定の参考になる表などは各自自治体によって提供の仕方がまちまちであるが、保育所で独自の策

定一覧表を作成しておくとう便利である。

また、保育園児は成長しつつあるので、できれば毎月食事摂取基準を見直すのが理想的であるが、年に1度でなくせめて半年ごとの見直しが望ましい。

3. 食品構成

食品構成は、栄養基準を満たすためにどんな食品を、どれ位の量を取ればよいかをわかりやすくする。毎月の献立全体で、バランスよく食品が摂取されているか確認するためにも必要である。

食品構成を作成するには保育所の食事摂取基準をもとに、栄養比率を考慮して大まかな栄養配分を決め、その後の細かな食品の配分については、過去の食品使用量の実績を基礎としてその配分を決める方法が作りやすい。

保育所の食事内容、嗜好、あるいは保育所の目指す食育内容などを考慮して作成すると良い。

近年献立作成業務はパソコン使用によって電算化されているので食品構成を作成する必要性がなくなってきた傾向がある。

4. 食事の提供

食事の提供にあたっては、子どもの発育発達状況、健康状態、栄養状態に見合っているか、食べ方に負担はないか、子どもの嗜好に合っているかなど考慮すべきである。そのためにはスムーズな手順で進めていくことが大切である。

①食事計画

実態を把握して適正な栄養摂取目標を立てる。

食事の提供の方法を考える。

②献立作成など実践

計画に沿って献立をたてる。

調理員とともに食事のイメージを共有して調理する。

③確認

献立が無理なく調理されたかの確認。

おかわりの要求、残食がどの程度あるかの確認。

実際の喫食状況を見ての確認。

担任との連携による確認。

発育、発達の状態を看護師とともに確認。

計画と結果を照らし合わせる。

④改善

園全体での食事検討会の開催。

反省すべき点、改善すべき点があれば内容を改善する。

5. 具体的な食事の提供の方法

①計画

食事計画をたてる

食事提供目的、食事提供区分、食事時間、食事環境、調理設備

摂取基準の策定 (表1、表2参照)

・栄養の優先順位

1. エネルギー

2. タンパク質

3. 脂質

4. ビタミンA、ビタミンC、ビタミンB₁、ビタミンB₂、カルシウム、鉄

・1日当たりの推定エネルギー必要量を確認する

子どもの年齢、性別、身長や体重に合わせて算出、子どもの喫食状況も把握する。成長する子どものことを考慮してエネルギー蓄積量分も含み不足を避ける。

・保育所での食事回数確認と提供する栄養量を検討する

以前は、1日のうちの保育所での摂取割合は乳児50%、幼児40%と目安が示されていたが、おおむね1日全体の3分の1+おやつ1日全体の10~20%を確保すると考えていくのが望ましい。ただし、微量栄養素、ビタミン類は家庭での摂取が難しいので、比率を上げることも考えられる。

・3大栄養素の基準考え方

たんぱく質エネルギー比率 (%) 10~20

脂肪エネルギー比率 (%) 20~30

炭水化物エネルギー比率 (%) 50~70

・その他の栄養素基準の考え方

不足の回避の観点から一番高い水準の推定平均必要量、推奨量で検討する。

食物繊維は、成人の量から1000Kcalあたりで計算して1日7~8gとなる。

食塩は、子どもがおいしいと思われる塩分量でなるべく薄味にする。

・計算手順例

②実践

献立作成

期間献立(サイクルメニュー)の考え方

1カ月単位、

2週間単位サイクルメニュー、

1週間単位サイクルメニュー

(2週続けて提供することで改善がスムーズという効果有)

内容

・摂取基準に見合ったもので、保育所が目指す食事内容(どんな食事を目指しているのか保育士などと思いを共有する)

・味付けや調理方法(煮る、焼く、炒める。蒸すなど)のバランス

・予算や、調理室の設備面や調理員の作業能力を含めた負担のないもの

・季節や行事を考慮した献立で、保育室での食育を考えたもの

・アレルギー対応の観点からリスクの少ない内容

*延長保育の食事について

近年長時間保育の子どもが増える中で、夕方に提供する補食の内容や、夕食の内容についても十分な配慮が必

表1 1～2歳児

項目		男児	女児	男女平均	備考
身長	国	85.0	84.0	84.5	日本人の食事摂取基準における基礎身長（cm）
	園				保育所平均値
体重	国	11.7	11.0	11.4	日本人の食事摂取基準における基礎体重（kg）
	園				保育所平均値
基礎代謝基準値	国	61.0	59.7	60.4	kcal/kg 体重/日 基礎代謝基準値は「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照
	園	61.0	59.7	60.4	
基礎代謝量	国	710	660	685	保育園平均値体重（kg）×基礎代謝基準値
	園				
身体活動レベル	国	135	1.35	135	男女共通
	園	1.35	1.35	1.35	「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照
推定エネルギー必要量	国	1000	900	950	基礎代謝量×身体活動レベル +エネルギー蓄積量（kcal/日）男20 女児15 エネルギー蓄積量は「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照

表2 3～5歳児

項目		男児	女児	男女平均	備考
身長	国	103.4	103.2	103.3	日本人の食事摂取基準における基礎身長（cm）
	園				保育所平均値
体重	国	16.2	16.2	16.2	日本人の食事摂取基準における基礎体重（kg）
	園				保育所平均値
基礎代謝基準値	国	54.8	52.2	53.5	kcal/kg 体重/日 基礎代謝基準値は「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照
	園	54.8	52.2	53.5	
基礎代謝量	国	890	850	870	保育園平均値体重（kg）×基礎代謝基準値
	園				
身体活動レベル	国	1.45	1.45	1.45	男女共通
	園	1.45	1.45	1.45	「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照
推定エネルギー必要量	国	1300	1250	1275	基礎代謝量（kcal）×身体活動レベル +エネルギー蓄積量（kcal/日）男児・女児10 エネルギー蓄積量は「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書（2010年版）参照
	園				
	国				

要である。補食の内容は市販菓子に頼らずに、給食職員が作業時間内にできる手作りのものを準備するという配慮も大切である。夕食に関しても、子どもにとって大切な栄養バランスを考えた献立作成が望ましい。

作業工程表

だれが作っても同じ調理ができるように作業の手順などを明記する。

* 工程表の内容例

- ・料理名
- ・調理食数
- ・料理ごとの食材名と1人分使用量

- ・総食数の使用量（廃棄も含めた発注量）
- ・食材の切り方、調理の順番、加熱機器の設定温度や時間など

発注、管理

- ・使用する食材料を業者に発注する。業者とは事前に種類、品質、量など予算と照らし合わせた話し合いをしておくことが大切である。また在庫管理についても、無駄が出ないようにする必要がある。
- ・予定した献立のものが時間通りにできるように調理する。
- ・衛生的に調理ができるようあらかじめ衛生管理マ

マニュアルを作成しておき、その手順通りに作業できるようにする。また、衛生管理が適切に行われているかの保証として、出来上がり時間や温度の記録を取ることも大切である。

栄養の開示

保護者に向けて、栄養の表示は食の大切への啓蒙にもつながるので、エネルギー、たんぱく質、脂肪、塩分量を献立表にのせる価値がある。また職員全体で栄養量の確認・充足率を知ることが、保育所の食事を客観的に把握・認識することができると思われる。

③確認

食事中の巡回

実際に子どもが食べている様子を見に行ったり、また直接子どもに介助することで、提供した料理の形態や量などが子どもに合っていたかどうか確認することができる。また個々の子どもの姿から特別な対応の有無、あるいは家庭の食事の支援の有無などが把握できる。食べることの体験がふくらんでいるかの確認をすることも大切である。給食担当者が直接把握できないときは、担任保育士との連携を深めて子どもの状況を把握することも大切である。

喫食量の把握

全体の残食量やおかわり量の把握することでその献立

の評価につなげることができる。子どもの喫食量を把握することは、その子どもにとっての必要な栄養量が違うことを認め、今後の摂取量の進め方や形態などの提供方法の参考になる。その場合も担任保育士や看護師らとともに発育状況など含め検討していくことが望ましい。

発育状況の把握

子どもの身長や体重の状況を確認して食事の量や活動量などが適切であるかどうか検討する。離乳期に引き続き、成長曲線をつけることで、一人ひとりの子どもの成長を確認することが大切である。

④改善

給食会議や職員会議など保育園全体での話し合いの場において、反省事項をもとに、改善すべき点を出し合って次回の計画（献立作成食育計画など）に反映する。

※献立例を資料1に示す。

参考文献

- 1) 厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会報告書：日本人の食事摂取基準 [2010年版]、第一出版株式会社
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課（2010）：「児童福祉施設における食事の提供ガイド」

資料1

保育所給食献立例1

〈午前おやつ・未満児のみ〉 ステイックきゅうり 牛乳
 〈昼 食〉 菜の花ご飯 魚の照り焼き みそ汁
 磯辺和え 果物
 〈午後おやつ〉 ジャガバター 牛乳



栄養素等	未満児	以上児
エネルギー(kcal)	537	605
たんぱく質(g)	18.9	20.9
脂質(g)	19.5	21.4
カルシウム(mg)	269	244
鉄(mg)	2.2	2.8
ビタミンA(μ gRE)	308	354
ビタミンB1(mg)	0.25	0.30
ビタミンB2(mg)	0.43	0.45
ビタミンC(mg)	0	45
食物繊維(g)	4.9	3.9
食塩相当量(g)	2.9	3.4
穀類エネルギー比(主食含)	41.4%	43.4%
炭水化物エネルギー比(主食含)	50.3%	49.5%
脂肪エネルギー比(主食含)	31.2%	32.2%
動物性たんぱく質比(主食含)	61.9%	61.8%

保育所給食献立例2

〈午前おやつ・未満児のみ〉 ステイックきゅうり 牛乳
 〈昼 食〉 梅ご飯 魚パン粉焼き 新じゃがとふきの煮もの
 みそ汁 果物
 〈午後おやつ〉 小豆蒸しパン 牛乳



栄養素等	未満児	以上児
エネルギー(kcal)	566	628
たんぱく質(g)	21.5	22.7
脂質(g)	15.5	15.6
カルシウム(mg)	345	311
鉄(mg)	2.4	2.5
ビタミンA(μ gRE)	178	168
ビタミンB1(mg)	0.25	0.27
ビタミンB2(mg)	0.43	0.37
ビタミンC(mg)	43	49
食物繊維(g)	2.7	3.2
食塩相当量(g)	3.1	3.0
穀類エネルギー比(主食含)	41.3%	46.5%
炭水化物エネルギー比(主食含)	58.0%	61.4%
脂肪エネルギー比(主食含)	24.6%	22.4%
動物性たんぱく質比(主食含)	62.8%	59.9%

献立作成：田中 登代子 (新田保育園 栄養士)
 財団法人こども未来財団発行「こどもの栄養」平成22年4月号掲載

食事支援などの年間計画事例の検討（年齢別等）

1. 食育計画の考え方

保育所における保育は、保育過程のもとに実践されている。保育の一環である食事に関しても計画性を持った実践がされていくべきである。大人の思いつきで食事が進められていたり、子どもにとってどんな価値や意味あることか議論のないまま、過去の慣例で実施され続けていることも食事の場面では多々ある。

食育の本来の目標である「食を営む力の基礎を培う」ためには、保育所全体の生活を通じて実践されるべきものである。食育は、保育を捉え直す一つの視点という考え方を持って計画をたて、実践していくことが望ましい。ともすると栄養士や調理担当者のみで作成された食育計画の場合、子どもの存在が認識されず計画が一人歩きしてしまう傾向がある。そして、それが実践に結びつかない原因にもなっていると思われる。保育の計画にしっかりと位置づけて作成される必要がある。

2. 保育の計画と食育の計画

保育所保育指針（第4章）では…

*** 保育課程**

保育所における基本的、全体的な計画
年齢ごとの発達特性を踏まえ、保育過程全体を見直し、保育園の保育目標に向かって一貫性、系統性をもって組織されるもので、保育園の保育の基本方針を示すもの。

*** 指導計画**

具体的な計画
保育課程に基づき、年齢別、またひとりひとりの発達特性に見合った生活を展開し、必要な経験を得ていくプロセスを具体的に考えていくもの。

保育課程

保育課程に含まれる食育計画は、園長を中心に保育所全体で考え、基本方針と食育実践の基盤となるものが作成される必要がある。

①ねらい

子どもたちが食にかかわる体験を通じて、就学時までどのような子どもに育っていくのか目標を示す。

食育目標例…楽しく食べる体験を深め、「食を営む力」の基礎を培う。

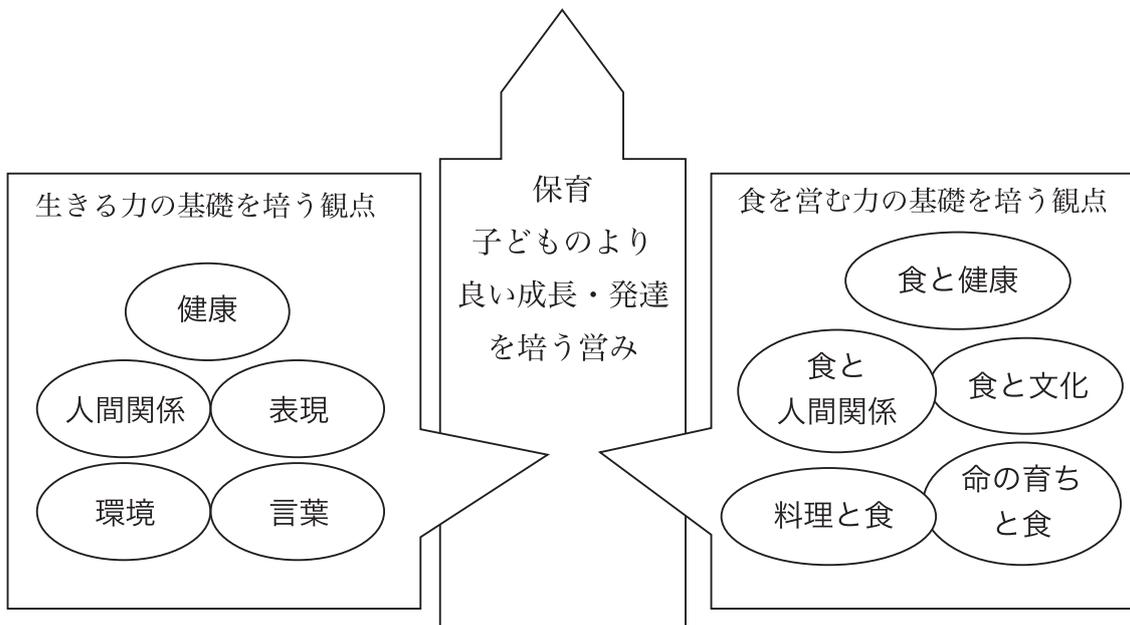
〈目指す子どもの姿〉

- お腹がすくリズムのもてる子ども
- 食べたいもの好きなものが増える子ども
- 一緒に食べたい人がいる子ども
- 食事作り、準備にかかわる子ども
- 食べものを話題にする子ども

[楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～より抜粋]

②食育の5項目と保育の5領域の相互性

子どもの食育は、よりよい発育、発達を培う営みのために必要な経験内容については、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針」（平成16年）に示された「食と人間関係」「食と健康」「食と文化」「料理と食」「いのちの育ちと食」から考える。「保育所保育指針」に示された「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域には、これらの食育の視点が含まれている。



保育所における食育計画研究会「保育所における食育の計画づくりガイド」より抜粋

指導計画

指導計画に含まれる食育計画は、保育士と栄養士、調理担当者中心に、子どもたちの実態を踏まえ保育園で実践につなげやすい具体的な計画を立てる。

- ・ 保育園の保育計画からぶれていないか（保育計画との整合性）
- ・ 各年齢に即した環境設定になっているか（子どもの主体性）
- ・ 子どもの発達に見合った計画になっているか（子どもの実態把握）
- ・ 実施が可能な計画になっているか（物理的、人材面、日程的等）

等検討すべきである。

食育計画は栄養士が担当すること多いと思われるが保育所によってはだれが作成してもかまわない。栄養士は子どもたちとかかわる時間がないため、身体的な発達や保育内容の把握が難しい。また保育士も調理室の内情や食事に関する知識に乏しい傾向にある。お互いにわかりにくいところを話し合いながら、問題点を一つずつ解決して保育所全体の計画を作成する。

さらに、計画は作成しても実施に結びつかなかったり、実施後の反省、評価、見直しにつながらないケースが多くみられる。「全国の保育所における食育の計画づくり

の状況」（平成18年度）でも、約50%の保育園で評価、反省がなされていない結果となっている。子どもたちにより良い食育の環境が提供できるように実施状況を把握し、次につなげていく手段を常に考えていくべきである。

保育所における食育計画研究会「保育所における食育の計画づくりガイド」より抜粋・加筆

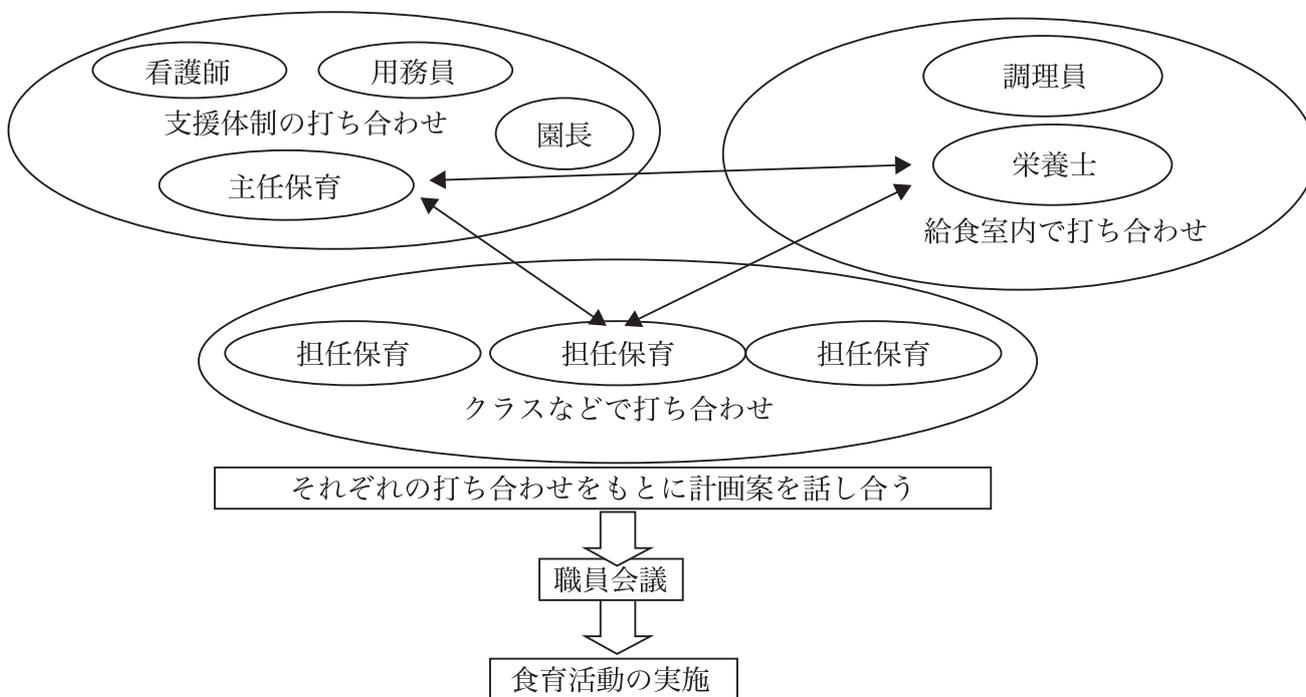
食育計画は皆で共有することで初めて生かされるものであるから、食育計画・反省・評価表等は必ず作成し保管しておくべきである。年度ごとに、年齢別にファイリングし、誰もがいつでも閲覧できるようにして、次の保育計画、食育計画の立案のときの参考にするとよい。

実際に保育所で作成されている食育計画に本研究で加筆して示した表を資料2～4に示す。

参考文献

- 1) 厚生労働省：「保育所保育指針解説書」、フレーベル館（2008）
- 2) 厚生労働省雇用均等・児童家庭保育課：楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（2004）
- 3) 保育所における食育研究会：子どもがかがやく乳幼児の食育実践へのアプローチ（2004）
- 4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭保育課：保育所における食育の計画づくりガイド（2007）

食育活動に関する職員体制フローチャート



保育所における食育計画研究会「保育所における食育の計画づくりガイド」より抜粋・加筆

年間食育目標 (平成23年度)

	年間	I期 (4～5月)	II期 (6～8月)	III期 (9～12月)	IV期 (1～3月)
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の食事に慣れる。 ・さまざまな食材に興味を持ち、意欲的に食べようとする。 ・自分で食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の食事に慣れ、食べさせてもらってもつたり、手づかみやスプーンで食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達と楽しい雰囲気の中で咀嚼することを意識して食事をする。 ・栽培などを見ることで、野菜を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少しずつスプーンに慣れ、1人で食べようとする。 ・食材への興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食前、食後のあいさつを動作や言葉で示す。 ・苦手なものも言葉をかけられることで食べようとする。
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で、スプーンを使い自分で食べる。 ・苦手なものも少しずつ食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい雰囲気の中で、スプーンを使い自分で食べる。 ・食前、食後のあいさつをきちんとする。 ・野菜の種まきをして育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・苦手なものも、励まされながら少しずつ食べてみようとする。 ・量を加減してもらい、食べ終わる喜びを味わう。 ・園で栽培、収穫した野菜を食べる中で、食への興味を広げていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプーンを使って1人で食べる。 ・食器に手を添える、食器を持って食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スプーンを正しく持ち、一定量を食べる。 ・食事のマナーがほぼ身に付く。 ・行事食(会食会など)を友達と楽しく食べる。
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食べることの楽しさを知る。 ・量を加減してもらい、残さず食べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで食べる楽しさを知る。 ・量を加減してもらい、残さず食べる。 ・食べられたことへの満足感を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の簡単なマナーを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の名前を覚え、楽しんで食事をする。 ・簡単なクッキングを通して食べるの興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活によって成長することの大切さを知る。
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を摂ることと健康とのつながりの大切さに気付く。 ・適量を知り、食事を加減してもらおう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事のマナーを知り、楽しい雰囲気です。 ・食べられないものや嫌いなものも少しずつ食べようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい食事のマナーが身についてきて友達と一緒に楽しく食事をします。 ・野菜の生長を観察し、育てる喜びや大切にしている気持ちを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の食材から季節感を感じて味わうことを楽しむ。 ・色々な食品に親しみ、食べ物と身体の関係に興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事をとることの興味を知り、食事の大切さを感じる。 ・自分の苦手なものがわかり、量を加減してもらい、残さず食べる。
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・食べることを通して、命の尊さを知る。 ・適量を知り、残さず食べる。 ・最後まで頑張る力を身につける。 ・クラスやグループの仲間と協力し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達と一緒に食事を楽しんだり、マナーを守りながら落ち着いた雰囲気です。 ・植物や動物の世話を通して生長に期待と興味を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お泊まり保育を通して食事作りの楽しさを知る。 ・食事時間を守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米等の収穫を体験し、食べられるまでの苦労を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事をしている意味や食べることの大切さを知り、命の尊さを知る。

平成23年 H 保育園行事食育計画 (2011年度)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
年中行事	昭和の日	憲法記念日 みどりの日 子どもの日	おじいちゃん おばあちゃん 遊ぼう会	七夕 海の日 夏休み	夏休み	敬老の日 秋分の日 お月見	体育の日 ハロウィン	文化の日 勤労感謝の日 七五三	クリスマス 天皇誕生日	お正月 成人の日 七草がゆ	建国記念日 節分	春分の日 ひなまつり	
保育園行事	入園、進級おめでとう会	お泊り会	お泊り会	お泊まり保育 七夕会	夏祭り会	稲刈り(5歳児)	運動会 いも掘り遠足 (4、5歳児)	遠足(3歳) 引き渡し訓練 芋煮会	発表会 クリスマス会	新年子ども会 おももちつき お店やさん遊び	節分	就学祝い式 お別れ遠足	
栽培、収穫	じゃが芋植え(4歳児)	田植え(5歳児)	夏野菜植え(3~5歳児)	じゃが芋収穫(4歳児)	夏野菜収穫	稲刈り(5歳児)	芋煮会に向けて						
クッキング	グリーンピース、そら豆さや取り	給食手伝い 野菜皮むき 野菜切り(5歳児)	お泊まりの時は自分たちで作るために	お泊まり夕食作り(5歳児) じゃがもち作り(4歳児)	枝豆枝はずし とうもろこし皮むき、 夏野菜クッキング	お月見団子作り(3歳児) 《おやつに茹でて食べる》	新米おにぎり(5歳児) 《自分たちで作った米で作っておやつに》	芋煮会(3~5歳児)	クリスマス会食(3~5歳児) 《縦割り保育の一環として》	もちつき体験(2~5歳児) 《伝統文化に親しむ》	豆まき会食 給食も一緒に会食会に参加して祝う	クッキー作り(5歳児) 《みんなの分を作っておやつに食べる》	
お楽しみ 食事・おやつ	春の味覚を楽しむおやつ 《春を感じてもらうために絵本などで導入》	子どもの日祝い 会食	お弁当ランチャ 《給食室で作ったお弁当を持って公園で食べる》	七夕会食 お泊まりの時は自分たちで作るために	給食室と一緒に作る。今年はおカレーライス!	秋の味覚を楽しむ会食 《秋を感じてもらうために絵本などで導入》	秋の味覚を楽しむおやつ 《子ども達が作ったおやつに親しむために》	芋煮会食 《クラスごとに役割担わせてみんなで作って、食べる》	クリスマス会食(3~5歳児) 《縦割り保育の一環として》	もちつき会食 おやつレストラン(お部屋さんごっこ一環として絵本が贈る)	豆まき会食 給食も一緒に会食会に参加して祝う	ひなまつり会食 就学・進級祝い 会食 5歳児リクエントメニュー	
食育(話) 【給食室からの発信】	マナーの話(4歳児) マナーの確認(5歳児) 《進級に向けて》	栄養の話(5歳児) 《バランス良く食べる意味を知る》	野菜の話(3歳児) 《育てた野菜に興味を持ってもらうために》	野菜の話(3歳児) 《育てた野菜に興味を持ってもらうために》			マナーの確認(4歳児) 《自分でできる食事のお手伝いをすることも含めて》			魚の食べ方(3~5歳児) 《節分の鯛の話から日頃の魚の食べ方を知る》	箸の持ち方確認(4歳児) 《正しい持ち方の確認とゲームで遊ぶ》		思い出作りにもう一度食べたいメニューにこたえ。メッセージとともに
家庭、地域との 連携	献立表配布 誕生日試食	保護者会試食 《本年度はおやつ》		食育講習会 (おやつについて)							保護者会試食		
給食室目標	園の食事に慣れる	衛生面に配慮する	暑さに負けずにしっかりと食べる	なんでも食べて体力増進				風邪に負けない為のバランス良い食事		食事時間を守って残さず食べる		楽しく食べる	
給食室の 配慮点 留意点	食べ慣れている献立、食べやすい献立を取り入れる。食べ慣れない切り方季節感のある食品を取り入れる。盛り付け量を考慮	調理室の整理、補修に心がける。害虫駆除、手指の消毒、調理器具の点検、食品の衛生や選択に注意し、食中毒を防ぐ。	食欲がわくような献立と味付けに配慮する。水分補給に心がける。生活リズムを崩さず、きちんと食事がとれるよう保護者に伝える。	季節感のある献立を取り入れる。盛り付け量に考慮し量的にも食べられるようにおかわりを準備する。	季節感のある献立を取り入れる。盛り付け量に考慮し量的にも食べられるようにおかわりを準備する。			栄養価の高い食品を選び、温かい献立を取り入れる。調理のタイミミングを計り、冷めない工夫をする。		約束された時間内に食事する。年齢に合った食事マナー、技術を身につけるために、材料の切り方など調理の工夫をする。			年長児のリクエントメニューにこたえる。喜んで食事を受けられるよう心がける。

H保育園年齢別 食育計画 (2011年度)

年齢	マナー	環境 食器、食具	食べ方	栽培	クッキング
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> *手を拭く、エプロンをつける (事前準備する場所を設定) *挨拶 (いただきます、ごちそうさま) 準備のできた子から「いただきます」を言って食べ始める 終わった子から「ごちそうさま」をいう *自分で食後エプロン、手拭きを片づける《後期》 *立ち歩かない 	<p>《前期》</p> <ul style="list-style-type: none"> *2対1あるいは3対1で食べる (担当制) イスとテーブルの高さの調整 *落ち着いた雰囲気作り *食事の時に座る場所の固定化 *姿勢を良くする椅子の工夫(背もたれ、足置きなど) <p>《後期》</p> <ul style="list-style-type: none"> *グループ毎で食べる (5~6人) <p>【食器】</p> <ul style="list-style-type: none"> *スプーン 子どもの手に持ちやすい形、大きさ 後半は麺類の時にフォークを使用 *おかず皿 立ち上がりのある深めのもの *茶碗、汁椀 陶磁器で小さめのもの 後半ヨーグルトはビンから食べる 	<p>《前期》</p> <ul style="list-style-type: none"> *スプーンで食べようとしますが、まだ手づかみが多い *スプーンは順手持ち中心 *遊び食べが始まる *スプーンに食べ物をすくいと、ときどき口に入れる事が出来る *コップ飲みができる <p>《後期》</p> <ul style="list-style-type: none"> *たいていのものは一人で食べる *左手を添える *スプーン逆手持ちになる 	<p>栽培</p> <ul style="list-style-type: none"> *園庭での野菜の育ちを見て興味を持つ 	<p>クッキング</p> <ul style="list-style-type: none"> *年長児などのクッキングの様子を見て興味を持つ

年齢	マナー	環境 食器、食具	食べ方	栽培	クッキング
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> * 挨拶 (いただきます、ごちそうさま) 手を拭いてから挨拶する * 職員とともに挨拶をする * 食後は食べ終わった子からおしぼりで拭いて、挨拶して終わる * 正しい座り方を知らせる * 食事前の手洗いの正しい仕方を伝える * 左手を添える * こぼさないように食べる * 食器の中はきれいにして終わる (全量食べられない子を把握する) 	<ul style="list-style-type: none"> * 雰囲気作り (言葉かけ) * 大人がむやみやみに立ち歩かないで済むように事前に準備すること * 食事の時に座る場所の固定化 4対1、5対1での対応 * 絵本などを読んで食事の準備を待つ * 食後の入眠までの流れを一定化する <p>【食器】</p> <ul style="list-style-type: none"> * スプーン 子どもの手に持ちやすい形、大きさ 麺類の時はフォークを使用 * おかず皿 立ち上がりのある深めのもの * 茶碗、汁椀 陶磁器で小さめのもの * コップ 小さめを使用する 	<ul style="list-style-type: none"> * ほとんど一人で食べ終えられることができる * コップを片手で持ち飲むことができる。 * 左手を添える * 食べにくいものはまだ手で食べることもある。 * スプーン逆手持ちから鉛筆もちになり安定してくる 	<ul style="list-style-type: none"> * 職員とともに苗を植える (きゅうり) * 職員とともに収穫する 	<ul style="list-style-type: none"> * 野菜にふれる (さやはずし、皮むき) * 収穫した野菜を調理室で切ってもらい食べる * もちつきを体験する (杵を持つ、年長児の作業を見る)

年齢	マネー	環境 食器、食具	食べ方	栽培	クッキング
3歳児	<p>* 挨拶 初めはクラス一斉で「いただきます」を言う 食後は食べおわった子から「ごちそうさま」を言う 「ごちそうさま」の言葉に職員が気付いて返事をする * こぼさずに食べる * 残さず食べる (その子の適量を把握する) * 苦手なもの食べようとすると * 座り方、姿勢を自ら直そうとする * 一口量を知る。 * 大声でしゃべらない * 食後の食器の片付けをする(後期)</p>	<p>* テーブルといすとのバランスに配慮する * 6人掛け(食事の並べ方の工夫) * 職員の言葉かけ * 減らすタイミングと方法を工夫する * 食べ終わった子がいる中で、食事中の子どもの環境保証</p> <p>【食器】 * スプーン 子どもの手に持ちやすい形、大きさ 麺類の時はフォークを使用 * おかず皿 立ち上がりのある深めのもの * 茶碗、汁椀 陶磁器で小さめのもの</p>	<p>* スプーンを鉛筆もちで上手に食べる * 左手を添える * 食器を持って食べる(犬食いにならないように) * 箸への導入 最後の保護者会で親へ正しい持ち方を啓蒙する</p>	<p>* 夏野菜の栽培(なす) * 言葉かけをして、野菜の育ちに気づくようにする * 大人と一緒に世話をすること * 収穫への導入</p>	<p>* 野菜にふれる(さやははずし、皮むき) * お月見団子作り 火は使わない * 芋煮会(きのこちぎり、おにぎり作り) * もちつきを体験する</p>

年齢	マナー	環境 食器、食具	食べ方	栽培	クッキング
4歳児	<p>*挨拶 初めはクラス一斉で「いただきます」を言う 食後は食べおわった子から「ごちそうさま」を言う 「ごちそうさま」の言葉に職員が気付いて返事をする *おしゃべりの仕方を考える *食べ終わった食器を片づける(食器の重ね方を教える) *正しい姿勢を伝える *残さず食べる (自分の適量や苦手なものを伝えることができる) *後半は時間を守って食べる</p>	<p>*クラスの整理整頓に心がけ、落ち着いた食環境に近づける *当番活動の導入(正しい配膳を知る) *雰囲気をおこさずに、減らすタイミングの工夫をする</p> <p>【食器】 *大スプーン 子どもの手に持ちやすい大きさ 途中より箸の導入 麺類の時はフォークを使用 *おかず皿 立ち上がりのある深めのおかず皿 おかずによっては小皿3枚使用 *茶碗、汁椀 陶磁器 *コップ 大きめのコップ</p>	<p>*食器を持って食べる *スプーン 大きめのスプーンを鉛筆もちで上手に食べる *箸の使用は子どもの家庭での使用状況を把握して開始する 《中期以降》 *箸への移行導入方法 使い方や約束事を伝える場を設定する</p>	<p>*じゃが芋栽培 *野菜の育ちに気づくようにする(写真をとる) *当番活動を通して、世話をすること *収穫を楽しむ</p>	<p>*野菜にふれる(さやはずし、皮むき) *じゃがもち作り ホットプレート使用 *芋煮会 (野菜洗い、野菜をちぎり、こんにやくちぎり、おにぎり作り) *もちつきを体験する(もちちぎり)</p>

年齢	マナー	環境 食器、食具	食べ方	栽培	クッキング
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> *挨拶 初めはクラス一斉に「いただきます」を言う 食後は食べおわったグループから「ごちそうさま」を言う *グループの仲間とともに協力しあったり、励ましあったりすることで相手をいたわる心を育てる *おしゃべりはほどほどに *残さず食べる (自分の適量を知る) *食事時間目安30分 	<ul style="list-style-type: none"> *クラスの整理整頓に心がけ、落ち着いた食環境に近づける《前期》 *職員が盛り付け、当番が配膳する *おかわりは自分でよう 《中期》 *自分のものは自分で運ぶ (子どもの動線設定) <p>【食器】</p> <ul style="list-style-type: none"> *箸、大スプーン 箸の使い方がうまくない子はスプーンにする 麺類の時はフォークを使用 *おかず皿 立ち上がりのある深めのもの おかずによつては小皿2枚使用 *茶碗、汁椀 陶磁器 	<ul style="list-style-type: none"> *一人でこぼさずに食べる（介助は嫌がる） *個人差はあるがたいいていの子どもは箸で食べる *大皿から一人分を盛りつけられる（トング、大スプーンを使用） *箸の上手な使い方を確認する 時間を設定する 	<ul style="list-style-type: none"> *稲（米）を育てる *夏野菜の栽培 野菜の育ちに気づくようにする（写真をとる） *当番活動を通じて世話をすること、野菜を身近に感じる *収穫を楽しむ *野菜の育ちを観察する (絵を描く) *クッキングになつげ 	<ul style="list-style-type: none"> *給食室のお手伝い (ピーラーを使っての皮むきなど) *お泊まり保育クッキング *夏野菜クッキング *自分達のおやつを作る (おにぎり、ホットケーキなど) *芋煮会 (野菜ちぎり、おにぎり作り) *クリスマスケーキデコレーション作り *もちつきを体験する (もちちぎり) *クッキー作り

乳幼児の食行動、生活行動の発達と指導のあり方

1. 授乳期の食行動と対応

乳児期における食行動の発達は、授乳期の哺乳行動から始まる。新生児の哺乳行動は乳児反射と言われる原始反射によって行われるが、次第に随意的な哺乳行動へと変わり口を閉じて嚥下するようになる。乳児反射が消滅するまでは、固形物が口に入ると下で押し出そうとする反射があるためスプーンの練習など早期から行う必要はないとされている。（「授乳離乳の支援ガイド」（厚生労働省 2003））

授乳期において哺乳行動を援助する保育者は、環境に配慮した適切な対応をすることが大切である。「授乳期における大人からのやさしい言葉かけとそれに応じた子どもの哺乳行動は、人と人とのやりとりの原始的な形態である」（楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～厚生労働省）とされているが、近年、保育現場においては、授乳時に目を合わせない児や、授乳の姿勢が極めて不自然で決して抱かれて飲まない児の出現など、以前とは異なる対応を迫られている現状も耳にする。

1日の保育時間の中で授乳時間の占める割合は大きい。食行動の基盤となる授乳期においては、担当の保育者が乳児を抱いてやさしく言葉をかけながら、乳児から発せられる喃語に応答しながら落ちついた環境の中で授乳できることが望ましい。

2. 離乳期の食行動と対応

離乳期の食行動は、大人からの介助に依存していた栄養摂取を次第に自ら能動的に食することができるようになる過程である。5～6か月頃から開始する離乳食は口を閉じることから練習し、初期段階ではスプーンを待つ行動から次第に自分からスプーンに口を近付けるようになる。7～8か月頃、食に慣れてくる頃には食欲のある乳児は、口を開けてスプーンを待つようになることもあるが、次々とスプーンを運ぶと良く嘔まずに飲み込んでしまったり、早食いの習慣をつけてしまうことがあるので、スプーンを運ぶ速度には注意する。

早い子どもで8か月頃から手づかみが始める。「手づかみ食べ」は目で見たものを手でつかみ、口に運ぶという目と手と口の協調運動であり脳の発達や、「自分で食べる」意欲の表れでもあるため、これを制して大人が一方的に食べさせるという介助の方法は望ましくない。食事はどの年齢においても主体的な行動であるため、手づかみ食べの出始めるこの時期は大人の見守り姿勢が大切である。手で持って食べられるものを用意するなど食事の配慮をすることで、自分で食べることへの意欲を育むことに繋がる。

一方、1歳を過ぎたころからムラ食いや遊び食べもみ

られるようになる。食べる意欲のある手づかみ食べなのか、食欲がなくなり遊びながらの食べ方なのかの見極めが必要である。

3. 1歳半～2歳の食行動

離乳が完了しほとんどの子どもがスプーンなどを使って自分で食べることができるようになる。自我の芽生えと共に、食べるものと食べないものなどが出始めるがこの時期の「好き嫌い」は一過性のことが多く、食べやすさや見た目の変化（調理形態の配慮）などで食べられるようになることが多い。みんなで一緒に食べることの楽しさや、他者と食べるときのルール（食事のマナー）など少しずつ知らせていく時期である。

(1) 食具、食器、調理形態の配慮（写真1参照）

子どもが使いやすいスプーンやフォークを用意する。調理形態でもスプーンの使用の際には、スプーンに載る大きさに切る、フォークで食べやすいような形態にするなどの配慮をする。

下の写真は、右が1歳前後の乳児用のもの、左が2歳前後の幼児前期用のものである。1歳前後用は手づかみでも食べられるように魚を切り身のまま盛り付けてある。2歳前後ではスプーンによる自食が中心になるためスプーンにのる大きさに予めカットしてある。

1歳児前後では大人一人が1～2人の子どもの介助に当たるため食べられる大きさにその場で介助用のスプーンで細かくすることができるが、2歳前後では子ども4～5人を介助するため子どもの面前で4～5人分をカチカチと音を立てながら細かくしてやることは望ましくないと考えられる。そのため予めカットし子どもがスプーンを使って一人で食べやすいようにしてある。（J保育所の例）



(写真1)

(2) 1～2歳児の食行動上の問題点

・嘔まずに丸のみしてしまう、よく噛めない、口に溜めてしまうなど

子どもをよく観察し、噛まないのか、嘔めないのかを見極めることが大切である。嘔まないで飲み込んでしまう場合、食欲が旺盛でスプーンを口に運ぶ速度の速い子ども等に見られる。口の中のを嚥下してからスプー

ンを持っていくことを伝えていく。食事の形態が合っていないことが原因のこともある。噛まない場合、食べものを奥歯の方に持っていつているかどうかを確認する。

噛めない場合、離乳食の段階で問題がある場合もある。形態を少し戻して丁寧に進める必要がある。また噛めない、飲み込めないなどの状態が改善されない場合は、身体の他の部分の発達に問題がないか、口腔機能に障害などがないかを調べるため専門機関と連携をとる必要がある。この時、保護者の気持ちには十分配慮しながら、専門機関への受診をすすめる。

・好き嫌いが多い

この時期の好き嫌いは一過性のことが多い。しかし、過度に好き嫌いが多かったり食欲がない場合は、空腹を感じて食卓に着く体験が乏しいことが考えられるため生活リズム全体を見直す必要がある。近年は、離乳の完了時に母乳やミルクなどを飲んでいるケースが多くみられ、2歳を過ぎて夜中に母乳を飲んでいることがある。夜中に母乳などを飲んでいる場合、日中に食欲がないのは当然のことであろう。保育所においては日中の活動を充実させ、夜にまとまった睡眠がとれるように配慮することが重要である。

・落ち着いて食べない

食事に集中できる環境を整えることが大切である。2歳児は好奇心が旺盛な時期である。食事中に食事以外の興味あるものや事柄が目に入るとそちらに気が奪われるのは発達上でも当然のことである。保育所においては、遊んでいる子どもの歓声などが聞こえる場合、目に入る場所に玩具などが置いてある場合など食事に集中しにくい。家庭においてはテレビは必ず消すなどの配慮が大切である。また、ある程度食べていれば、だらだらと最後まで食べさせようとせず、時間を決めて食事を切り上げることも重要である。

4. 3～5歳児の食行動の発達

3歳頃になると、基本的な運動能力が育ち食事の自立ができるようになる。「自分でできる」という気持ちが強くなり食事でも大人の介助を拒んだりするようになる。徐々に箸を使うようになるため、一緒に食べる大人の箸使いは手本となるように正しく使うことが大切である。また、個人差があるが、奥歯が生えそろい硬さのあるものでも噛み砕くことができるようになるため、調理形態は良く噛んで食べるものを用意する。

おおむね4歳になると「自分と他人の区別がはっきりと分かり、自我が形成されていくと自分以外の人をじっくり見るようになり、同時に見られる自分に気付くといった自意識を持つようになる」（保育所保育指針 解説書）食事のマナーについては、「見られている自分」に対する「気付き」が重要であり、この時期になると子どもなりのマナーへの理解が可能になる。友達や先生と一緒に食べることの楽しさを味わいながら、食事のマナー

を守ろうとする姿見られる。

5歳ころには食事を含む基本的な生活習慣が確立し生活に必要な行動のほとんどを一人でできるようになる。自分のことだけでなく人の役に立つことが嬉しく誇らしく感じられ、進んで大人の手伝いをしたり、年下の子ども世話をしたりするようになる。（保育所保育指針 解説書）給食当番などの食事準備や後片付けなど、役割分担や使命を科せられることで子どもなりの責任感をもって行うようになる。

社会性が発達するにつれ、生活の中で見たり聴いたりする様々な体験を通して大人の行動を再現するようになる。食との関連においては、食事の準備をする母親の姿を真似て料理や食事の場を再現する「おままと」などのごっこ遊びが見られるようになる。

しかし家庭においては、外食や、中食の多用から、作った人の顔が見えない料理を食べる機会が増えている。幼児期の「おままと」では、子ども達の間にも共通にイメージされる大人の姿が必要であるが、食事準備をする親の姿が見えづらい状況下では、イメージを共有するためにも保育所給食における「調理する大人」の存在意義は大きいと考えられる。

(1) 食行動を支える食器と食具の配慮

姿勢良く食具を正しく使って食べるようになるためには、テーブルや椅子の高さに配慮し、食器や食具も適切なものを選ぶようにする。3歳過ぎから箸を使用するようになるので、箸の形状や長さも使いやすいものを用意する。

(2) 箸の使用に関する調査

箸の使用については、近年正しく使えない子どもの増加が明らかになっている。保育所においても給食時の箸の使用時期については検討課題である。

本研究では家庭および保育所における箸の使用状況と、指導方法の実態を調査した。

調査対象は東京都内の保育所6園と、その保護者で、得られた回答は2歳児・3歳児・4歳児・5歳児クラス、計259名（回収率71.2%）であった。

調査の結果から、子どもが家庭で箸を使い始めた時期は、3歳以上3歳6か月未満が最も多く（42%）、次いで3歳6か月以上4歳未満（18%）であった。また2歳6か月までに箸を使い始める子どもの割合が約10%であり、一方、4歳6か月以上で使い始める子どもの割合は5%強であった（図1）。

家庭での箸の使用のきっかけとして「家族が使っているのを見て使いたがったから」がもっとも多く、次いで「使わせたかった」であった。また、「使わせたかった」より「園ですすめられたから」が多い保育所もあり、使用の開始について保育所が家庭をリードしている現状も見られた（図2）。

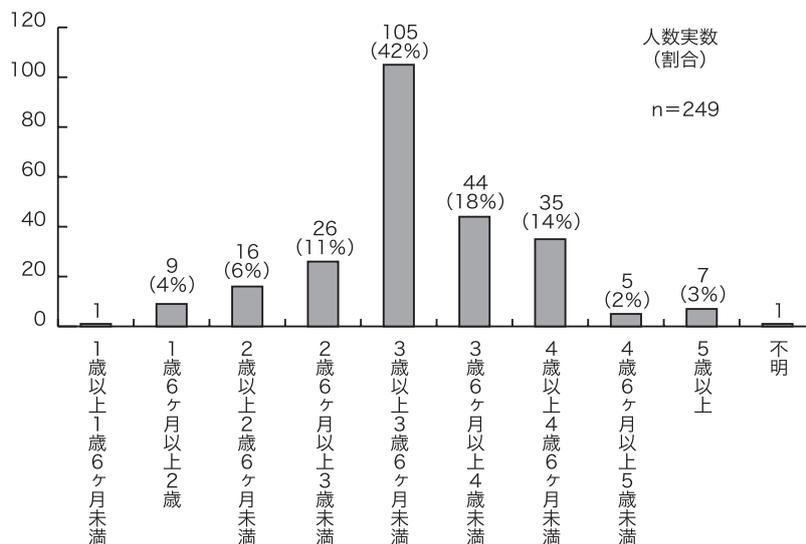
保育所で箸の使用を開始する基準は「スプーンを上手に持てるようになってから」とした回答が6園中5園で、その他、「(スプーンを) 三点持ち、スプーン以外にも鉛筆や筆などがしっかり持てる。遊びの中で箸を使用して様子を見る。はさみ、色鉛筆が三指で持てる。」といった基準も見られた。開始の時期は2歳児クラスまたは3歳児クラス（実年齢では3歳6か月～4歳）からであったが、年齢による区分ではなく、子どもの食具の持ち方で対応している様子がわかった。また、2歳児クラスから開始する園では、子どもに対する保育士の人数が2歳児クラスの方が多く、個別対応に適しているためとした理由もみられた。

箸の種類（形状）については、すべり止め付きのものを使っている家庭が過半数（図3）であったが、保育所で使用している箸は6園ともすべり止め無しのも

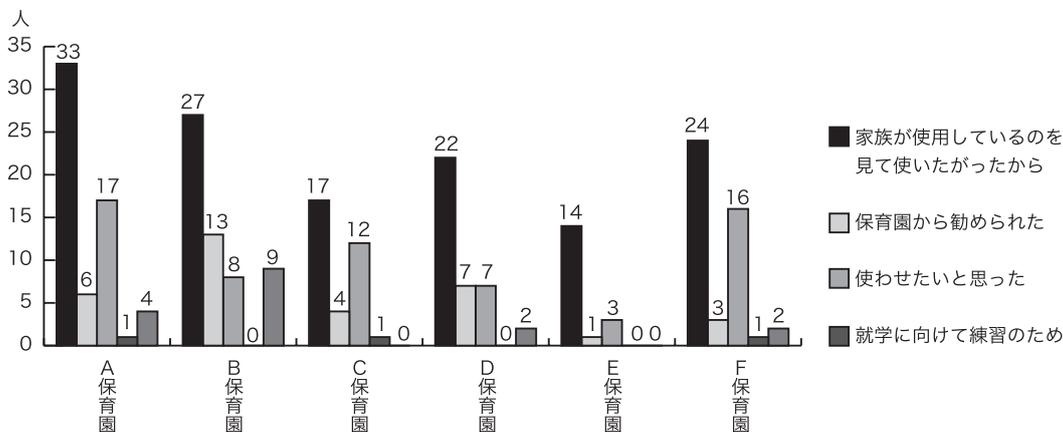
用していた。箸の指導は保育士または栄養士（調理員）が食事中に負担にならない程度に指導したり、遊びの中で指導したりしている。また、保育所においては箸の使用を意識した調理形態（箸でつかみやすいようにしている、和食の献立を多くしている、茶碗など子どもが持ちやすいものを選んでいる）など給食時の配慮をしていた。一方、家庭では調理形態の配慮より、使いやすい箸を選ぶという食具の配慮がみられた。

食具の使用については家庭と連携しながらすすめていくことが大切であるが、調査の結果からは、保育所の給食時に箸の使い方を指導することを始めとして調理形態の配慮など家庭での指導を補完または代替して行い、また家庭に対しても「給食だより」等を通じて箸の正しい持ち方の提示など家庭をリードするような実践がみられた。

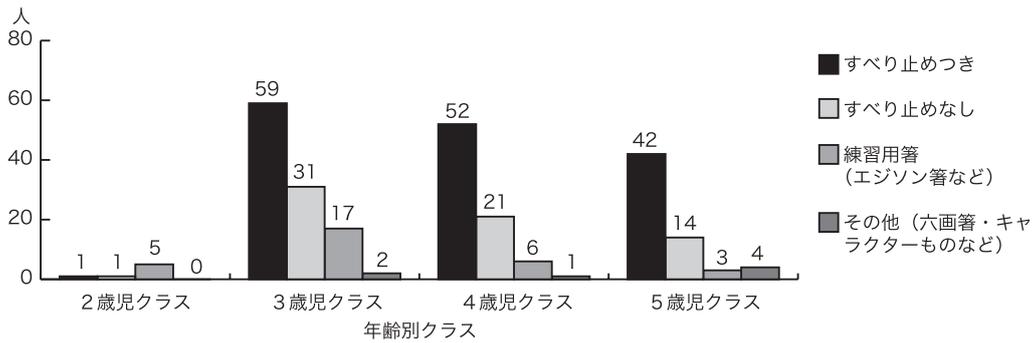
（図1）家庭で箸を使い始めた時期



（図2）家庭で箸を使うようになったきっかけ



(図3) 家庭で使用している箸の種類



5. 保育所における生活時間の現状

近年、子どもの生活リズムの乱れが指摘され、「早寝早起き朝ごはん」運動をはじめとして、生活リズムを整えるための取り組みが全国的に推進されている。生活リズムを整え、空腹のリズムをもって食卓に向かわせることは、子どもの食行動を改善することにもつながる。起床、就寝、3度の食事と間食の時間を決めることで生活のリズムが身につくことを家庭にも伝え、保育所と連動した1日のリズムを考えていくことが重要である。

(1) 保育所の生活時間について

・給食の提供時間について

3歳未満児クラスで担当制を行っている保育所では、登園の早い子ども(朝食を早く食べてくる子ども)から順次食べるなど家庭での食事時間に合わせて給食時間を設定したり、離乳食では個別の給食時間で提供している現状がある。幼児クラスについては、家庭の生活時間より保育の主活動との関連で給食の提供時間を決めたり、縦割り保育を実施しているところでは年齢の低い子どもから食事をする園などの方法をとっている。

おやつ(間食)の提供については、3歳未満児クラス(離乳食以外)には午前9時～10時までの間に牛乳、ヨーグルト、果物、ビスケット+お茶などの間食を与え、未満児、幼児クラスともに午後3時～3時半に軽食を含む手づくりおやつや市販のせんべいなどを提供している。また、延長保育を行っている保育所では午後5時半～6時半までの間にふかし芋、無添加の市販菓子、おにぎり、サンドイッチ、果物等の提供をしている園がある一方、3歳未満児は各家庭から持参、3歳以上児は提供しない園などがある。

・昼寝時間について

昼寝時間と就寝時間の関連については議論の対象となるところであるが、3歳以上児で徐々に昼寝時間を減らしていき、5歳児クラスの1月～2月からは昼寝時間を設けないなど、就学に向けて就学後の生活リズムを意識した生活時間を設定している保育所が多い。

・家庭における生活時間の把握について

1日の生活リズムは保育所と家庭の両方の場が連続性

をもって形成されることが望ましいため、家庭における生活時間の把握は重要である。

家庭の生活時間の把握には、登園時に保育士が口頭で確認する、連絡帳や連絡ボードの利用、アンケート調査(生活実態調査)を行うなどの方法が取られている。

(2) 保育所における生活時間の配慮と指導のあり方

保育所においては低年齢であれば家庭生活の延長としての生活時間の設定を行い、年齢が上がるに従って保育所の活動時間をもとに家庭を巻き込んでいく形で生活リズムの形成を行っている現状がみられる。

学童期では朝食の欠食と学力や体力の低下との関連が明らかにされているが、幼児期には就学に向けた望ましい生活リズムの確立が課題である。そのためには、保育所における生活時間を子ども自身も認識し、見通しをもった生活行動を行うことができるような環境の配慮が必要である。給食の提供時間や昼寝時間の配慮が生活リズム形成に大きな影響を及ぼすものであることを保育者は常に意識して家庭との連携、現状の把握に努めることが大切である。

また、家庭の事情によっては不規則な生活時間を余儀なくされるなど、子どもにとっての生活リズム形成が困難な場合も生じる。多様な家庭の実態に合わせて、就学に向けた保護者との話し合いの場を持つことや、必要に応じて保育所児童保育要録などを通じて小学校との連携を図ることも重要である。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」2003
- 2) 厚生労働省「保育所保育指針 解説書」2008 フレーベル館

【協力保育園】

- 宗教法人 安養寺 光徳保育園
 社会福祉法人 こぶしの会 こぶし保育園
 社会福祉法人 ベタニヤホーム 富士見保育園
 社会福祉法人 わかみや福祉会 南砂第二保育園
 社会福祉法人 新田保育園
 社会福祉法人 虹旗社 杉並ゆりかご保育園／のほら分園
 社会福祉法人 葛飾福祉館 葛飾区本田保育園
 社会福祉法人 代々木鳩の会 等々力保育園
 社会福祉法人 清和福祉会 大野山保育園

他2園(公立保育園を含む)

給食従事者(栄養士、調理師、調理員)の業務の専門性と業務の進め方

1. 保育所給食の運営体制の整備

現代は組織の時代、管理の時代と云われるように、保育所給食は小規模とはいえ、管理体制をしっかりと立ち立て、給食がスムーズに運営されるように体制を整えることが大切である。よく事業は人なりというが、いかなる事業でも人を得るとともに、経営的な視点から組織的な運営を図ることが大切である。

保育所給食を支えるスタッフとしては栄養士（管理栄養士を含む、以下同じ）、調理師、調理員、事務員（専任がない場合が多い）等である。また、保育所の栄養士配置状況を平成21年の社会福祉施設等調査によりみると、保育所の栄養士配置数は6,918人で保育所設置数22,286か所に対する配置率は31.0%である。

このように栄養士未配置施設が多く、保育所給食の運営管理体制を整えるためにも、栄養士配置率の改善が望まれる。

また、保育所給食は小規模ではあるが、給食業務を円滑に実施するため、組織的な運営が大切である。

保育所の給食組織の備えるべき要件を挙げると

- ①栄養士、調理師、調理員など職員を確保する。
- ②各職員の職責と権限を明確にする
- ③職員相互間の連携、協力体制をつくる。
- ④給食業務を計画的に遂行出来るようにする。
- ⑤業務の統制をはかり、能率向上に努める。
- ⑥人間環境のよい、楽しい職場環境をつくる。

など、運営体制を調えることが大切である。

2. 保育所の給食管理者の業務

給食管理の円滑な実施のためには、給食管理者(栄養士が配置されている場合は栄養士、未配置施設では適任者)を設定して、実施体制を整えることが大切である。

給食管理者の備えるべき要件をあげると

- ①給食業務に精通し、管理能力がある。
- ②給食業務の運営方針、目的を明確にする。
- ③必要な意志決定をするとともに、実施体制の整備、評価をする。
- ④業務の全体量に合わせた従業員の適正配置をする。
- ⑤自己啓発、自己研鑽に努め、模範を示す。
- ⑥所属職員への権限の適正委譲と、業務の適正配分をする。
- ⑦業務全体を把握し、専門的業務をつかさどる。
- ⑧関連部門、関係機関との連絡調整をする。
- ⑨話し合い、協議の機会を増やすなどである。

3. 栄養士、調理師(員)等の業務

(1) 栄養士の業務

栄養士は、給食管理の責任者として専門的な知識、技

能を活かして、園児の栄養管理、栄養・食育指導、給食管理、衛生管理などに当たる。具体的な業務を例示すると

- ①専門技術者としての識見のもと、組織の管理・運営に当たる。給食業務の全体を把握し、改善策を検討する。給食部門の適切な業務分担に当たる。
- ②食事摂取基準（2010年版）に沿った給与栄養量、食品構成を決定する。それに基づき、献立作成、栄養価の算定をする。
- ③栄養管理の立場に立った、食品購入、納入品の検収に当たる。
- ④食物アレルギーなど、特別配慮の必要な児の食事の調整にあたる。
- ⑤衛生管理の責任者として、全体責任を持つ。検食、保存検食の実施。
- ⑥園児の発育段階に応じた栄養指導、食事指導、健康に関する指導を実施する。
- ⑦給食の効果の検討・評価
・残食状況の観察・調査、嗜好調査、定期的な健康状況調査、体位計測等
- ⑧関係する各部門との連絡調整、給食運営委員会の開催、運営に当たる。
- ⑨給食施設、設備の改善整備に努める。各種報告書の処理に当たる。
- ⑩保護者家庭、地域社会に対する食生活の改善に関する啓発指導
- ⑪給食関係職員の訓練、研修計画の立案と実施。給食改善のための調査研究などを積極的に実施する。
- ⑫その他給食管理運営業務の改善に関すること。

(2) 調理師(員)の業務

- ①調理作業の準備、材料の仕込み。
- ②献立に基づく調理を行う。（一般食、行事食・郷土食など特別食の調整）。絶えず合理的な調理方法を研究し、調理技能の向上を図る。
- ③調理品の盛り付け、配膳を行う。
・適切な盛り付け、清潔、美観の向上
・喫食率の改善のための工夫
・食事環境改善の為の工夫
- ④調理設備、厨房機器の管理、手入れを行う。常時調理施設の清潔保持に努める。
- ⑤食器の回収、洗浄、消毒保管。
- ⑥厨芥・残菜の処理、調理施設内外の清掃

(3) 給食関係事務職員の業務（未配置の場合は他の職員が当たる。）

- ①給食部門の経理事務を行う。
- ②給食用物資の購入、保管などの事務を行う。
- ③食品の保管、食品貯蔵庫の管理、在庫量の把握と受払い。

- ④給食関係施設設備、調理器具などの整備、調理者の被服、履物などを整え、給食作業に支障のないように図る。
- ⑤調理室、倉庫、付属施設（事務室、更衣室、休憩室、食堂など）の管理に当たる。

4. 他職種及び地域との連携

保育は子どもの全人的な育ちを支援する施設であるので、保育所長のもと保育士、栄養士、看護師、調理師などの専門職種がそれぞれの専門性を活かして、連携のもと質の高い保育をすすめたい。

また、地域における子育て支援の関係機関としては、保健所、地域子育て支援センター、保健センター、児童館、子育てサークル、食に関するNPO等があるので日頃の業務を通じて連携を密にしたい。保護者間の連携も大切である。保育所に在園する発育期の乳幼児は、健康面で問題を抱えている子どもも多い。保健所や病院、診療所等の保健、医療機関との連携を密にして、緊急時の対応、日頃の子どもの健康管理を図りたい。

5. 調査研究のすすめ

保育所給食は園児の健康維持の基盤であるばかりでなく、給食を通じて望ましい食習慣をしつける栄養教育の場であるなど、精神的な面、教育的な面で果たす役割は

大きい。

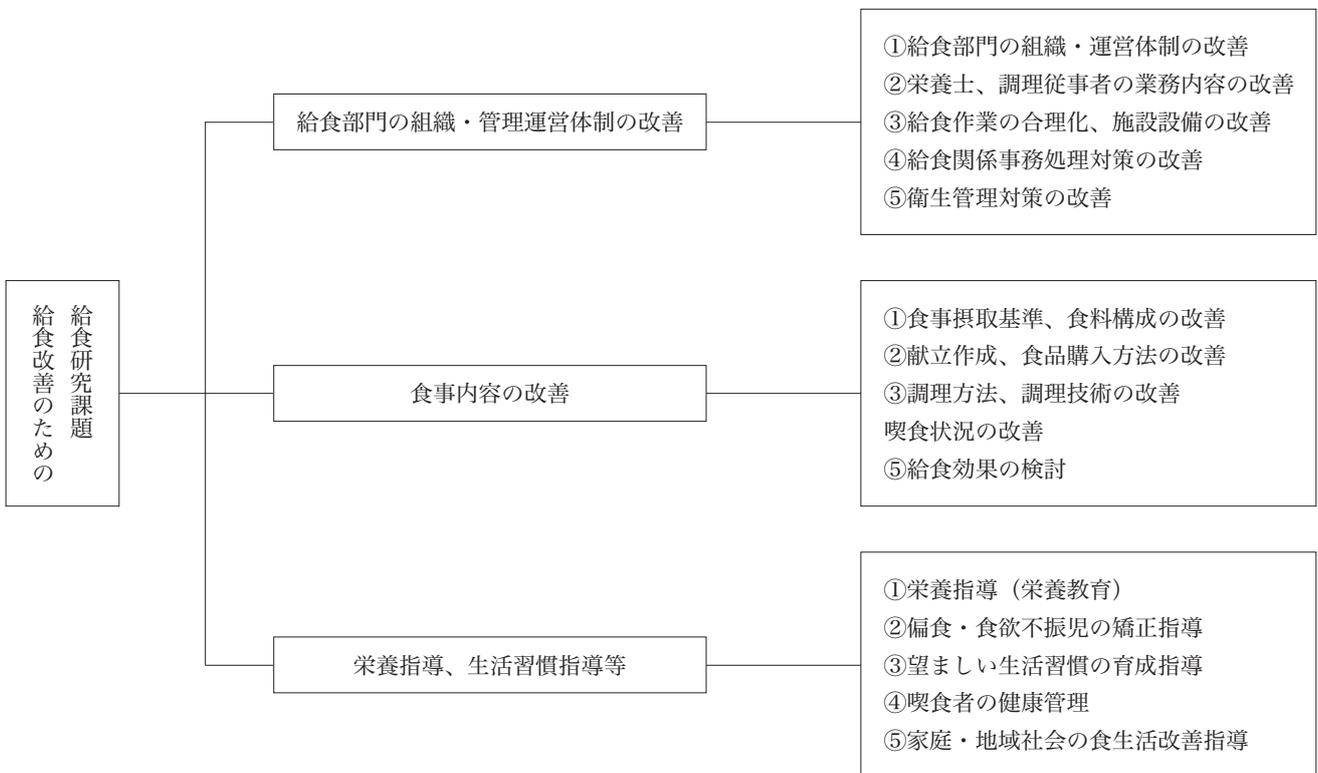
一般的にみると、給食業務は、機会的に繰り返す単純業務のように見られが

ちであるが、給食の管理は、機械的に繰り返す単純業務ではなく、管理技術を必要とする業務であり、常に改善意識をもって、調査研究に取り組みたい。そのためには、専門職の研修制度の充実が必要である。保育に占める科学的研究の推進は、保育の質を高めるために極めて大切である。

特に近年は、食生活水準も向上し、より高い嗜好の充足と作業能力の向上を図るための施設設備の改善、作業の省力化が要請されるなど給食は計画的、科学的管理の下に運営することが求められている。

栄養士は、このような社会的な要請を背景として、日常の給食業務を評価し、問題点を見出し、これを科学的に改善していく努力、すなわち調査研究活動に力を注ぐ必要がある。

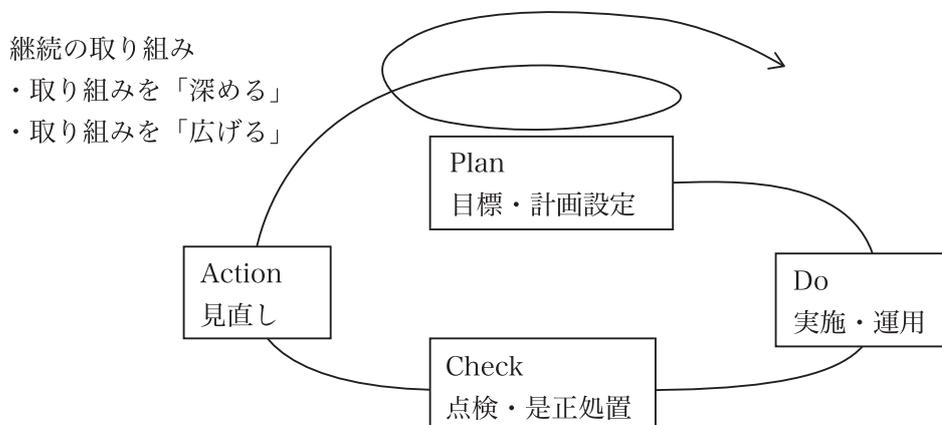
調査又は研究を計画するに当たっては、何を知りたいか、改善課題は何か、を明確にして取り組みたい。給食改善の課題は多岐に亘るが、その中から各園で最も関心の深い重要な課題を選び、テーマを決定し取り組むようにしたい。次は保育所給食として取り上げたい調査研究課題を例示したものである。



6. 給食管理におけるP D C Aサイクル

保育所における給食管理の推進過程をP D C Aサイクルで示すことが出来る。すなわち、Plan（目標・計画

設定）、→Do（実施・運用）、→Check（点検・是正処置）→Action（見直し）の循環過程に沿って進め改善を図る。



P D C Aサイクルを活用した給食管理

7. 保育所給食の実践活動(対象の把握から評価まで)

- ①園児の健康状況、生活習慣等の状況把握：保育所として子ども達の健康問題、生活習慣、地域の食環境、現在取り上げている給食の活動等の実態について、現状把握する。
- ②問題の整理：把握した現状の分析、現在検討又は実施中の給食改善、食育活動について、問題点は何か、どのような施策を講じたら効果的かなど、問題点を検討し課題を探る。
- ③目標の設定：検討された問題点などを踏まえて、子どもがどんな姿に育ってほしいか、目指す子どもの姿を設定する。
- ④計画の立案：改善目標を踏まえて、何をどう変えるか狙いを明確にし、そして、どのようなことをしたらよいか、どのような方法で計画をすすめるか行動計画を作成する。
- ⑤発達段階に沿った食育実践活動：作成した行動計画に沿って、年齢別、クラス別等の別に、発達段階に沿った食育の実践活動を進める。
- ⑥集団の教育：園児のクラス別に年齢に沿って、担任保育士や栄養士等が園児に食べ物の話などをする。
- ⑦個別対応：幼児で食生活上問題のある子ども、例えば、アレルギーのある子ども、食欲不振、偏食、小食などの問題のある子どもに対して、個別に優しく話しかける、場合によっては、保護者同伴で相談にのってあげる。
- ⑧評価：計画した事業が、どれだけの成果が上がったかを評価し、次の計画に反映させる。食育は単なる知識の普及ではなく、食生活における態度の変容、行動の変容がねらいである。究極的には、望ましい食習慣の

育成がねらいである。

- ⑨実態把握のための食生活調査：保護者を対象に園児の家庭での食事のとり方について調査票を用いて調査する。保育所での調査では、保育士、栄養士等が園児の食事状況を、指導前と指導後について、個別に観察して調査表に記録し、問題点の改善状況をチェックする。

8. 保護者に対する面接(カウンセリング)の技法

保護者の子どもをめぐる食の心配ごとは、偏食、小食、早食い・遅食い、肥満・やせ、アレルギーなど極めて多様である。食事や食育指導は、親密な対人関係の中でのカウンセリング手法が効果的である。しかし、中にはやる気なければ、関心のない人に対しては、情報提供と実行しなかった場合のリスク等について、成功例なども参考にして、やる気を起こさせ実行に移したい。

対象者とのコミュニケーションを図るためには、①上からの目線にならない。②なるべく具体的なイメージを伝える。③出来れば「気づき」を与えるようにしたい。(人は自ら気づいたことはやってみようとするものである。気づきを与えられるようなヒントを如何に伝えるかである。)

人間は本来、自分でものを考え、自分で行動を決定していく主体的、創造的な存在であることの視点にたって、カウンセリングは進めたい。

9. 子ども・子育てビジョンと食育の推進

平成22年1月に政府は「子ども・子育てビジョン」を策定されている。そこでは、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）を掲げ、少子化対策から、子ども・子

育て支援を基本理念として、社会全体で子育てを支えていくことが謳われている。「子どもは社会の希望であり、未来の力である」、そして子ども達の笑顔があふれる社会の実現が課題であるとなっている。食は、まさにその源泉、食育の時代の構築こそ、その基本であろう。

政府は平成19年度から11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、地方公共団体や関係団体等と連携して「生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを」呼びかけている。

「家族の週間」では、是非とも、家族揃っての食事、楽しい食卓を目指して、家庭では加工食品ばかりでなく、手作りの心を込めた料理などを通してコミュニケーションを図りたいものである。

平成17年6月に制定された食育基本法では、子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯に亘って健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置づけられている。

厚生労働省の乳幼児栄養調査等によると、家庭の乳幼児の保護者にとって、栄養問題で一番困っていることは、出産直後や離乳食の開始時期に授乳や子どもの食事への不安が高まること、4歳未満の幼児の朝食の欠食率がかなり高いことが明らかにされている。

このため、厚生労働省が平成19年に取りまとめた「授乳・離乳の支援ガイド」について、よく理解し、子育て支援に活用したい。また、平成22年に厚生労働省が策定された「児童福祉施設における食事の提供ガイド」、それに、平成20年4月に施行された保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）の5章の健康及び安全の項に「食育の推進」として、「食を営む力」の育成を目標とした留意点が示されているので、これらを参考に保育の中に、しっかりと食育を位置づけたい。

参考資料

- 1) 藤澤良知編著 ネオエスカ給食経営管理・運営論 第3版 2005年5月 同文書院
- 2) 平成23年版厚生労働白書 厚生労働省編 平成23年8月26日発行

- 3) 平成23年版子ども・子育て白書 内閣府編 平成23年7月15日発行
- 4) 平成23年版食育白書 内閣府編 平成23年7月29日発行

保育所における食育活動の現状

1. 食育活動の始まり

平成17年食育基本法が施行され、家庭、学校、保育園、地域などを中心に食育を推進するために、食育の基本理念が示された。この食育基本法では前文のはじめに「21世紀におけるわが国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である」と書かれている。そして、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要であって」と示され、「食育」は「知育」「徳育」「体育」の基礎となるものと位置づけられている。

平成16年厚生労働省から「保育所における食育に関する指針」が通知され、「食育」という言葉は保育所の中に広く知られるようになった。しかしながら、保育所栄養士や保育士の食育勉強会等では「クッキング保育をしなくては…」「食育紙芝居をしなくては…」「エプロンシアターを購入して…」などという理解が先行していた。平成20年くらいまで、「食育」という言葉は広がっていたけれど本当の理解はまだ広まっていなかったように思う。

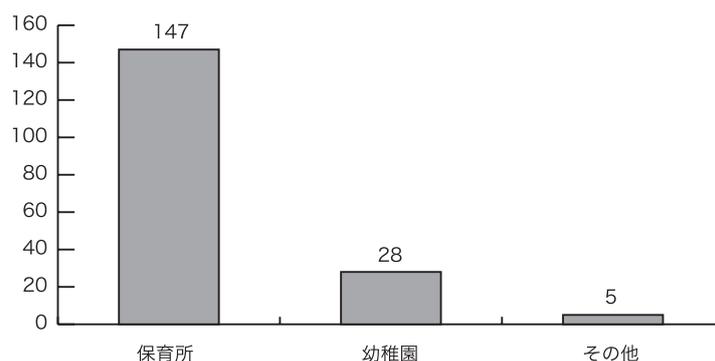
2. 「食育コンテスト」に見る保育所の食育活動の現状

本研究の代表研究者はあるNPO団体が平成18年度から毎年実施している「食育コンテスト」*の審査員をしているところから、応募された活動内容について、入賞した活動レポート57編を分類、集計して、乳幼児を対象にした食育活動の現状を考察してみた。

このコンテストへの応募状況について図1に示す。

5回にわたる応募数は180、うち保育所からの応募が147件（82%）、幼稚園28、また保育所を管轄する市役所

図1 応募された施設の種別（施設数）



担当課1、認定子ども園1も含まれている。

入賞した活動のレポート作成者について見ると、第1回、2回はレポート用紙様式に作成者の記載がなかったために不明であるが、3回以降の活動についての集計では、レポート作成者は栄養士が最も多く、次いで施設長、保育士、調理師（員）、主任保育士、保育士、栄養士（調理師・員）の共同作成の順となっている（図2）。

保育所における栄養士の配置率は、40パーセントに至らない現状の中で、乳幼児の食育活動に栄養士が健闘、活躍している現状が把握することができる。

さらに、入賞した食育活動の内容を「食育の5項目」に分けてカウントした結果を図3に示す。応募された活動内容は1レポートには多種にわたる活動が記録されているため、「食育の5項目」に分類カウントして集計したものである。

活動内容について以下のとおり分類した。

- ①「食と健康」
 - 健康・食事指導
 - 食への関心を高める

- 味覚教育
 - 給食担当者が園児への食事指導
 - 家庭との連携
 - 地域の子育て支援の中の食育活動

- ②食と人間関係
 - 食育間の連携
 - 家庭との連携
 - 地域との連携
 - 食事マナー

- ③食と文化
 - 食文化の伝承

- ④料理と食
 - 調理・クッキング

- ⑤命の育ちと食
 - 栽培、飼育、環境教育

以上の5項目の中で、活動内容を本研究で分類した結果では「食と健康」の項目に属すと考えられる内容が一番多かった。これは、レポート作成者が栄養士であったことが関係していることも考えられる。

図2 レポート作成者の職種（施設数）

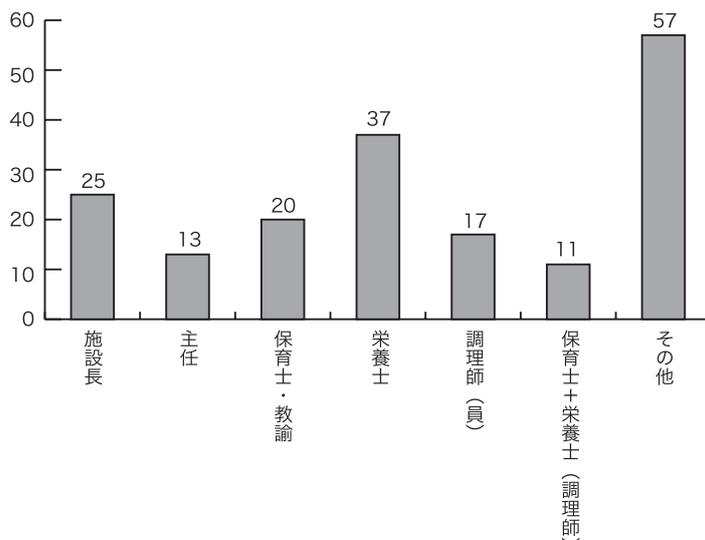
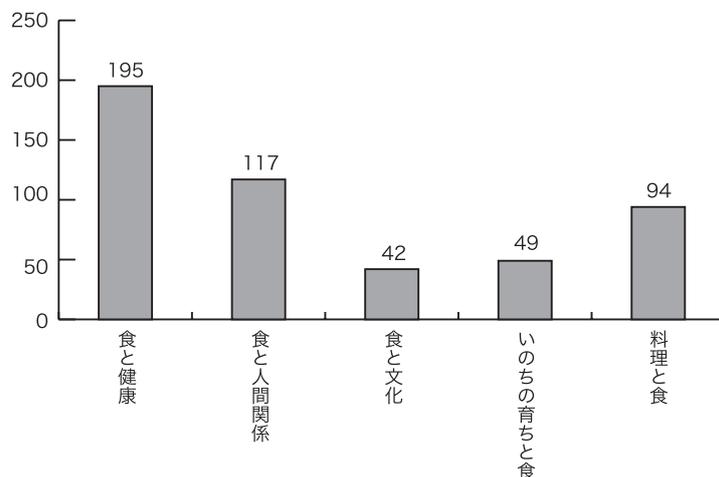


図3 5項目別の食育活動（件数）



一般的に多く見られる活動は田畑あるいは園庭で、都会では屋上やベランダのプランターで野菜や米を育て、収穫して調理して食べるまでを体験する活動が多く報告されていたという印象があったが、以上のように分類したところ、その活動を通じて子どもたちにこれらの体験を通じて伝えるための保育者側の意図と子どもたちの感動につながっていない例も見られた。

食べ物が口に届くまでの様々な過程を知り、これらの活動が保育園児の食生活の改善だけでなく、家庭への食に対する意識の向上につながっているという望ましい結果も報告されている。しかし、この過程の中には、「食育の5項目」の要素がすべてあるにもかかわらず、「育てて」「食べて」「美味しかった」という活動報告にとどまっていることが多い。

「食育の5項目」の中で重要な要素であると思われる「いのちの育ちと食」と「食と文化」の項目が少なかったが、対象児の年齢が乳幼児であることから、保育者が活動目的の中に入れづらいのではないと思われる。野菜等の栽培記録、動物の飼育記録に留まり、その中で子どもたちが感じていることや発見などについての記録が少なかった。

また、地域で伝えられている食習慣の伝承、日本の食文化の伝承、箸使いや食事マナーなどについても、分類上では少なかった。

3. 計画に基づき実施されつつある食育活動

平成20年、保育所保育指針が改定され、食育の重要性が指針の中に位置づけられた。コンテストに応募された活動レポートをすべて読んだ感想として、これを機会に応募される食育活動の内容が、イベント型の活動から保育の年間計画に基づいて実施されている活動がレポートされるようになってきた。

そもそも保育所の食育の位置づけは、保育所全体の計画の中にきちんと組み込まれて実施しなければならない。保育所全体の計画の中に提供する食事の計画（献立内容）があり具体的な食育活動が組み込まれることが望ましい。また、計画作成に当たっては、保育士、栄養士、調理担当者等それぞれの専門分野から意見を出し合って取り組んでいくことも重要である。保育所の職員はそれぞれの専門分野から、子どもを中心において、専門的な知識や技術を使ってどのような食育活動が実施できるか検討が必要である。

4. 計画の中に子どもの姿を

食育活動で多く報告されている「野菜を育てる」「食べ物の働きを知る」「調理をする」の活動が、子どもを通じて家庭の食生活の改善につながることも期待されている。保育所の子どもたちは乳幼児期、発育発達の重要な時期である。この時期のさまざまな食の体験がその子の一生の食と健康に影響を及ぼすと考えると、保育所、

家族、地域などの子どもを取り巻く環境とのかかわりも重要である。現在、保育所に子どもを預けている親の世代の食生活に対する意識のあり方が、子どもたちの食生活に善悪さまざまな影響をおよぼしていることがある。その意味で、保育所における食育活動は、子育ての大変重要な役割となっている。

このように、多様化した現代社会の中で、一生を健康で過ごすための基本となる「食生活」をどのように身につけさせるかが大切な課題となる。今現在、保育所ではどのような活動が必要であるかについて、子どもがおかれている環境を十分把握した上、子どもたちの将来の健康生活が描かれた食育活動が求められる。

ともすれば、保育者が実施したい「食育」が実施され、子どもたちが後追いつくような活動も報告されていることもあるが、あくまでも、子どもを中心において保育者、家庭、地域がつながる食育活動の実施を望みたい。

5. 食育の基本は毎日提供される給食を基本に

保育所における食育活動は、毎日提供されている給食が基本であると考えている。コンテスト応募の活動内容でも、多くカウントされたている「食と健康」の項目は、給食が保育園で調理され、提供されていることに関連付けられた活動になっている。

毎日提供する食事には栄養的な配慮、適切な食材の選択、調理方法、そして楽しく食べる食事環境づくりなど、食育にかかわるたくさんの情報が存在している。保育所給食は食べている子どもたちだけでなく、保育所職員や家庭へも、給食を通じたメッセージを伝えることにより、食育の基本として活用する大切なものであると考える。

活動内容の分類の詳細を、資料5に示す。

参考資料

- 1) NPO法人キッズエクスプレス21 食育お役立ちブック 第1回食育コンテスト活動事例集2007
- 2) NPO法人キッズエクスプレス21 第2回食育コンテスト活動事例集2008
- 3) NPO法人キッズエクスプレス21 第3回食育コンテスト活動事例集2009
- 4) NPO法人キッズエクスプレス21 第4回食育コンテスト活動事例集2010
- 5) NPO法人キッズエクスプレス21 第5回食育コンテスト活動事例集2011

資料5 食育活動の現状

()内の数字は入賞園の数

「食と健康」	第1回(7)	第2回(8)	第3回(8)	第4回(9)	第5回(9)	合計	入賞園	備考
●健康・食事指導								
媒体やゲーム遊びなどを使ってバランスよく食べることを知らせる	4	2	3	4	3	16	⑤	
食べられる量やバランスを考えて自分で給食を盛り付ける(お弁当詰めも含む)	1	2	2	2	1	8		
歯の健康・かむことの大切さを知らせる	1	1	3	2	3	10		
排便の習慣づけ	2	1	1	0	1	5		
食事・運動(あそび)・睡眠のバランスをとる【生活習慣】	2	2	3	2	2	11		
離乳食への取り組み	0	1	1	1	0	3		
アレルギーへの対応	0	2	0	0	1	3		
小学校との連携	0	0	1	0	1	2		
小計	10	11	14	11	12	58		
●食への関心を高める								
食事の準備や後片付けをする	3	0	2	1	1	7		
給食の食材を見る・見る・触れる・子どもの前で調理する	0	3	3	6	4	16	⑤	
地域探索・散歩	2	1	3	3	4	13		
絵本やあそびを使った食育	7	5	5	4	7	28	③	
献立の工夫	0	1	0	1	1	3		
小計	12	10	13	15	17	67		
●味覚教育	3	1	2	2	1	9		
小計	3	1	2	2	1	9		
●職員間の連携								
調理員・栄養士が保育室で食育	0	0	1	3	1	5		
小計	0	0	1	3	1	5		
●家庭との連携								
食事調査	2	0	1	0	0	3		
給食試食会	2	1	3	3	3	12	⑤	
弁当指導	0	1	0	0	1	2		
食育の講演会・講習会	6	4	1	1	2	14	⑥	
アンケート	1	4	1	3	1	10		
小計	11	10	6	7	7	41		
●子育て支援								
給食の試食	1	3	1	1	2	8		
離乳食など食に関する相談・講座	1	3	0	1	2	7		
小計	2	6	1	2	4	15		
「食と健康」合計	38	38	37	40	42	195		

「食と人間関係」	第1回(7)	第2回(8)	第3回(8)	第4回(9)	第5回(9)	合計	入賞園	備考
●職員間の連携								
調理員・栄養士が保育室で子どもと一緒に給食を食べる	2	1	1	0	1	5		
小計	2	1	1	0	1	5		
●家庭との連携								
おうちレシピの紹介	0	0	0	1	2	3		
給食のサンプル展示	0	0	3	3	3	9		
食育活動を掲示して紹介する	1	2	2	4	0	9		
おたより(レシピ配布も含める)	5	5	6	4	5	25	④	
栽培物を家庭に持ち帰って食べる	4	0	1	1	0	6		
食育行事(お祭り・誕生会)への参加・ボランティア	0	4	2	2	0	8		
小計	10	11	14	15	10	60		
●地域との連携								
地域の方の協力を得て食育活動をする*	5	5	4	5	6	25	④	
地域とかわりのある行事をする(収穫祭・餅つきなど)	4	3	3	2	1	13	⑦	
園や保育者が地域の食育ネットワークや研修会に参加する	0	0	1	1	1	3		
小計	9	8	8	8	8	41		
●食事のマナーを身に付ける	3	2	4	1	1	11	⑤	
小計	3	2	4	1	1	11		
「食と人間関係」合計	24	22	27	24	20	117		

* 田畑を借りる・栽培への援助・専門施設の利用・ヘルスメイト・近隣の大学とのコラボ・食材納入業者からの協力・地域の方から提供された食材を使うなど

「食と文化」	第1回(7)	第2回(8)	第3回(8)	第4回(9)	第5回(9)	合計	入賞園	備考
●食文化の伝承								
和食中心の献立	2	3	0	0	0	5		
保存食作り(みそ・干し柿など)	1	4	1	2	5	13	⑦	
行事食(餅つき・お月見団子・誕生会など)を作る・食べる	2	3	3	3	3	14	⑥	
郷土料理・伝統料理を食べる	2	1	2	1	0	6		
お箸の指導	0	2	0	1	1	4		
小計	7	13	6	7	9	42		
「食と文化」合計	7	13	6	7	9	42		

「いのちの育ちと食」	第1回(7)	第2回(8)	第3回(8)	第4回(9)	第5回(9)	合計	備考
●栽培活動をしている	7	8	7	7	7	36	①
●飼育・酪農体験	3	1	1	0	1	6	
●環境教育	1	0	1	1	2	5	
●いのちと食を考える	0	0	0	0	2	2	
「いのちの育ちと食」合計	11	9	9	8	12	49	

「料理と食」	第1回(7)	第2回(8)	第3回(8)	第4回(9)	第5回(9)	合計	備考
●調理							
栽培したものを給食食材に使用	3	1	2	3	1	10	
栽培したものを調理してもらって食べる(給食以外で)	2	1	1	2	1	7	
栽培したものを子どもたちが自分たちで調理して食べる	7	7	5	5	6	30	②
給食の下ごしらえをする(米とぎ・ご飯炊きを含める)	1	5	0	2	4	12	③
クッキング保育(栽培したものでない食材で)	1	4	0	3	3	11	④
採取したものを食べる(山菜・きのこ・海産物)	0	3	2	2	5	12	⑤
親子クッキング	1	4	0	5	2	12	⑥
小計	15	25	10	22	22	94	
「料理と食」合計	15	25	10	22	22	94	

離乳期の食事支援（調乳・離乳食）

—保育所における離乳食の実践—

乳児保育を実施している保育所においては、家庭との連携がより重要になる。入所時の面談で家庭における離乳食の進み具合、アレルギーの家族歴などを知ることにより、一人一人の乳児に見合った給食を提供することができる。入所時面談には給食の担当者も立ち会うことが望ましい。

1. 家庭との連携

(1) 入所時の保護者との面談

入所前の個別面談においては以下の点について把握する。

- ・ 出生児の状況
- ・ 乳汁の種類（母乳・人工乳・混合）
- ・ 育児用調製粉乳の銘柄（使用している乳首の種類・穴の大きさ）
- ・ 授乳量・間隔
- ・ 離乳の開始時期（開始の有無）
- ・ 食べたことのある食品
- ・ アレルギー体質の有無
- ・ 家族のアレルギーの有無
- ・ 家庭で食事に気をつけていること
- ・ その他、家庭からの要望など

(2) 離乳食の説明会・試食会などを通じた家庭への離乳食支援

- ・ 離乳食の個別説明会…離乳食の開始前後に個別に保育所の離乳食の進め方を実際の離乳食を示しながら説明する。また、調理の方法を見せよう。
- ・ 給食の懇談会（試食会）…離乳食を始めとした給食の試食会。レシピの紹介、子どもの食事場面の映像の紹

介など。

(3) 家庭との連携の実際

保護者と共に離乳食を進めることが重要ではあるが、1日の大半を過ごす保育所と週末や夜間、早朝のみの生活が中心の家庭では全て同様に進めることは実際には難しいと考えられる。進め方については保育所がリードしながら乳児の食べ方や食べる量など日々の進み具合を報告し、家庭からも健康状態や便の性状など伝えてもらうなど、子どもの情報を共有することで連携を図ることが重要である。その際、家庭連絡帳などの利用が有効であるが家庭連絡帳のやり取りに栄養士（または調理担当者）が加わることが大切である。そのためには、調理を担当する栄養士または調理員が離乳食を食べている子どもの姿を常に見ておく必要があり、一人一人の子どもの発達や家庭の状況に合わせた離乳食を提供することが望ましい。

2. 離乳食のすすめ方の実際

① 離乳食の開始ころ

- ・ 5～6か月 なめらかにすりつぶしたもの（ポタージュ状から次第にジャム状に）

乳児が空腹を感じる時間に食事を提供するために、離乳食を始める前には授乳時間をしっかり把握する。ゆったりと落ち着いた雰囲気の中で、信頼関係のある保育士等が、やさしく言葉を添えながら与える。この時期は、スプーンに慣れることが大切である。スプーンの形状はボール部分が平らに近いものを使い、乳児の口の中になめらかにすりつぶしたものを入れスプーンを水平にした状態でスプーンと抜くようにして介助すると良い。慣れるまでは唇の閉じ方も弱く舌が前後に動くため唇の両脇から離乳食が垂れてしまうが、次第に口の脇から漏れることなく舌の前後運動で上手に取りこむことができるよう

になる。

②離乳食に慣れて2回食のころ

- ・ 7～8か月（中期）舌でつぶせる固さのもの（豆腐ほどのかたさのもの）

この頃になるとスプーンの形状は丸いボールの部分が前期のころより少し大きく深めのものになる。舌の上に載せたものを上顎でつぶして食べるようになる。したがって、調理形態は舌でつぶせるかたさ、大きさのものが適当である。食品の幅も少しずつ広がり、味付けも、風味付け程度の味噌やしょうゆ、ケチャップ、塩、砂糖などを使うようになる。早い子どもでは、後半になると手づかみも出てくるので、手に持って食べられるスティックの煮野菜やパンの耳などを持たせる。

③離乳食の後半のころ

- ・ 9～11か月（後期）歯ぐきでつぶせる固さ（バナナほどの固さのもの）

中期食より硬さも少し増し食品の幅も広がり大人の食事に近づいてくるが、味はごく薄味で、調理形態も大人のを刻んだだけのものとは異なる。

手づかみが盛んになるので、手に持って食べられるような形態にすると自分で食べようとする気持ちが育つ。前歯は上下が生えてくるので、前歯で噛みとって食べるようにするためにも少し大きめのものも持たせることも大切である。この時期は、特に食べ方に個人差があるので、乳児の様子を良く見て調理形態を配慮する。

④離乳食が終わるころ（手づかみ食べるころ）

- ・ 12～18か月（完了期）大人と同じようなもので子どもが食べやすいようにしたもの

食事のパターンもほぼ決まり、朝、昼、夕と1～2回のおやつで4～5回で十分な栄養が摂れるようになる。この頃になると、それまでの離乳食でよく食べている子どもでも急に食べなくなったりムラが出ることもある。食事時間を決めてダラダラ食いをしないようにすることも大切である。

奥歯の歯ぐきがしっかりしてくるので、歯ぐき部分で噛みつぶして食べるようになる。口の中で舌の動きも上下左右と自在になる。家庭ではこの頃になると大人と全く同じものを食べさせがちで、味付けが濃くなる、脂肪分が多くなる、甘いお菓子のおやつが多くなるなどの傾向があるが、食生活の基盤をつくる時期であるため食環境を整えていくことが重要である。

⑤離乳食に使用する食品について

近年は食物アレルギーを持つ子どもが増えているため離乳食で使用する食材にも注意が必要である。特に保育所で離乳食を開始する乳児の場合、初めて食べる食品が保育所になるケースも少なくない。家庭で初めての食品

を1～2回与えてから保育所でも使用を開始している保育所もあるが、すべての食材について家庭で確認することは、日中子どもを預けて就労している保護者にとっては必ずしも容易ではない。そのため、①アレルギーの発現率の高い食品についてのみ確認を取る、②食物アレルギーの疑いのある乳児についてのみ家庭での食材確認を行う、③保育所で新しい食品を使うことを保護者に了解してもらい症状の出た場合には救急でかかりつけに搬送するなど緊急時の対応も含め保護者との取り決めをしたうえで食材の幅を広げる等、保育所によって対応の方法も様々である。

3. 離乳期の発達段階と食事形態の関連

離乳食を進めるにあたって、乳児の身体の機能や発達に見合った食事形態を考える必要がある。

- ・ 消化吸収機能…消化吸収の大部分は小腸において行われるが、消化酵素の活性化がまだまだ未熟であるため離乳食には消化の良い食品を使用する。
- ・ 咀嚼機能の発達…離乳食開始頃は舌の前後運動で食物を送りこんでいる。7～8か月頃になると舌を上下させて舌で食物をつぶして食べるようになる。9か月ころからは乳白歯部分（奥歯）の歯ぐきの方に食物を持っていき歯ぐきでつぶして食べるようになる。1歳4か月頃からは乳白歯が生え始めるので噛むことが少しずつできるようになる。このような口の機能に合わせて調理形態を配慮する。
- ・ 身体の成長…離乳食開始後は、徐々に乳汁の量が減り栄養摂取の比重が離乳食に移行するため、その内容は栄養バランスの取れたものを提供する。エネルギーが十分かどうかは、成長曲線をつけて体重の増加から判断する。
- ・ 味覚の形成…離乳期は将来の味覚を作る基礎となる。食品の幅を広げながら薄味で調味し、食材の本来の味を教える。
- ・ 精神的な発達…6～7か月頃からは、人見知りが見られ、9～10か月頃からは、手づかみで食べようとするなど、精神的な発達も顕著である。食べさせる場所や大人との関係、手づかみしやすい調理形態にするなどの配慮が必要である。

4. 離乳食の配膳（食器・食具の配慮など）

保育所における離乳食の配膳はそれぞれの保育所の設備や人員の規模、保育方法によって様々である。盛り付け量については、一定の目安はあるものの実際に食べる子ども一人一人に適していることが重要であり、調理担当者や保育担当者が担当する子どもの食事量を把握しておくことは日々の健康状態を管理するうえで大切である。

また、食器や食具の材質や形状は離乳食が進み子どもが自ら食具を使用するようになった際の使いやすさに大きく影響する。材質が良く使いやすい食器器具を選ぶこと

が望ましいがそれぞれの保育所の予算的な部分にも関連するので、可能な範囲で子どもにとって使いやすいものを選ぶようにする。

5. 調理担当者（栄養士）と保育士との連携

保育所で離乳食を進める際には、調理形態や栄養バランス、味付けなど調理担当者側の配慮と共に、実際に子どもの食事介助に関わる保育士側の配慮の両方が重要であり、両者の連携が重要であることは言うまでもない。それぞれの配慮事項は以下の通りである。

(1) 調理担当者（栄養士）と保育士の配慮

①調理担当者側の配慮

- ・発達に見合った調理形態
- ・発育・発達と日々の活動を保障する栄養の充足
- ・安全な食材の確保
- ・衛生面での配慮
- ・おいしく食材の持ち味を活かした味付け
- ・生涯を通じて習慣づけたい献立の作成

②保育士側の配慮

- ・落ち着いて食べることのできる環境の構成
- ・信頼関係のある保育者からの離乳食の介助
- ・食事に集中できる部屋の設定（テーブル・椅子の高さなどの配慮を含む）
- ・楽しく食べることができるとの優しい雰囲気と言葉掛け

配慮事項を確認し連携を取るためには日常的な情報交換が大切である。毎日繰り返される食事場面の中で子どもの食べ方の様子を立ち話や日々の会話の中でインフォーマルな形式で情報交換されることは非常に重要であり、そのためには日常の良好な人間関係が不可欠である。

(2) 職員会議、研修会など

以下に職員間の情報交換及び知識の共有を図るための会議、研修会を挙げる。

①情報交換の場として

- ・給食会議（献立会議・食育会議・乳児クラス会議など）…給食担当者（または乳児クラス担当者）が中心となった調理担当者（代表の場合もある）と保育担当者（代表の場合もある）の小会議。
- ・職員会議（全職員の会議の場）…全職員が一堂に会した会議。（離乳食の進め方の保育所としての方針などを決める。外部研修で得られた情報を報告し全職員で知識の共有化を図る場として）

②知識を共有する場として

- ・園内研修…園内でテーマを決め同一のテーマに沿って研究を進める。

※保育士と調理担当者で離乳食の介助の方法を大人役、子ども役に分かれてロールプレイで演じながら、言葉かけ、スプーンの（口への）運びかた、コップでの水分の与え方などを学ぶといった事例報告などがある。

- ・外部研修会への参加…給食担当者と保育担当者が一堂に会し、事例報告やグループ討議などを通して情報交換、意見交換を行う。また、専門的な知識を有する講師を招いた講演会の形式などもある。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」2003
- 2) 小野友紀「授乳・離乳の支援ガイドにそった 離乳食」2005 芽ばえ社
- 3) 厚生労働省「保育所保育指針 解説書」2008
- 4) 吉田隆子監修「食育のアイデア 実践ガイド」2011 メイト

保育園給食の品質管理と標準化、危機管理

1. 給食の品質管理と標準化

給食における品質管理とは出来上がった調理品の形状、テクスチャー、味、温度などの美味しさの基準に合わせて、サービス、衛生面、安全性などに一定の基準・目標を設け、その品質の改善と維持を効率的に行う管理業務である。

(1) 給食の品質管理の重要性と業務の標準化

給食には栄養改善に加えて、その経済性、能率性をいかにアレンジするかが重要である。管理とは一定の目標を達成するために、最も良いと思われる方法を検討して、そのとおりに実行するものであり、そのためには給食業務の標準化が必要になる。

(2) 給食業務の標準化とは

標準化とは、作業のあらゆる面で規格や作業標準を具体的に企画（マニュアル）して、各担当者がこれらの基準を守り実行すれば、意図した料理が出来るようになることである。標準化するためにはルールを作って計画的に作業をすすめることであり、科学的管理の手法に他ならない。各作業については規格や作業基準（マニュアル）をつくりそのルールに従ってやれば誰がやっても意図した規格どおりに製品ができるようにすることである。

標準化は、なりゆき管理ではなく、企画に即した科学的・合理的管理をすすめることで、給食業務全般の運営などの基準のよりどころともなるものである。

(3) 衛生管理の基本

保育園の衛生管理は、大量調理施設衛生管理マニュアルを参考に、衛生管理者を置き、毎日の衛生管理を行う必要がある。しかし、保育園の厨房は規模が小さいこと

から大量調理マニュアルと同様な衛生管理は難しい場合がある。保育園の場合は、基本的な衛生管理を忠実に守り、記録をしっかりつけることを毎日行うとよい。

①調理従事者の心得

- ・調理従事者の健康管理と身支度をしっかりとこなす。
- ・手洗いをきちんと行う。（手洗いは作業が変わるたびに丁寧におこなう。）

②食材の扱い方

- ・生肉・魚介類・鶏卵・豆腐類は納品温度や賞味期限を確認のうえ、泥の野菜等、汚染の可能性のあるものを扱った場合もきちんと手指の消毒を行う。食材により、汚染用シンクときれいなものを洗うシンクを分けて使用する。（シンクが少ない場合はきちんと洗浄して次の作業にとりかかる。）

③調理作業上の衛生

- ・二次汚染を防ぐ。汚染食品と非汚染食品の作業場所はなるべく離して作業する。どうしても分けられない場合は汚染作業が終了後、配膳台をしっかりと消毒する。
- ・加熱をしっかりと行う。85℃1分以上の加熱調理を心がける。（何箇所か測定）
- ・生食食品・調理済み食品は特に衛生面に気を付けること。
使い捨て手袋をアルコールで消毒し使用。（素手で触らない。）
衛生的な、まな板・包丁・キッチンばさみなどを使用する。
- ・出来上がりの物は速やかに提供する。原則として調理してから2時間以上経過したものは提供しない。夏場は冷蔵庫で保管するなど腐食を防ぐ対応をする。
- ・検食
事前の事故を防ぐため、できあがった食事を子供たちが食べる前に、園長等が味や固さを確認する。
事後の原因究明のため、原材料・調理済み食品を約50g程度-20℃以下の冷凍庫で2週間以上保管する。

④給食室内の清掃、整理

- ・毎日の業務が忙しくても、必ず給食室の清掃、整理は行う。とくに、給食室内に生ごみや、ダンボールなどごみの放置が無いように。
清掃は月単位、週単位、日単位で清掃箇所を決めて行う。

⑤食品衛生自主点検表

- ・保育園の調理室の規模や器具内容にあった点検表を作成する。（表1）
また、チェック項目が多いと煩わしいので、保育園で必要な項目をまとめて最低限の項目にし、簡素化

する。

(4) 食食品質のチェックポイント

食事の評価は園児には評価が難しいので、給食関係者が、出来上がった料理の自己評価、園児の喫食状況を観察して、評価することになる。

出来上がった料理の評価は

- ① 園児の身体の発達や食事の摂取能力に沿ったものか。
- ② 園児の嗜好や精神的満足感を考慮したものであるか。
- ③ 料理の味付けはどうか。食塩、砂糖、酸味、脂肪分などの使用量は適当か。
- ④ 食材の切り方、大きさ、量など適当か。
- ⑤ 季節感などとり入れられているか。
- ⑥ 献立などバラエティに富んでいるか。

2. 食品の表示制度

A. 食品購入にあたっての表示の見方（食品の表示制度の概要）

保育園でも多くの加工食品を購入されているが、表示ラベルをどう見るか、年々制度が複雑になって分かりにくい点も多い。保育所等の集団給食において食材の購入に際し、直接関係する制度は栄養表示基準制度、期限表示制度、アレルギー除去食品等であるが、他の食品表示についても理解を深め活用できるようにしたい。

(1) 食品の表示制度に関する法律

近年、外食産業の発展とともに各種加工食品が増加し、国民の健康志向から各種の栄養成分表示もすすんで、食品の表示は多様化している。

食品の表示に関する法律と主な表示内容は以下の通りである。

- ① 食品衛生法に基づく、食品の衛生に関する表示制度
- ② 農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく、食品の品質表示制度
- ③ 健康増進法に基づく食品の栄養に関する表示制度
- ④ 不当景品類及び不当表示防止法に基づく、食品の不当表示を排除する法律
- ⑤ 計量法に基づく食品の量目に関する表示制度
- ⑥ 消費者庁設置に基づく食品の表示の消費者庁への一元化

などである。

所管も厚生労働省、農林水産省、内閣府（消費者庁）、経済産業省、公正取引委員会などにまたがっている。

(2) 特別用途食品制度（図1）

健康増進法第26条の規定による特別用途食品は適正な使用が必要な者に用い、健康に及ぼす影響が大きい食品である。平成21年から新しいニーズに対応するため、次のような区分となった。また、保育所の場合はアレルギー除去食品、乳児用調製粉乳など利用頻度が高いと思われる。

表1 保育園食品衛生自主点検表（例）

食品衛生責任者		園長確認印					
点検事項		月日	/	/	/	/	/
		記入者					
	健康状態は良好か（風邪、下痢、ひどい手あれ、化膿症）つめは短く切り、時計、指輪アクセサリーなどは外したか	氏名					
	給食室専用の清潔な白衣、三角巾、履物を着用しているか（毎日）						
	三角巾から毛髪がはみ出していないか						
	きちんと手洗いをしているか						
材料の納品に際して立ち会い、品質、量、鮮度などの確認をしたか							
納品時間	肉類						
	魚類						
	牛乳類						
	豆腐類						
	卵類						
	中華麺類						
	野菜、果物類						
冷蔵庫の温度は何度か（5℃以下）		℃	℃	℃	℃	℃	℃
冷凍庫の温度は何度か（-20℃以下）		℃	℃	℃	℃	℃	℃
冷蔵庫、冷凍庫内で食品は専用の容器に入れるか、包装をして保管したか							
使用水には色、濁り、においなど異常はないか 残留塩素濃度測定（月1回）							
給食室内の温度は何度か（25度以下に調整）		℃	℃	℃	℃	℃	℃
給食室内の湿度は何%か（80%以下に調整）		%	%	%	%	%	%
食器、器具類は洗浄、殺菌、乾燥して扉のある棚に収納しているか							
調理台、配膳だな、ワゴンなどは使用前に消毒したか							
下処理をしたシンク、作業台などは使用后すぐに洗浄消毒したか							
汚染食品を非汚染食品の近くで扱っていないか							
加熱調理食品は中心部まで充分加熱されたか確認したか（85℃1分以上）							
調理済み食品、あえもの、果物などの扱いに気を付けたか							
盛り付け作業は清潔に行われたか（作業台、器具、使い捨て手袋等）							
調理後のものは速やかに提供したか（出来上がり2時間経過したものは提供しない）							
原材料、調理済み食品は保存検食をしたか（-20℃以下2週間以上）							
給食室内、食品庫、冷蔵庫内、冷凍庫内は整理整頓され清潔状態が良いか							
毎日の清掃は丁寧にされているか							
従事者専用トイレは清潔に保たれ、手指の洗浄消毒装置、専用の履物が整備されているか							

図1 特別用途食品の分類



表2 乳児用調製粉乳の表示許可基準

標準濃度のエネルギー(100ml当たり) 60~70 kcal

成分	100kcal当たりの組成	成分	100kcal当たりの組成
たんぱく質 (窒素換算係数 6.25として)	1.8~3.0g	ノイシトール	4~40mg
脂質	4.4~6.0mg	亜鉛	0.5~1.5mg
炭水化物	9.0~14.0g	塩素	50~160mg
ナイアシン	300~1,500 μg	カリウム	60~180mg
パントテン酸	400~2,000 μg	カルシウム	50~140mg
ビタミンA	60~180 μg	鉄	0.45mg以上
ビタミンB ₁	60~300 μg	銅	35~120 μg
ビタミンB ₂	80~500 μg	ナトリウム	20~60mg
ビタミンB ₆	35~175	マグネシウム	5~15mg
ビタミンB ₁₂	0.1~1.5 μg	リン	25~100mg
ビタミンC	10~70mg	α-リノレン酸	0.05g以上
ビタミンD	1.0~2.5 μg	リノール酸	0.3~1.4g
ビタミンE	0.5~5.0mg	Ca/P	1~2
葉酸	10~50 μg	リノール酸 / α-リノレン酸	5~15

注：1) ニコチン酸とニコチンアミドの合計量。

2) レチノールの量。

i. アレルゲン除去食品

- ・許可される表示の範囲としては、特定の食品アレルギー(牛乳など)の場合に適する旨。
- ・規格
 - ① 特定の食品アレルギーの原因物質である特定のアレルゲンを不使用または除去(検出限界以下の低減した場合を含む)したものであること。
 - ② 除去したアレルゲン以外の栄養成分の含量は、通常の同種の食品含量とほぼ同じ程度であること。
 - ③ アレルギー物質を含む食品の検査方法により、特定のアレルゲンが検出限界以下であること。
 - ④ 同種の食品の喫食形態と著しく異なったものでないこと。

ii. 乳児用調製粉乳

乳児用調製粉乳の表示許可基準は平成21年に表2のとおり改正。

(3) 食品表示基準制度

平成7年に栄養表示基準制度が制度化され、現在は健康増進法により健康づくりに資するような食品選択を一層支援するため

- ① 熱量やビタミンなどの栄養成分に関する何らかの表示を行う場合は、主要栄養成分等(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム、その他食品の特性に沿って表示された栄養成分)に関する標準的な表示を義務付ける。
- ② 低、減、無、強化などの栄養強調表示(例：低カロリー、減塩、ビタミンA強化)を行う場合は標準に合致した食品について、その表示を認める旨の自己認証制度が導入されている。

(4) 食品の期限表示

食品の期限表示(賞味期限・消費期限)については、平成7年に国際規格との整合性をとって、製造年月日表示から期限表示に変更し、平成15年には食品衛生法とJAS法統一(品質保持期限を賞味期限に統一)が図られた。

【賞味期限と消費期限】

現在の食品表示制度では、食品の期限表示には、賞味期限と消費期限がある。両者の関係は下記の図のとおりである。(図2、図3)

図2 「ご存知ですか？食品に必要な表示」編集：食品表示パンフレット編集委員会
発行：東京都生活文化局消費生活部取引指導課 平成23年3月発行

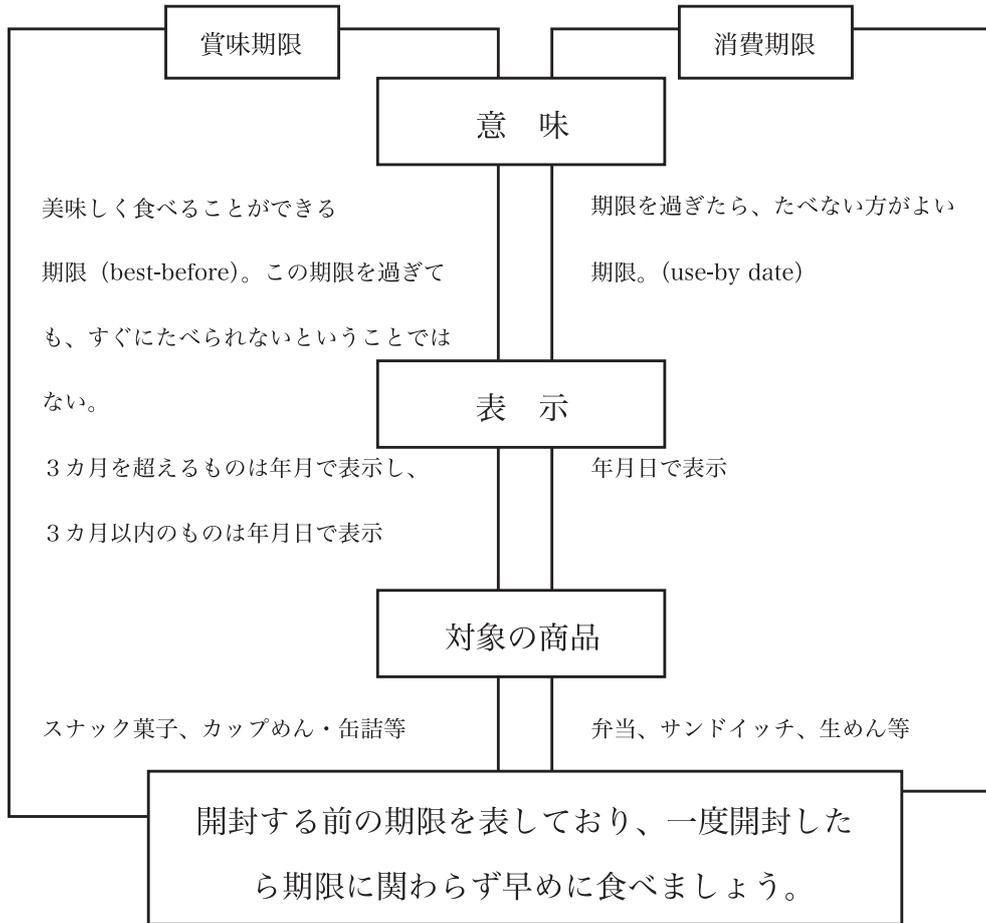
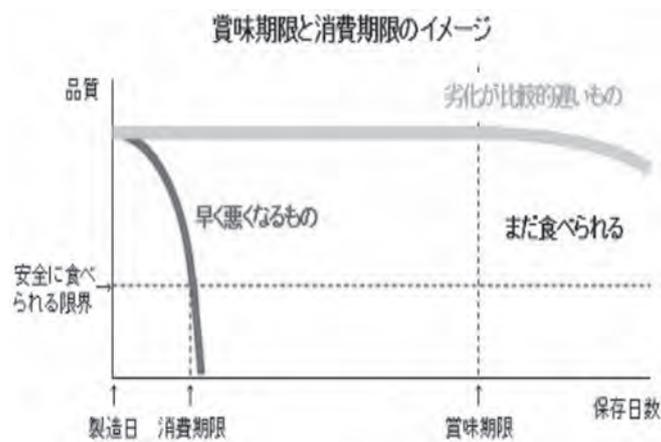


図3 資料：農林水産省HP



B. 食品の主な種類別の表示

保育所において、食品を購入する際、食品に表示されている表示をしっかりと検討する事が重要である。しかし、

表示の規定等はなかなか理解されにくいので概要をまとめてみた。

表3 必要な表示

	名称	原産地・原材料	表示方法
野菜・果物	内容を示す一般的な名称	①国産の場合：都道府県名 ②輸入品の場合：原産国名	袋への表示 立て札表示 (仕入箱に名称・原産ある場合可)
米	「精米」「うるち精米」「もち精米」「玄米」「胚芽精米」から表示	原料玄米：単一原料米は検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年が表示。	内容量：g またはkg 精米年月日：輸入品で調整・精米年月日が不明な時は「輸入年月日」を表記。 販売者：氏名・名称・住所及び電話番号 量り売りの時：名称・原産地
卵 (パック詰め)	鶏卵など一般的な名称	国産品：国産品の旨表示。養鶏場がある都道府県名や、市町村名、その他一般に知られている地名でも良い。 輸入品：原産国表示	賞味期限、保存方法：例→「10℃以下で保存」等と表示。 使用方法：例→「生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は、十分に加熱する。」など。 採卵者又は、選別包装者：氏名又は、名称、所在地表記。
魚、貝、海藻等 (パック詰めされたもの)	内容を示す一般的な名称	国産品：漁獲した水域又は、主たる養殖場が属する都道府県名。(水域が困難な場合は水揚げした漁港名又は、水揚げされた港が属する都道府県名でも可) 輸入品：原産国名表記 (生産水域の併記も認められる。)	解凍・養殖：冷凍したものを解凍して販売する場合「解凍」と表示。 養殖したものは「養殖」と表示。 賞味期限又は消費期限の表示 保存方法：例→「10℃以下で保存」等と表示。 加工者（販売業者）の名称と所在地 * 生食の場合は上記の他に「生食用」又は「刺身用」等と表示される。 * 複数の場所で養殖された場合は養殖期間の長い場所（主な養殖場）を原産地として表示。豚、牛、鶏も同じ。 * 養殖の場合は天然仕上げ、天然風味など「天然」という表示はできない。
加工食品 (パック・缶・袋などで包装された加工食品)	その商品を示す一般的な名称	国産品：製造者などの名称と所在地 輸入品：原産国名表示	食品添加物以外の原材料と食品添加物に区分し、重量の多い順に原則として使用した全ての原材料表示。また、原材料にアレルギー物質を含む場合はその旨表示。 内容量：g やml、個数など単位を明記して表示。 賞味期限又は、消費期限 保存方法：例→「直射日光を避け、常温で保存」などと表示。 製造者などの名称と所在地 * 個々の品目の特性により、表示の必要な事項や表示方法が多少異なる場合がある。
豚・牛・鶏肉	牛肉や豚肉などの獣畜の種類を示す一般的な名称を表示（ロースや焼き肉など部位や用途が表示されることもある。)	国産品：国産と表示（都道府県名や、市町村名、その他一般的に知られている地名でもよい。） 輸入品：原産国名が表示。	内容量：g などの単位で表示。 賞味期限又は、消費期限 保存方法：冷蔵庫の場合は10℃以下、冷凍食肉の場合は-15℃以下と表示。 加工業者（販売業者）の名称と所在地 * パック加工されていないものの表示 ①名称②原産地表示

3. 給食のヒヤリハット

(1) 報告と記録

アレルギー源となる食品の誤食や、食事提供後の不備が起きた場合は、必ず担当者が上司（主任・園長）に報告し、報告書に記載すること。次回の危機管理に生かすために、発生時間や、発生したときの子どもの様子や職員の対処を時間ごとに記録する。

特にアレルギー源となる食品の誤食や食中毒など、食事をしてから発生までどれくらい時間が経過しているかは必要なデータである。発生時刻や、発疹が出た時間など、時間経過の記入を行う。直接子どもに関わる担任などは、記録作業はできないので、事前に連携をとり、直接子どもに関わっていない職員が時間を把握して記載しておくことが大切である。ヒヤリハット記録を、次回に生かすことが最も大切なことである。

また、アレルギー源となる食品の誤食などは、症状が即時性なのか遅延性なのかも見極める一つの手段ともなるので、きっちり時間経過を観察できる場合は観察する。

報告書の内容は職員全員が把握し、次回このようなことが起こらないよう、周知徹底する。

4. 防災・避難時の食事

今回の大震災を通して緊急事態の防災・避難時の食事として、保護者がお迎えにくるまでの間の栄養補給を目的として避難食を常備しておくことが必要である。

(1) 備蓄用品

水は必ず確保しておく。食事はおおむね1日～3日分の食事+おやつを検討する。

特に避難時は、子どもの心のケアも必要となり、一般の食事の他に子どもに受け入れられやすいビスケットや、キャンディーなどでストレスを少しでも緩和できるように配慮する。備蓄食品は、災害時用の特殊な食品ばかりでなく、一般的なレトルト食品を回転して備蓄していく方法もあるので、予算や、備蓄場所に合わせて検討する。また、乳児にはカンパンなどの固いものは食べにくいので、クラッカーなどを備蓄しておくのも良い。食

事のストックの他に、食具や鍋・カセットコンロなどの備品も忘れずに確認する。

また、離乳食（ミルクを含む。）や、アレルギー児への対応食も検討しておく。離乳食は白粥に味噌汁の具を混ぜたり、つぶしたりしてあげられるよう、避難食の内容も検討しておくとうよい。

(2) 災害時の食事対応

年に1回程度の訓練時に防災・避難食を実践し、在庫の賞味期限の確認や新しい食品のストックをすることも危機管理には必要である。年1回は必ず在庫確認しておく。

ミルクを飲んでいる子は哺乳瓶が必要だが、無い場合には使い捨てのコップで少しずつ飲ませる方法もある。また、避難訓練時に、避難経路、避難場所、食事場所の設営、トイレの確保、保護者への連絡方法等、保育園の職員全員が確認できるよう会議などで話し合っておく。

※非常食として適するのもの

- ①長期保存ができるもの（または、定期的に入れ替えが可能なもの）
- ②調理に手間がかからないもの
- ③持ち運びや配食に便利なもの
- ④栄養バランスの比較的取れているもの

参考資料

- 1) 東京都生活文化局消費生活部取引指導課：「ご存知ですか？食品に必要な表示」平成23年3月発行
- 2) 財団法人厚生統計協会：「国民衛生の動向 Vol.57 No.9 2010/2011」
- 3) 厚生労働省：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」平成23年3月
- 4) 新潟県福祉保健部：「新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」平成18年3月
- 5) 国立健康・栄養研究所「避難生活を少しでも元気に過ごすために・赤ちゃん、妊婦、授乳婦の方へ」平成23年4月12日
- 6) 東京都福祉健康局：「地震がくる前に子どものためにできること」平成19年3月
- 7) 財団法人 こども未来財団：「こどもの栄養6月号」平成23年6月

表4 保育園で必要な防災・避難食一覧（例）

品名	内容
食品	1日～3日分の避難食（例：アルファ米・レトルト豚汁・乾燥うどん・餅 果物缶詰・魚介類・肉類詰め・ビスケット・キャンディーなど）
飲料	水1人最低1日2～3リットル分（5年間もつものもある。）野菜・果物ジュース
食具等	使い捨て容器（丼・紙コップ・スプーン・フォーク・箸）ウェットティッシュ 鍋・お玉・しゃもじ・トング・キッチンはさみ・缶切り・カセットコンロ ガスボンベ・お盆・軍手・ビニール袋・ごみ袋・使い捨て手袋・万能ナイフ ラップ・アルミホイル・ビニールシート・輪ゴム・新聞紙 ライターやチャッカマンなどの着火するもの
離乳関係	哺乳瓶（使い捨て）・乳首・ミルク・レトルト離乳食・哺乳瓶消毒剤（水に溶かすもの）・離乳食用にすりつぶす道具・離乳用菓子
アレルギー関係	アレルギー対応レトルト（乾燥）食品・アレルギー用お菓子 アレルギー用ミルク

その他調味料など、長期保存が可能なものも準備するとよい。

日本保育協会保育科学研究所細則

（総則）

第1条 この細則は、日本保育協会組織規程に基づき、保育科学研究所（以下「研究所」という。）の組織等について必要な事項を定める。

（研究所の事業）

第2条 研究所は、保育所と連携して保育の科学的・実証的研究を行うとともに、その成果を広く保育士等に提供し、保育内容及び保育環境充実に貢献する事業を行うものとする。

（組織）

第3条 研究所に所長を置く。

所長は、日本保育協会の学術担当理事の中から、理事長が委嘱する。

2. 研究所に運営委員会を置く。

- ① 運営委員会は、理事長が委嘱した運営委員若干名により構成する。
- ② 運営委員会の委員長は所長が兼ねる。
- ③ 研究所の事業は運営委員会において審議・決定する。
- ④ 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- ⑤ 研究所に研究部門、事業部門及び事務局を置く。

第4条 研究活動は日本保育協会会員をもって行う。ただし会員以外は運営委員会の承認を得て「研究会員」（個人）として入会し、活動を行う。

（研究員）

第5条 研究所に研究員（非常勤）を置く。運営委員は研究員を兼ねる。研究員は所長が委嘱し、所長が指定する研究を行う。

（会費）

第6条 研究会員（日本保育協会会員以外）の会費は年間5,000円とする。ただし、研究員の会費は無料とする。

（細則の変更）

第7条 この細則は、運営委員会の議決を経て変更することができる。ただし、変更した場合には、遅滞なく日本保育協会理事会に報告しなければならない。

(付則)

この細則は平成21年4月1日から施行する。

(平成23年12月19日一部改正)

日本保育協会保育科学研究所運営委員会

- 内 田 伸 子 …お茶の水女子大学名誉教授
小笠原 文 孝 …宮崎県・よいこのもり第2保育園園長
椛 澤 幸 苗 …青森県・中居林保育園園長
河 幹 夫 …神奈川県立保健福祉大学教授
巷 野 悟 郎 …社団法人母子保健推進会議会長
小 林 芳 文 …和光大学現代人間学部教授
高 橋 紘 …東京都・至誠第二保育園顧問
田 中 哲 郎 …長野県長野保健福祉事務所所長
西 村 重 稀 …仁愛大学人間生活学部教授
福 田 武比古 …秋草学園短期大学講師
藤 澤 良 知 …実践女子大学名誉教授

(五十音順・平成23年5月現在)

社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所
保育科学研究 第2巻 (2011年度)

2012年(平成24年)3月31日発行

発行 社会福祉法人 日本保育協会

編集 社会福祉法人 日本保育協会 企画情報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

電話 03-3486-4412番(代表) FAX 03-3486-4415

<http://www.nippo.or.jp>

無断転載を禁じます
